

杉並区地域防災計画（風水害編）の修正結果について

杉並区地域防災計画（風水害編）を令和元年 6 月に修正しましたので報告します。

記

1 改定の背景

- (1) 平成 27 年の水防法改正を受け、東京都は神田川流域及び城南地区河川流域の浸水予想区域図等に関し、洪水に係る浸水想定区域図の対象降雨を「想定し得る最大規模の降雨」に変更して想定し、公表したこと。
- (2) 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法改正により、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の選定・名称等の公表、施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたこと。
- (3) その他に、災害対策基本法及び防災計画改定、内閣府の避難勧告等に関するガイドライン改定など、国、都及び区における最新の情報等を踏まえ、区の計画を修正する必要性が生じたこと。

2 改定の視点

- (1) 東京都で公表した神田川流域及び城南地区河川流域の浸水予想区域図を踏まえた「杉並区水害ハザードマップ」を作成し、区民周知を図ることで、浸水対策を強化した内容を反映する。
- (2) 浸水予想区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の選定し、地域防災計画に名称等を公表する。さらに、各施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化について記載する。
- (3) 杉並区水害ハザードマップをもとに、避難所が不足すると想定される地域に避難所を増設し、避難者対策を強化した内容を反映する。
- (4) 避難勧告等に関するガイドラインの運用・避難勧告等の発令基準の改善・土砂災害警戒区域など、変更が生じた事項を反映する。

3 主な改定点

別紙「杉並区地域防災計画（風水害編）修正概要」参照

4 改定の経過

- | | |
|------------------|--|
| 平成 30 年 12・1 月 | 防災対策推進会議
杉並区地域防災計画（風水害編）の修正方針（案）及び災害時要配慮者利用施設の選定、避難所見直し方針について決定 |
| 平成 31 年 1 月 23 日 | 防災会議
同修正方針（案）及び災害時要配慮者利用施設の選定、避難所見直しについて付議・決定 |
| 平成 31 年 1～2 月 | 防災会議委員及び東京都・防災関係機関へ意見照会 |
| 平成 31 年 3 月 25 日 | 防災対策推進会議
杉並区地域防災計画（風水害編）修正（案）の決定 |
| 平成 31 年 3 月 27 日 | 防災会議
杉並区地域防災計画（風水害編）修正の決定 |

1 背景

前回、杉並区地域防災計画【風水害編】を修正した平成 27 年以降、災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法等の改正があり、上位計画である国の防災基本計画や、東京都水防計画等が修正されました。

2 修正方針

本来、東京都地域防災計画の修正を受け、区の地域防災計画の修正を行うところですが、近年の台風や洪水等による風水害や土砂災害を踏まえて実施された水防法等の改正、避難勧告等に関するガイドラインの改定、東京都水防計画の修正等に迅速かつ確実に対応し、杉並区における風水害対策を着実に実行するため、先行して杉並区地域防災計画【風水害編】を見直し、修正を行いました。

3 主な修正項目

(1) 浸水対策の強化（第 1 部第 1 章第 1 節、第 2 部第 1 章第 4 節）

- ①想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域への見直し【P3「2計画の前提」、P31～32「2洪水ハザードマップの作成及び公表」に関する記述の追加他】
水防法の平成 27 年改正により、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に更新しました。
- ②洪水ハザードマップの作成及び公表【P31～32「2洪水ハザードマップの作成及び公表」に関する記述の追加】
上記①を受けて変更された神田川流域及び城南地区河川流域の浸水予想区域図を活用し、洪水ハードマップを改定し、その内容を反映しました。
- ③洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者への対策【P32「3洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等」、「4災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置」の項を追加】
洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等を選定し、当該施設の名称及び住所、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関する義務化等を反映しました。

(2) 土砂災害対策の強化（第 2 部第 1 章第 3 節）

- ①土砂災害警戒区域等の指定【P30「2土砂災害警戒区域等の指定」の項を修正】
平成 30 年 1 月 30 日に東京都が指定した土砂災害警戒区域等のうち、区内 7 箇所について追加しました。
- ②土砂災害ハザードマップの作成及び公表【P30「3土砂災害ハザードマップの作成及び公表」の項を追加】
指定を受けた土砂災害警戒区域等に基づいて土砂災害ハザードマップを作成（平成 30 年度作成済）し、警戒避難を確保する上で必要な事項等の周知について反映しました。
- ③土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者への対策【P31「5土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設」、「6災害時要配慮者利用施設への措置」の項を追加】
土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設を選定し、当該施設の名称及び住所、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関する義務化等を反映しました。

(3) 避難者対策の強化（第 3 部第 1 章第 1・2 節、第 3 部第 7 章第 3 節）

- ①避難所の見直し【P65「1区の水防組織」及びP70「1-1 救援本部の態勢及び活動」、P161「1 避難所開設」に関する所要の修正他】
想定し得る最大規模の降雨に変更された浸水予想区域図を基に適正な避難所配置を検討し、杉並会館及び荻窪地域区民センターの 2 箇所を優先的に開設し、浸水や土砂災害など災害状況に応じて、他の 20 箇所を開設することを反映しました。
- ②要配慮者利用施設への対策
左記（1）-③及び（2）-③ 再掲

(4) 情報収集と連絡体制の強化（第 3 部第 1・2・7 章）

- ①避難勧告等に関するガイドラインの運用【第 3 部第 7 章第 2 節 P149、P151～158】
平成 29 年の避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき、避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」に変更しました。
- ②避難勧告等の発令基準の改善【第 3 部第 7 章第 2 節 P151～P158 他】
平成 29 年の避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき、避難勧告等の発令条件について、区の実情に応じて発令できるように改善しました。
- ③防災気象情報の改善【第 3 部第 2 章第 1 節 P89～P96】
警報・注意報発表基準一覧表等（平成 30 年 5 月 30 日変更）に基づいて気象情報の発表基準を変更するとともに、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布等の気象庁が発表する防災情報を反映しました。
- ④水位周知河川における氾濫危険情報等の追加及び洪水予報河川の基準水位等の見直し【第 3 部第 2 章第 1 節 P96～102、第 3 部第 7 章第 2 節 P152～156】
東京都から通知を受ける水位周知河川（妙正寺川、善福寺川）の氾濫危険情報、氾濫危険情報伝達系統及び発表基準水位を追加するとともに、洪水予報河川（神田川）の基準水位の名称、水位等を修正しました。
- ⑤災害時要配慮者利用施設に対する伝達体制の構築【第 3 部第 2 章第 3 節 P108、109】
災害時要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達できるように、担当部署等と連携を図って情報伝達体制を定めることについて、反映しました。
- ⑥水防組織の見直し【第 3 部第 1 章第 1・2 節 P65、P67、P71 他】
一時間あたり 30mm を超える雨量情報を得た場合、注意報や警報発令前でも態勢の整備を図るよう見直しを行いました。
※その他、所要の文言整理等を行いました。

杉並区地域防災計画

風水害編

(令和元年修正)

杉並区防災会議

<目次>

第1部 風水害に強い杉並を目指して	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的及び前提	3
1 計画の目的	3
2 計画の前提	3
第2節 計画の習熟	7
第3節 計画の修正	7
第2章 杉並区の概況と災害	9
第1節 杉並区の概況	9
1 地勢の概要	9
2 面積・人口	10
3 生活環境	11
第3章 杉並区及び防災機関の役割	13
第1節 杉並区	13
1 杉並区の役割	13
2 杉並区災害対策本部各部の役割	14
第2節 東京都関係機関等	17
第3節 自衛隊	19
第4節 指定公共機関	19
第5節 指定地方公共機関	20
第6節 公共的団体	21
第2部 災害予防計画	23
第1章 水害予防対策	25
第1節 洪水対策（総合的な治水対策）	25
1 東京都豪雨対策基本方針	25
2 河川改修	25
3 水路整備	27
4 雨水流出抑制施設の整備	28
5 下水道の整備	28
6 インターネット等を活用した区民への情報提供	28
第2節 土石流、地すべり、がけ崩れ対策	29
1 がけ崩れ対策	29

第3節	土砂災害に関するソフト対策	29
1	土砂災害防止法	29
2	土砂災害警戒区域等の指定	30
3	土砂災害ハザードマップの作成及び公表	30
4	土砂災害警戒情報の提供	30
5	土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設	31
6	災害時要配慮者利用施設への措置	31
7	水害対応タイムラインの策定	31
第4節	浸水対策	31
1	浸水対策	31
2	水害ハザードマップの作成及び公表	31
3	洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等	32
4	災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置	32
5	水害対応タイムラインの策定	32
第5節	竜巻対策	33
1	竜巻災害の特性	33
2	竜巻に関する気象情報	33
3	竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達	35
4	竜巻注意情報が発表された場合の留意点	35
5	区への対応	36
第2章	都市施設対策	37
第1節	ライフライン施設	37
1	電気施設	37
2	ガス施設	37
3	水道施設	38
4	下水道施設	38
5	通信施設	38
第2節	道路及び交通施設等	40
1	道路施設	40
2	鉄道施設	42
第3節	落下物等の防止	44
1	屋外広告物に対する規制	44
第4節	有毒物・危険物等の安全化	44
1	高圧ガス保管施設	44
2	毒物・劇物保管施設	44
3	危険物施設	44
第5節	文化財の安全化	45

1	防災設備等の整備推進	45
2	発災後の対応	45
第3章	応急活動拠点等の整備	46
第1節	災害予防意識の高揚	46
第2節	施設の防災対策の推進	46
第4章	地域防災力の向上	47
第1節	区民等の役割	47
第2節	防災市民組織等の強化	47
1	防災市民組織の充実・強化	47
2	救助活動技術の普及・啓発	48
3	応急救護知識及び技術の向上	48
第3節	事業所防災体制の強化	48
1	事業者の責務	48
2	事業所防災体制の強化	49
第4節	地域による共助の推進	50
第5節	行政・事業所・区民等の連携	51
第5章	ボランティア等との連携・協働	51
第1節	一般のボランティア	51
1	ボランティアの育成支援	51
2	一般ボランティアの受入れ	51
第2節	登録ボランティア	52
1	専門ボランティア	52
2	東京都防災ボランティア	52
3	東京消防庁災害時支援ボランティア	52
4	赤十字ボランティア	53
第3節	応急対策	53
第6章	防災運動の推進	54
第1節	防災意識の啓発	54
1	防災広報の充実	54
2	防災教育の充実	57
第2節	防災訓練の充実	58
1	各機関の個別訓練	58
2	水防訓練	62
3	その他の訓練	62
第3部	災害応急・復旧対策計画	63

第1章 水防対策、初動態勢	65
第1節 水防組織.....	65
1 区の水防組織.....	65
2 都の水防組織.....	66
第2節 水防機関の活動.....	67
1 区の態勢及び活動（水害応急対策室）.....	67
2 区の態勢及び活動（都市型災害対策緊急部隊）.....	73
3 区の態勢及び活動（災害対策本部）.....	74
4 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動.....	75
5 消防機関の態勢及び活動.....	76
第3節 水防工法.....	80
1 工法.....	80
2 費用負担.....	81
3 水防施設及び資材.....	81
第4節 公用負担.....	82
1 公用負担権限.....	82
2 公用負担権限証明.....	82
3 公用負担命令票.....	82
4 損失補償.....	82
第5節 水防活動等に関する報告.....	82
1 巡視点検についての報告.....	82
2 水防活動についての報告.....	83
3 公共土木施設被害についての報告.....	83
第6節 危険物等の対策.....	83
1 石油類等危険物保管施設の応急措置.....	83
2 火薬類保管施設の応急措置.....	84
3 高圧ガス取扱施設の応急措置.....	84
4 毒物、劇物取扱施設の応急措置.....	84
5 放射線使用施設の応急措置.....	84
6 危険物等輸送車両の応急対策.....	85
第2章 情報の収集・伝達	87
第1節 情報の収集と通信連絡.....	87
1 区の情報収集体制.....	87
2 気象情報の収集.....	87
3 観測通報.....	99
第2節 情報連絡体制.....	103
1 情報連絡体制.....	103

2	電気通信の非常そ通処置.....	106
第3節	災害予警報等情報の発令・伝達.....	107
1	異常現象の通報、伝達.....	107
2	一般的な災害原因に関する情報の通報.....	107
3	気象、地象等の予警報の伝達.....	107
4	情報伝達方法.....	107
第4節	被害状況等の調査報告.....	109
1	被害状況の調査.....	109
2	区本部への報告.....	109
3	東京都への報告.....	110
4	東京消防庁.....	111
第5節	広報及び広聴活動.....	111
1	広報活動.....	112
2	広聴活動.....	117
3	報道機関への発表.....	117
第3章	応援協力・派遣要請.....	118
第1節	相互応援協力.....	118
1	東京都との相互協力.....	118
2	特別区における相互応援協力.....	120
3	他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築.....	121
4	派遣職員の経費負担.....	122
5	災害時における大型汎用電子計算機の相互支援.....	122
6	防災関係機関等との相互協力.....	123
7	協定締結先民間団体等との連携体制の強化.....	124
第2節	自衛隊の災害派遣.....	127
1	派遣方法.....	127
2	派遣要請の手続き等.....	127
3	災害派遣部隊の受入態勢.....	128
4	災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容.....	129
5	経費負担.....	131
6	派遣部隊の撤収要請.....	131
第4章	警備・交通規制.....	132
第1節	警備.....	132
1	風水害時の警備態勢.....	132
2	警備活動.....	132
3	その他.....	133
第2節	交通規制.....	133

1	風水害時の交通規制態勢	133
2	交通情報の収集	133
第3節	緊急通行車両等の確認	134
1	確認対象車両	134
2	緊急通行車両等の確認	134
3	緊急通行車両等の事前届出制度	135
第5章	救助・救急対策	136
第1節	救助・救急活動	136
1	活動態勢	136
2	消防機関による救助・救急活動	136
第2節	区民の自主救助活動能力の向上	137
1	救助活動技術の普及・啓発	137
2	応急救護知識及び技術の向上	137
第6章	医療救護等対策	138
第1節	医療救護活動	138
1	医療救護班等の編成	138
2	医療救護班等の活動	139
3	区災害対策本部救援部応急救護隊の活動	140
4	東京 DMAT の活動	141
5	都に対する派遣要請等	141
第2節	医薬品等の整備	142
1	医薬品・医療資器材の確保	142
2	医薬品等の供給	142
第3節	負傷者等の搬送体制	142
1	搬送体制	143
2	搬送方法	143
第4節	防疫及び保健衛生	143
1	防疫活動	143
2	防疫用機材等	144
第5節	動物救護	144
1	負傷動物救護所の設置	144
2	避難所における動物の飼育管理	144
3	飼い主の分からない動物の保護	145
第7章	避難者対策	146
第1節	地域における安全体制の確保	146
1	防災知識の普及・啓発	146

2	防災訓練の充実	146
3	「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の拡充・強化	146
4	社会福祉施設等の安全対策	147
5	緊急通報システムの整備	148
6	災害時における対策	148
第2節	避難態勢	149
1	避難態勢	149
2	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令	150
3	警戒区域の設定	159
4	避難誘導	159
5	災害時要配慮者利用施設の対応	160
第3節	避難所の設置・運営	161
1	避難所開設	161
2	第二次救護所の開設	162
3	被災者の他地区への移送	163
第8章	物流・備蓄・輸送対策	165
第1節	飲料水の供給	165
1	給水	165
2	災害時給水ステーション（給水拠点）の整備	165
3	給水資器材の整備	166
4	災害時給水ステーション（給水拠点）での都と区の役割分担	166
5	目標水量	167
6	区の給水態勢	167
第2節	生活用水の供給	168
1	登録生活用水井戸	168
2	学校防災用井戸	168
3	区有施設の防災用井戸	168
4	公衆浴場の深井戸の活用	168
第3節	食糧・生活必需品等の供給	169
1	食糧の供給	169
2	生活必需品等の供給	173
3	多様なニーズへの対応	175
第4節	備蓄・支援物資の輸送	176
1	輸送拠点の整備	176
2	輸送拠点の運営体制の整備	177
3	輸送体制の整備	177
4	支援物資の輸送	177

第5節 輸送車両等の確保.....	180
1 配車方針.....	180
2 配車手続き.....	180
3 車両の表示.....	180
4 燃料の確保.....	180
第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去.....	181
第1節 ごみ処理.....	181
1 基本原則.....	181
2 活動体制.....	181
3 応急対策.....	181
第2節 し尿処理.....	182
1 し尿処理の基本的な考え方.....	182
2 活動体制.....	183
3 災害時し尿処理計画の整備.....	183
第3節 がれき処理.....	183
1 がれき処理.....	183
2 土石、竹木等の除去.....	185
3 河川障害物の除去.....	185
第10章 遺体の取扱.....	186
第1節 遺体取扱の流れ.....	186
第2節 遺体の捜索・収容.....	187
1 遺体の捜索.....	187
2 必要帳票等の整備.....	187
3 遺体の搬送.....	187
4 遺体の収容等.....	187
第3節 検視・検案.....	189
1 検視・検案体制.....	189
2 必要帳票等の整備.....	189
3 区民への情報提供.....	189
第4節 火葬.....	190
1 火葬体制.....	190
2 業務手続き.....	191
3 火葬手続き等.....	191
第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策.....	193
第1節 水道施設.....	193
1 災害時の活動態勢.....	193

2	職員の活動態勢.....	195
第2節	下水道施設.....	195
1	災害時の活動体制.....	196
2	応急復旧対策.....	196
3	災害時の広報.....	196
第3節	電気施設.....	196
1	災害時の活動態勢.....	196
2	応急措置.....	197
3	応急復旧対策.....	198
4	災害時における広報.....	199
第4節	ガス施設.....	200
1	災害時の活動態勢.....	200
2	応急対策.....	200
3	復旧対策.....	201
第5節	通信施設.....	201
1	災害時の活動態勢.....	201
2	初期措置.....	202
3	通信そ通に対する応急措置.....	203
4	災害時の広報及び情報伝達.....	203
5	応急復旧.....	204
第12章	公共施設等の応急・復旧対策.....	206
第1節	道路・橋りょう.....	206
1	災害時の応急措置.....	206
2	応急復旧対策.....	206
第2節	河川.....	208
1	応急措置.....	208
2	復旧措置.....	208
第3節	区有施設等.....	209
1	区有施設等の点検.....	209
2	応急復旧対策.....	210
第4節	文化財施設.....	211
第5節	交通施設.....	211
1	災害時の活動態勢.....	211
2	発災時の初動措置.....	211
3	乗客の避難誘導.....	214
4	事故発生時の救護活動.....	215
5	浸水事故発生時の措置.....	215

6	応急復旧対策.....	215
第6節	郵便施設.....	216
1	災害時の活動態勢.....	216
2	災害時の応急対策.....	216
第13章	応急生活対策.....	218
第1節	被災者の生活確保.....	218
1	職業のあっ旋.....	218
2	租税等の徴収猶予及び減免.....	218
3	災害援護資金等の貸付.....	220
4	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給.....	224
5	被災者生活再建支援金の支給.....	224
6	日赤東京都支部による災害救援物資の支給.....	226
7	生活相談.....	226
8	郵便局の対応.....	226
第2節	中小企業への融資.....	227
1	中小企業関係融資.....	228
2	農業関係者融資.....	229
第3節	義援金の配分.....	229
1	義援金の受付・募集.....	229
2	義援金の保管及び配分.....	230
3	義援物資の取り扱い.....	230
第4節	り災証明書の発行.....	230
1	交付手続.....	231
2	証明の範囲.....	231
3	証明手数料.....	231
4	近隣自治体との調整.....	231
5	被災者台帳の整備.....	232
第5節	応急仮設住宅等.....	232
1	被災住宅の応急修理.....	232
2	応急仮設住宅の供給.....	233
第6節	応急教育.....	237
1	応急教育の実施.....	237
2	教材、学用品の調達及び支給.....	239
第7節	応急保育.....	239
1	実施場所、対象児童及び保育従事者.....	239
2	実施期間.....	240
3	事前準備.....	240

4	災害時の態勢.....	240
5	応急保育終了後の保育	241
6	民間施設における応急保育	241
第8節	災害遺児等の一時的保護	241
1	災害遺児等の受入.....	241
2	保護の期間	241
第9節	応急育成	242
1	事前準備.....	242
2	災害時の態勢.....	242
3	応急育成の態勢	243
4	委託施設における応急育成	243
第10節	労働者の確保.....	243
1	雇用対策.....	243
2	労働供給手続.....	244
第14章	災害救助法の適用.....	245
第1節	災害救助法の適用	245
1	災害救助法による救助の実施.....	245
2	災害救助法の適用基準	245
3	被災世帯の算定基準	245
4	災害救助法の適用手続	246
第2節	災害救助法に基づく報告	246
1	災害報告	246
2	救助実施状況の報告	247
3	基金の活用	247
第15章	激甚災害の指定	248
第1節	激甚災害指定の手続	248
第2節	激甚災害に関する調査報告.....	249
第3節	激甚災害指定基準等	249
第4節	特別財政援助等の申請手続.....	251
第4部	災害復興計画	253
第1章	復興の基本的考え方	255
第2章	災害復興体制の整備	256
第1節	災害復興本部の設置	256
1	設置.....	256
2	構成.....	256

3	復興本部会議.....	256
第2節	災害復興本部における分掌事務.....	256
第3節	震災復興体制の整備に係わる留意点	258
1	被害状況、地域福祉需要等の把握.....	258
2	復興計画の策定	258
3	復興にかかる財政対応	259
4	人的資源の確保・調整	259
5	用地の確保・調整.....	259
6	広報・被災者相談体制の整備.....	259
第3章	復興計画の策定、区民生活の復興	260

風水害編

第1部 風水害に強い杉並を目指して

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画であって、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1-2 計画の性格及び範囲

この計画は、区の地域にかかる防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画である。

この計画は、区及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき区が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

1-3 他の計画との関係

この計画は、防災関係機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾し又は抵触するものであってはならない。

本編は風水害に必要な対策を記載した。その他各章必要により震災編に準拠する。

2 計画の前提

区は計画作成の指標として、東京都防災会議が発表した「東京都における異常気象時の水害想定に関する調査報告」をもとに、過去の被害等を勘案して、区独自の被害想定を作成してきた。その後中小河川緊急整備計画等による50mm整備計画の推進、下水道の整備、平成20年度神田川・環状七号線地下調節池の供用開始など風水害対策に取り組んでいるが、平成17年9月に関東を襲った大雨は、杉並区において近年浸水の経験がなかった地区にも水害をもたらし、水害対策について根本的な再検討を迫る災害となった。

そこで、平成17年9月の降雨を対象として区が独自にシミュレーションを行った結果から平成18年3月に作成した「杉並区洪水ハザードマップ」や近年の水害記録（下記表）、平成30年に公表した東京都都市型水害対策検討会作成の「想定し得る最大規模降雨」による「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」をもとに区は被害想定を検討し計画作成の指標とする。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
昭和56年10月23日	台風24号	194	38	51	105		堀ノ内、和田
昭和57年9月12日	台風18号	257	62	708	376		堀ノ内、和田
昭和60年7月14日	大雨	75	73	124	176		堀ノ内、和田
平成元年8月2日	大雨	266	55	184	107		堀ノ内、和田
平成元年8月10日	大雨	83	79	32	130		堀ノ内、和田
平成2年8月8日	大雨	90	78	7	24		堀ノ内、和田
平成3年8月1日	大雨	37	37	2	10		堀ノ内、和田
平成3年9月19日	台風18号	256	40	42	42		堀ノ内、和田
平成5年8月27日	台風11号	272	40	99	175		堀ノ内、和田
平成5年11月13日	大雨	146	34		10		堀ノ内、和田
平成6年7月7日	大雨	103	91	48	138		阿佐谷、高円寺
平成7年8月2日	大雨	68	67		9		久我山、高井戸
平成7年9月16日	台風12号	144	13			倒木 19	
平成8年9月22日	台風17号	249	34	2	34	倒木 253	堀ノ内、和田
平成9年6月20日	台風7号	107	23			倒木 6	
平成10年9月16日	台風5号	190	34		4		堀ノ内、和田
平成11年7月21日	大雨	71	65	107	45		阿佐谷、区内全域
平成11年8月14日	大雨	165	39	6	4		堀ノ内、和田
平成11年8月29日	大雨	57	46	17	1		阿佐谷
平成12年7月7日	台風3号	212	29		3	倒木 1	堀ノ内
平成13年7月18日	大雨	57	57	17	28		阿佐谷
平成14年8月2日	大雨	67	53	2	2		堀ノ内、和泉
平成15年6月25日	大雨	61	47	6	16		荻窪
平成15年10月13日	大雨	64	62	1	16		荻窪
平成16年10月9日	台風22号	278	55	9	45		和田、荻窪
平成17年8月15日	大雨	99	92	15	15	土間上 8	上荻、荻窪
平成17年9月4日	大雨	258	112	1201	669	土間上 444	善福寺、西荻北、上荻、南荻窪、荻窪、成田東、成田西、松ノ木、堀ノ内、和田、阿佐谷南、井草、上井草、永福
平成18年8月12日	大雨	36	36	6	1	土間上 3 倒木 1	天沼、阿佐谷北、阿佐谷南
平成18年9月11日	大雨	43	38	1		土間上 2	久我山
平成18年10月6日	大雨	166	12			倒木 1	今川
平成19年7月29日	大雨	70	46	4	6	住家地下駐車場浸水 2 土間上 5	荻窪、久我山、西荻北、善福寺
平成19年9月5～7日	台風9号	129	16			住家一部損壊 2 倒木 15	天沼、堀ノ内、西荻北、高井戸東、清水、大宮、阿佐谷北、成田西、梅里
平成19年10月27日	台風20号	106	13			倒木 3	久我山、浜田山
平成20年4月3日	風害					住家一部損壊 1	善福寺
平成21年5月24～25日	大雨	53	50			住家地下駐車場浸水 1 土間上 6	阿佐谷、荻窪

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
平成21年8月10～11日	台風9号	65	40	2			久我山
平成21年8月30～31日	台風11号	95	15			倒木 1	南荻窪
平成21年10月7～8日	台風18号	150	46	4	5	住家一部損壊 1 土間上 2 倒木 3	堀ノ内、下井草、成田東
平成22年3月21日	風害					住家一部損壊 5	下井草、今川、本天沼、高円寺北
平成22年12月3日	大雨	93	38			土間上 1	阿佐谷北、阿佐谷南、高円寺
平成23年7月19～20日	台風6号	55	23			倒木 1	大宮
平成23年8月26日	大雨	86	72	1	4	土間上 26 事業所駐車場陥没 1	井草、天沼、阿佐谷南、高円寺南、成田東
平成23年9月2～3日	台風12号	2	1			倒木 2	西荻北
平成23年9月21日	台風15号	177	32	1		住家半壊 1 住家一部損壊 19 事業所一部損壊 1 倒木 25	上井草、桃井、西荻北、本天沼、阿佐谷北、和田、久我山、上高井戸、永福、成田東、成田西
平成24年2月29日	大雪					住家一部損壊 1	下高井戸
平成24年4月3日	暴風	34	17			住家一部損壊 3 事業所一部損壊 1	高円寺北、和泉、久我山、荻窪
平成24年5月2日～3日	大雨	194	26			倒木 1	井草
平成24年6月19日～20日	台風4号	85	26			住家一部損壊 7 倒木 16	本天沼、高円寺北、高円寺南、堀ノ内、松ノ木、成田東、成田西
平成24年9月30日	台風17号	11	9			住家一部損壊 4	高円寺南、和泉、久我山、下高井戸
平成25年1月14日	風雪					住家一部損壊 6	下井草、上荻、浜田山、成田東、南荻窪
平成25年4月6日～7日	大雨	104	46		2		和泉、下高井戸
平成25年8月12日～13日	大雨	69	67	19	5	住家一部損壊 1 土間上 20	井草、上井草、下井草、善福寺、西荻北、上荻、清水、本天沼、天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、高円寺北、永福、下高井戸、高井戸東、成田東、荻窪、西荻南
平成25年8月21日	大雨	40	34		2		善福寺
平成25年9月15～16日	台風18号	182	46	2		住家一部損壊 4 事業所一部損壊 1	井草、西荻北、上荻、天沼、阿佐谷南、和田、成田西、荻窪
平成25年10月16日	台風26号	240	36			住家一部損壊 10	本天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、和泉、堀ノ内、梅里、上高井戸、浜田山

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第2節 計画の習熟

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
平成25年10月16日	台風26号	240	36			住家一部損壊 10	本天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、和泉、堀ノ内、梅里、上高井戸、浜田山
平成26年2月8日	大雪					住家一部損壊 1	天沼
平成26年2月14日	大雪					住家一部損壊 39 住家駐車場破損等 24 事業所全壊 1 事業所一部損壊 1 事業所駐車場破損等 1	井草、上井草、下井草、善福寺、西荻北、上荻、清水、本天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、高円寺北、高円寺南、和田、方南、和泉、堀ノ内、大宮、久我山、高井戸東、高井戸西、上高井戸、下高井戸、永福、浜田山、成田東、成田西、南荻窪、西荻南、宮前
平成26年3月18日	強風					住家一部損壊 1	和田
平成26年6月24日	大雨	58	55	14		住家地下駐車場浸水等 9 土間上 11 事業所地下駐車場浸水等 1	井草、上井草、西荻北、清水、本天沼、天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、和田、堀ノ内、松ノ木、久我山、成田東、荻窪、南荻窪、宮前
平成26年6月29日	大雨	52	43	22		住家地下駐車場浸水等 6 土間上 9	善福寺、阿佐谷南、方南、和泉、大宮、久我山、永福、下高井戸、成田東、松庵
平成26年7月24日	大雨	114	73	24	14	住家地下駐車場浸水等 11 土間上 13 事業所地下駐車場浸水等 2	下井草、善福寺、西荻北、上荻、阿佐谷北、和泉、成田東、成田西、荻窪、南荻窪
平成26年8月9~10日	台風11号	44	18			住家一部損壊 1	方南
平成26年9月10日	大雨	85	69	1	1		善福寺
平成26年10月6日	台風18号	280	28			住家一部損壊 1	和泉
平成26年12月17日	暴風					住家一部損壊 1	堀ノ内
平成27年5月12日	台風6号	62	28.5	1			高井戸西
平成27年8月16日	大雨	38	34.5			地下倉庫浸水等 1	荻窪
平成27年9月9日	台風18号	140	26	2	1	住家一部破損 2 土間上 1	和田、高円寺北、和泉、成田東、方南
平成27年10月1日	風害					住家一部破損 1	南荻窪
平成28年3月28日	大雨	12	11			住家一部破損 2	阿佐谷南、堀ノ内
平成28年4月17日	風害					住家一部破損 1	松庵
平成28年4月29日	風害					住家一部破損 1	天沼
平成28年8月22日	台風9号	145.5	48.5			住家一部破損 2	和泉
平成29年3月15日	風害					住家一部破損 2	上高井戸
平成29年6月5日	大雨	6.5	6.5			住家地下駐車場浸水等 1	大宮
平成29年8月19日	大雨	56	50	1	4	住家地下駐車場浸水等 8 その他住家被害 1	善福寺、清水、久我山、西荻北、荻窪、上荻、成田西

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第2節 計画の習熟

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
平成29年9月17日	台風18号	47.5	5			その他住家被害 1 住家一部破損 1	高井戸東、梅里
平成29年10月22日	台風21号	139.5	14	1	1	住家地下室浸水等 4 その他住家被害 3	南荻窪、高井戸東、和泉、天沼、上井草、永福、今川、下井草、永福
平成30年1月22日	大雪					その他住家被害 1 事業所住家被害 1	本天沼、松ノ木
平成30年3月9日	大雨	112.5	48		1		荻窪
平成30年8月8日	台風13号	18.0	5.0			住家設備破損 1	下井草
平成30年8月13日	大雨	14.5	12.5	1		住家家財破損 2	久我山、和泉、南荻窪
平成30年8月27日	大雨	75.5	74.5	99	7	住家設備破損 86 事業所土間上浸水 37 事業所設備破損 17	井草、阿佐谷南、上高井戸、上井草、永福、下井草、高円寺南、浜田山、下高井戸、今川、高井戸東、桃井、和泉、成田東、成田西、上荻、荻窪、清水、大宮、南荻窪、本天沼、梅里、天沼、久我山、阿佐谷北、宮前
平成30年9月4日	台風21号	14.5	7.5			住家一部損壊 8 住家設備破損 9 事業所一部損壊 1 事業所設備破損 1	松庵、久我山、西荻北、梅里、善福寺、下井草、宮前
平成30年9月30日	台風24号	34.0	11.5			住家一部損壊 99 住家設備破損 64 事業所全壊 1	井草、阿佐谷南、上高井戸、上井草、高円寺北、永福、下井草、高円寺南、浜田山、善福寺、和田、下高井戸、今川、方南、高井戸東、桃井、和泉、成田東、西荻北、堀ノ内、成田西、上荻、松ノ木、荻窪、清水、大宮、南荻窪、本天沼、梅里、西荻南、天沼、久我山、松庵、阿佐谷北、高井戸西、宮前
平成30年12月28日	強風	0.0	0.0			住家一部損壊 1 住家設備破損 1	高井戸東

第2節 計画の習熟

各防災関係機関は、災害に際し、それぞれの機関の有する機能を十分に発揮するため、平素から自ら又は他の機関と協力して、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

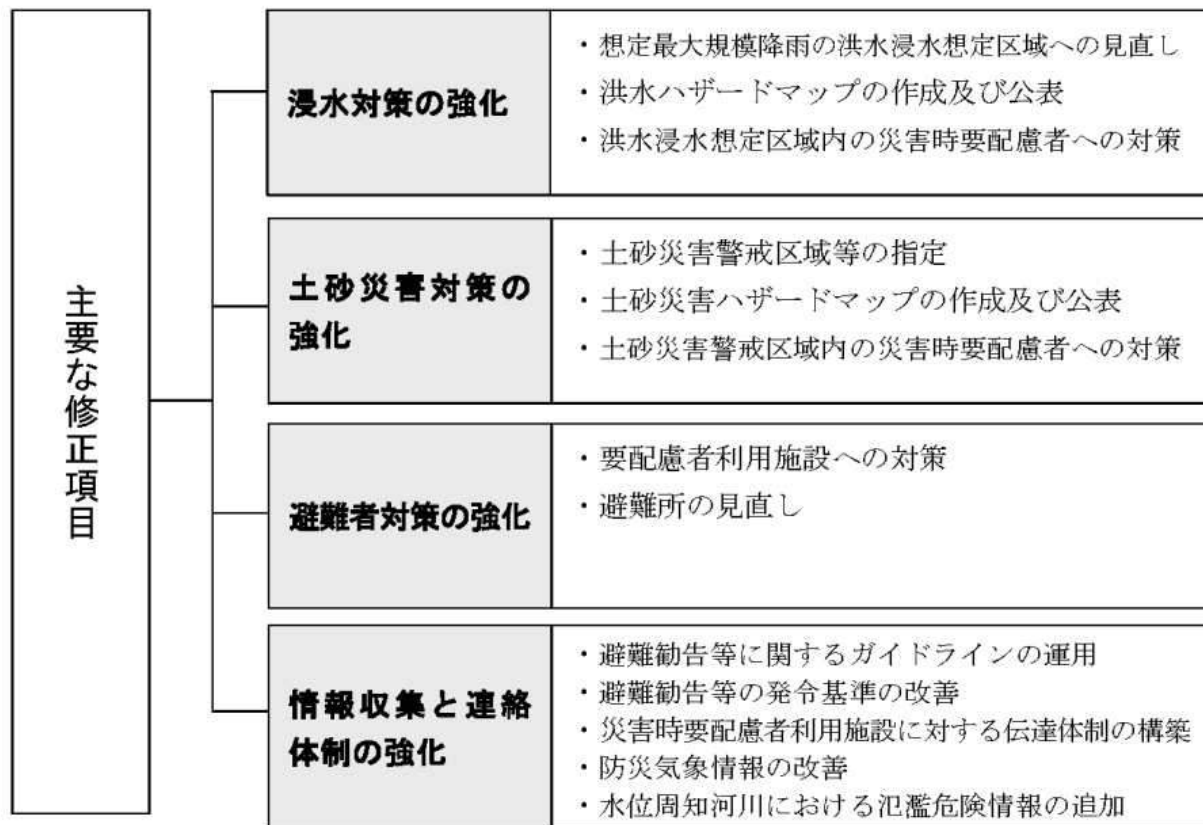
第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、区及び防災関係機関は関係のある事項について、区防災会議が指定

する期間（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

なお、平成30年度における計画修正では、「浸水対策の強化」、「土砂災害対策の強化」、「避難者対策の強化」、「情報収集と連絡体制の強化」を主な修正項目として、水害や土砂災害に関する国や東京都の施策や近年発生した災害教訓を反映した。

図：主な修正項目



風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

1 地勢の概要

1-1 位置

杉並区は、東京 23 区の西端にあり、北緯 35 度 40 分～44 分、東経 139 度 35 分～40 分に位置し、東は中野区・渋谷区、西は三鷹市・武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区に接している。

1-2 地勢

地形は、東西 7.51km、南北 7.16km で、概ね方形をなし、ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地で、西から東に向かって緩やかに傾斜している。

区内の最も高い箇所は、善福寺 3 丁目 25・34 番付近で概ね 54.3m あり、最も低い箇所は和田 1 丁目 17・18 番付近の概ね 28.6m である。

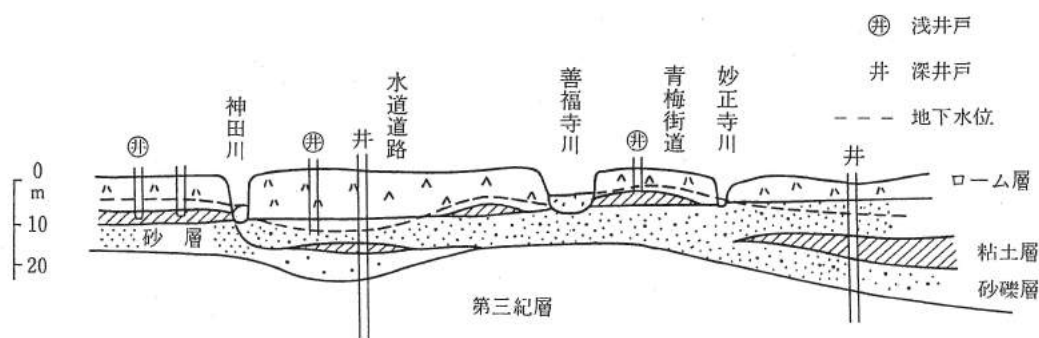
区の中央には善福寺川が西から東に貫流し、南端に神田川が、北には妙正寺川がいずれも東に向かって蛇行している。

1-3 地質

本区は、概ね武蔵野台地上にあって、その地質も山の手一帯と同じく、上部は洪積層（関東ローム層）、下部は第三紀層である。

地質の形成は、上部から褐色ローム層（3～12m）、黄褐色凝灰質粘土層（1～3m）、褐色砂礫層（3～15m）、褐色粘土層（0.5m）、青灰色粘土層（3～15m）、灰色凝灰質砂層（2～3m）、凝灰質粘土層（3～6m）の順で、各層の厚さは、場所によって多少異なっている。

図表：模式地質断面図



2 面積・人口

2-1 面積

本区の面積は、34.06km²で、23区中第8位の大きさである。

土地の利用形態では、宅地利用が全体の70.9%を占め、そのうち住宅の占める割合が79.0%を占め、この比率は23区最高である。(平成28年度土地利用現況調査(東京都))

2-2 人口

(1) 人口の推移(国勢調査による)

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
昭和50年	世帯 220,039	人 560,716	人 281,672	人 279,044
昭和55年	234,892	542,449	271,340	271,109
昭和60年	239,514	539,842	268,597	271,245
平成2年	247,693	529,485	261,504	267,981
平成7年	251,837	515,803	251,810	263,993
平成12年	268,873	522,103	254,615	267,488
平成17年	283,682	528,587	256,410	272,177
平成22年	302,805	549,569	263,837	285,732
平成27年	312,001	563,997	271,737	292,260

(2) 人口規模(平成27年国勢調査)

人口	563,997人
男	271,737人
女	292,260人
世帯数	312,001世帯
1世帯当り人員	1.81人
人口密度	16,559人/km ²

(3) 昼夜間人口(平成27年国勢調査)

区分	夜間人口	昼間人口	夜間人口と 昼間人口の差	流入人口	流出口
総数	563,997人	479,975人	84,022人	93,596人	177,618人
男	271,737	223,384	48,353	51,927	100,280
女	292,260	256,591	35,669	41,669	77,338

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

3 生活環境

3-1 道路（高速道路を除く）

（平成29年4月1日現在）

区分	総数	国道	都道	区道
総延長	737,117m	4,327m	56,681m	676,109m
総面積	4,680,216 m ²	178,337 m ²	1,055,345 m ²	3,446,534 m ²

3-2 河川

（平成30年4月1日現在）

区分	妙正寺川	善福寺川	神田川
延長	1,150m	8,460m	8,060m
改修率	41%	55%	86%

※ 延長は、区内の延長。

※ 改修率は、1時間50mmの降雨に対応する護岸の整備率で、他自治体の区間も含む。なお、現在1時間30mmの降雨に対応する護岸整備は完了している。

3-3 公園

（平成30年4月1日現在）

区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園
公園数	328箇所	4箇所	274箇所	50箇所
面積	1,171,481 m ²	521,319 m ²	624,766 m ²	25,396 m ²

区民1人当たり面積	2.07m ²
-----------	--------------------

3-4 鉄道及び軌道

（平成25年4月1日現在）

区分	JR 中央線	京王電鉄		西武鉄道	東京地下鉄
		京王線	井の頭線	新宿線	丸ノ内線
営業距離	5.78km	0.84km	6.08km	2.5km	4.9km
区内駅数	4	1	6	3	5

3-5 病院及び診療所

（平成28年10月1日現在）

区分	病院	診療所	歯科診療所
病院	20院	491院	441院
ベッド数	2,720床	63床	—

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

3-6 用途地域

(平成29年4月1日現在)

区分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域
用途面積 (ha)	2,166.8	14.9	430.3	95.9	78.1	61.6
用途面積率 (%)	63.69	0.44	12.65	2.82	2.30	1.81

区分	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
用途面積 (ha)	70.9	297.3	133.3	52.9
用途面積率 (%)	2.08	8.74	3.92	1.55

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
第3章 杉並区及び防災機関の役割
第1節 杉並区

第3章 杉並区及び防災機関の役割

第1節 杉並区

1 杉並区の役割

- (1) 区防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 緊急輸送の確保に関する事。
- (5) 避難の勧告、指示及び誘導に関する事。
- (6) 水防に関する事。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
- (8) 応急給水に関する事。
- (9) 救助物資の備蓄及び調達に関する事。
- (10) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (11) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
- (12) 公共施設の応急復旧に関する事。
- (13) 災害復興に関する事。
- (14) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
- (15) 防災市民組織の育成に関する事。
- (16) 事業所防災に関する事。
- (17) 防災教育及び防災訓練に関する事。
- (18) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

2 杉並区災害対策本部各部の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
政策経営部	1 災害対策予算に関すること。 2 情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。 3 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧に関すること。
総務部	1 防災に関する計画・調整に関すること。 2 災害対策本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 3 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況調査の総括に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 5 災害対策本部の通信情報の総括に関すること。 6 災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関すること。 7 職員の被災状況の確認に関すること。 8 非常呼集に関すること。 9 初動配備態勢に関すること。 10 職員の宿泊・給食に関すること。 11 各部における職員の応援の調整に関すること。 12 他の自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 13 車両及び燃料の調達、配車及び人員の確保に関すること。 14 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。 15 義援金品の受付及び送付に関すること。 16 報道機関との連絡調整に関すること。 17 災害に関する広報及び広聴相談業務に関すること。 18 災害に関する情報の収集伝達及び整理に関すること。 19 防災行政無線設備の点検・整備に関すること。 20 区防災会議に関すること。 21 議会との連絡その他渉外に関すること。 22 災害対策のために必要な経費及び物品の出納に関すること。 23 区役所庁舎、所管施設及び有線通信施設の点検・整備に関すること。 24 区役所庁舎及び所管施設利用者の安全、保護に関すること。 25 他の部、課に属さないこと。
区民生活部	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 2 被災地の調査、被災者台帳及び被災証明書に関すること。 3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬の応援に関すること。 4 死体埋（火）葬許可証の発行に関すること。 5 商工農業関係の被害調査に関すること。 6 租税等の徴収猶予及び減免等に関すること。 7 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。 8 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 9 帰宅困難者の支援に関すること。 10 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。 11 応急給水に関すること。 12 所管施設利用者の安全、保護に関すること。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
 第3章 杉並区及び防災機関の役割
 第1節 杉並区

機関の名称	事務又は業務の大綱
保健福祉部	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関する事。 2 救援物資の調達、管理及び搬送に関する事。 3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関する事。 4 身元不明者の遺骨の取扱に関する事。 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 6 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 7 義援金品の配分に関する事。 8 国民健康保険料の減免、一部負担金に関する事。 9 災害時要配慮者の救護に関する事。 10 一般ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 11 帰宅困難者の支援に関する事。 12 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関する事。 13 社会福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事（他の部に属することを除く）。 14 介護保険料及び利用者負担の減免に関する事。 15 医療・助産救護に関する事。 16 杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会等との連絡に関する事。 17 防疫、その他保健衛生に関する事。 18 飲料水・食品の衛生に関する事。 19 医療用資機材等の調達及び搬送に関する事。 20 医療ボランティアの受入れ及び編成に関する事。 21 被災者等の健康確保に関する事。 22 被災者等の健康に関わる適切な栄養管理に関する事。 23 民間医療施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事。 24 動物の救護に関する事。 25 応急給水に関する事。 26 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関する事。 27 所管施設利用者の安全、保護に関する事。
子ども家庭部	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関する事。 2 救援物資の調達、管理及び搬送に関する事。 3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関する事。 4 身元不明者の遺骨の取扱に関する事。 5 帰宅困難者の支援に関する事。 6 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関する事。 7 応急給水に関する事。 8 区立保育園・子供園・児童館の児童の保護に関する事。 9 応急保育対策に関する事。 10 災害遺児等の一時的保護に関する事。 11 私立児童福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事。 12 医療・助産救護に関する事（保健福祉部に属することを除く）。 13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関する事。 14 所管施設利用者の安全、保護に関する事。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
 第3章 杉並区及び防災機関の役割
 第1節 杉並区

機関の名称	事務又は業務の大綱
都市整備部	1 都市計画に関する災害復旧計画の策定に関すること。 2 応急仮設住宅の入居等に関すること。 3 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選定に関すること。 4 道路及び河川、橋りょう等の保全、整備、復旧に関すること。 5 道路等における障害物の除去に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 危険ながけ、よう壁、落下物（屋外広告物等）、建築物等の調査及び指導に関すること。 8 道路、建築物等の被害状況の調査及び報告に関すること。 9 災害復旧対策に係る土木、建築工事の指導・相談業務に関すること。 10 応急危険度判定員の受入れ及び調整に関すること。 11 民間建築物の応急危険度判定及び調整に関すること。 12 がれき処理対策に関すること。 13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
環境部	1 ごみ、し尿処理対策に関すること。 2 防疫に関すること。 3 がれきの処理に係る連絡調査に関すること。 4 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
教育委員会 事務局	1 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。 2 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 3 区立学校の児童・生徒の保護に関すること。 4 被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び支給に関すること。 5 応急教育対策に関すること。 6 教育職員・県費負担の事務職員及び栄養職員の災害対策業務支援に関すること。 7 文化財の保護に関すること。 8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関すること。 9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関すること。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
 第3章 杉並区及び防災機関の役割
 第2節 東京都関係機関等第2節 東京都関係機関等
 第2節 東京都関係機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東京都防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 自衛隊等への派遣要請に関する事。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。 7 緊急輸送の確保に関する事。 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 9 人命の救助及び救急に関する事。 10 消防及び水防に関する事。 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 12 応急給水に関する事。 13 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 14 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 15 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 16 公共施設の応急復旧に関する事。 17 災害復興に関する事。 18 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 19 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 20 事業所防災に関する事。 21 防災教育及び防災訓練に関する事。 22 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
交通局 (小滝橋自動車営業所 杉並支所)	1 バスによる輸送協力に関する事。 2 都営交通施設の保全に関する事。
水道局 西部支所 杉並営業所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
下水道局 西部第一下水道 事務所 第二基幹施設 再構築事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレのし尿の処理に関する事。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第3章 杉並区及び防災機関の役割

第2節 東京都関係機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
警視庁 第四方面本部 杉並警察署 高井戸警察署 荻窪警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の調査に関すること。 5 遺体の調査等及び検視に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第四消防 方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 区民の防災意識の調査や防災対策、水防体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練等の実施 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 防災に関する教育・訓練の実施 6 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 7 区民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習の実施 8 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 9 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 10 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 11 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 12 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 13 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 14 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 15 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
杉並消防団 荻窪消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること。 2 人命の救助及び応急救護に関すること。 3 地域住民の指導に関すること。

第3節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第1普通科連隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

第4節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東京支社 杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局	1 郵便施設の保全に関する事。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 3 その他災害対策に関する事。
NTT 東日本 (東京北支店)	1 電報、電話の通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信サービスの提供に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び保全に関する事。 2 災害時における電力の供給に関する事。
東京ガス株式会社 (西部支店)	1 ガス施設等の建設及び保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部 (杉並区地区)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 赤十字ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液製剤の確保、供給に関する事。 5 義援金の受付・配分に関する事。 6 災害救援物資の支給に関する事。 7 外国人の安否調査に関する事。 8 遺体の検案協力に関する事。
日本通運	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関する事。
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	

第5節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送の協力に関する事。
西武鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京地下鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京都トラック協会 杉並支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

第6節 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
杉並区医師会	1 災害時における医療・助産救護活動の協力に関すること。
東京都杉並区 歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。
杉並区薬剤師会	1 備蓄医薬品の管理の協力に関すること。
東京都柔道整復師 会杉並支部	1 災害時における応急救護活動の協力に関すること。
東京都獣医師会 杉並支部	1 災害時における動物に関わる救護活動に関すること。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

これまで、都市の災害対策は過去の被災記録をもとに将来の災害を予測し、多くの対応策を実施してきたが、この20～30年、都市の発展とともに市街地についても大きく変化をした。そこへ更に気候変動が追い討ちをかけ、かつての時代とは異なる環境が生まれつつある。

こういった激変期の災害対応を考える場合、近年日本全国で多発している集中豪雨や超大型台風の様な予測困難な災害・過去に経験した事が無いような災害に区と区民がどのような対応をすべきか、また、大規模被災にインフラ面での整備がどこまで対応しきれるか、これらの点が今後の災害対応の焦点になる。その一方、被災対応により実現できることとできないことを識別し、区と区民の双方で日頃から知識を共通させ、実現の難しい対策に過度な期待をせず、自らの力で自然災害と闘い、最小限の被災に止める区民参加型、住民合意型の被災対応体制を地域をあげて創っていかなければならない。

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定し、その後、平成30年3月に神田川流域豪雨対策計画を改定した。これを基本とし、都と区は連携して河川・下水道の整備や流域対策に取り組んでいる。そのなかで、流域対策として、区が取り組む雨水流出抑制の果たす役割は重要なものであり、道路、学校、公園等、公共施設への雨水浸透・貯留施設の設置や、民間施設等への雨水浸透施設等の設置を推進し、浸水被害の軽減を図っていく。

2 河川改修

2-1 現況

河川名	延長	備考
妙正寺川	1,150m	妙正寺池を源に区内北部を流れ、中野区へ
神田川	8,060m	井の頭池を源に区内南部を通り、中野区へ
善福寺川	8,460m	善福寺池を源に区内中央部を蛇行し、中野区へ
計	17,670m	

都内の中小河川では、1時間50mmの降雨に対応できるよう、河川の整備を進めており、護岸整備まで相当期間を要する中・上流域においては、洪水の一部を貯留する調節池を設置し水害の早期解消に努めている。

さらに、近年1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、都は、平成24年11月に、都内の中小河川の整備のあり方について、整備水準を引き上げ、区部では75mm/h、多摩部では65mm/hとする方針を新たに策定した。その基本的な考え方は、50mm/hを超える部分の対策を、調節池によるものとし、流域対策による雨水流出抑制効果も考慮している。

（1）神田川

30mm/h降雨に対応する整備は、昭和39年度を初年度とする中小河川改修緊急3か年整備計画、昭和42年度からの中小河川緊急整備計画等を経て、昭和56年度に完了した。

50mm/h整備計画については、昭和43年度から、地下鉄工事との競合や道路工事との調整を図りながら、分水路工事を先行させ、お茶の水、水道橋、江戸川橋及び高田馬場分水路が完成している。また護岸は、江戸川橋下流～西武新宿線神田上水橋梁、新堀橋～柳橋区間が完成、区内では方南橋から一本橋上流及び中井橋付近が完成している。なお、永福橋から上流については、30mm/h整備時に50mm/h整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。

（2）妙正寺川

30mm/h整備は神田川と同様の緊急整備計画の実施により昭和50年に完了した。

50mm/h整備は、河道改修と河川沿いの調節池群との組み合わせにより実施している。調節池群については、平成30年度末時点で5つの調節池が供用開始しており、計37.5万m³の貯留が可能となっている。

50mm/h護岸整備については、中野区内で、落合調節池から環状七号線地下調節池・妙正寺川取水施設間、延長約3,900mについて平成21年度末までに完了した。平成26年度から鷺宮調節池の洪水調節能力を担保にして、調節池より上流部の護岸改修に着手し整備を進めている。

（3）善福寺川

30mm/h整備計画は、神田川と同様の緊急整備計画の実施により、昭和45年に完了した。なお、松溪橋から上流は、30mm/h整備時に50mm/h整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。

50mm/h整備については、水害の早期軽減対策として、和田堀公園内3箇所に掘込み式調節池が設置されているほか、平成28年8月に善福寺川緑地内で整備を進めていた善福寺川調節池が取水可能となった。これにより、善福寺川調節池の洪水調節能力を担保にして、調節池より上流の護岸改修に着手し整備を進めている。

護岸整備としては、平成17年に神田川・環状七号線地下調節池の善福寺川取水施設が稼動したことを契機に、平成19年度から調節池の上流に向けて護岸工事に着手している。また、善福寺川取水施設から和田堀第六調節池間の延長約2,000mの区間は、河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、護岸整備の一部や和田堀第六号調節池の増強整備などが平成17年度から平成21年度の5か年計画により実施、その後も通常事業により二枚橋まで約1.2kmが完成している。

（4）神田川・環状七号線地下調節池

本調節池は、環状七号線の地下に設置するもので、主に神田川・善福寺川の合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画された、最大貯留量540,000m³の施設である。

第一期事業では、平成9年度に神田川取水施設において取水を開始、第二期事業では平成17年度に善福寺川取水施設が取水を開始し、平成19年度末に調節池のすべての施設が完成した。

これにより、環状七号線から下流域の治水安全度が向上し、さらに本調節池の洪水調節能力を担

保として、上流部の 50mm/h 整備が可能となった。

2-2 事業計画

(1) 神田川

中流部の本郷橋上下流と、区内では宮前橋の架替を含む宮前橋上下流の護岸整備が予定されている。

永福橋下流の未整備区間の治水安全度を早期に向上させるため、都市計画下高井戸公園内に貯留量約 30,000 m³の地下調節池の整備を進める。

(2) 妙正寺川

上流域の浸水被害の早期軽減を目的に平成 22 年度に着手した鷺宮調節池が、平成 25 年 4 月より取水可能となったことを受けて、これより上流の下鷺橋からオリーブ橋までの護岸整備を進める。

(3) 善福寺川

平成 24 年度に済美橋上流及び宮下橋上流の護岸整備に着手し、上流に向けて整備を進める。済美橋上流においては、大松橋下流部において大松橋の架替を含む護岸整備工事、宮下橋上流部においては御供米橋下流及び御供米橋上下流の護岸工事が予定されている。

また、善福寺川上流域の水害の早期軽減を図るため、都立善福寺川緑地内に貯留量約 35,000 m³の善福寺川調節池が平成 28 年 8 月末に取水可能となったことから、西園橋下流部において護岸工事を、神通橋上下流部において神通橋の架替を含む護岸工事を行う予定である。加えて、善福寺川下流域の治水安全度の向上を図るため、都立和田堀公園内に貯留量約 17,500 m³の掘込式調節池の整備を進める。

3 水路整備

3-1 現況

区内の水路は、総延長 62.6km に及んでいる（平成 29 年 4 月 1 日現在）。

これらの水路は、かつては用水路や排水路として機能していたが、都市化の進行や下水道の整備に伴い、そのほとんどが埋め戻されている。残存する柵きよなどの水路は約 4.3km あるが、用排水の流下施設としての利用はない。

3-2 事業計画

昨今、水路上の蓋掛け柵きよについて、経年劣化に伴う欠損等が顕著に現れ、改善が求められている。また、水路の周辺は低地であることから豪雨時には部分的な内水氾濫が起き浸水被害も発生している。

このような背景を踏まえ、柵きよとして取り残されているものについて、災害時の避難路としての機能を有する快適で魅力ある歩行者空間とするため、水路整備に取り組んでいく。

4 雨水流出抑制施設の整備

（1）雨水浸透・貯留施設の設置及び助成

雨水流出抑制対策を推進するため、公共施設及び一定規模以上の民間施設に対して、建物の新築や改築時における建築確認の事前協議として、また、既存の建物に対しても雨水浸透・貯留施設を設置することを積極的に誘導していく。あわせて、個人所有の住宅に対して、雨水浸透施設設置の助成を行う。

（2）緑化への雨水の活用など複合的な施設整備の誘導

雨水貯留・浸透施設設置にあたっては、防災用水、雨水の循環活用や緑化など、その多面的な効果に着目し、単なる水害対策だけでなく、地域の環境インフラとしての機能を建築物に持たせる方向で制度の構築を検討する。

具体的には、区の屋上・壁面緑化助成に、雨水貯留・浸透施設の活用を取組むなど、既往の支援制度を拡充することによって、住宅、店舗、事務所に雨水浸透・貯留、再利用施設の構築を図る。

5 下水道の整備

近年は、1時間50mmを上回る局所的集中豪雨が増加していることに加え、高度な土地活用で都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、短時間で雨水の大部分が下水道へ流れ込み、都市型水害が多発している。また、地下街や地下鉄などでは、浸水による人命への被害や都市機能への重大な影響などの発生が危惧される。

下水道局は、このような都市環境等の変化にも的確に対応できる下水道を目指し、浸水の危険性の高い地区を重点化し、「和田弥生幹線」等の基幹施設を整備している。

一方、基幹施設の整備は、規模が大きく長い年月が必要であり、浸水被害を早期に軽減させるため、整備が完了した幹線管きよの一部区間を貯留管として暫定的に活用するとともに、対策を工夫しながら区民が実感できる効果を短期間のうちにあげるために、緊急的に取組む対策として、「雨水整備クイックプラン」を策定し、杉並区管内ではバイパス管などの工事を行い、さらに「阿佐谷南地区」の整備を行った。

また、平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを検討し、平成25年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。杉並区管内では、50mm拡充対策として、天沼・阿佐谷・高円寺地区を対象とする「桃園川幹線流域」を増強する第二桃園川幹線の整備、荻窪二、四丁目地区の浸水対策貯留管の整備、小規模対策地区として、善福寺が選定され、事業の推進に取り組んでいる。

その他、総合治水対策の一環として、関係各局や区、区民などと連携し、公共雨水浸透ますや宅地内浸透施設の設置の促進に努めている。

6 インターネット等を活用した区民への情報提供

区内の雨量情報や河川の水位情報、避難所の開設状況などを、ホームページに掲載するほか、ツイッター等を活用し、迅速な災害情報の提供を行う。

第2節 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

1 がけ崩れ対策

がけ、よう壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としての対応としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

本節では、区におけるがけ、よう壁の崩・倒壊対策について明らかにする。

1-1 がけ、よう壁の崩壊防止

(1) 規制指導等の強化

がけ地に、建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っているが、特に、今後新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化していく。

(2) 改善資金の融資あっ旋

区道沿いのがけによう壁を設置し、もしくは既存のよう壁を改善しようとする者に対し、必要な資金を融資あっ旋する制度を昭和56年11月から実施している。

《融資》

ア 融資限度額 500万円

イ 利子補給 条例及び規則の規定に基づき、区が利子補給する。

1-2 急傾斜地の安全対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定めている。都では、このうち高さ5m以上で想定被害区域内に人家が存在するなど、一定の要件を満たすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。現在、区において急傾斜地崩壊危険箇所は「堀ノ内1丁目9番およびその周辺」「大宮1丁目5番およびその周辺」の2箇所がある。そのうち「堀ノ内1丁目9番およびその周辺」の1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

都では、指定された区域の斜面崩壊を防止するため、崩壊防止工事を行っているが、区内では平成19年に工事を行った。引き続きこの災害予防計画に基づき、本地域の安全化を図る。

第3節 土砂災害に関するソフト対策

1 土砂災害防止法

1-1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

風水害編 第2部 災害予防計画
 第1章 水害予防対策
 第3節 土砂災害に関するソフト対策
 1-2 土砂災害危険箇所とは

都が指定する土砂災害危険箇所は、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流及び地すべりの三つの現象により被害が生じるおそれのある箇所である。

2 土砂災害警戒区域等の指定

平成30年1月30日に東京都における土砂災害警戒区域等の指定により、区内では7箇所が土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域6箇所）の指定区域となった。

各危険箇所のうち、土砂災害防止法に基づき都知事による指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

（土砂災害警戒区域等指定一覧）

区域の所在地	区域の番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	対応部署
高井戸東一丁目16・17番及び 高井戸東二丁目22・23番の一部	115001-K001	○	○	水害応急対策室 水防本部
高井戸東一丁目12・16番の一部	115001-K002	○	○	
堀ノ内一丁目9番の一部	115001-K003	○	×	
和泉四丁目18番の一部	115001-K004	○	○	
和泉四丁目39・40番の一部	115001-K005	○	○	
久我山二丁目16・18番の一部	115001-K006	○	○	
久我山二丁目16番の一部	115001-K007	○	○	

3 土砂災害ハザードマップの作成及び公表

区は、指定を受けた土砂災害警戒区域等に基づいて「土砂災害ハザードマップ」を公表し、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を区民等に周知する。

4 土砂災害警戒情報の提供

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が杉並区に伝達されたときは、土砂災害危険箇所の住民等に情報を伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

5 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設は、下記のとおりである。

(土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧)

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校（敷地内の一部）	高井戸東1丁目12番1号

6 災害時要配慮者利用施設への措置

区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ災害時要配慮者利用施設の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

7 水害対応タイムラインの策定

都市部の災害においては、ゲリラ豪雨等による急激な河川水位の上昇や、土砂災害等の発生が危惧されている。このような突発的に発生する災害において、災害発生時に対応方針を決定するのではなく、事前に水害対応タイムライン（防災行動計画）を定めておくことは、非常に重要であるため、区においても水害対応タイムラインの策定を検討していく。

第4節 浸水対策

1 浸水対策

水害の発生が予想される地域において新たに建築される建物に対して、地下空間における浸水対策の実施を誘導する建築指導要綱を制定し、地下空間における浸水対策を推進している。併せて、区民に対して、地下、半地下を居室として活用しないよう啓発を行っていく。

洪水などによる浸水被害が発生する恐れのある地域において、住宅等の高床化や防水板設置を行う場合に助成を行い、家屋の浸水被害の軽減を図る。

2 洪水ハザードマップの作成及び公表

洪水などにより、想定される浸水の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し、事前に周知することは、水害に強い土地利用や家づくりの誘導、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

区は、平成13年に東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図」を基に、平成14年に「杉並区洪水ハザードマップ」を作成・公表した。さらに、平成17年9月の集中豪雨における降雨量を

シミュレーションの対象に加えたハザードマップの改定を平成18年に公表した。

今後は、平成27年5月の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に変更された「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」を活用し、「杉並区洪水ハザードマップ」を改定する。

3 洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等

洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等は、【別冊・追補資料49】のとおりである。

選定条件については、河川及び下水道の整備状況等が考慮されていることから神田川流域浸水予想区域図を活用し、0.1m以上の浸水が想定される区域図上に現存する施設を対象とする。

また、医療機関については、有床施設のみとする。

(洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の種別と対象施設数)

施設種別	対象施設数	施設詳細
地下街等	8	駅（地下鉄）、地下自転車駐車場
医療機関	6※	病院等 ※対象施設は診療所、歯科診療所、助産所を除外
高齢者施設	84	老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護施設、ゆうゆう館等
教育施設	35	小中学校等、図書館、子供園、幼稚園、その他教育施設
児童福祉施設	90	児童館、保育園、保育所等
障害者施設	22	障害福祉サービス施設、障害者施設
計	245	

4 災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置

区は、【別冊・追補資料49】に記載した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、当該区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

5 水害対応タイムラインの策定

都市部の災害においては、ゲリラ豪雨等による急激な河川水位の上昇や、土砂災害等の発生が危

惧されている。このような突発的に発生する災害において、災害発生時に対応方針を決定するのではなく、事前に水害対応タイムライン（防災行動計画）を定めておくことは、非常に重要であるため、区においても水害対応タイムラインの策定を検討していく。

第5節 竜巻対策

1 竜巻災害の特性

過去に国内で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

- 竜巻災害固有の特性
 - ・発生タイミングが突発的である。
 - ・被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
 - ・被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
 - ・竜巻災害で、『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか』について基本的な知識が周知されていない。
- 他の災害と共通する特性
 - ・被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

2 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。

情報	内容
竜巻発生確度 ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性がある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

（1）竜巻注意情報について

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表される。有効期限は発表から1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、更に1時間を有効期限として竜巻注意情報を継続して発表する。

（2）竜巻注意情報の精度

竜巻などの激しい突風は、台風等に比べると非常に規模が小さく希にしか発生しない現象であるため予測が難しく、通常の天気予報などと比べると竜巻注意情報の精度は低い。平成22年3月までの統計では、これまでの適中率（竜巻注意情報を発表した回数のうち、実際に竜巻などの激しい突風が発生した比率）は概ね5～10%程度、捕捉率（実際に発生した竜巻などの激しい突風の回数に対して、竜巻注意情報を発表できた回数の比率）は概ね20～30%程度である。

（3）竜巻発生確度ナウキャストについて

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測等に基づき、10km 四方の格子単位で竜巻などの激しい突風の発生する可能性を解析し、発表時点とその1時間先までの移動予測を10分刻みで行うものである。また、時々刻々変化する状況に追従できるよう平常時も含めて10分毎に最新の情報に更新される。

この情報で示す分布図は、竜巻などの突風は降水や雷とは異なり、レーダーなどの観測機器で実態を捉えることができないため、「発生確度」と称する気象ドップラーレーダー観測等のデータから推定した「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を表示したものである。

〈 竜巻情報ナウキャストの分布図の見方 〉

	内容
発生確度2の地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり、竜巻の発生に注意が必要である。 ○ 発生確度2となっている地域（県など）には竜巻注意情報が発表される。 ○ 予測の適中率は5～10%程度と発生確度1に比べて高いが、捕捉率は20～30%程度と低く、竜巻などの激しい突風の発生を見逃してしまう場合が多いことに留意する必要がある。

	内容
発生確度1の地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生確度2の地域よりは低いですが、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 ○ 予測の適中率は1～5%程度と低いですが、発生確度1と2を合せると捕捉率が60～70%と高くなり見逃しを減らすことができる。
発生確度1や2となっていない地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生確度1や2となっている地域に比べると竜巻など激しい突風の可能性は低いですが、積乱雲が発生している場合には竜巻などの激しい突風が発生する可能性があることに留意する必要がある。

(4) 竜巻発生確度ナウキャストの精度

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻注意情報を捕捉する情報としての役割を持っており、これらの精度は同様の傾向が見られる。

竜巻発生確度ナウキャストの開発段階における平成20年4月から21年3月の1年間の全国を対象とした検証結果によると、発生確度2の適中率が6.1%、捕捉率が26%であり、発生確度1の適中率が2.7%、捕捉率が62%であった。

(5) 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの関係及び役割

竜巻発生確度ナウキャストの開始後、予測も含めて発生確度2の地域が現れたときに、竜巻注意情報が発表される。

よって、竜巻注意情報が発表された後は、竜巻発生確度ナウキャストを利用して、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある地域の詳細および今後の変化を把握するといった利用が想定される。

3 竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

気象庁は、東京都地域防災計画風水害編及び気象庁防災業務計画に基づき、情報を、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

伝達は、発表者（都及び気象庁）から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

4 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（概ね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、

気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

5 区への対応

区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての区民に対する周知、啓発等に努める。

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

生活を維持していく上で不可欠な上・下水道、電気、ガス等のライフライン施設は、都市機能そのものを支えているといっても過言ではない。

災害によりこれらの施設に被害が生じた場合、社会全体に影響を及ぼし、都市生活を維持することが、困難となる恐れがある。

本節では、災害時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全対策について定める。

1 電気施設

(1) 業務設備

- ア 要員の確保
- イ 防火、防水、救命用具の点検整備
- ウ 非常持出品の搬出準備
- エ 防火扉の開閉点検
- オ 建物の補強
- カ 建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止
- キ 排水設備の点検整備

(2) 変電設備、配電設備

- ア 工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を構ずる。
- イ 非常災害時の運転、保守、操作の規定による。

2 ガス施設

2-1 施設の現況

(1) 製造施設

ガス製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4箇所にあり、各施設とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

また、ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

(2) 供給施設

- ア ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。
- イ 水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。
- ウ ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して

風水害編 第2部 災害予防計画
第2章 都市施設対策
第1節 ライフライン施設
設計及び施工している。

2-2 ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

3 水道施設

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を実施する。
なお、水道施設築造は、水道施設の技術的基準を定める省令等によって設計している。

4 下水道施設

(1) 施設の現況

杉並区における下水道施設は平成29年度末で、管延長が818.1km、人孔が24,452箇所、公共汚水桝116,769箇所である。これら下水道施設の能力は、1時間50mm降雨に対応できる下水道の整備を推進している。

(2) 計画目標

平成26年6月、東京都は「東京都豪雨対策基本方針」を次のとおり改訂した。

これまでは、東京管区气象台（大手町）の気象データを用いて、目標とする降雨を設定していたが、八王子観測所のデータが蓄積されたことから、今後は、区部と多摩部の降雨特性を踏まえ、区部では東京管区气象台（大手町）、多摩部では八王子観測所の降雨データを用いることとした。

目標とする降雨は、降雨に対する安全度を区部・多摩部一律とし、年超過確率1/20規模の降雨に設定した。

長期見通し（概ね30年後）として、

- ア 時間60mm降雨までは浸水被害を防止
- イ 年超過確率1/20規模の降雨（区部：時間75mm、多摩部：時間65mm）までは床上浸水等を防止
- ウ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

(3) 事業計画

ア 東京都豪雨対策基本方針を踏まえた下水道整備

「東京都豪雨対策基本方針」改定にともなって、近年の時間50ミリを超える豪雨により、甚大な浸水被害が発生している地域では、最大で時間75ミリの降雨まで対応する新たな対策を推進していく。幹線やポンプ所などの重点的な対策を推進することに加え、「豪雨対策下水道緊急プラン」（平成25年12月）を受け、浸水対策の充実・強化を図っていく。

5 通信施設

災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

風水害編 第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備する。

5-1 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線のケーブルの分散収容を図っている。

また、優先電話により通信を確保する。

5-2 災害対策用電気通信機器の配備及び開発

- (1) 災害により、NTT 交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機・衛星車載車等を配備している。
- (2) 通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機・携帯電話機・移動無線機等を常備するとともに停電対策として、移動用発電機を主要地域に配備している。
- (3) 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。
- (4) 通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの開発・配備をする。
- (5) 輻輳緩和策として「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供。

5-3 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話機は比較的にかかりやすい。災害時には料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に、交換所単位で実施する。

5-4 避難場所等への通信確保

災害救助法が適用された場合は、避難場所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。避難場所において、特設公衆電話を設置する。（本電話は、無料扱いとしている。）

5-5 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品を予め確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合には、工事用物品を充当することとしている。

5-6 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊の回避に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。一定規模以上の共同溝・とう道については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

第2節 道路及び交通施設等

道路、鉄道等は、都市生活を営む上で非常に大きな役割を果たしているとともに、災害時においても、救助物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設が、ひとたび災害で大きな被害を受けた場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故が多発することが十分予想されるとともに、応急対策、復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから都市機能の麻ひにつながることも考えられる。

このため、被害の軽減を図るためにも、道路及び交通施設の安全化は極めて重要な課題である。本節においては、道路、鉄道について、それぞれの安全化対策を明らかにする。

1 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。

このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。

1-1 道路の現況

(平成29年4月1日現在)

機関名	道路延長	備考
都建設局 (第三建設事務所)	56,681m	河川架橋:17橋、立体交差橋:12橋、歩道橋・人道橋:41橋、跨線橋:2橋
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	4,327m	横断歩道橋:6橋、立体交差橋:2橋
首都高速道路	4,615m	高架構造(入口:2、出口:2、非常電話:22、非常口:12)
中日本高速道路	1,059m	高架構造
杉並区	676,109m	河川架橋:117橋、跨線橋:3橋、横断歩道橋:1橋
計	742,791m	

1-2 事業計画

機関名	事業計画
<p>都建設局 (第三建設事務所)</p>	<p>1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。 特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。 また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。</p> <p>2 橋りょうの整備 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要道路上の老朽橋及び耐震性の不足している橋りょう、交通のあい路になっている橋りょうについて、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。</p>
<p>首都高速道路</p>	<p>1 事業計画の概要 高架橋の安全性を向上させる対策を実施する。また、お客様の安全対策など、防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。</p> <p>2 実施計画の内容 ア 道路構造物、管理施設等の定期点検 イ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検 ウ お客様等の安全確保 ・ お客様等への情報伝達の充実 ・ 避難・誘導施設の整備 エ 資機材の備蓄等の措置 災害時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機材及び物資の備蓄等を行う。</p>
<p>東京国道事務所</p>	<p>路線:国道 20 号 事業計画:災害時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、必要な補修・補強を実施する。</p>

機関名	事業計画
杉並区	<p>1 道路の整備 震災時には、路面の亀裂や陥没等の被害が予想されることから、日々の点検とともに定期的な調査を実施し、計画的な修繕を実施することにより、震災時の被害軽減を図る。</p> <p>2 橋梁の整備 災害時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、主要な生活道路や緊急道路障害物除去路線にある橋りょうについて、「橋梁白書」に基づき、計画的、かつ、効率的に橋梁の長寿命化修繕や補強・改良等の整備を行う。</p>

2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん災害による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながる恐れがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

2-1 施設の現況

(1) 路線

(単位:m)

機関名	路線延長	内訳					
		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋りょう区間	地下区間
東日本旅客鉄道	5,780	—	4,555	651	414	160	—
京王電鉄	6,918	5,114	451	235	1,028	89	—
西武鉄道	2,505	2,496	—	—	—	9	—
東京地下鉄	4,900	—	—	—	—	—	4,900

(2) 駅舎

機関名	駅舎数	構造別内訳	
		防火	耐火
東日本旅客鉄道	4	4	—
京王電鉄	7	—	7
西武鉄道	3	1	2
東京地下鉄	5	—	5

2-2 事業計画

機関名	事業計画
東日本旅客 鉄道	<p>1 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止措置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備を推進する。</p>
京王電鉄	<p>1 駅舎 2年に1回、点検を実施している。</p> <p>2 軌道・架線 線路、建物等については、2日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。</p> <p>3 盛土部分 盛土部分については、法面の流出、沈下等特に高い築堤には副堤(押さえ盛土等)を設けている。</p>
西武鉄道	<p>1 駅舎 年1回の定期検査により点検を実施する。</p> <p>2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。</p> <p>ア 構造物の現況調査 イ 橋りょう補強工事 ウ 構造物補強工事 エ 法面防護工事</p>
東京地下鉄	<p>1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。</p> <p>2 排水施設 トンネル内の排水については、全線155箇所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1~1.5トンの排水が可能なポンプ3台を配備している。</p> <p>3 車両の防災対策 車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は「難燃性」以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けている。</p> <p>4 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯により出口は容易にわかる。また、列車内も蓄電池により照明を確保している。</p>

第3節 落下物等の防止

1 屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、災害時に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため区は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、災害対策の観点からの指導を強化していく。

第4節 有毒物・危険物等の安全化

LP ガス・塩素等の高圧ガス及び毒物等は、平常時には、燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。

しかし、これらの保管施設が、ひとたび災害で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性等による二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

本節では、高圧ガス、毒物・劇物等の保管施設の安全化について、それぞれの施策を取り上げる。

1 高圧ガス保管施設

都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、厳しい規制、検査を行うとともに、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、きめ細かい指導を行っている。

2 毒物・劇物保管施設

保健所等は、毒物・劇物の営業者及び業務上取扱者に対し、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生に危険を生じる恐れのあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するとともに、危害防止のため応急処置を講ずるよう指導する。

なお、区では、平成13年1月に学校における化学薬品に起因する災害の防止に関する内容を盛り込んだ「杉並区立学校安全対策の手引き」を作成して区立小中学校に配布し、事故防止に努めている。

3 危険物施設

消防署では、次の事項について積極的に指導を行う。

(1) 保安対策

- ア 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画等に基づく訓練の実施並びに危険物事業所間の相互応援組織の育成充実を促進する。
- イ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため設置、許可等にあたっては、貯蔵取扱の安全化指導を促進する。

風水害編 第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

第5節 文化財の安全化

(2) 規制及び維持管理

ア 危険物施設の規制

危険物施設に対しては、貯蔵し、又は取扱う危険物の種別、数量及び施設の形態により、消防法令に基づき位置、構造、設備に関する規制と危険物の貯蔵、取扱及び運搬に関する規制並びに自主保安管理等にかかわる指導を推進する。

イ 維持管理

危険物施設に対しては、立入検査を行うとともに、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等による自主的災害予防体制の確立について指導を図る。

(3) 危険物等の輸送の安全化

ア タンクローリーについては、構造・設備及び危険物取扱者免状の所持等について法令基準に適合するよう指導を強化する。

イ 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

第5節 文化財の安全化

文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の災害予防について普及徹底を図るための区及び消防署の施策については以下のとおりである。

1 防災設備等の整備推進

ア 文化財の搬出用具の整備等を指導するとともに、災害予防に関し、常に関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

イ 文化財の災害予防のため、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導・推進する。

2 発災後の対応

文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都、国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。

第3章 応急活動拠点等の整備

公共施設は、災害時において応急対策活動を推進する拠点となるものであり、その果たすべき役割は極めて重要である。速やかに応急対策活動に着手し、区民の被害を最小限に抑えるために、公共施設の機能を保全する十分な安全化対策が図られていなければならない。

この章では、そのための施策を取り上げる。

第1節 災害予防意識の高揚

各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、定期的な防火訓練等を通じて職員の災害予防意識の高揚に努める。

第2節 施設の防災対策の推進

- ・ 消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けたときは、速やかに補修等必要な措置を講じ、的確な維持管理を行う。
- ・ 端末機等の情報機器及び書庫等の什器類の転倒防止対策を推進する。
- ・ 発災時に施設の窓ガラスの破損により施設利用者及び通行人への被害が生じないように、窓ガラスの飛散防止措置の徹底を図る。

第4章 地域防災力の向上

第1節 区民等の役割

- 1 区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。
- 2 区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物などの安全性の向上
 - (2) 食糧や飲料水など生活必需品の備蓄
 - (3) 水害に必要な用具の準備
 - (4) 避難所や避難経路についての確認
 - (5) 避難情報や洪水、強風、土砂災害等に関する知識や技術の習得
 - (6) 自宅等への浸水防止対策の習得
 - (7) 水害ハザードマップ等を活用した危険箇所の把握
- 3 区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加するように努めなければならない。

第2節 防災市民組織等の強化

1 防災市民組織の充実・強化

1-1 防災市民組織の役割

地域住民により自主的に結成された防災市民組織の役割、とるべき措置は、概ね次のとおりである。

平常時	(1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 (2) 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 (3) 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材等防災資器材の備蓄及び保守管理 (4) 地域内の水害時危険箇所や土砂災害危険箇所における災害時要配慮者の把握 (5) 避難所の運営に関すること
発災時	(1) 出火防止、初期消火の実施 (2) 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難の勧告・指示の伝達 (3) 救出救護の実施及び協力 (4) 集団避難の実施 (5) 避難所の運営に関すること

1-2 防災市民組織の現況

区では、防災市民組織の自主的な性格に配慮しながら、町会・自治会等を通じてその結成を積極的に働きかけてきており、現在の組織化の状況は【別冊・追補資料1】のとおりである。これらの防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災市民組織連絡協議会が設置されている。

1-3 防災市民組織の充実

平常時における各種訓練・啓発活動のほか、非常時における初期消火・救出救護活動など防災市民組織の実施する応急対策活動に対する期待は増大してきている。

しかし、防災市民組織の現状は、構成員の高齢化、リーダー不足等多くの問題を抱えている。

このため区・消防署及び警察署では、未結成地域に対する結成促進を働きかけていく一方で、区と消防署が連携した各種防災訓練等を通じた防災市民組織の活性化を目指し、より一層きめ細かな助言等を行っていく。

1-4 防災市民組織への助成

区では、各防災市民組織の円滑な運営及び活動の充実に資するため、助成金の交付や資器材等の交付などの助成を行っている。【別冊・資料15】

- (1) 防災市民組織を財政的に援助するため、助成金を交付するとともに、防災市民組織連絡協議会に対しても補助金を交付している。
- (2) 結成時に必要な防災の資器材を交付する。

2 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

3 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業者の責務

- (1) 事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。
- (2) 事業者は、防災市民組織など区民との連携・協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。

風水害編 第2部 災害予防計画
第4章 地域防災力の向上
第3節 事業所防災体制の強化

2 事業所防災体制の強化

事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、それだけ災害時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想されるため、消防署では、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の充実強化に努める。

(1) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

ア 自衛消防中核要員の配置義務のある事業所

(ア) ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定技能以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。水害時にはこれら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

(イ) 自衛消防中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか携帯用無線機や災害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条例の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

エ 洪水浸水想定区域内の事業所

水防法第15条の3により、地下空間のある施設、洪水浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の措置を実施する。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、その旨を区に報告する。

事業所等	地下街等 (地下空間のある施設)	災害時要配慮者利用施設
措置の義務付け	義務	義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 避難訓練の実施	避難確保計画の作成 避難訓練の実施
自衛水防組織の設置	設置義務あり 設置後、構成員を区に報告	設置した場合、構成員を区に報告

オ 土砂災害警戒区域内の事業所

土砂災害防止法第8条の2により、土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設の管理者等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務とする。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設の管理者等は、その旨を区に報告する。

(2) 地域住民との連携訓練の推進

区及び消防署は、地域の防災体制を強化するため、事業所についても地域の安全を担う構成員であるとの認識から、地域ぐるみの訓練への積極的な参画など地元防災市民組織等との連携体制づくりを指導している。

ア 連携・協力体制

地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

イ 地域コミュニティの活性化

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図っていく。

ウ 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図っていく。

(3) 事業所備蓄の推進

交通機関の途絶等により、帰宅困難者が出るのが予想されるため、区は、区内の各事業所に対して、毛布等の寝具、数日分の食糧や飲料水の備蓄に努めるよう呼びかけていく。

第4節 地域による共助の推進

震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区の住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。

地区防災計画とは、地区住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、震災救援所運営連絡会が作成する震災救援所運営管理マニュアルなどがあたる。

また、震災救援所運営連絡会等は、杉並区地域防災計画に地区防災計画を定めることを素案を添えて区防災会議へ提案することができる。提案を受けた区防災会議は、その必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

区は、震災救援所運営連絡会に対して、地区防災計画の作成支援を行う。

第5節 行政・事業所・区民等の連携

区の災害対策には事業者との連携が不可欠である。これまで協定の締結などを通して事業者との連携を確保してきたが、協定の締結に限らず、企業の社会的責任（CSR）活動を促進する動きと結び付けた対策を検討し、事業者の防災協力の推進を図る。

また、各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

そのため、区及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

また、区は、住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第5章 ボランティア等との連携・協働

第1節 一般のボランティア

1 ボランティアの育成支援

区は、杉並区社会福祉協議会と連携して、区民参加のもと、災害ボランティアセンターの運営スタッフ及びリーダー養成を図り、設置訓練などを定期的に行い、ボランティア意識の啓発や区民のボランティア活動への参加を推進していく。

2 一般ボランティアの受入れ

区はボランティアによる災害時活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を平成17年6月28日に締結し、災害時に災害応急対策活動等を行うボランティア活動の協力体制を確立した。この協定に基づき、杉並区社会福祉協議会は、災害時に「災害ボランティアセンター」を設置し、次のような活動を行う。

- ・災害ボランティアの受入れや派遣
- ・避難所運営、維持等に関する支援・協力
- ・救援物資の仕分け運搬等に関する支援・協力
- ・自宅避難者の生活に関する支援・協力
- ・災害応急及び復興活動に関する支援

区は、災害時にボランティアが特定の避難所に集中しないよう、情報の一元化を図り、手段や内容について適切な情報発信を行うとともに、ボランティアの待機スペースを確保し、避難所の要望に応じた配置を行う。

また、大量に届く救援物資を一時保管するスペースやそれを仕分けする人手不足の問題に対処するため、一時集積場所としての地域区民センター等の区民利用施設の選定や、ボランティアの派遣体制の構築等に取り組む。

1 専門ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を要する以下のボランティアを受入れる区の窓口は、次のとおりとする。

1-1 医療関係のボランティア

区災害対策本部・医療救護部が区の窓口となる。

区は、医療救護における人材確保のため、医療救護所等多数の傷病者が発生した現場に設置する救護所等において活動する医療ボランティアの登録制度を設立する。

1-2 外国人に対する語学ボランティア

区災害対策本部・救援部が区の窓口となる。

区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。

2 東京都防災ボランティア

東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等がある。

災害時、東京都では、災害対策本部にボランティア部を設置し、都におけるボランティア活動の総合的窓口として、東京ボランティア・市民活動推進センターや区市町村等との連携・協力により、ボランティア派遣等を実施することとしている。

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。

【登録資格者】

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ発災時において消防活動支援を行う意志がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- ・ 応急救護に関する知識を有する者
- ・ 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
- ・ 元東京消防庁職員
- ・ 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者

※過去に、当庁職員であった方については、居住地にかかわらず登録可能

【活動内容】

災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。

1 応急救護活動

風水害編 第2部 災害予防計画
第5章 ボランティア等との連携・協働
第3節 応急対策

- 2 消火活動の支援
- 3 救助活動の支援
- 4 災害情報収集活動
- 5 消防用設備等の応急措置支援
- 6 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
- 7 その他、必要な支援活動

また、平常時には、以下の活動を実施する。

- 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加
- 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「震災時消防活動支援特別講習」、「コーディネーター講習」への参加
- 3 その他、登録消防署の要請による活動

区内では、杉並 391 名、荻窪 256 名が登録している。

東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアである。杉並・荻窪消防署は、応急救護をはじめ専門的な知識・技術を有するボランティア活動を得るため、受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

4 赤十字ボランティア

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に救急法などの講習普及・医療・血液・社会福祉事業など幅広い活動を展開し、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

第3節 応急対策

災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。

杉並、荻窪消防ボランティアは、大規模な自然災害や事故が発生した場合、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防隊と協力して次の活動を行う。

- 1 応急救護活動
- 2 災害情報提供活動
- 3 消火及び救助・救出活動の支援
- 4 消防用設備等の機能確保の支援
- 5 危険物施設等の安全確保の支援
- 6 火災調査の支援

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、防災関係機関の協力は当然であるが、区民もまた、数日分の食糧や飲料水の備蓄、家庭での予防安全対策、災害時の連絡方法の確保など、自らの予防措置を講じ、災害に立ち向かう行動力を身につけることが必要である。

水害に対する備え、水害発生時の行動、区・地域・区民の役割分担などパンフレット、講演会、ホームページなど様々な方法で水害に関する啓発と学習を進めることが重要である。

また、家庭でできる水防体制づくり、学校教育等における学習を行い、雨水流出抑制など環境分野、震災や防犯など安全・安心の取組とともに、河川や水環境への心構えを増進することも望ましい。そのために、区や防災関係機関は、防災知識の広報や普及活動、防災教育を推進し、区民の防災意識の高揚を図る必要がある。

本節では、防災広報、防災教育について明らかにする。

1 防災広報の充実

災害に関する一般知識、出火防止及び初期消火、非常食糧、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。

機関名	事業内容
杉並区	1 パンフレット等による広報 「広報すぎなみ」や区公式ホームページのほか、啓発用の小冊子・パンフレット等を作成・配布する。 2 講演会等による普及・啓発 社会状況や区民ニーズに応じた講演会 3 ビデオ・DVD による広報 ビデオ等を購入し、貸し出しを行う。 4 防災物資のあつ旋 家庭における防災意識の高揚を図るとともに、災害時に備えるための消火器、家具転倒防止具等の防災物資のあつ旋を実施する。 5 児童・生徒に対する防災教育 災害発生時の心がまえや避難の仕方、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本等を活用し、防災教育の徹底を図る。 6 幼児の保護者向け小冊子 区立及び私立保育園に幼児が入園した際に、引渡しカード付きの小冊子を配布し、保護者と園との連携強化を図っている。 7 水防の手引き 大雨に対する情報の伝達、家庭での簡易水防広報及び洪水ハザードマップ等を掲載、水害意識の高揚を図る。 洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップにより、浸水や土砂災害の可能性について知ってもらい、水害や土砂災害に対する日常的な備え、避難や生活上の工夫などに役立てる。

機関名	事業内容
消防署	<p>1 広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞専売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、あらゆる機会や各種手段を活用して、風水害に関する知識、応急救護知識の普及を図る。</p> <p>(1) 広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」 (2) ポスター (3) チラシ (4) プロモーションビデオ (5) ホームページ (6) ツイッター (7) はたらく消防の写生会 (8) 地域の防火防災功労賞制度</p> <p>2 広報内容 (1) 災害に関する一般知識 (2) 災害の備え (3) 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 (4) 救出救護活動 (5) 家具類の転倒落下移動防止措置 (6) 事業所の災害対策 (7) 非常食糧、非常持出品 (8) 警戒宣言発令時における行動と備え</p> <p>3 常設展示による普及 (1) 東京消防庁 PR センター (2) 消防博物館 (3) 都民防災教育センター</p>
警察署	<p>チラシ、ミニ広報紙、ホームページ、回覧等を利用し、防災の事前広報を行う。</p>

機関名	事業内容
都水道局	<p>各家庭で行える水の備え、災害時給水ステーション(給水拠点)等を都民に周知し発災時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 水のくみ置き習慣 日頃から水のくみ置きをお願いし、習慣化する。目安は一人1日3ℓ。清潔でふたのできる容器に口元まで入れ直射日光の当たらない場所で保管すると、3日間は飲料水として使用可能、4日目以降は清掃や洗濯に使用。</p> <p>(2) 災害時給水ステーション(給水拠点)の周知 発災時に備えて、災害時給水ステーション(給水拠点)を周知する。</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 「インターネットホームページ」、「地域水道ニュース」、パンフレット「水道・くらしのガイド」などで紹介。</p> <p>(2) 区主催の防災相談、防災訓練による広報。</p> <p>(3) 水道局作成の広報ビデオによる広報。</p>
東京電力	<p>平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、ホームページその他適切な方法をもって事故防止等に関する広報を行う。</p> <p>1 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>2 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下など設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。</p> <p>3 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>4 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋外配線、電気器具などは危険なため使用しないこと。</p> <p>5 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>6 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>7 その他事故防止のための留意すべき事項</p>
東京ガス	<p>防災イベント等において一般住民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスの地震防災対策について紹介する。また、インターネット上の東京ガスホームページにも安全と防災に関する東京ガスの取組について情報を掲載し、防災意識の高揚を図っている。</p>

機関名	事業内容
NTT 東日本	1 災害が発生すると、被災地への安否確認等で、通話が集中し、電話が掛かりにくくなることが予想される。電話の大混乱を起こさないため、毎年区が行う防災訓練等において、NTT の災害対策用パンフレットの配布を行うとともに、報道機関(テレビ・ラジオ)を通じての広報により通信確保のため対策等周知を図っている。 “電話の大混雑”を起こさないための NTT からのお願い (1) 受話器ははずれた場合もとに戻すこと。 (2) テレビやラジオで常に正確な情報を知ること。 (3) 電話がつながってもお話は手短にすること。 (4) もしもの時のために家族、親戚の連絡方法を決めておくこと。 2 災害時における広報により電話混雑の防止を図る。 (1) 電話利用時のトーキー案内 (2) 広報車 (3) 公式ホームページへの掲載 (4) ラジオ、テレビ、新聞掲載 (5) 災害用伝言ダイヤル“171”、災害用伝言板“web171”の開設
首都高速道路	災害発生時におけるお客様等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に、道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報をお客様に周知するよう、首都高ホームページ、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進する。
東京地下鉄	旅客に対し、平素からメロニュース等を配布し、地下鉄の防災に関する広報及び災害時における旅客の避難誘導に関する旅客の協力等を広報している。

2 防災教育の充実

消防署は、次の対策を推進する。

- ア 児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。
- イ 地域住民に対しては、講演会等を開催し、防災意識の啓発を図っていく。
- ウ 教育機関等と連携し、児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。
- エ 防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。
- オ 都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を推進する。
- カ 事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。

- キ 区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。
- ク 区と連携を図り、区民の防災教育を推進する。
 - (ア) 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。
 - (イ) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

第2節 防災訓練の充実

災害時に応急対策活動を円滑に実施するためには、日頃から防災関係機関相互の緊密な連携と、実効性の高い訓練が不可欠である。

このような認識に基づき、区及び防災関係機関は、それぞれ能力向上を図るとともに、区民との協力体制の確立に重点を置いた各機関の個別訓練等を実施していく必要がある。

本節では、水防訓練も含む各種訓練を充実させるための施策について述べる。

1 各機関の個別訓練

主催	内容
杉並区	災害時における災害応急対策業務の習熟と迅速な活動態勢の確立を図るため、区職員防災訓練実施要綱に定めるところにより実施する。 1 主な訓練項目 (1) 災害対策本部設置訓練 (2) 職員非常呼集(参集)訓練 (3) 職員配置・派遣訓練 (4) 情報連絡訓練 (5) 災害状況調査訓練 (6) 避難所開設訓練 (7) 避難誘導訓練 (8) 物資輸送及び配布訓練 (9) 各部等相互応援訓練 (10) 医療救護訓練 (11) 職員防災住宅職員防災訓練 2 実施時間 勤務時間内又は勤務時間外に毎年度実施

主催	内容
消防署	<p>区内消防署全職員及び消防団員に各種教育及び訓練を実施する。</p> <p>1 参加者 区内消防職員、消防団員</p> <p>2 訓練項目 次の全部または一部を訓練統裁者が選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水害時の活動に必要な訓練</p> <p>3 実施時期 年1回以上実施する。</p>
警察署	<p>1 実施方法 関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>2 訓練項目 (1) 救助活動 (2) 避難誘導 (3) 広報活動 (4) 水防工法 (5) 交通制限 (6) 舟艇操作法 (7) 通信訓練</p> <p>3 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降9月までとする。場所は、その都度定める。</p>

主催	内容																		
都 水 道 局	<p>職員の危機管理意識の向上及び危機対応能力の強化を図り、東京都水道局震災応急対策計画等における対策の実効性を確保するため、毎年度策定する東京水道危機対応力強化計画に基づき、訓練を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">訓練名</th> <th style="text-align: center;">訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 東京都総合防災訓練への参加</td> <td>応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。</td> </tr> <tr> <td>2 水道局平日発災対応訓練</td> <td>発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部署、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。</td> </tr> <tr> <td>3 水道局休日発災対応訓練</td> <td>首都直下型地震等が、休日に発生したことを想定し、初動活動、情報連絡訓練等を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練</td> <td>水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>5 水道局情報室参集訓練</td> <td>水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び防災行政無線通信訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>6 拠点給水訓練</td> <td>災害時給水ステーション(給水拠点)において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>7 水道局事業所による訓練</td> <td>事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>8 区市町防災訓練への参加</td> <td>必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加及び消火栓等から仮設給水栓による応急給水訓練のサポートを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練名	訓練内容	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。	2 水道局平日発災対応訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部署、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。	3 水道局休日発災対応訓練	首都直下型地震等が、休日に発生したことを想定し、初動活動、情報連絡訓練等を行う。	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び防災行政無線通信訓練を行う。	6 拠点給水訓練	災害時給水ステーション(給水拠点)において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。	8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加及び消火栓等から仮設給水栓による応急給水訓練のサポートを行う。
	訓練名	訓練内容																	
	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。																	
	2 水道局平日発災対応訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部署、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。																	
	3 水道局休日発災対応訓練	首都直下型地震等が、休日に発生したことを想定し、初動活動、情報連絡訓練等を行う。																	
	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。																	
	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び防災行政無線通信訓練を行う。																	
	6 拠点給水訓練	災害時給水ステーション(給水拠点)において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。																	
	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。																	
8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加及び消火栓等から仮設給水栓による応急給水訓練のサポートを行う。																		
東 京 電 力	<p>1 非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした非常災害訓練を年1回以上、全社的に実施する。</p> <p>2 国、地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p>																		

主催	内容
東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>(訓練項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の出動訓練 2 災害時の緊急措置及び通報連絡訓練 3 各事業所間の連絡体制訓練 4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 5 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加
NTT東日本	<p>「災害対策実施要綱」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練を毎年数回実施、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、国・都・区市町村が主催して行う総合防災訓練に参加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の通信の疎通確保 2 指揮・命令・情報伝達・初期行動 3 非常招集 4 所内・所外電気通信設備の復旧 5 災害対策機器の取扱・点検・整備 6 避難及び救護 7 防火及び防水 8 その他必要とする訓練
東京地下鉄	<p>災害発生時において、的確な情報判断と適切な措置及び正確かつ迅速な情報連絡体制が常にとれるよう、年1回以上次のような訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異常時想定訓練 2 防災設備取扱訓練 3 非常招集訓練 4 情報収集伝達訓練 5 避難誘導訓練 6 救出救護訓練 7 初動消火、初動措置訓練

2 水防訓練

水防法及び東京都水防計画に基づき、水防部隊の実践的運用と水防活動の習熟を図り、区内の水害による被害の軽減を図るため、防災関係機関の協力のもと共同して水防訓練を実施する。

(1) 参加機関

- ア 東京消防庁第四消防方面本部、区内各消防署、各消防団
- イ 区
- ウ 河川管理者

(2) 訓練種目

各種水防資器材を使用して行う基本訓練と、これにより習得した各種基礎技術を用いて、一定の想定のもとに行う総合訓練を実施する。

(3) 訓練項目

- ・監視警戒及び情報収集訓練
- ・各種水防工法訓練（積土のう、鋼板防護、排水作業、その他各種都市型水防工法）
- ・指揮本部運営及び部隊運用訓練
- ・関係機関との連携訓練
- ・救助訓練、広報訓練

(4) 実施時期

原則として、毎年梅雨前に実施。

また、区や防災関係機関によるものだけでなく、防災市民組織による水防訓練（土のう作成等）、家庭における簡易水防工法（水のう作成等）の訓練や講習を行う。

3 その他の訓練

区では都が行う「風水害凶上訓練」、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」に参加し、風水害時の初動態勢及び応急対応の検証、情報伝達訓練等の訓練を行っている。

また、区は、洪水又は雨水出水に係る避難訓練、土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

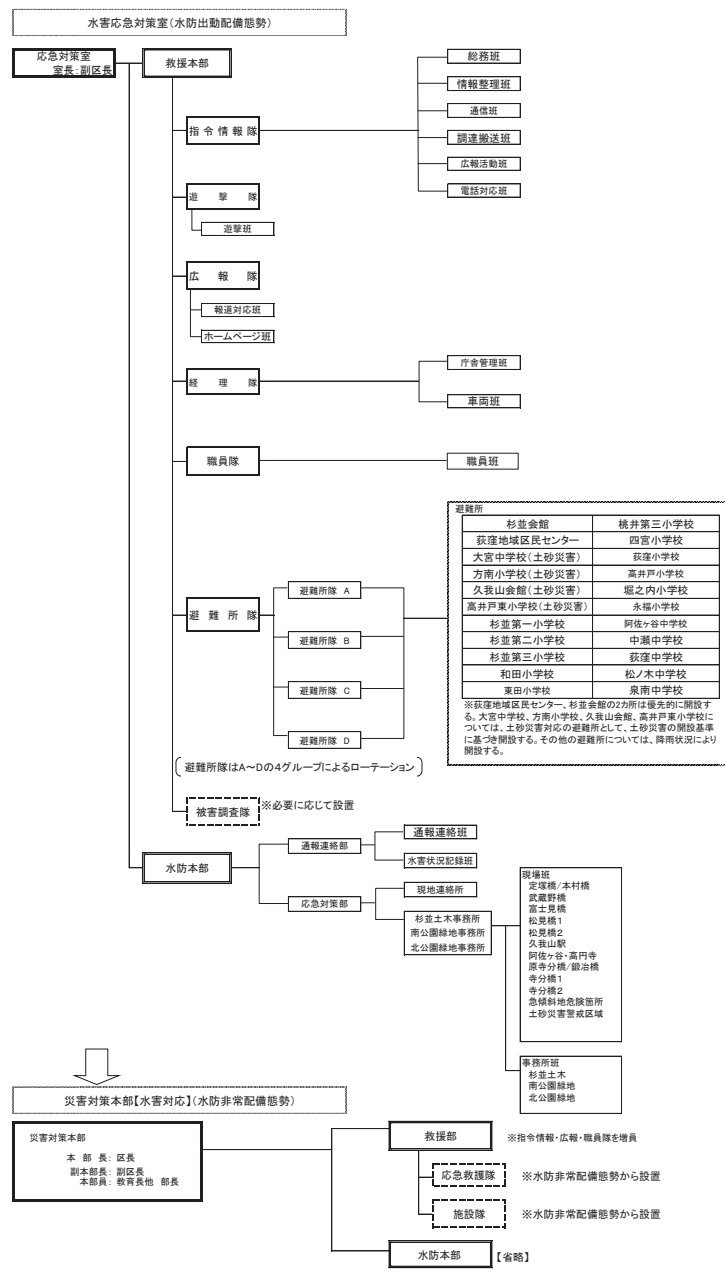
気象状況等により、浸水被害が発生する恐れがある場合等、その被害の軽減を図るため、区は、水害応急対策室又は災害対策本部を設置し、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

また、各水防機関は、都水防計画に従い水防活動態勢を確立し、速やかに水災に対応する。

第1節 水防組織

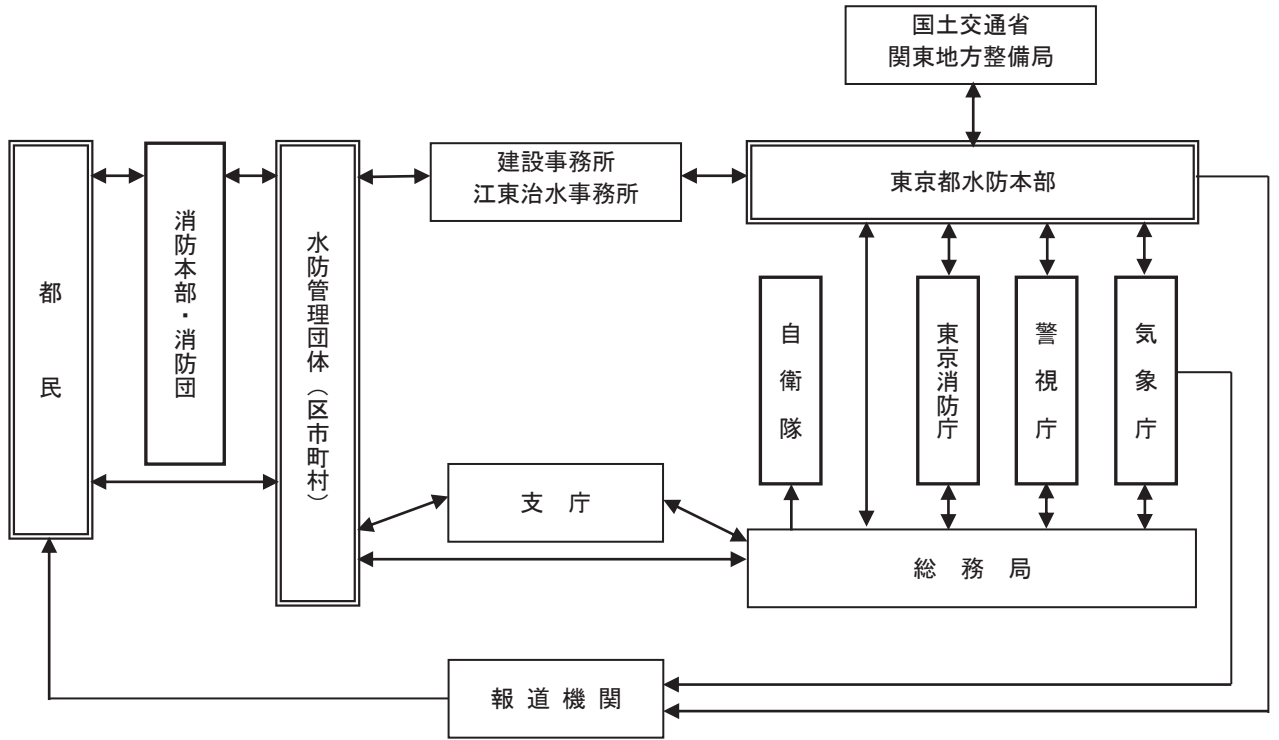
1 区の水防組織

気象状況により、区の地域内に浸水の恐れがある場合、水害応急対策室又は災害対策本部を設置する。水害応急対策室及び災害対策本部の組織は、次図のとおりである。

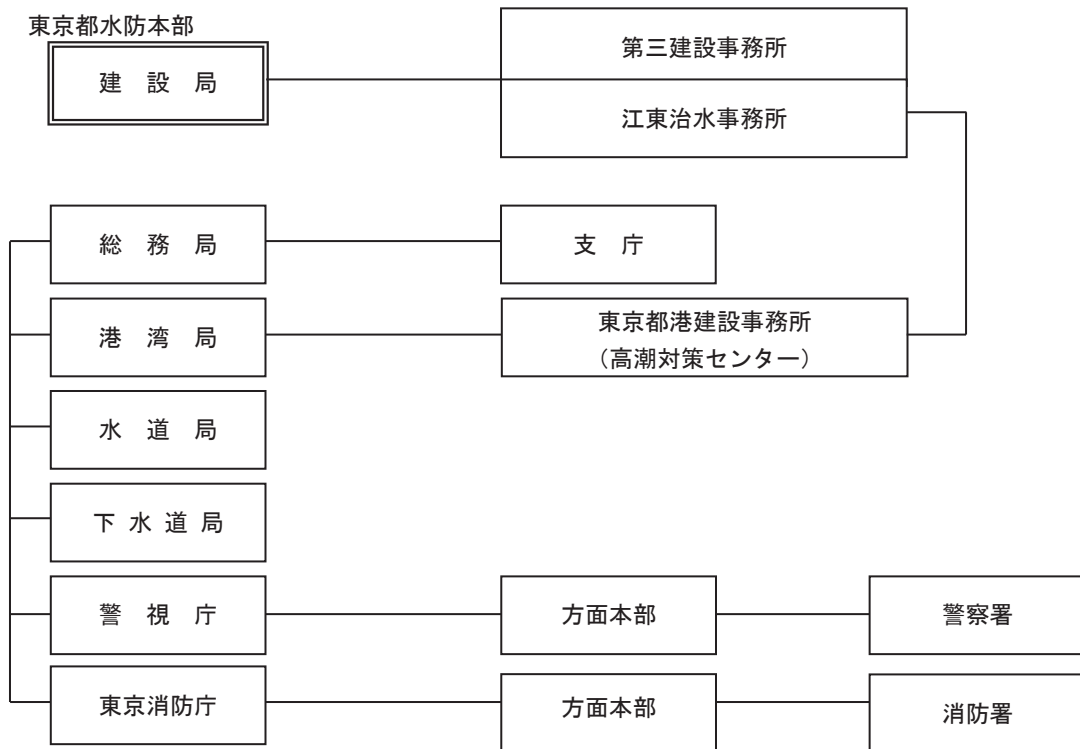


2 都の水防組織

2-1 東京都水防組織図



2-2 都建設局第三建設事務所水防組織図



第2節 水防機関の活動

1 区の態勢及び活動（水害応急対策室）

副区長は、水防出動配備態勢を発令する必要があると認めたときは、水害応急対策室を設置する。

区は、水害応急対策室に救援・救護活動を実施する救援本部と水害防御活動を実施する水防本部を置き、救援本部の指揮は危機管理室長が水防本部の指揮は土木担当部長がとり、副区長がこれを統括する。

1-1 救援本部の態勢及び活動

救援本部の配備態勢の種別、時期及び主な活動内容は下記のとおりとする。

配備態勢の種別	時期	主な活動内容
情報連絡態勢	<p>注意報（雷・大雨・洪水）が発表され、降雨量や雨雲の動き等から、今後更に気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>大雨注意報、洪水注意報等発表前であっても、短期予測で1時間当たり30mmを超える雨量情報を得た場合、この態勢を発令する。</p>	<p>気象情報の収集を主とする。</p> <p>気象予測により、情報連絡態勢を強化すべきと判断した場合、管理職を含めて態勢を拡大する。</p>
警戒配備態勢	<p>注意報（雷・大雨・洪水）が発表され、警報発令には至らないが、小規模水害の発生の恐れがある場合（台風の接近に伴う警戒など）、かつ、勤務時間内において、時間外に上記の状況が見込まれ、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>拡大した情報連絡態勢でも対応困難と判断した場合（区周辺の自治体に大雨警報又は洪水警報が発表され、杉並区にも警報の発表が予想されるなど）、かつ、勤務時間内であればこの態勢を発令する。（勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊を招集する。）</p>	<p>避難所の一部を開設するとともに、水害の防御及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。</p>

配備態勢の種別	時期	主な活動内容
水防出動配備態勢	<p>警報（大雨・洪水）が発表され、短時間に相当量の降雨が予想される場合もしくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めたときに、この態勢を発令する。</p> <p>拡大した情報連絡態勢又は警戒配備態勢でも対応困難と判断した場合（区周辺の自治体に大雨警報又は洪水警報が発表され、杉並区にも警報の発表が予想されるなど）、かつ、勤務時間内であればこの態勢を発令する（勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊を招集する。）</p>	<p>避難所を開設するとともに、水害の防衛及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。</p>
水防非常配備態勢	<p>被害が発生し、あるいは被害が拡大するおそれがある場合もしくは区内の広範囲にわたって特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、区長が必要であると認めたときは本部を設置し、この態勢を発令する。</p>	<p>水防出動配備態勢を強化し、拡大した水害に本部の全力をもって対処する。</p>

救援本部の活動は、下記及び「水害時における救援本部実施要領」による。

救援部組織	役割
救援本部	<p>水害応急対策室全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部の配備の確立に関すること。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 緊急対応組織全体に関する意思決定に関すること。 (4) 各組織への指揮に関すること。 (5) 避難の勧告又は指示に関すること。 (6) 避難所開設の決定に関すること。 (7) 各報道機関との連絡調整に関すること。 (8) 前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

救援部組織	役割
指令情報隊	(1) 本部から各隊への指令伝達に関する事。 (2) 各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関する事。 (3) 災害情報、活動状況の本部への報告に関する事。 (4) 本部の補佐に関する事。 (5) 各部隊への指揮及び連絡調整に関する事。 (6) 区議会との連絡調整に関する事。 (7) 都との連絡調整に関する事。 (8) 防災無線の統制に関する事。 (9) 資機材の調達・搬送に関する事。 (10) 広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関する事。 (11) 河川・道路等の状況把握に関する事。 (12) 区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関する事。 (13) 前各号以外の災害対策に関する重要事項に関する事。
遊撃隊	(1) 各隊との連絡調整に関する事。 (2) 指令情報隊及び各隊に属さない業務に関する事。 (3) 警察・消防等関係機関との連絡調整に関する事。
広報隊	(1) 災害広報に関する事。 (2) ホームページに関する事。 (3) ケーブルテレビへの放送の依頼に関する事。 (4) 各報道機関との連絡調整に関する事。
経理隊	(1) 庁舎管理に関する事。(会議室・空調・電話等) (2) 警備員室、中央管理室との連絡調整に関する事。 (3) 車両調達、配車及び運行管理に関する事。
職員隊	(1) 職員の勤務状況の把握に関する事。 (2) 職員の給食・宿泊に関する事。

救援部組織	役割
避難所隊	<p>(1) 避難所の開設業務に関すること。 避難所として指定する施設は以下の22箇所を基本とする。 杉並会館及び荻窪地域区民センターの2箇所を優先的に開設し、降雨状況や土砂災害の危険性に応じて他の施設を開設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 荻窪地域区民センター ② 杉並会館 ③ 杉並第二小学校 ④ 和田小学校 ⑤ 大宮中学校（土砂災害） ⑥ 久我山会館（土砂災害） ⑦ 高井戸東小学校（土砂災害） ⑧ 方南小学校（土砂災害） ⑨ 杉並第一小学校 ⑩ 杉並第三小学校 ⑪ 東田小学校 ⑫ 桃井第三小学校 ⑬ 四宮小学校 ⑭ 荻窪小学校 ⑮ 高井戸小学校 ⑯ 堀之内小学校 ⑰ 永福小学校 ⑱ 阿佐ヶ谷中学校 ⑲ 中瀬中学校 ⑳ 荻窪中学校 ㉑ 松ノ木中学校 ㉒ 泉南中学校 <p>※必要に応じて震災救援所に準じた場所に避難所を増設</p> <p>(2) 避難者の受入れ業務（避難者支援及び物資・食糧等の提供）に関すること。</p> <p>(3) 避難所管理者との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 指令情報隊への連絡・報告に関すること。</p>
応急救護隊	<p>(1) 負傷者の救護に関すること。</p>
被害調査隊	<p>(1) 被災情報を収集し、調査区域の設定に関すること。</p> <p>(2) 被災現場の調査に関すること。</p> <p>(3) 被災証明の発行に関すること。</p> <p>(4) 見舞金配布対象者の抽出、配布準備に関すること。</p>

第3部 第1章
 水防対策、初動態勢

1-2 水防本部の態勢及び活動

都水防本部から指示があったとき、又は区長が必要と認めたときは、水防本部を設置し活動するものとする。

また、必要に応じて、協定を締結した民間事業者に委任することで、水防活動の円滑化を図る。
 水防本部の配備態勢の種別、態勢基準及び配備人員は下記のとおりとする。

配備態勢種別	配備態勢基準	配備人員
情報連絡態勢	概ね次の場合で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡を行える態勢 1 水防用気象情報により、態勢の必要を認めた場合 2 水防用気象情報発表前であっても、短期予測で1時間あたり30mmを超える雨量情報を得た場合 なお、気象予測により、情報連絡態勢を強化すべきと判断した場合、管理職を含めて態勢を拡大する。	若干名※
警戒配備態勢	概ね次の場合で、主として観測・警戒監視及び水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動が行える態勢 1 水防用気象情報の注意報の発表又は警報発令には至らないが、杉並区内に水害の発生の恐れがあるとき、あるいは警報発令中であっても大規模な水防活動の必要がないとき。 2 台風の接近に伴い警戒が必要な場合 3 拡大した情報連絡態勢でも対応困難と判断した場合	水防要員の概ね 1/5
水防出動配備態勢	概ね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 水防用気象情報の警報が発令された場合 2 区内各所で水害の発生する恐れがあるとき、あるいは被害が発生した場合 3 台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 4 拡大した情報連絡態勢又は警戒配備態勢でも対応困難と判断した場合	水防要員の概ね 1/2
水防非常(A)配備態勢 水防非常(B)配備態勢 水防非常(C)配備態勢	広範囲に及ぶ水害が発生する場合、又は発生した場合、直ちに水防活動に対応できる態勢 ※ 予想される水害規模、又は発生した水害規模に応じて、水防非常(A)から(C)までの態勢を段階的にとるものとする。	水防要員の概ね 1/2 ~全員

(注)1 水防要員は、異常気象が発生したとき、あるいは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した配備態勢をとれるよう留意するものとする。

2 水防用気象情報とは、(大雨・洪水)注意報・警報、土砂災害に関する情報、台風情報をいう。

※気象予測により、情報連絡態勢を強化すべきと判断した場合、管理職を含めて態勢を拡大する。

(1) 水防本部の活動 (一部水防管理者の活動)

ア 河川、護岸については、東京都水防計画に示されている「水防上注意を要する箇所」を重点的に巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、各管理者に連

絡して必要な措置をとること。

- イ 気象状況並びに水位に応じて、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとること。
- ウ 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- エ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- オ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき消防機関に対し出動を要請する。
また、消防署は水災時又は水災が予想されるとき、署隊本部の機能を強化し、水災即応できる体制をとるものとする。

《水災発生時の活動体制》

(ア) 水防態勢

気象情報、区水防情報システムのデータ等により、水災が予想されるときは、水防態勢を発令するとともに、水災情報を収集し水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

(イ) 水防非常配備態勢

気象情報及び災害の発生状況に応じ、水防非常配備態勢を発令する。

- カ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- キ 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。
決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ク 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- ケ 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。
- コ 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- サ 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

(2) 水防本部内 各部の業務内容

ア 通報連絡部—水防情報の収集—

- (ア) 都河川部、都三建、警察、消防その他関係機関との情報連絡に関すること。
- (イ) 気象情報の収集に関すること。

- (ウ) 水防本部、救援本部の活動状況の把握に関する事。
- (エ) 水防活動報告書の編集に関する事。
- (オ) 雨量、河川水位の観測に関する事。
- (カ) 水害情報の記録に関する事。
- (キ) 要望の受付等に関する事。
- (ク) 水防記録に関する事。
- (ケ) その他各班に属さないこと

イ 応急対策部—水防活動の実施—

- (ア) 雨量、河川水位の監視に関する事。
- (イ) 危険箇所の警戒巡視に関する事。
- (ウ) 水防作業の実施に関する事。
作業指示・活動状況把握
- (エ) 被害状況の把握に関する事。
- (オ) 要望の受付等に関する事。(集約)
- (カ) 業務協力会社への出動要請に関する事。
- (キ) 被害報告書の作成に関する事。
- (ク) 都三建、消防機関、警察に関する資器材等の応援要請に関する事。
- (ケ) 現地連絡所の設置・運営に関する事。
- (コ) 現地連絡所・各事務所の活動を統括

(3) 水防活動時の安全対策

- ア 水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認する。
- イ 情報を確認するための通信手段を確保する。
- ウ 予報等がいつ発表されても直ちに避難できる場所を常に考慮し、水防活動を行う。
- エ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

2 区の態勢及び活動（都市型災害対策緊急部隊）

休日・夜間の水害の初期対応は、都市型災害対策緊急部隊(以下「緊急部隊」という。)により対応する。

緊急部隊招集後、災害の状況等により必要と認める場合、副区長は、水防出動配備態勢を発令する。被害の状況によってはさらに高次の態勢を発令する。

(1) 緊急部隊の招集

副区長は、次の各号に定める場合に、初動配備として緊急部隊を招集することができる。

- ア 勤務時間外に杉並区の地域に警報（大雨・洪水）が発令された場合

イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、副区長が必要であると認めた場合

(2) 招集指令の伝達

緊急部隊招集の伝達は、杉並区職員非常呼集要綱第2条及び第3条による。

(3) 自主参集

緊急部隊招集の自主参集は、杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱第3条の例による。

(4) 隊の構成

隊の構成は次のとおりとし、活動は杉並区災害応急対策実施要綱による。

ア 本部

イ 指令情報隊

ウ 広報隊

エ 遊撃隊

オ 経理隊

3 区の態勢及び活動（災害対策本部）

区長は、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、水防非常配備態勢を発令する。

区は、災害対策本部に救援部と水防部を置く。各部の役割は下記のとおり。

組織	役割
救援部	(1) 本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 (2) 災害情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 救援物資及び資器材の調達及び搬送に関すること。 (4) 負傷者等の医療救護に関すること。 (5) 被災地域住民に対する応急救護に関すること。 (6) 水防部に属さないこと。
水防部	(1) 水防態勢の掌握に関すること。 (2) 水防情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 水防作業の実施に関すること。 (4) 水防に係る資器材の調達及び搬送に関すること。

また、災害対策本部が設置されたときに救護部は、本部長室の立ち上げに向けて直ちに次の処置をとる。

- (1) 本部長室の用に供するため、区庁舎西棟6階中棟6階の会議室の使用を停止し、又は禁止する。
- (2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
- (3) 本部無線を所定の場所に配置する。

本部長室の開設が完了したときは、直ちに、各防災関係機関に通知する。

なお、災害対策本部の救護本部に定めていない事項については、震災時の態勢に準じて水害被害の対応を行う。災害対策本部の分掌事務は【別冊・資料6】のとおり。

4 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動

(1) 所の態勢

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行う態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	3 ～ 4 名
警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合 2 洪水予報河川である神田川に氾濫危険情報が発表された場合 3 水位周知河川である善福寺川、妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合	水防要員の概ね 1/9
第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/6
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね 1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員 全員

(2) 業務班と業務内容

各班の業務分担は次のとおりである。

ア 所長 総括指導

イ 庶務班

- (ア) 各班の連絡調整に関すること。
- (イ) 水防資機材の購入及び受払、労力、船、車等の調達、輸送に関すること。
- (ウ) 各班に属さないこと。

ウ 情報連絡班

- (ア) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。
- (イ) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料の収集整理に関すること。

- (ウ) 土砂災害警戒情報の収集、整理に関する事。
- (エ) 気象・水象の情報連絡に関する事。

エ 技術班

- (ア) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。
- (イ) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。
- (ウ) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。
- (エ) 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。
- (オ) がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。
- (カ) 危険箇所の警戒巡視に関する事。
- (キ) 雨量、水位等の観測に関する事。
- (ク) 工区班応援に関する事。

オ 工務班

- (ア) 水防資機材の受払の調整に関する事。
- (イ) 水防資機材の配分、輸送計画に関する事。

カ 工区班

- (ア) 雨量、水位の観測に関する事。
- (イ) 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。
- (ウ) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。
- (エ) 公共土木施設の被害状況調査に関する事。
- (オ) がけ崩れの被害状況調査に関する事。
- (カ) 危険箇所の警戒巡視に関する事。

5 消防機関の態勢及び活動

洪水、内水氾濫等による、大規模な水災が発生するおそれがあるとき、または、発生したとき、消防署では、区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに、水防活動を実施し、被害の拡大防止に努める。

杉並消防署	荻窪消防署
(電話) 3393-0119 (FAX) 3398-2209	(電話) 3395-0119 (FAX) 3395-0120
消防出張所 6 ○阿佐ヶ谷 杉並区阿佐谷北四丁目 29 番 10 号 (TEL) 03-3337-0119 ○高円寺 杉並区高円寺南五丁目 20 番 8 号 (TEL) 03-3316-0119 ○馬橋 杉並区高円寺南三丁目 8 番 1 号 (TEL) 03-3314-0119 ○高井戸 杉並区高井戸東三丁目 32 番 2 号 (TEL) 03-3335-0119 ○永福 杉並区下高井戸二丁目 21 番 37 号 (TEL) 03-3328-0119 ○堀ノ内 杉並区堀ノ内二丁目 12 番 17 号 (TEL) 03-3313-0119	消防出張所 4 ○西荻 杉並区西荻南二丁目 2 番 4 号 (TEL) 03-3331-0119 ○久我山 杉並区久我山二丁目 11 番 7 号 (TEL) 03-3332-0119 ○天沼 杉並区天沼一丁目 46 番 4 号 (TEL) 03-3391-0119 ○下井草 杉並区下井草三丁目 30 番 10 号 (TEL) 03-3396-0119

(1) 水災署隊本部の設置

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。水災発生時には、これらの機能を強化し、水災消防活動態勢を確立する。

(2) 配備動員態勢

ア 水防態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部のうち複数方面の所管区域に大雨又は洪水警報が発表された場合、及びその他の気象状況により、必要と認めた場合は、水防態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

イ 水防非常配備態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部の気象状況、降雨量、河川の増水状況及び被害の発生状況等により必要と認める場合は、水防第 1～第 4 非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

水防配備態勢を発令したときは発令時に勤務している人員及び所要の人員が、水防非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ 部隊編成

水防配備態勢及び水防非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

（3）消防活動

ア 消防機関の活動

- （ア）水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成する。
- （イ）河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- （ウ）水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域の立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域から撤去を命ずる。
- （エ）消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させる。
- （オ）消防機関の長は、水防管理者から水防本部を経由して出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行う。
- （カ）堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、ただちに関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

イ 決壊時の措置

- （ア）決壊の通報及びその後の措置
 - ・ 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
 - ・ 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- （イ）立ち退き
 - a 立ち退きの指示
 - ・ 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。
 - ・ この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

b 避難誘導等

- ・ 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。
- ・ また、水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

ウ 情報収集

- (ア) 署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき 119 番通報、河川の巡視、参集職（団）員情報、など積極的な情報収集を行う。
- (イ) 防災関係機関と連携し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

エ 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、水災、その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した水防活動にあたる。

(ア) 水防活動

分団受持区域内に発生した水災害の水防活動を、所轄消防署（所）及び防災市民組織等と協力して行う。

(イ) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として水防活動等の応援をするとともに、水防工法活動等を行う。

(ウ) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

オ 東京消防庁災害時支援ボランティアの活動

東京消防庁災害時支援ボランティア（杉並消防ボランティア・荻窪消防ボランティア）の具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。

- (ア) 応急救護活動
- (イ) 災害情報提供活動
- (ウ) 消火活動の支援
- (エ) 救助・救出活動の支援
- (オ) 消防用設備等の機能確保支援
- (カ) 危険物施設等の安全確保支援
- (キ) 火災調査支援

(4) 大規模救助救急態勢

大規模救助事象及びその他の大規模な災害事故により多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の総力を挙げて救助、救急業務を実施するとともに、関係機関と密接な連携により、効果的な活動を図る。

ア 大規模災害事故

大規模災害事故とは、大型航空機の墜落、電車の火災等及び大規模な救助救急事象で、普通出場では対応できない災害、事故をいう。

イ 救急態勢

杉並、荻窪各消防署長は、所轄内に大規模災害事故が発生した場合には、災害事故現場に指揮本部、現場救護所を開設し、医療機関、消防団員等と連携し、救出救護活動を実施する。

ウ 活動内容

災害事故現場における救助救急活動内容は、次のとおり。

- (ア) 傷病者の救出活動
- (イ) 傷病者に対する応急処置
- (ウ) 傷病者の担架搬送及び救急車による搬送
- (エ) 仮設救護所から常設医療機関への搬送
- (オ) 重篤傷病者等の緊急避難輸送
- (カ) 傷病者のトリアージ

エ 防災関係機関への要請

現場指揮本部長は、災害事故の規模等により、交通規制、群衆整理、医療班等の適正配備等を必要とするときは、警察、区、区医師会等防災関係機関に対し、災害事故概要、必要人員、資器材及び作業内容等について通報連絡し、救急態勢の万全を図る。

第3節 水防工法

1 工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。標準的な水防工法は、以下のとおりである。

- (1) 積土のう工
- (2) 鋼板防護工
- (3) 護岸裏積土のう工
- (4) かま段工

- (5) 月の輪工
- (6) 吸水性水とう積工
- (7) シート張り工
- (8) 立てかご工
- (9) 川倉工
- (10) 五徳縫い工
- (11) 杭打ち継ぎ工
- (12) 木流し工

なお、主な工法の材料、労力等は、【別冊・資料111】のとおりである。

2 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法(以下本節において「法」という。)第41～44条)

3 水防施設及び資材

水防管理者は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

(1) 水防用倉庫

杉並区及び都建設局第三建設事務所の水防用倉庫は、次のとおりである。

ア 杉並区水防用倉庫

倉庫名	所在地	電話
杉並土木事務所	成田東 3-17-30	3315-4178
南公園緑地事務所	高井戸東 1-18-5	3304-0521
北公園緑地事務所	下井草 4-21-8	3396-5261
南公園緑地事務所水防倉庫	高井戸東 1-18-5	
天王橋材料置場外 18 箇所	成田西 3-8 外	

イ 都建設局第三建設事務所

倉庫名	所在地	電話
向陽橋水防倉庫	杉並区永福 3-1-1	3387-5137
新道橋水防倉庫	中野区沼袋 3-1-4	3387-5137

(2) 資材

前記各倉庫の備蓄資器材は【別冊・資料 112】のとおり。

第4節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、下記(1)から(5)の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用もしくは収用
- (3) 車両、その他の運搬機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。(法第28条)

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理するものとする。(法第28条)

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第5節 水防活動等に関する報告

水防活動の実施、避難勧告等の発表、被害が発生したときは、水防関係機関が情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努める。

1 巡視点検についての報告

水防管理者は、適宜「水防巡視点検表【別冊・追補資料 48】」を作成し、要請があった場合、都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。

2 水防活動についての報告

水防管理者は水防活動終了後3日以内に「水防活動報告表【別冊・資料144】」を箇所毎に作成し、都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。また、年に4回「水防活動実施報告書【別冊・資料145】」を都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。

3 公共土木施設被害についての報告

公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は被害後速やかに「被害報告表(資料146)」によりFAXで都建設局河川部防災課及び都建設局第三建設事務所へ報告するものとする。

公共土木施設の被害とは、河川、道路、橋りょう、下水道、公園、都市施設などとする。

なお、災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、都建設局河川部防災課へ提出するものとする。

第6節 危険物等の対策

区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、災害時における振動、水災等により、これらの危険物が爆発したり漏えいしたりすることが考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与える恐れがある。

したがって、これらの施設については、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。

本節では、これら危険物の各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について必要な事項を定める。

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防署は、関係事業所の管理者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「本章第2節 5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

- (1) 危険物の流出、爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置及び災害時における初期消火活動を行うとともに、タンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

2 火薬類保管施設の応急措置

都環境局は、災害の発生の防止又は、公共の安全の維持のため、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発する。

3 高圧ガス取扱施設の応急措置

高圧ガス施設の破損等に伴う被害の拡大防止又は、被害の軽減を行う必要がある場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

消防署は、事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策を「本章第2節 5 消防機関の態勢及び活動」により実施する。

4 毒物、劇物取扱施設の応急措置

(1) 都福祉保健局は、毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。

- ア 毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。
- ウ 防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。

(2) 杉並区教育委員会は、学校長等に対し、発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- ア 発災時の任務分担、鍵の管理並びに保管場所の周知
- イ 出火防止及び初期消火活動
- ウ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止措置
- エ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止並びに転倒、落下等による火災等の防止
- オ 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- キ 避難場所及び避難方法

5 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従

い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。文部科学大臣は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置ができるよう取扱者を指導する。また、災害応急活動を「本章第2節 5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

- (2) 都福祉保健局及び都病院経営本部は、RI 使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI 管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保ならびに当該患者等の放射線不安への対応を行う。

6 危険物等輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

ア 高圧ガス輸送車両からの、高圧ガス漏えい等事故が発生した場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

イ 警察署は、施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。また移動可能なものは周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させ、輸送中の車両は、安全な場所に誘導して退避させる。

ウ 消防署の災害応急対策は、本章「本章第2節 5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

エ 東日本旅客鉄道は、危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報するものとする。

下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

ア 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制など必要な措置を実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第6節 危険物等の対策

イ 最寄りの消防機関から事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第2章 情報の収集・伝達

災害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して被害状況を把握し、的確な応急対策を実施しなければならないが、その基本となるのは迅速な情報の収集と伝達である。

また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことはパニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を一層高めることにもなる。

本章では、災害時における気象情報等の収集、各防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の報告、広報・広聴等について定める。

第1節 情報の収集と通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生する恐れがある場合は、各水防関係機関は的確な情報の把握に努め、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 区の情報収集体制

収集する必要のある情報は、災害の状況や時間の経過に伴い変化していくが、特に、発災直後においては、人命の救助、火災の状況、避難の状況等の区民の生命にかかわる情報を重点的に収集する。

(1) 勤務時間中に発災した場合

学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の被害状況等を有線電話、防災行政無線等あらゆる手段を利用して水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に報告する。

(2) 勤務時間外に発災した場合

ア 都市型災害対策緊急部隊に指名されている職員等が参集途上において収集した情報を集約し、一次的な情報の把握に努める。

イ 都市型災害対策緊急部隊が参集するまでの情報収集は、休日、夜間警戒本部の職員等が対応する。

(3) 高所カメラによる情報収集

区内の民間ビル屋上に防災用の高所カメラを設置し、災害発生時に被害状況を迅速に把握する。

2 気象情報の収集

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報、特別警報は次のとおりである。

なお、平成22年5月27日から、東京都における発表単位を細分化し、区市町村を対象

地域とした。これにより杉並区は、23区西部（杉並区を含む16区）から、区単独での発表がされることになり、警戒に必要な情報がより明確になった。

また、平成25年8月30日から、気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、新たに「特別警報」の発表を行っている。

【気象情報の収集・伝達について】

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都が気象庁からオンラインにより入手し、区に提供される。
- 防災機関の入手方法
 - (1) 東京都災害情報システム (DIS)
 - ・ DIS を活用することで、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、都から区への伝達情報の判断材料等に活用することができる。
 - (2) 防災情報提供システム
 - ・ 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。
 - ・ 各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。
 - ・ 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報等である。
 - ・ 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、気象庁予報部「注意報・警報の種類及び基準一覧表」が適用される。
 - － 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区を通じて区民にも伝達される。
 - － 気象庁が発表した気象情報（警報のみ）は、NTT 東日本を通じて区に伝達される。

2-1 種類と発表基準

(1) 東京管区気象台管内(東京地方 23区西部 杉並区) (平成30年5月30日現在)

注意報	基準値	
風雪注意報	平均風速 13m/s 雪を伴う	
強風注意報	平均風速 13m/s	
大雨注意報	表面雨量指数基準※1	11
	土壌雨量指数基準※1	123
洪水注意報	流域雨量指数基準※1	神田川流域=7,妙正寺川流域=5.3,善福寺川流域=8.9
	複合基準※2	神田川流域=(11,5.6),妙正寺川流域=(11,4.5),善福寺川流域=(11,5)
	指定河川洪水予報による基準	—
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm 以上	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
濃霧注意報	視程 100m	
霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2℃以下	
低温注意報	夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
着氷(雪)注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃から2℃の時	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値

(平成30年5月30日現在)

警報	基準値	
暴風雪警報	平均風速 25m/s 雪を伴う	
暴風警報	平均風速 25m/s	
大雨警報	表面雨量指数基準※1	23
	土壌雨量指数基準※1	174
洪水警報	流域雨量指数基準※1	妙正寺川流域=6.6,善福寺川流域=11.2
	複合基準※2	妙正寺川流域=(11,6.3),善福寺川流域=(11,10)
	指定河川洪水予報による基準	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm 以上	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値

(平成30年5月30日現在)

特別警報	基準値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(平成30年5月30日現在)

その他	基準値
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mm
警報級の可能性	雨、雪、風の警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を「警報級の可能性」として[高]、[中]の2段階で発表

発表官庁:気象庁

(2) 東京都(伊豆諸島、小笠原諸島を除く)の注意報・警報の発表基準値一覧表

(平成29年7月7日現在)

(別表1) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	127
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123

市町村等を まとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

(別表2) 洪水注意報基準

市町村 等をま とめた 地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
23区 西部	千代田区	日本橋川流域=9.2 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(7,9.2) 神田川流域=(11,18.9)	—
	中央区	日本橋川流域=13.2 隅田川流域=37.7 神田川流域=23.7	日本橋川流域=(13,9.8) 隅田川流域=(13,30.3)	—
	港区	古川流域=6.1	古川流域=(12,5.7)	—
	新宿区	神田川流域=17.1 妙正寺川流域=7.3	神田川流域=(8, 9.1) 妙正寺川流域=(5, 6.2)	—
	文京区	神田川流域=22.1	神田川流域=(8,11.8)	—
	品川区	立会川流域=9.1 目黒川流域=14.4	立会川流域=(10,7.3) 目黒川流域=(8,8)	—
	目黒区	呑川流域=6.7 立会川流域=4.5 目黒川流域=14 蛇崩川流域=6.8	呑川流域=(12,3.5) 立会川流域=(10,3.6) 目黒川流域=(8,7.4) 蛇崩川流域=(12,5)	—
	大田区	呑川流域=9.6	多摩川流域=(12,41.8) 呑川流域=(12,4.9)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	野川流域=12.1 仙川流域=9.6 丸子川流域=5.6 呑川流域=4 蛇崩川流域=6.3 烏山川流域=6.5 北沢川流域=6.8	多摩川流域=(10,45.7) 野川流域=(6,12.1) 仙川流域=(6,8.9) 丸子川流域=(8,3.2) 呑川流域=(12,2.1) 蛇崩川流域=(10,5) 烏山川流域=(9,5.2) 北沢川流域=(6,5.1)	多摩川 [田園調布(上)]
	渋谷区	渋谷川流域=6.9 神田川流域=10.7	渋谷川流域=(10,3.5) 神田川流域=(8,5.7)	—
	中野区	神田川流域=10.7 妙正寺川流域=7.5	神田川流域=(8,5.7) 妙正寺川流域=(5,6.3)	—
	杉並区	神田川流域=7 妙正寺川流域=5.3 善福寺川流域=8.9	妙正寺川流域=(11,4.5) 神田川流域=(11,5.6) 善福寺川流域=(11,5)	—

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第1節 情報の収集と通信連絡

市町村等をもとめた地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	豊島区	神田川流域=20	神田川流域= (8,10.6)	—
	北区	隅田川流域= 35.9 新河岸川流域=35.8 石神井川流域=13.7	石神井川流域= (10,7.1) 新河岸川流域= (10,28.6) 隅田川流域= (8,19.2)	荒川 [岩淵水門(上)]
	板橋区	白子川流域=12 石神井川流域=15.2	石神井川流域= (10,10.2) 新河岸川流域= (10,28.5)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	石神井川流域=5.6 白子川流域=8.4	石神井川流域= (11,3) 白子川流域= (13,4.8)	—

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

(別表3) 大雨警報基準

市町村等をもとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	180
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

(別表4) 洪水警報基準

市町村等をもとめた地域	区市町村	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=11.6	神田川流域=(11, 27.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	日本橋川流域=16.6 隅田川流域=47.3	—	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区		—	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区	妙正寺川流域=9.2	神田川流域=(8, 18.5) 妙正寺川流域=(8, 7.2)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	文京区		神田川流域=(8, 24)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	立会川流域=11.4	目黒川流域=(9, 12.7)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区	呑川流域=8.4 立会川流域=5.7 蛇崩川流域=8.6	呑川流域=(14, 5.4)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	大田区	呑川流域=12	呑川流域=(14, 7.7)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	丸子川流域=7.1 呑川流域=5 蛇崩川流域=7.9 北沢川流域=8.6 烏山川流域=8.2	呑川流域=(14, 3.2) 烏山川流域=(9, 7.3) 北沢川流域=(9, 7.7)	多摩川 [石原・田園調布(上)] 野川・仙川 [大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	渋谷区		神田川流域=(8, 13)	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋], 神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区	妙正寺川流域=9.4	神田川流域=(8, 13) 妙正寺川流域=(8, 7.4)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	杉並区	妙正寺川流域=6.6 善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域=(11, 6.3) 善福寺川流域=(11, 10)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	豊島区		神田川流域=(8, 21.6)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	北区	隅田川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2	石神井川流域=(18, 10.8) 新河岸川流域=(10, 40.2)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
	板橋区	石神井川流域=19 白子川流域=15.2	石神井川流域=(15, 11.3)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
練馬区	石神井川流域=7 白子川流域=10.5	—	—	

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

【土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説】

○土壌雨量指数

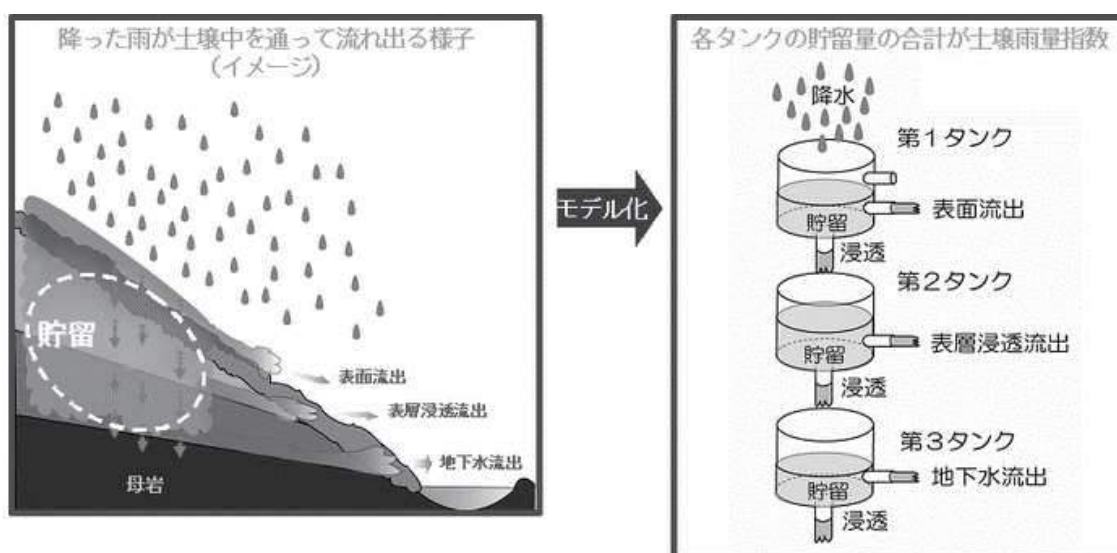
土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、「タンクモデル」を用いて数値化したものである。

土壌雨量指数は、各タンクに残っている水分量（貯留量）の合計として算出され、土壌中の水分量に相当する。

土壌雨量指数そのものは、相対的な土砂災害危険度を示した指標であるが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生の危険度を判断することができる。

（雨が土壌中に貯まっていく様子とタンクモデルとの対応）



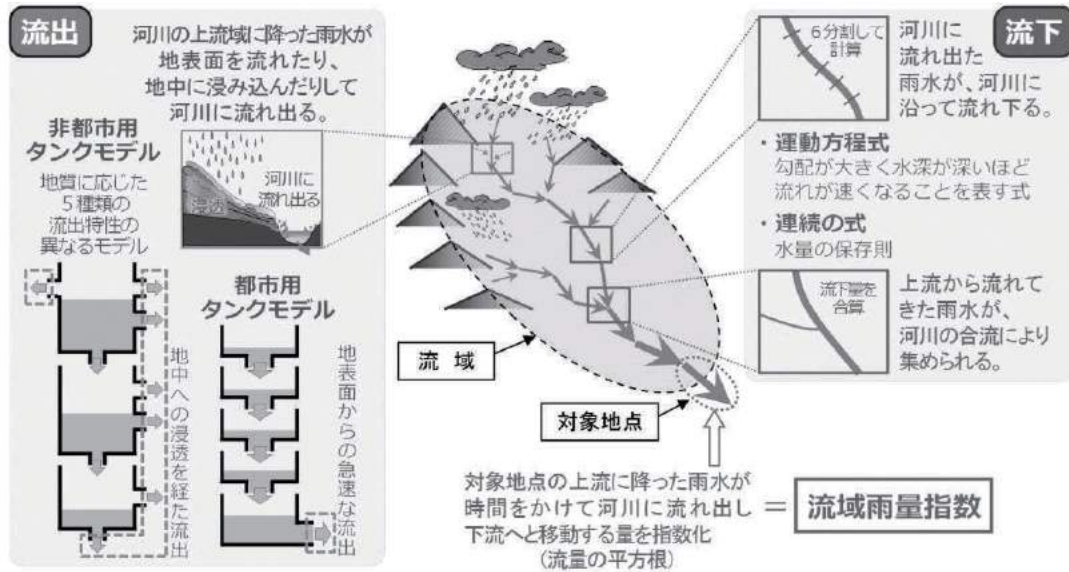
○流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km メッシュに分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデル（流出過程）や運動方程式・連続の式（流下過程）を用いて数値化したものである。

流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標であるが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水発生危険度を判断することができる。

(流出過程と流下過程の関係)

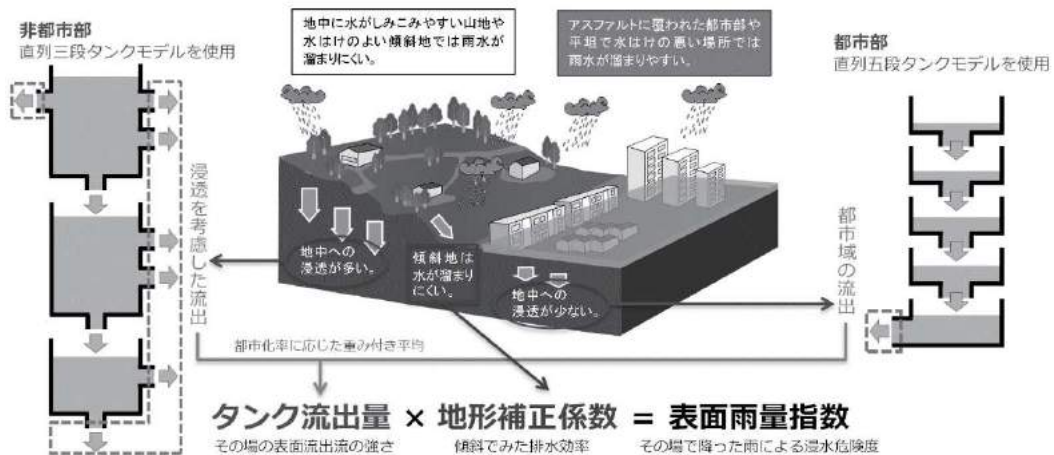


○表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

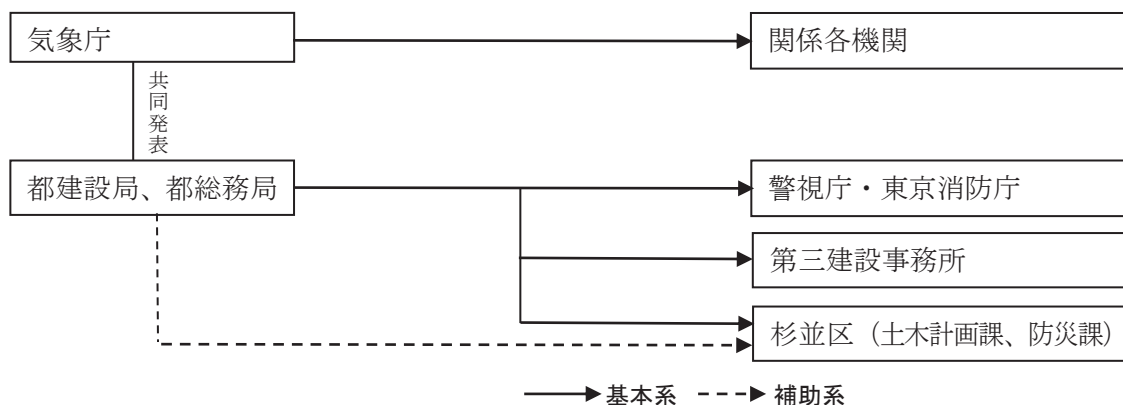
表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標であるが、表面雨量指数を大雨警報(浸水害)等の基準値と比較することで浸水害発生危険度(重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど)を判断することができる。

(タンクモデルを利用した表面雨量指数の算出方法)



(3) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。



(4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

(5) 大雨警報(浸水害)の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

(6) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水発生危険度の高まりを地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

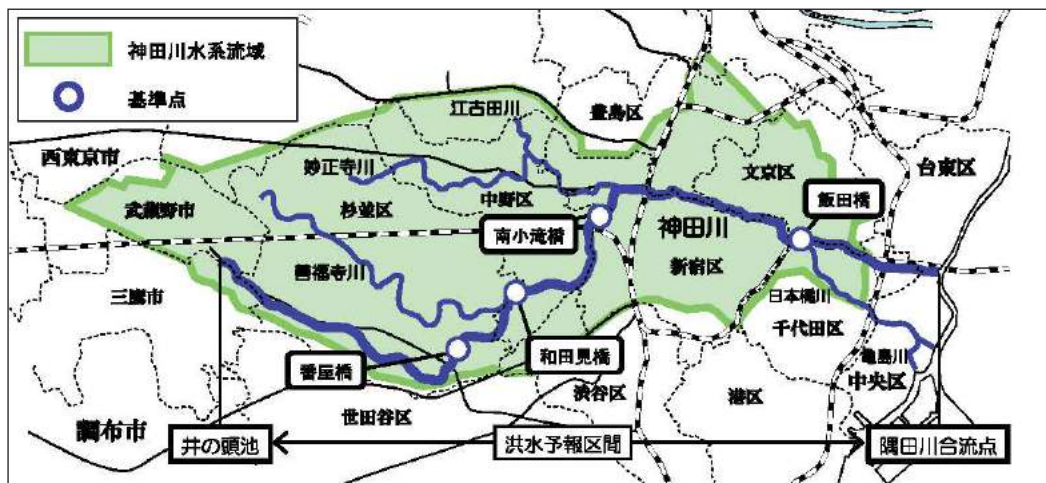
(7) 神田川洪水予報

気象庁の1時間先までの雨量予測をもとに、水位の変動を予測し、神田川が溢れる恐れのある場合に、東京都と気象庁が共同で洪水予報(氾濫危険情報)を発表する防災情報である。

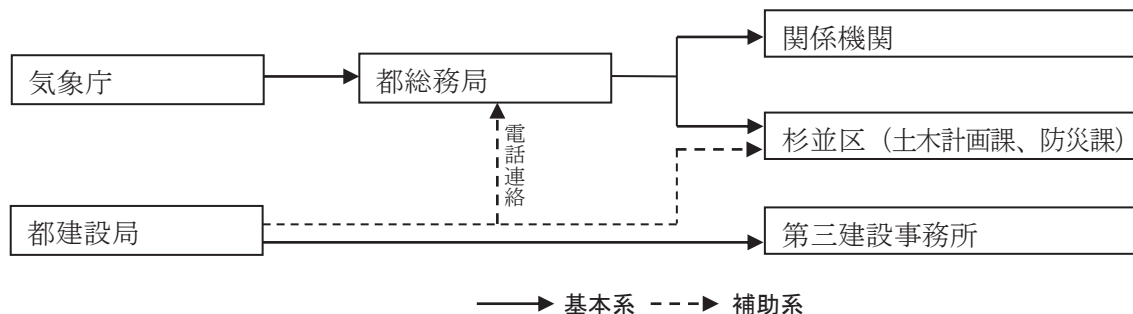
ア 洪水予報河川の範囲

河川名	区間		基準地点
神田川	左岸	自 三鷹市井の頭3丁目322番地 至 隅田川合流点	番屋橋 和田見橋
	右岸	自 三鷹市井の頭3丁目322番地 至 隅田川合流点	南小滝橋 飯田橋

図表 神田川洪水予報実施区間と基準地点



イ 神田川洪水予報伝達系統



ウ 洪水予報河川発表基準水位 (区内)

単位：A.P.

基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
番屋橋	杉並区和泉	—	—	34.10m	34.93m

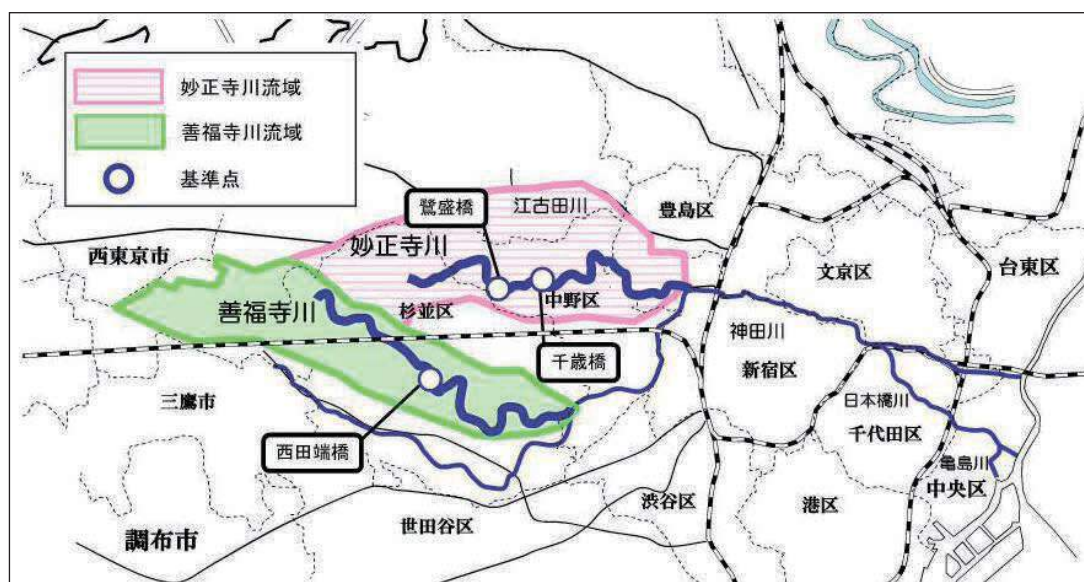
(8) 水位周知河川における氾濫危険情報

水位周知河川の水位が氾濫危険水位に達した場合、東京都が該当河川の氾濫危険情報を水防関係機関に通知する防災情報である。

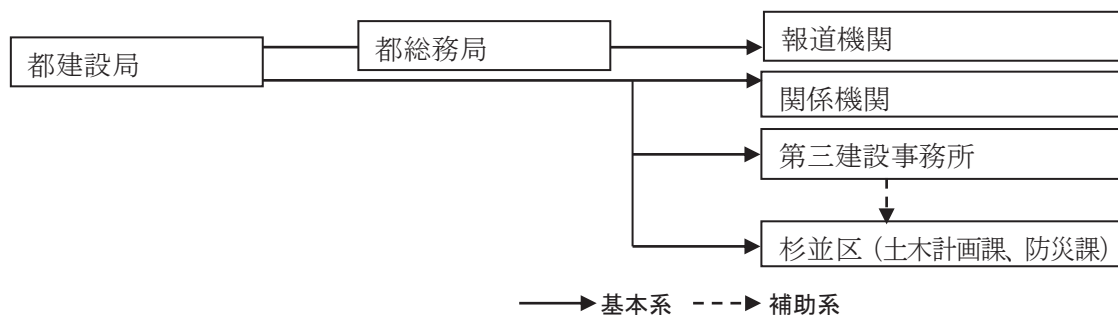
ア 水位周知河川の範囲

河川名	区間		基準地点
妙正寺川	左岸	自 杉並区清水3丁目(上流端) 至 中野区野方5丁目(新昭栄橋)	鷺盛橋
	右岸	自 杉並区清水3丁目(上流端) 至 中野区大和町2丁目(新昭栄橋)	
善福寺川	左岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 杉並区和田1丁目(神田川合流点)	西田端橋
	右岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 中野区弥生町6丁目(神田川合流点)	

図表 妙正寺川、善福寺川基準地点位置図



イ 氾濫危険情報伝達系統



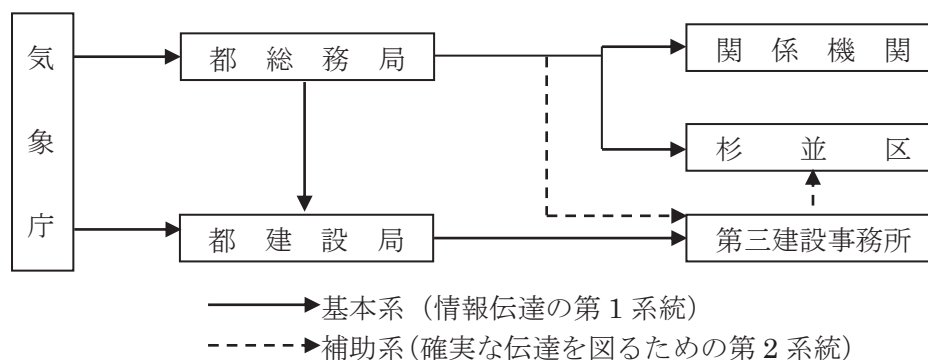
第3部 第2章
情報の収集・伝達

ウ 発表基準水位 上段：A.P. 下段：水が溢れるまでの高さ

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位
妙正寺川	鷺盛橋	中野区大和町	—	—	36.54m (0.75m)
善福寺川	西田端橋	杉並区荻窪	—	—	40.56m (0.3)m

2-2 気象情報伝達

気象情報伝達系統図は下記のとおり。



3 観測通報

区は、管内の雨量、水位等の正確なデータをテレメーターシステムにより迅速に入手するとともに、都建設局（都水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。また、東京都第三建設事務所、杉並土木事務所、南・北公園緑地事務所、管内消防署に転送するものとする。

3-1 観測所の設置箇所

区分	観測所名称	所在地	摘要
雨量観測所	武蔵野市役所	武蔵野市緑町 2-2-28	テレメーター化
	原寺分橋	西荻北 4-40	〃
	丸山橋	上荻 4-2	〃
	本村橋(南荻窪)	南荻窪 3-30	〃
	相生橋(杉並土木事務所)	成田東 3-17-30 3315-4178	〃
	久我山橋	久我山 2-16	〃
	池袋橋(南公園緑地事務所)	高井戸東 1-18-5 3304-0521	〃
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃
	下井草(北公園緑地事務所)	下井草 4-21-8 3396-5261	〃
	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1 3312-2111	〃
	武蔵野橋	堀ノ内 1-27	〃
	※和田見橋	中野区弥生町 5-7	〃
<雨量 12 局>			
区分	観測所名称	所在地	摘要
水位観測所	永久橋	下井草 3-7	テレメーター化
	原寺分橋	西荻北 4-40	〃
	丸山橋	上荻 4-2	〃
	本村橋(南荻窪)	南荻窪 3-30	〃
	松見橋	荻窪 2-5	〃
	西田端橋	荻窪 1-44	〃
	相生橋(杉並土木事務所)	成田東 3-17 3315-4178	〃
	白山前橋	成田東 2-7	〃
	宮下橋	大宮 1-6	〃
	※和田堀第六号調整池	大宮 1-6	〃
	武蔵野橋	堀ノ内 1-27	〃
	定塚橋	堀ノ内 2-1	〃
	緑橋	久我山 3-30	〃
	久我山橋	久我山 2-16	〃
	池袋橋(南公園緑地事務所)	高井戸東 1-18-5 3304-0521	〃
	向陽橋	永福 3-1	〃
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃
	方南橋	方南 1-52	〃
富士見橋	和田 1-23	〃	
<水位局 19 局>			

第3部 第2章 情報の収集・伝達

区分	観測所名称	所在地	摘要	
警報装置	永久橋	下井草 3-7	テレメーター化	
	丸山橋	上荻 4-2	〃	
	本村橋(南荻窪)	南荻窪 3-30	〃	
	松見橋	荻窪 2-5	〃	
	西田端橋	荻窪 1-44	〃	
	相生橋(杉並土木事務所)	成田東 3-17	3315-4178	
	白山前橋	成田東 2-7	〃	
	宮下橋	大宮 1-6	〃	
	3号池	大宮 1-20	〃	
	2号池	大宮 1-22	〃	
	武蔵野橋	堀ノ内 1-27	〃	
	定塚橋	堀ノ内 2-1	〃	
	久我山橋	久我山 2-16	〃	
	池袋橋(南公園緑地事務所)	高井戸東 1-18-5	3304-0521	
	向陽橋	永福 3-1	〃	
	番屋橋	和泉 4-16-10	〃	
	方南橋	方南 1-52	〃	
	富士見橋	和田 1-23	〃	
<警報 18 局>				
監視装置	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1	3312-2111	テレメーター化
風向風速	杉並区役所	阿佐谷南 1-15-1	3312-2111	テレメーター化

(注)・テレメーター化とは、水位雨量等情報電送処理システムに導入され、区が監視装置により、集中観測・制御できるものをいう。

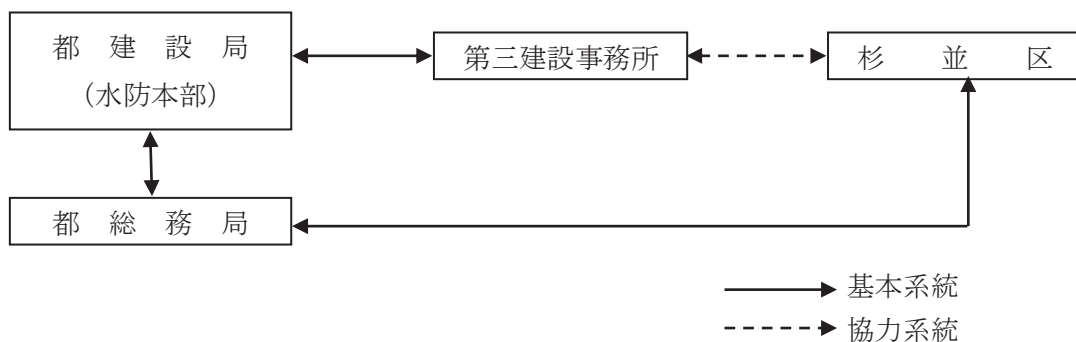
※和田見橋雨量局、和田堀第六号調整池水位局は、東京都第三建設事務所の所管。

3-2 河川監視

河川監視カメラで、各河川の監視地点水位など河川状況の監視を行うものとする。

区分	監視地点名称	所在地	河川名
監視カメラ	丸山橋	上荻 4-2	善福寺川
	松見橋	荻窪 2-5	〃
	武蔵野橋	堀ノ内 1-27	〃
	富士見橋	和田 1-23	神田川
	向陽橋	永福 3-1	〃
<カメラ 5 基>			

3-3 観測通報連絡系統



第2節 情報連絡体制

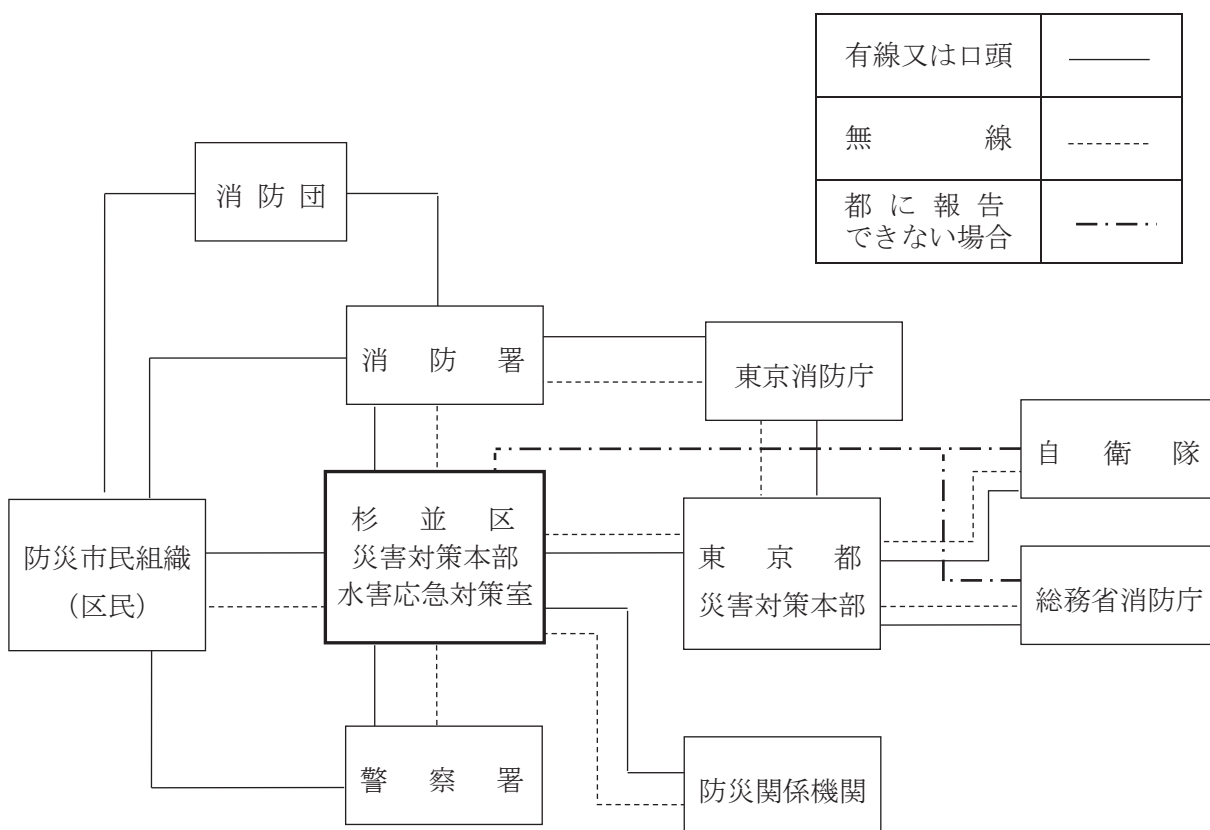
1 情報連絡体制

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関が緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

このため、本節においては災害時の情報連絡体制に関し必要な事項を定める。

1-1 情報連絡体制の流れ

災害時の情報の流れは、次のとおりである。



- (1) 区は都本部に対し、東京都防災行政無線を使用して直接情報連絡を行う。
- (2) 災害の状況により都本部に報告することができない場合、区は国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。

総務省 消防庁			
区分		平日（9：30～17：45） ※防災情報室	左記以外 ※宿直室
NTT 回線	電話	03-5253-7526	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7536	03-5253-7553
都防災無線	電話	86391	86391
	FAX	897-7789	

- (3) 区は、保有する防災行政無線等又はその他の手段の活用により、区の各機関、都及び指定公共機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

- (4) 消防署は、災害等の発生時において、当該災害に関する情報を次の手段により収集し、区に通報するとともに、区及び関係機関と相互の情報交換を図る。

消防機関の災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部及び各防災関係機関等との情報連絡を行う。

主な情報収集事項は、水災発生状況及び消防活動状況、救助・救急は発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。

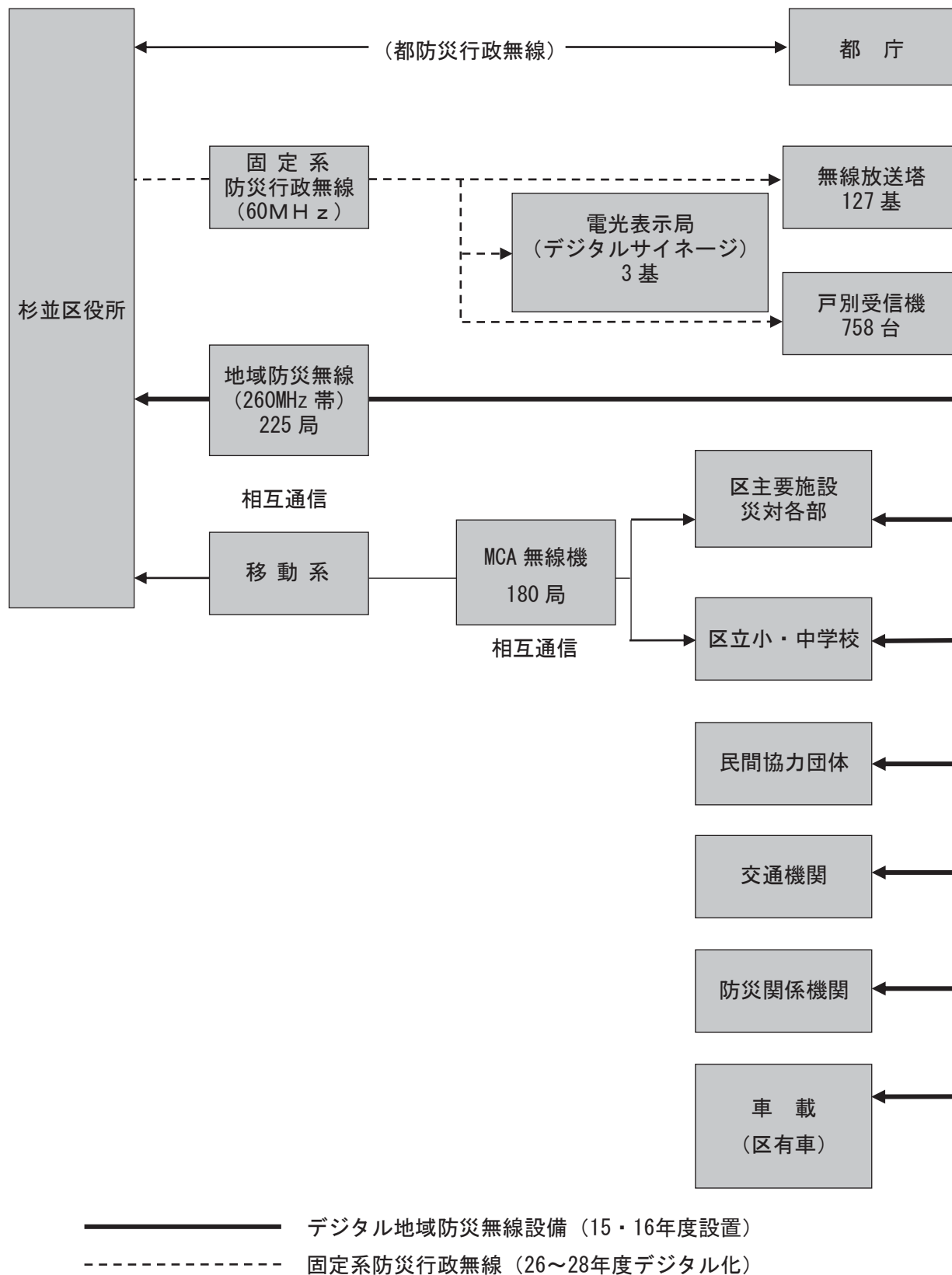
- (5) 区、警察署、消防署等防災関係機関は、災害に関する情報の収集、伝達を確保するため、相互協力体制の確立を図る。【別冊・追補資料2】

1—2 区の防災行政無線

区は、東京都（都防災行政無線による）、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に整備している防災無線網を活用し、災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡を行う。【別冊・追補資料3・4】

平成15・16年度には、移動系無線設備をデジタル化し、音声はもとよりパソコンによるデータ通信ができるシステムを導入している。また、平成26～28年度には、固定系防災行政無線設備のデジタル化整備を行い、音声のほか文字情報による情報伝達を可能としている。

図表：杉並区防災行政無線系統図（平成30年4月現在）



第3部 第2章
 情報の収集・伝達

1—3 通信連絡体制の確立

(1) 水害応急対策室又は災害対策本部設置後の通信連絡窓口

	区庁舎西棟 6階防災センター及び無線室
NTT 直通電話 (災害時優先電話)	回線数 10本
NTT ファクシミリ	3312-9402
区代表電話 (内線)	3312-2111 (3622～3629)
都防災無線電話	74411 (音声一斉)、74411 (ホットライン)
都無線ファクシミリ	74401

(2) 通信連絡の方法【別冊・資料 23】

- ア 通信連絡の原則：通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。
- イ 通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。
- ウ 通信連絡事項の表題末尾には、その内容を類別できる用語を、通知、要請、指示、命令、報告等のように標示する。

(3) 通信の規制（地域防災無線）

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、下記により通信の規制を実施する。

ア 回線統制

通信回線の発着信及び時間(3分あるいは6分)の制限等の回線統制を行う。

イ 割り込み及び分割通信と強制切断

任意の話中回線を補促し、その回線に割り込み、分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

ウ 一斉指令

区本部から全ての無線局又は特定グループの無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

(4) 防災関係機関からの情報連絡員の派遣

区本部は、情報連絡を円滑にするために、防災関係機関に対して情報連絡員の派遣を要請することができる。

2 電気通信の非常そ通処置

NTT 東日本は、災害時における通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の処置をとる。

- (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更などの通確保の処置をとるほか、必要に応じ特設公衆電話の設置等を図る。なお、区立小中学校等（震災救護所）には、特設公衆電話回線の確保及び特設公衆電話を配置している。
- (2) 災害時は、通常の何十倍もの電話が殺到するが、防災機関が行う救助、復旧活動等に必要の重要通信を確保するため、一般の電話や電報の利用を制限する。
- (3) 災害時優先電話の措置をとる（公共機関・防災機関・報道機関）。非常・緊急通話又は非常・緊急電報は通信事業法の定めるところにより、優先して取り扱う。
- (4) 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設。

第3節 災害予警報等情報の発令・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や区民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

1 異常現象の通報、伝達

区は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、もしくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に迅速に周知する。

2 一般的な災害原因に関する情報の通報

区は、地象等災害原因に関する重要な情報について都もしくは関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に周知する措置をとる。

3 気象、地象等の予警報の伝達

区は、重要な注意報及び警報について、都、警察署もしくはNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、区民に周知する。

4 情報伝達方法

(1) 区の情報伝達

ア 区民に対する重要な情報の伝達は、防災行政無線固定系により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、ツイッター、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、CATV（J:COM）及び紙媒体等を活用する。なお、洪水予報等及び土砂災害に関する情報の伝達についても

同様とする。

- イ 収集した情報を整理の上、都及びその他防災関係機関と情報の共有化を図る。
- ウ 防災課が実施している災害情報メール、電話通報サービス、その他メールサービスを活用し、登録者に情報を伝達する。
- エ その他新しいメディアを使って災害時の情報伝達を行う。

(2) 局地的大雨に関する迅速な情報提供

- ア 大雨注意報、洪水注意報等が発表され、日本気象協会、気象庁等から提供される情報のうち、6時間以内の短期予測で1時間雨量30ミリを超える情報を得た場合、ホームページ及び杉並区「災害・防災情報メール」を活用して、局地的大雨に対する注意喚起を図る。なお、必要に応じて、杉並区「災害・防災情報メール」で複数回注意喚起を実施する。
- イ 大雨注意報、洪水注意報等が発表され、気象庁から提供される情報のうち、3時間以内の短期予測で1時間雨量30ミリを超える情報を得た場合、8時から20時までの間において、防災行政無線を活用して、局地的大雨に対する注意喚起を図る。

(3) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達

対象区域に隣接する22箇所の避難所(荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校)を速やかに開設する。状況に応じては、これ以外の小・中学校などにおいても、避難所を開設する。避難にあたっては、安全な避難経路を周知し、円滑で迅速な誘導を図る。

(4) 放送要請

- ア 区では、災害により公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第56条に基づく警報の伝達又は警告をする必要が生じたときは、放送機関に対し「放送要請」を行う。
- イ 上記「放送要請」は、原則として都総務局を経由して行う。ただし、都との通信途絶など、これによりがたい場合は、直接放送機関に要請することとし、事後速やかに都に報告する。
- ウ また、区は災害時に災害情報を放送する必要が生じたときは、CATV(J・COM)に対して「放送要請」を行う。

(5) 災害時要配慮者利用施設への情報伝達

区は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者利用施設の管

理者等に電子メール、杉並区「災害・防災情報メール」、FAX、防災行政無線等を活用し、洪水予報、避難勧告等の防災情報を伝達する。【別冊・追補資料 49】

(土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧)

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校 (敷地内の一部)	高井戸東1丁目12番1号

(洪水予報、避難勧告等の伝達方法)

分類	施設種別	伝達方法
水害	地下街等	管理者等と協議した伝達方法
	災害時要配慮者利用施設	
土砂災害	災害時要配慮者利用施設	

第4節 被害状況等の調査報告

1 被害状況の調査

区は、次の対応を可能とする災害時情報共有システムを構築・運用し、区民に発信・共有する。

- (1) 災害発生時に、現地の被害状況等について区民等から直接情報提供を受け、その情報を、GIS(地理空間情報システム)¹を使用して速やかに把握する。
- (2) 最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。

また、区民等へ災害時情報共有システムの活用方法の普及啓発を図る。

区は、水害発生時の水害応急対策室又は災害対策本部において、被災者に対する各種支援を行うための基礎情報を収集するために、被害調査班を設置し、被害規模に応じた調査体制を編成し、すみやかに被害状況を調査し、被害情報の整理を行い、その情報を関係機関へ提供していく。

2 区本部への報告

(1) 報告すべき事項

水害応急対策室又は災害対策本部の各部署は、災害が発生してから当該災害に関する応急

¹ GIS(地理空間情報システム)：地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。

対策が完了するまで、被害状況、活動状況等を報告する。【別冊・資料 22】

(2) 報告の区分

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

ア 速報

(ア) 気象・地象状況

異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。

(イ) 被害状況

被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。

(ウ) 措置状況

災害応急対策の実施の都度報告する。

イ 中間報告

(ア) 被害状況

災害発生後被害状況が確定するまで、所掌事項に関して所定の報告様式にとりまとめ、毎日正午までに前日の分を報告する。

(イ) 措置状況

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分を報告する。

ウ 確定報告

(ア) 被害状況

被害状況が確定したときは、とりあえず電話又は口頭により報告し、以後3日以内に重ねて文書により報告する。

(イ) 措置状況

災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめて報告する。

3 東京都への報告

水害応急対策室又は災害対策本部は、各部及び防災関係機関からの被害状況、活動状況等を取りまとめ、DIS 端末により都に報告する。

なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所及び地域

エ 被害状況

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

カ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類

キ その他の必要な事項

(2) 報告の種類・期日等

ア DIS 端末による報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時(原則30分以内)	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告
			被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

イ DIS 端末が使用できない場合は、災害報告様式に記入し、FAX で報告するものとする。

ウ 「災害年報」は、毎年1月1日から12月31日までの災害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3部第14章「災害救助法の適用」の定めるところにより行うものとする。

4 東京消防庁

(1) 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

(2) 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、災害時要配慮者情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。

第5節 広報及び広聴活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び各防災関係機関は一体となって迅速かつ適切でわかりやすい広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

本節においては、災害時の広報・広聴活動及び報道機関への発表について必要な事項を定める。

1 広報活動

区分	内容
杉並区	<p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) 避難の際の注意と避難誘導経路の周知</p> <p>(4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入れ状況</p> <p>(2) 医療機関の診療状況</p> <p>(3) 被害情報</p> <p>(4) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 安否・居所情報</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>(7) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入れ状況</p> <p>(8) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>3 復旧期の広報</p> <p>(1) 仮設住宅</p> <p>(2) 融資</p> <p>(3) り災証明</p> <p>(4) 税等の減免</p> <p>(5) 休校・授業再開等の学校・保育園情報</p> <p>(6) 店舗の営業状況</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) 防災行政無線による広報</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>広報車が不足する場合は、警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を依頼する。</p> <p>(3) 口頭、掲示、臨時広報紙等による広報</p> <p>(4) CATV(J:COM)、インターネット(区公式ホームページやツイッターなど)、Lアラートによる広報</p> <p>(5) 災害時情報共有システム</p>

区分	内容
消防署	<p>1 広報活動</p> <p>災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象及び水位の状況</p> <p>(2) 水災及び土砂災害に関する情報</p> <p>(3) 被災者の安否情報</p> <p>(4) 水防活動状況</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供</p> <p>(2) 消防車両の巡回</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
警察署	<p>1 広報活動</p> <p>各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時適切な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</p> <p>(2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</p> <p>(3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</p> <p>(4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</p> <p>(5) 犯罪の防止</p> <p>(6) その他、各種告示事項</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) パトロールカー、白バイ、広報車による広報</p> <p>(2) 拡声装置、携帯用拡声器による広報</p> <p>(3) 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報</p> <p>(4) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>(5) 相談所の開設</p>

区分	内容
都水道局	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 水道局施設の稼働状況</p> <p>イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況</p> <p>ウ 応急対策の基本方針</p> <p>エ 水道局活動状況の現況</p> <p>オ SNSによる都民等への情報提供依頼</p> <p>カ その他住民等への協力要請</p> <p>(2) 応急対策活動開始時の広報</p> <p>ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み</p> <p>イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針</p> <p>ウ 災害時給水ステーション(給水拠点)の位置紹介及び応急給水状況</p> <p>エ その他住民等への協力要請</p> <p>(3) 応急対策の進捗に伴う広報(応急対策会議終了ごとに実施)</p> <p>ア 水道局施設の被害詳報及び復旧見込み</p> <p>イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域</p> <p>ウ 本日の復旧活動の概要</p> <p>エ 水質悪化等による飲用不可の地域</p> <p>オ 水質についての注意</p> <p>カ その他住民等への協力要請</p> <p>キ 復旧作業の実施方針</p> <p>ク 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーション(給水拠点)の周知</p> <p>ケ 災害時給水ステーション(給水拠点)の混雑状況、変更等の紹介</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 都災害対策本部による報道発表の資料について、必要に応じて庁舎の玄関等に発表資料を掲出する。</p> <p>(2) 水道局総務・広報班(サービス推進部サービス推進課)との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供などの方法で行う。</p>

区分	内容
東京電力	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項</p> <p>非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な災害の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。</p> <p>具体的内容は次による。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>(7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項</p> <p>万一来に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>
東京ガス	<p>広報内容は次のとおりである。</p> <p>1 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項</p> <p>2 ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</p> <p>広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。</p>

区分	内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">NTT東日本</p>	<p>1 災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(1) 通信途絶及び利用制限の理由・内容</p> <p>(2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等</p> <p>(3) 通信利用者に協力を要請する事項</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設</p> <p>(5) その他の事項</p> <p>ア 緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。</p> <p>イ 広報車、案内板、窓口にて周知等広報活動を行う。</p> <p>2 「NTT東日本からのお願い」として周知する。</p> <p>(1) 重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。</p> <p>(2) お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。</p> <p>(3) 停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので注意してください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">東日本旅客鉄道</p>	<p>災害時に避難の放送、立看板等により情報を提供し、混乱防止に努める。</p> <p>(異常時における広報の要点)</p> <p>1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。</p> <p>2 災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。</p> <p>3 正しい情報をわかり易く、正確な表現で案内する。</p> <p>4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく案内する。</p> <p>5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。</p> <p>6 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、状況に対応した的確な放送で鎮静するとともに、社員が常にリーダーとなって行動する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">首都高速 道路</p>	<p>お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高速道路 中日本</p>	<p>災害発生後、直ちに警視庁と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供し、通行の安全確保に努める。</p>

2 広聴活動

- (1) 水害応急対策室又は災害対策本部は相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。
- (2) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。
- (3) 消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。また、都民からのメールによる問い合わせにも対応する。

3 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、各防災関係機関から収集した情報に基づき、一元的に行う。
この場合、各防災関係機関は説明員を同席させるなど協力するものとする。
- (2) 各防災関係機関が独自に報道機関に発表する必要があるときは、事前又は事後にその内容を水害応急対策室又は災害対策本部に報告するものとする。

第3章 応援協力・派遣要請

災害が発生した場合、区及び各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策に万全を期さなければならない。

特に被害が大規模な場合は、防災関係機関のみでは対応が困難であり、被災していない他の自治体や民間等の協力を得て防災対策を実施する必要がある。

本章においては、これら相互応援協力体制及び自衛隊の災害派遣について必要な事項を定める。

第1節 相互応援協力

1 東京都との相互協力

(1) 応援・協力の原則

- ア 区は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 区長は、災害が発生し区の能力では応急対策に万全を期しがたい場合には、都の応援又は他の区市町村もしくは自衛隊等の応援のあっ旋について、都知事に要請するものとする。
- ウ 都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障がない限り、積極的に協力するものとする。

(2) 応援措置等の要請

区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合は都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

東京都に応急措置の実施又は応援を求める場合
(1) 災害救助法の適用
(2) 被災者の他地区への移送 ア 移送を要請する理由 イ 移送を必要とする被災者の数 ウ 希望する移送先 エ 収容を要する予定期間 オ その他必要事項
(3) 東京都各部局への応援要請又は応急措置実施の要請 ア 災害の状況及び応援等を要する理由 イ 応援を必要とする機関名 ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 エ 応援等を必要とする場所、期間 オ 応援等を必要とする活動内容 カ その他必要事項
指定地方行政機関等の応援のあつ旋を都知事に求める場合
(1) 自衛隊災害派遣要請のあつ旋を都知事に求める場合(本章第2節参照)
(2) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつ旋を求める場合 ア 災害の状況及び応援等を要する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 エ 応援等を必要とする場所 オ 応援等を必要とする活動内容 カ その他必要事項
(3) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の職員の派遣のあつ旋を求める場合 ア 派遣のあつ旋を求める理由 イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他必要事項
(4) 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあつ旋を求める場合 ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項

(3) 東京都の連絡先

	勤務時間内 (総合防災部防災対策課)	勤務時間外 (夜間防災連絡室)
NTTダイヤルイン	5388-2456、8	5388-2459
NTTファクシミリ	5388-1260	5388-1958
都防災無線電話	70226～7	70349
都無線ファクシミリ	70013	70023

2 特別区における相互応援協力

特別区の区域で大規模な風水害等の災害が発生した場合において、災害を受けた区独自では、十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的として、平成8年2月16日に特別区長会は「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。【別冊・資料95】

(1) 特別区支援対策本部の設置

被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援にあたるよう、支援区間の調整機能を持った「特別区支援対策本部」を被災後直ちに設置する。この本部は、あらかじめ定めた方法に従い、支援区のうち1区に設置し、本部長は、本部設置区の区長とする。

本部は、被災区の要請に基づいて活動することを原則とするが、被災区からの要請を待っていない、応急対策に支障が出ると予想される場合は、要請を待たずに本部の判断で行動する。

(2) 相互協力及び相互支援の内容

- ア 被災区への職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内での便宜提供等
- イ 被災区への救援物資の提供、救援物資の支援区内での集積場所の提供等
- ウ 避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
- エ 被災区へのボランティアのあっ旋、支援区内でのボランティアへの便宜の提供等
- オ 支援区における被災住民の受入れ等
- カ 動物の保護に関する支援等
- キ 救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
- ク ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
- ケ 災害時要配慮者に関する専門職員の派遣、支援区内での施設等への受入れ等
- コ 遺体の搬送、埋葬等に関する支援
- サ 道路の早期復旧への支援

- シ 建物被害の判定に関する支援
- ス 仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
- セ その他被災区からの要請があった事項に対する支援

3 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築

他の自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来したした場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料97～105】

また、災害時相互援助協定を締結している9自治体と杉並区交流自治体スクラム会議を開催し、杉並区交流自治体スクラム会議宣言を採択している。

区は、相互援助協定先等からの応援がより円滑に行われるよう、杉並区災害受援計画に基づき、受援の体制を構築する。

- (1) 発災時に必要となる人員や物資、資材の整理
- (2) 派遣職員に依頼する業務の選定
- (3) 派遣職員受入体制の整備（宿泊場所等）
- (4) 指揮命令系統の明確化
- (5) 物資、資材の受入方法の選定

《相互援助協定先自治体》

自治体名	役場の位置	電話	ファクシミリ
北海道名寄市 (総務課・防災・法制担当)	北海道名寄市大通南1-1	01654-3-2111	01654-2-5644
群馬県東吾妻町 (危機管理課)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046	0279-68-2111	0279-68-4900
新潟県小千谷市 (総務課)	新潟県小千谷市城内2-7-5	0258-83-3511	0258-83-2789
福島県南相馬市 (危機管理課)	福島県南相馬市原町区本町2-27	0244-22-2111	0244-23-2511
東京都青梅市 (防災課)	東京都青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111	0428-22-4272
東京都武蔵野市 (防災課)	東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1821	0422-51-9184
福島県北塩原村 (住民課)	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字 姥ヶ作3151番地	0241-23-3111	0241-25-7358
山梨県忍野村 (総務課)	山梨県南都留郡忍野村忍草1514	0555-84-3111	0555-84-3717
静岡県南伊豆町 (総務課)	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-1111	0558-62-1119

4 派遣職員の経費負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員の身分、給与及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条に定めるところによる。

5 災害時における大型汎用電子計算機の相互支援

風水害等の災害発生時に、緊急に必要な住民基本台帳全件リストの作成など電算処理業務を相互に支援することを目的として、共通のオペレーションシステムで運用している大型汎用電子計算機を設置している神奈川県藤沢市と、災害時におけるホストコンピュータの相互支援に関する協定を平成21年11月17日に締結している。【別冊・資料96】

(1) 相互支援の内容

- ア 住民基本台帳全件リストの出力
- イ その他、支援要請のあった業務のうち、実施可能な業務

(2) 支援業務の内容

- ア 住民基本台帳全件リストの出力
- イ その他、支援要請のあった業務のうち、実施可能な業務

6 防災関係機関等との相互協力

区は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平素から防災関係機関等と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。

区及び防災関係機関等は、水害応急対策室・災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため情報連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。

区及び防災関係機関等は、他の機関等から応援を求められた場合は、自らの応急対策に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

(1) 日本郵便株式会社との協力

杉並区と杉並郵便局、荻窪郵便局及び杉並南郵便局との間に、災害発生時及び防災訓練時に相互に協力を実施する「災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定」を平成10年12月15日に締結している。【別冊・資料87】

(2) 杉並区医師会等との協定

区は、災害時において防災関係機関等の円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、協力体制を確立している。

協定名称	協力業務内容	防災関係機関等	締結日	別冊・資料
災害時の医療救護活動についての協定	医療救護活動	杉並区医師会	S51.10.5	資料32
災害時における歯科医療活動についての協定	歯科医療活動	東京都杉並区歯科医師会	H9.3.25	資料33
災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動	杉並区薬剤師会	H11.1.26	資料34
災害時における応急救護活動についての協定	応急救護活動	東京都柔道整復師会 杉並支部	H3.8.6	資料35
災害時の動物に関わる救護活動に関する協定	動物に関わる救護活動	東京都獣医師会杉並支部	H14.12.9	資料36

(3) 杉並区交流協会との協定

区は、公共的団体との協力の一環として、杉並区交流協会と「災害時における語学ボランティアの派遣に関する協定」(平成12年4月12日)を締結している。【別冊・資料89】

(4) 杉並区社会福祉協議会との協定

杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」(平成18年3月1日)を締結している。【別冊・資料90】

(5) その他公共的団体等との協力体制の確立

区は、災害応急対策業務について、区内の日赤奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び区民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法を定め、その内容の周知徹底を図っていく。

これらの団体の協力業務の主なものは次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に通報すること。
- イ 災害に関する予報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報、広聴活動に協力すること。
- エ 避難誘導、避難所内等の被災者の救助業務に協力すること。
- オ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- カ 被害状況の調査に協力すること。
- キ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ク リ災証明書交付事務に協力すること。
- ケ その他の災害応急対策業務に協力すること。

7 協定締結先民間団体等との連携体制の強化

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めており、現在下記のとおり民間団体等と協定や覚書等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。

今後は、地域内輸送拠点における物資の在庫管理や避難所等への配送等について、協定先である東京都トラック協会杉並支部、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)との連携体制の構築を図っていく。

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
米穀類の提供	杉並米穀小売商組合連合会	H8.3.1	資料28
	東京都山手食糧販売協同組合	H29.1.13	追補資料5
炊き出し労務の提供	東京都麺類協同組合杉並支部	H8.3.1	資料29
	東京都麺類協同組合荻窪支部	H8.3.1	資料30
	荻窪蕎麦商組合	H8.3.1	資料31
炊き出し用燃料の提供	東京都LPガス協会山ノ手支部	H23.3.23	資料73

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第3章 応援協力・派遣要請
 第1節 相互応援協力

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
寝具類の提供	(有) 安田商会	H8.3.1	資料81
基準価格による 畳替え等	東京畳工業協同組合杉並支部	H8.3.1	資料82
水防活動に関する業務	杉並土木災害防止協力会	H22.10.12	資料66 (廃止)
		H31.3.7	追補資料35
道路障害物の除去作業	杉並建設業協会	H17.4.1	資料67
	杉並土木災害防止協力会	H17.4.1	資料67
	杉並造園環境改善災害防止協会	H18.12.11	資料68
輸送・物流	東京都トラック協会杉並支部	H8.3.1	追補資料50
	ヤマト運輸 (株)	H29.3.21	追補資料 28
	佐川急便 (株)	H29.3.21	追補資料 29
	岩崎通信機 (株)	H29.10.31	追補資料 30
緊急車両用燃料等の 供給	東京都石油商業組合杉並中野支部	H23.3.23	資料72
仮設住宅用地の あつ旋等	東京中央農業協同組合	H12.2.1	資料86
入浴機会の提供等	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	H8.5.1	資料74
葬祭用品の供給等	全東京葬祭業連合会	H13.11.12	資料93
	東武葬祭業協同組合		
	東都聖典協同組合		
	山手葬祭協同組合		
	全日本冠婚葬祭互助協会	H13.11.12	資料94
災害時の優先放送	(株) ジェイコム東京	H18.6.28	資料92
被災住宅の応急修繕等	杉並区小規模建設事業団体連絡会	H23.12.29	資料88
し尿処理	(株) 西原環境	H17.12.6	資料75
	吉川商事 (株)	H17.12.6	資料76
	環衛 (株)	H17.12.6	資料77
	宗村昭三郎	H17.12.6	資料78
応急物資の優先供給等	サミット (株)	H20.2.1	資料83
	杉並区商店会連合会	H21.2.12	資料84
	杉並区商店街振興組合連合会	H21.2.12	資料85
	プラス (株) ジョインテックスカンパニー	H29.3.21	追補資料 6
	大塚製薬 (株)	H29.7.10	追補資料 7
	(株) ファミリーマート	H30.4.13	追補資料 8

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 相互応援協力

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
応急物資の優先供給等	(株) セブン-イレブン・ジャパン	H29.5.19	追補資料 9
	(株) イトーヨーカ堂		
震災救援所の応急点検等	杉並建設防災協議会	H21.10.29	資料69
理容サービス	東京都理容生活衛生同業組合杉並支部	H28.9.6	追補資料 10
震災救援所の運営協力	杉並建物総合管理事業協同組合	H23.3.29	資料70
福祉救援所の開設等	(福) 浴風会	H18.3.30	資料58
	(福) サンフレンズ	H20.3.28	資料59
	(福) 東京都知的障害者育成会	H20.3.28	資料60
	(福) 杉樹会	H21.3.19	資料61
	医療法人財団河北総合病院	H22.1.21	資料62
	(福) 鶴足津福祉会	H22.2.1	資料63
	(福) 救世軍社会事業団	H23.2.1	資料64
	医療法人社団松永会	H23.2.1	資料65
	(株) 大起エンゼルヘルプ	H27.3.19	追補資料 11
	(福) 仁愛会	H27.3.19	追補資料 12
	(福) 済美会	H28.3.15	追補資料 13
	(有) グループポエンデ	H28.3.15	追補資料 14
	(福) いたるセンター	H29.2.15	追補資料 15
	(株) ベネッセスタイルケア	H29.2.15	追補資料 16
	(福) 奉優会	H29.2.15	追補資料 17
	(福) 櫻灯会	H30.3.1	追補資料 18
(福) 正吉福祉会	H30.3.1	追補資料 19	
(福) 健誠会	H30.10.15	追補資料 20	
(福) 桐仁会	H30.12.19	追補資料 21	
帰宅困難者の受入	創価学会杉並文化会館事務所	H27.2.5	追補資料22
	立正佼成会	H27.11.4	追補資料23
	松本工業 (株)	H27.12.4	追補資料24
	東京土建一般労働組合杉並支部	H28.12.14	追補資料25
	ネットヨタ東京 (株)	H30.1.29	追補資料26
避難者支援	(公財) 東京都公園協会	H28.3.30	追補資料27
応急資機材	(株) 源産業	H29.3.21	追補資料 31
	(特非) ピースウィンズ・ジャパン	H29.3.21	追補資料 32
行政手続きの支援	東京都行政書士会杉並支部	H29.9.7	追補資料 33
住家被害認定調査の支援	東京都不動産鑑定士協会	H30.2.1	追補資料 34
深井戸の管理	東京消防庁荻窪消防署	H28.3.23	追補資料 54
	東京消防庁杉並消防署	H29.6.1	追補資料 55

第2節 自衛隊の災害派遣

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

本節においては、これら自衛隊の災害派遣について必要な事項を定める。

1 派遣方法

自衛隊の災害派遣は、災害の様相から次の4つの派遣方法がある。

- (1) 災害が発生し、区長から都知事へ派遣要請が行われ、それに基づき人命又は財産の保護のため必要があると認めて都知事が自衛隊に派遣要請をした場合。
- (2) 災害がまさに発生しようとしている場合又はその恐れのある場合で、区長から都知事へ派遣要請が行われ、それに基づき災害予防のため必要があると認めて都知事が自衛隊に派遣要請をした場合。
- (3) 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
- (4) 防衛省の施設又はそれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

2 派遣要請の手続き等

(1) 災害派遣の要請

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって自衛隊の災害派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（希望の派遣人員、車両、航空機等の概数）

(2) 通信途絶時の派遣要請

区長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣を要請できないときは、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに実施する。

(3) 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地)	連絡先	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) 〔都担当〕	第3部長又は同部防衛班長 (3933) 1161 内線：238・269 FAX：713 都防災無線電話：76611	師団司令部当直長 (3933) 1161 都防災無線電話：76615
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬) 〔杉並区担当〕	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161 内線：2531 FAX：2534 都防災無線電話：76611	部隊当直司令 (3933) 1161 内線：2505 FAX：2534 都防災無線電話：76611

3 災害派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、区長は次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行われるよう受入態勢を整える。

(1) 連絡員の受入れ

自衛隊から連絡調整のため早期に派遣される連絡班（連絡幹部を含む2～3名）を区水害応急対策室又は災害対策本部に受入れ、被害状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進出経路、活動拠点及び宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複せずに重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

(3) 作業計画及び資器材の準備

区長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救護活動に必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておくものとする。

(4) 宿舎等の配慮

区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう区立施設等を宿舎として提供するなど、必要な設備について可能な限り配慮するものとする。

(5) 住民の協力

派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

4 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

(1) 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復させ勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復し、その復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種活動を行う。

(2) 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1普通科連隊(練馬)は、発災後、速やかに東京都23区内に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ、所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。この際、道路の障害物除去・関係機関に対する支援が対処可能な部隊(支援・増援部隊を含む。)をもって継続的に実施する。

(3) 平常時及び発災時の連絡調整

- ア 陸上自衛隊第1普通科連隊(練馬)が担任する。発災後、状況により上級部隊(方面総監部、師団司令部等)が一元的に実施することがある。
- イ 発災後、直ちに連隊から連絡班を区水害応急対策室又は区災害対策本部に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集にあたらせる。また、状況に応じて偵察班を編成、派遣し、所要の連絡調整及び情報収集を行う。

(4) 救援活動の規準及び内容

下記の規準及び内容は、国及び都との調整に基づき、被災地全域に対して行う可能性のある活動の全部であり、状況により活動の内容、地域、程度は異なる。

ア 即時救援活動

緊急の事態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。

(ア) 救出・救援

- ・倒壊家屋、崖崩れ等からの救出
- ・火災現場からの救出(能力の範囲内)
- ・交通(鉄道・高速道路等)途上の被災者の救出
- ・倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

(イ) 避難の救助

- ・火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊等に関する情報の収集・伝達
- ・避難者の誘導及び輸送
- ・消火活動又はその支援

イ 応急救援活動

(ア) 人命救助

即時救援に引続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

- ・倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出
- ・災害による行方不明者の捜索・救出
- ・救急患者・医師・救援物資等の輸送
- ・消火活動又はその支援

(イ) 二次災害の防止

火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大等による死傷者の発生防止を行う。

- ・決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動
- ・火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去(半壊建物の解体作業を含む。)
- ・流出油のせき止め

(ウ) 民生支援

主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として支援活動を行う。

- ・給水及び配水
- ・炊飯及び給食
- ・避難者の輸送
- ・救援物資の輸送・配分

ウ 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに、復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

(ア) 民生支援

- ・給水・配水及び入浴
- ・炊飯及び給食
- ・救援物資の輸送・配分
- ・被災者等の輸送
- ・防疫活動
- ・その他

(イ) 復旧支援

- ・倒壊・焼失・浸水及び埋没地域の整理
- ・建築資器(機)材、応急施設資器材等の輸送
- ・道路又は水路の障害物除去、応急橋りょうの設置

(ウ) 災害による行方不明者の捜索

(エ) その他、関係機関が行う遺体収容作業の支援等

5 経費負担

都地域防災計画の自衛隊災害派遣要請計画に定めるところによる。

6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊災害派遣の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合に、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第4章 警備・交通規制

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、様々な社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命・身体・財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが必要である。

本章では、警察署による警備、交通規制等について明らかにする。

杉並警察署	高井戸警察署	荻窪警察署
(電話) 3314-0110	(電話) 3332-0110	(電話) 3397-0110
(FAX) 3318-5870	(FAX) 3332-0129	(FAX) 3301-5950

第1節 警備

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、速やかに警察は総力をあげて住民の生命の安全確保、各種の犯罪の予防、取り締り、その他公共の安全と秩序の維持活動等を行う。

本節においては、警備態勢、警備活動及び緊急通行車両等の確認事務について必要な事項を定める。

1 風水害時の警備態勢

風水害時の態勢は、警視庁が準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、発令がない場合であっても、各警察署長において必要と認めるときは、管内情勢に応じて各段階の態勢をとることができる。

2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。その際の警察活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り

- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等（検視）

3 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、区長もしくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(2) 区に対する協力

- ア 区長から災害応急措置の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。
なお、要請がない場合であっても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。
- イ 区の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。
- ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

本節においては、交通規制態勢、交通情報の収集、交通規制措置等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

1 風水害時の交通規制態勢

- (1) 被災地及び周辺は交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。
- (2) 交通の障害となっている倒壊樹木、壊流物、垂下電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補修並びに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

2 交通情報の収集

各警察署は、道路障害及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に

努め、次の事項を調査のうえ最高警備本部、方面警備本部に報告するとともに区本部に通報する。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) その他必要な事項

第3節 緊急通行車両等の確認

災害時、応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制により、一般車両の交通が禁止、制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を行うことが必要とされる。

本節では、緊急通行車両等の確認について、必要な事項を定める。

1 確認対象車両

次の業務のいずれかの一つに従事する車両をいう。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの。
- (2) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの。
- (3) 被災者の救援、救護その他の保護に使用されるもの。
- (4) 被災児童及び生徒の応急教育に使用されるもの。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの。
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの。
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの。
- (8) 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止措置のために使用されるもの。

2 緊急通行車両等の確認

災害発生時における緊急通行車両等の確認事務は、警視庁が行う。

(1) 事前の確認

警視庁交通部長

(2) 災害現場での確認

ア 交通部長又は警察署長

イ 警備活動に従事する方面本部長、現場警備本部長、交通機動隊長

(3) 確認代行者

杉並区内警察署における確認事務は、各警察署交通課長（交通係長）が代行することとする。

(4) 確認申請の手続

車両の使用者は、緊急通行車両等確認申請書に輸送目的、経路その他所定の事項を記載のうえ申請し、緊急通行車両等としての確認を受けたときは、災害対策基本法施行規則等に定める証明書及び標章の交付を受けるものとする。【別冊・資料 118、119】

なお、緊急時にやむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。

3 緊急通行車両等の事前届出制度

事前届出制度は、災害発生時に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものである。

(1) 申請先

対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署

(2) 届出済証の交付

申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。届出済証は色分けにより2種類に分けられている。

ア 桃色

災害発生直後の災害応急活動期から確認を行う。（災害発生直後の救命・救助又は緊急道路障害物除去活動等に従事する車両に限定して交付）

イ 白色

災害応急活動期経過後に確認を行う。（食糧等の生活関連物資の輸送車両等に交付）

(3) 災害発生時の確認申請

車両の使用者が警察署、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊本部、交通検問所等に届出済証を提示の上申請する。

届出済証の交付を受けている車両は、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略する。

第5章 救助・救急対策

第1節 救助・救急活動

1 活動態勢

消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区水害応急対策室又は災害対策本部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

2 消防機関による救助・救急活動

(1) 活動態勢及び活動内容

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ア 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
また、災害時の救助・救急活動においては、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、災害時に地域住民も利用できる救助用資器材等を準備する。
- ウ 救急活動にあたっては、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- エ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- オ 警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

- ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救援所を設置し、救助隊等と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 消防団、区民、事業所の救出・救護活動能力の向上

- ア 消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。
- イ 消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- ウ 消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資器材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

第2節 区民の自主救助活動能力の向上

1 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

2 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第6章 医療救護等対策

災害時、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により、多数の負傷者が発生することが予想される。これら負傷者に対する医療救護活動は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。

このため、区は、各防災関係機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期する必要がある。

本章では、救援部応急救護隊の活動、医薬品や搬送態勢の整備、保健衛生等について、必要な事項を定める。

第1節 医療救護活動

災害時に区民の生命、身体を守るため、応急医療体制の整備は極めて重要である。

本節では、医療救護班等の編成、活動について明らかにする。

1 医療救護班等の編成

(1) 編成内容

緊急医療救護所 1箇所

- ・医療救護班 1班 (1班につき、班長 医師 1名、班員医師 3名、看護師又は保健師 3名、事務 2名)
- ・薬剤師班 1班 (薬剤師 2名)
- ・接骨救護班 (柔道整復師 1名)

(2) 医療救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区医師会（以下「医師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料 32】

医師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに杉並区医師会館内に医師会災害対策本部を設置するとともに、医療救護班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

(3) 歯科医療救護班

区は、災害時における歯科医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都杉並区歯科医師会と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料 33】

東京都杉並区歯科医師会は、急性期以降、杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所 5階）を災害時における歯科医療救護所として開設するとともに、歯科治療に係る医薬品や

医療資器材の供給体制等については、関係機関と協議し、整備する。

発災直後においても、診療態勢が整った歯科診療所は診療業務を早期に再開し、地域の歯科診療の提供体制の確保を図る。

(4) 薬剤師班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料 34】

薬剤師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに薬剤師班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

(5) 接骨救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都柔道整復師会杉並支部（以下「整復師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料 35】

整復師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに接骨救護班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

※現在、医師会、東京都杉並区歯科医師会、薬剤師会、及び整復師会と締結している、災害時の医療救護活動等に関する協定は、順次、見直しを行う。

(6) 区災害対策本部救援部応急救護隊

災害対策本部を設置したとき救援部応急救護隊は、杉並保健所内に情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センター内に荻窪保健活動班、高井戸保健センター内に高井戸保健活動班、高円寺保健センター内に高円寺保健活動班を設置し、管内の緊急医療救護所及び医療救護所を所管する。

2 医療救護班等の活動

(1) 超急性期まで（発災後 72 時間まで）

【緊急医療救護所】

ア 医療救護班

- ・ トリアージの実施
- ・ 軽症者等に対する治療並びに中等症者及び重症者への応急処置
- ・ 傷病者の搬送調整

イ 歯科医療救護班

初動期には原則として編成しない。しかし、初動期においても歯科医療救護活動の必要性が高い場合には、区の要請に基づいて東京都杉並区歯科医師会は歯科医療救護班を編成派遣し、法歯学上の協力等を行う。

ウ 薬剤師班

- ・負傷者、災害時要配慮者等に対する調剤、服薬指導
- ・災害薬事センターとの連絡調整

エ 接骨救護班

- ・医師の指示による負傷者の応急救護
- ・接骨救護

※なお、緊急医療救護所の統括及び連絡調整は、区職員が行う。

(2) 急性期以降（発災後 72 時間以降）

【医療救護所】

原則として、急性期以降（発災後 72 時間以降）に保健師などの保健所職員が主体となり、保健医療活動チーム等と協働して、巡回診療、服薬指導等を行う。

ア 医療救護班、薬剤師班、接骨救護班

医師会及び薬剤師会、整復師会の医療スタッフは、地域の医療機能の回復に努める。

イ 歯科医療救護班

杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所 5 階）を開設する。また、必要に応じて各避難所及び地域を巡回して、歯科医療救護活動を行う。

3 区災害対策本部救援部応急救護隊の活動

(1) 情報・庶務班

情報・庶務班は、杉並保健所内において、国、都その他の防災関係機関、区内医療機関に関する情報収集、連絡調整、関係機関等への派遣要請及び、救援部応急救護隊全体の統括を行う。

また、各班との連絡調整、医療関係ボランティアの受入れ、災害医療資器材の管理等を行う。

(2) 衛生班

衛生班は、杉並保健所内において、感染症担当、衛生担当、動物担当を設置する。また、生活衛生課分室内に検査担当を設置する。

ア 感染症担当

感染症担当は、避難所において健康調査、防疫指導、相談等支援を行う。感染症発生時には疫学調査の実施、保健指導の強化等、まん延防止の策を講ずる。

イ 衛生担当

衛生担当は、避難所の環境指導、飲み水、食品の衛生指導を行い、感染症、食中毒等の発生予防に努める。

ウ 動物担当

動物担当は、避難所における動物保管や飼育の指導、また負傷動物救護所の設置等を獣医師会と連携して行う。

エ 検査担当

検査担当は、衛生担当、感染症担当と連携し、簡易検査・衛生指導・衛生検査を実施する。

(3) 保健活動班

各保健活動班は、荻窪、高井戸、高円寺保健センターにおいて、管内の緊急医療救護所及び医療救護所の設置・運営並びに管内医療機関に関する情報収集、連絡調整、その他保健活動を行う。

また、避難者の健康管理や心のケアを目的として、保健師と医療ボランティアとの協力による巡回体制を整備する。災害による PTSD や避難生活の長期化による不安・不眠等に対する、健康相談所の開設及び巡回精神相談チーム等の専門相談機関の開設について検討を進める。

4 東京 DMAT の活動

東京 DMAT の出動にあたっては、東京消防庁との連携によることとし、「災害医療派遣チーム（東京 DMAT）運営要綱」に基づき活動する。

災害発生後から概ね 72 時間までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。

5 都に対する派遣要請等

医療救護について必要と認めたときは、医療対策拠点に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

また、他地域、他縣市からの応援を依頼する場合は、医療対策拠点を通じて応援要請を行う。

第2節 医薬品等の整備

1 医薬品・医療資器材の確保

(1) 緊急医療救護所

緊急医療救護所等で使用する医薬品等を災害拠点病院・災害拠点連携病院等に備蓄している。備蓄量は、発災から3日間で1所500人相当分を目安としている。

(2) 医療救護所

急性期以降に、必要に応じて開設することとなる医療救護所の医薬品等は、杉並保健所で一定量備蓄を行うとともに、区との災害時における優先供給の協定に基づき医薬品卸売販売会社8社に医薬品等の供給を要請する。

(3) 区立小中学校等（震災救護所）

区立小中学校等（震災救護所）に災害救急接骨セットを配備し、その保管充実を図っている。【別冊・追補資料40】

2 医薬品等の供給

(1) 医薬品等の供給

緊急医療救護所等に必要な医薬品、医療資器材は、第一次的には区の備蓄する災害救急用医薬品等を使用する。さらに、区の備蓄医薬品でも不足する場合は、災害時の供給協定に基づき、医薬品卸売販売業者から調達する。

また、緊急医療救護所等への医薬品等の供給や調整のため、区災害薬事センターを杉並保健所に設置する。区災害薬事コーディネーターは、同センターを統括・調整するとともに、区災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう調整する。同コーディネーターは、区薬剤師会から選任する。

(2) 血液製剤の供給

医療機関から血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に協力を要請する。

都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び献血供給事業団に供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。

第3節 負傷者等の搬送体制

区は、区災害医療コーディネーターの助言を受けて、医療機関での治療が必要な者（重症患者等）を受け入れる病院を確保する。

また、災害拠点連携病院から災害拠点病院等への傷病者の搬送方法も検討する必要がある。

1 搬送体制

原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区において対応し、緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区及び消防機関において対応する。

2 搬送方法

区は、重症患者の災害拠点病院等への搬送を、原則として次の方法により行う。

- ・消防機関に搬送を要請する。
- ・区庁有車で搬送する。
- ・区職員及び消防機関職員、ボランティアにより担架等で搬送する。

第4節 防疫及び保健衛生

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、汚水のいつ水等により、感染症がまん延する恐れがある。このため、被災地の家屋内外その他の場所を消毒するとともに、感染症患者を早期に発見するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を実施する必要がある。

本節では、これら防疫及び保健衛生について、必要な事項を定める。

1 防疫活動

区は、災害時において、避難所及び家屋の内外その他必要な場所の消毒、飲料水の衛生確保、食品の衛生管理等を行い、感染症の発生防止及びまん延の予防策を講じる。

(1) 防疫対策の体制

区は、救援部応急救護隊の衛生班に、防疫対策として衛生担当、感染症担当を編成する。

炊き出し等の実施に際する使い捨て手袋等の着用励行、救援物資の温度管理、消毒液の配布をはじめとした衛生管理指導体制を構築する。

(2) 衛生担当の活動

- ア 避難所及び家屋内外等の消毒
- イ 避難所におけるトイレや汚物集積所の清掃・消毒等、生活衛生の確保
- ウ 被災者に対する食品・生活環境等の衛生指導
- エ 飲料水の衛生確保

(3) 感染症の発生

感染症が発生したときは、直ちに救援部応急救護隊及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講じる。

医療機関への搬送体制を整えるとともに、都福祉保健局に通報する。

(4) 協力要請

防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都福祉保健局又は医師会等に協力を要請するものとする。

2 防疫用機材等

初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押式肩掛けスプレー）を備蓄する。

また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

第5節 動物救護

災害時には、負傷動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。また、飼い主の分からない動物が、放し飼い状態で地域を放浪することも考えられる。

区は、動物愛護及び公衆衛生上の観点から、これら動物の救護や適正な飼育について、都や東京都獣医師会杉並支部（以下「獣医師会」という。）等の関係機関、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立し、適切に対応することが必要である。

1 負傷動物救護所の設置

獣医師会は協力協定【別冊・資料 36】に基づき、動物医療救護班を編成する。この動物医療救護班は、区の要請を受けて、区が設置する避難所等※において、動物医療救護活動に従事する。

当該救護所においては、負傷した動物に対する応急処置、後方動物医療施設（獣医師会会員病院）への転送判断と順位決定及び死亡確認等の動物に関わる救護活動を実施する。

【別冊・資料 122】

※必要に応じて負傷動物救護所 5 箇所を開設【別冊・資料 123】

2 避難所における動物の飼育管理

区内には現在約 2 万頭の犬が登録されており、災害時には、猫等も含めて多数の飼育動物が、飼い主とともに避難所に避難することになる。これらの動物が、避難所内で避難住民と共存するためには、飼い主自身が動物の飼育に責任を持つという飼い主責任の考え方を徹底するとともに、区としても対応策を検討する必要がある。

(1) 飼育場所の確保と管理

区は、避難所（区立小・中学校等）のグラウンド部分にテントを設置するなど、動物の飼育場所を確保するとともに、獣医師会、地域の都動物愛護推進員、杉並区どうぶつ相談員（動物適正飼養普及員）、ボランティア等の協力を得て、飼い主に対する適正飼育の指導を行う。飼い主は、ケージ等に収容した飼育動物をテント内に置き、給餌、清掃など全ての面で自らの責任において管理するものとする。

(2) 関係機関への要請

区は、避難所における動物の飼育状況を把握し、必要に応じて資器材の提供や獣医師等の派遣について、都や関係機関等に要請する。また、都等が設置する保護施設への動物の転送及び譲渡についての必要な調整を行う。

(3) 飼い主責任の徹底

避難所において、他の避難住民に配慮しつつ動物の適正な飼育を行うために、飼い主が平常時から以下の準備をするよう、広報等を通じて周知徹底を図る。

- ア 動物を収容するケージ、ペットフード、水、薬など非常持ち出し品の準備
- イ うるさく吠えないなど基本的なしつけ
- ウ 予防接種の徹底と排泄物の処置など衛生面の配慮
- エ 鑑札（犬）や迷子札（猫）など身元表示の徹底

3 飼い主の分からない動物の保護

飼い主の分からない動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、東京都動物愛護相談センターや動物愛護ボランティア等と連携しつつ、飼い主の捜索や一時保護に努める。

第7章 避難者対策

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。しかし、要介護の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者などの災害時要配慮者にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。

第1節 地域における安全体制の確保

災害時において災害時要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、区は次のような施策の推進を通じて、平常時から防災市民組織や地域住民等による協力、連携体制の確立を図る。

1 防災知識の普及・啓発

区は防災に関する啓発のしおりを配布するなど、災害時における災害時要配慮者の安全確保と防災知識等の普及啓発を図っている。また、外国人のため、区ホームページに外国語で防災情報を掲載している。

2 防災訓練の充実

防災訓練などの実施にあたっては、地域との連携により災害時要配慮者に対する訓練を実施し、防災力の向上に努めていく。

3 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の拡充・強化

高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要配慮者について、区が保有する福祉情報を整備し、「避難行動要支援者名簿（以下「原簿」という。）」を作成する（年4回更新）。平成25年6月の災害対策基本法改正では、区市町村は、災害時等に自ら避難することが困難であり、避難行動時に特に支援が必要な避難行動要支援者に対し、生命または身体を災害から保護するための措置を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」を整備することが定められた。区では、原簿を、避難行動時に特に支援が必要な災害時要配慮者（避難行動要支援者）に対する支援の基礎資料とする。

原簿の登載者は、介護保険要介護認定者（要介護1～5）、身体障害者手帳所持者（1級～3級）、愛の手帳所持者（1度～3度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級～3級）、難病患者（手帳所持者を除く）、その他災害時に支援を希望する者とする。災害時には、区長の判断により、警察署、消防署、消防団、震災救援所に原簿を提供し、安否確認や救援などに活用する。

また、原簿に登載された登録者については、民生児童委員が個別に訪問して個別避難支援プランを作成し、地域での実効性ある支援体制を確立する。

- (1) 原簿登載者に対する、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）への登録勧奨を行い、登録者について「登録者台帳」を作成する。民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団など、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）による避難支援を実施するもの（避難支援等関係者）に平常時から登録者台帳を提供し、登録者の状況把握等に活用する。避難支援等関係者に提供する登録者の情報は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由などである。
- (2) 平常時における避難支援等関係者に対する登録者台帳の閲覧等に当たっては、情報漏洩を防止するために、個人情報保護研修を受講したものに限定して登録者台帳を提供する。
- (3) 災害時に迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うため、「避難支援計画」を策定するための取組を支援する。
また、GIS（地理空間情報システム）²を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、区内の小・中学校等で、避難支援等関係者が災害発生時に災害時要配慮者の安否を迅速に把握できる体制を整備する。
さらに、災害時要配慮者支援システムは、将来的には災害時要配慮者及び災害時要配慮者の家族等により、自ら安否情報等を入力可能なものとすることを目指す。
- (4) 民生児童委員による登録者の「個別避難支援プラン」の作成を推進し、登録者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実を図る。個別避難支援プランの作成に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の協力も得つつ実施する。
- (5) 在宅人工呼吸器利用者に対し、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切に対応ができるようにする。

4 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、避難誘導等が極めて重要であることから、消防署と連携し地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を推進する。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

² GIS（地理空間情報システム）：地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。

(2) 防災行動力の向上

社会福祉施設等の職員は、災害を想定した救出救護訓練を取り入れた自衛消防訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

5 緊急通報システムの整備

区は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に民間受信センターに通報できるシステムを整備している。

6 災害時における対策

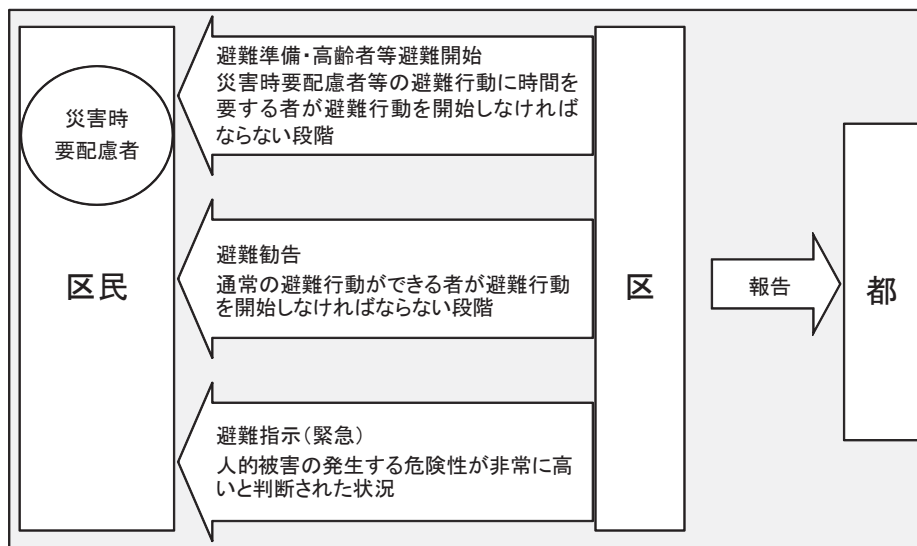
災害発生時には、災害の規模及び状況により、震災編第2部第9章を参考として、区が開設する避難所に災害時要配慮者を避難誘導し、避難生活に必要な救護等を行うとともに、避難所に避難せず在宅で生活をしている災害時要配慮者に対して必要な支援を行う。避難所での生活が困難な者については、区が避難状況等を勘案の上、必要に応じて第二次救護所を開設して救護を行う。

第2節 避難態勢

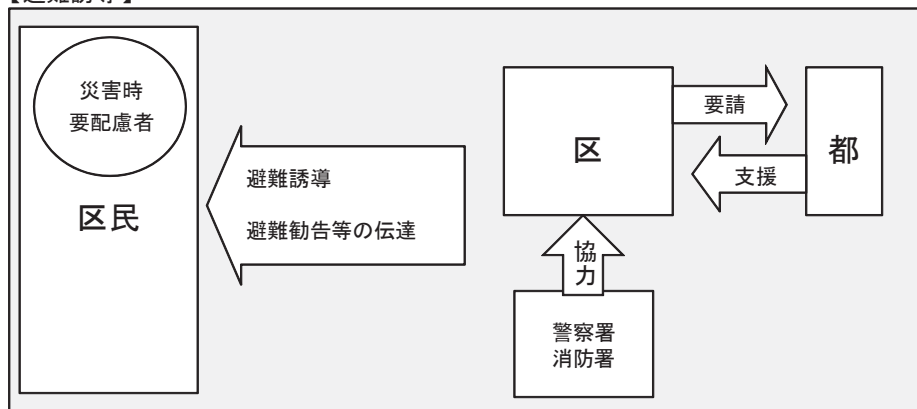
1 避難態勢

杉並区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）】



【避難誘導】



※各防災機関との情報通信連絡体制は、第3部2章のとおり

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令

(1) 避難行動の考え方

ア 避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、区が指定する避難所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 区が指定する避難所への移動 |
| ② (自宅等から移動しての)安全な場所への移動(親戚や友人の家等) |
| ③ 建物内の安全な場所での待避(自宅上階への移動等) |

※区は、荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校に気象情報や降雨状況等に応じて避難所を開設する。

イ 避難行動の呼称(用語の整理)

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下、「避難勧告等」という。)が発令された場合、区民が置かれる状況に応じて取るべき避難行動が異なる。区は避難行動について、下記の二つに整理する。

表 避難行動の呼称

呼称	意味
立ち退き避難	区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動
屋内安全確保	2階以上の安全を確保できる高さへ移動するなど、屋内に留まる安全確保

(2) 避難勧告等の意味と区民に求められる避難行動

区は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害の種別毎に、避難行動が必要な地域を示して、避難勧告等を発令する。

避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等に求められる行動は、次の表のとおりである。

表 避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等に求められる行動

避難勧告等	避難行動が必要な区民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる災害時要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ速やかに立退き避難する。 ・避難所に移動することが危険だと判断される場合、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をする。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない区民は、避難所へ緊急に避難する。 ・避難所に移動することが危険だと判断される場合、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をする。

※水害ハザードマップ等を参考に、住居の地域が水害及び土砂災害に対して危険な場所かを確認しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする。

（3）避難勧告等の発令の判断基準

区は、災害の種別毎に、以下の基準に基づき、避難行動が必要な地域を示して、避難勧告等を発令する。

なお、避難勧告等は、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示すものであるが、避難勧告等の発令の判断基準については、避難のための準備や移動に時間を要することを考慮し、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

ア 水害の避難勧告等

区は、河川の洪水等により、人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるとき、次の基準にもとづき、避難勧告等を発令する。

避難勧告等の発令の対象範囲は、「杉並区水害ハザードマップ」【別冊・追補資料53】を基準として、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上の区域とする。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合、区内における大雨発生の予測から災害のおそれなくなるまで、切迫した状況で避難勧告等を発令するだけでなく、災害対応の状況、今後の避難勧告発令の見通し、考えられる避難行動等について、分かりやすく適切に状況を区民に伝達する。

(ア) 洪水予報河川（都管理）における避難勧告等の発令基準

<神田川>

避難勧告等	発令基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<p>1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）神田川の番屋橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 34.10m に到達することが予想される場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>（１）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>（２）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難勧告	<p>1 次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）東京都から「神田川氾濫危険情報」が発令された場合</p> <p>（２）神田川の番屋橋基準点(都管理)の水位が氾濫危険水位(都指定)である 34.10 m に到達した場合</p> <p>（３）気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）神田川氾濫危険情報が発表されている場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>

避難勧告等	発 令 基 準
避難指示 (緊急)	1 次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難指示(緊急)を発令する。 (1) 神田川の番屋橋基準点(都管理)の水位が氾濫危険水位(都指定)である34.10mを越えた状態で、氾濫発生水位(都指定)である34.93mに到達するおそれが高い場合 (2) 決壊や越水が発生した場合又はそのおそれがある場合 (3) 避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合 (4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合 2 夜間でも躊躇なく避難指示(緊急)を発令する。

(イ) 水位周知河川(都管理)における避難勧告等の発令基準

<善福寺川>

避難勧告等	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 (1) 善福寺川の西田端橋基準点(都管理)の水位が氾濫危険水位(都指定)である40.56mに到達することが予想される場合 (2) 洪水警報が発表された場合で、次のア～イに該当する場合 ア 西田端橋基準点(都管理)の上流に位置する原寺分橋又は丸山橋の水位が急激に上昇している場合 イ 善福寺川の流域雨量指数(予測値)が、区における洪水警報の流域雨量指数基準(11.2)に到達する場合 (3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合 2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 (1) 気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合 (2) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 (3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合

避難勧告等	発 令 基 準
避難勧告	<p>1 次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）善福寺川の西田端橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 40.56 m に到達した場合</p> <p>（２）善福寺川氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>（３）善福寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（11.2）を大きく超過する場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）善福寺川氾濫危険戒情報が発表されている場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、善福寺川の西田端橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>
避難指示 （緊急）	<p>1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（１）決壊や越水が発生した場合又はそのおそれがある場合</p> <p>（２）避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>

第3部 第7章
 避難者対策

<妙正寺川>

避難勧告等	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <ol style="list-style-type: none"> （１）妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 36.54m に到達することが予想される場合 （２）洪水警報が発表された場合で、次のア～イに該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の上流に位置する永久橋水位観測局（区管理）の水位が急激に上昇している場合 イ 妙正寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（6.6）に到達する場合 （３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合 2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <ol style="list-style-type: none"> （１）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合 （２）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 （３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合

避難勧告等	発 令 基 準
避難勧告	<p>1 次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）妙正寺川の鷺盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が氾濫危険水位（都指定）である 36.54m に到達した場合</p> <p>（２）妙正寺川氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>（３）妙正寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（6.6）を大きく超過する場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）妙正寺川氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>（２）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、妙正寺川の永久橋水位観測局（区管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</p> <p>（３）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>
避難指示 （緊急）	<p>1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（１）決壊や越水が発生した場合又はそのおそれがある場合</p> <p>（２）避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>

（ウ）内水地域における避難勧告等発令時の避難行動

内水地域については、河川のいずれかに避難勧告等が発令された際は、原則屋内安全確保による避難行動を実施するが、浸水深が深く、身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、状況に応じて、立ち退き避難を実施する。

※各人は水害ハザードマップ等を参考に、居住の地域が水害に対して危険な場所かを確認しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする。

イ 土砂災害の避難勧告等

区は、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき、避難勧告等を発令する。なお、平成30年1月現在、2箇所の土砂災害危険箇所（急傾斜地の崩壊）及び7箇所の土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域6箇所）がある。

■土砂災害における避難勧告等の発令基準

避難勧告等	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <ol style="list-style-type: none"> （１）大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（赤色）になり、その領域が区内の土砂災害警戒区域等に該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（赤色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。 イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（赤色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。 （２）気象情報や降水短時間予報等により、土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合 （３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合 2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 <ol style="list-style-type: none"> （１）大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 （２）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合 （３）強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合

避難勧告等	発 令 基 準
避難勧告	<p>1 次の（１）～（５）の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>（２）土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（薄い紫色）になった場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（薄い紫色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（薄い紫色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>（３）大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>（４）土砂災害の前兆現象が発見された場合</p> <p>（５）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（１）～（３）の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（１）大雨警報（土砂災害）が発表され、気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合</p> <p>（２）強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>（３）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難指示 （緊急）	<p>次の（１）～（４）の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>（１）土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（紫色）になった場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが（紫色）になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが（紫色）になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>（２）土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>（３）土砂災害が発生した場合</p> <p>（４）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>

(4) 避難勧告等の発令

機関名	内容
杉並区	<p>区長は、避難勧告等の判断に際し必要があると認めるときは、都知事に対し、当該勧告等に関する事項について助言を求める。問い合わせ先は下記のとおり。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問い合わせ先（風水害・土砂災害） 東京都水防本部 03-5320-5435</p> <p>区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、避難勧告等の対象範囲、区民への伝達内容などを定めて当該地域住民に対し避難勧告等を発令する。</p> <p>この場合直ちに都本部に報告し、住民へは警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線、災害情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、ツイッター、広報車等により迅速かつ的確に伝達する。</p>
警察署	<p>現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合直ちに避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を区長に通知する。</p>
消防署	<p>消防署長は、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。</p>
東京都	<p>都知事は、避難勧告等に当たって、区より助言を求められた場合は、所掌事務に関して必要な助言を行う。</p> <p>都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。</p>

3 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

区長の職権を行使する区職員が現場にいない場合、又は区長から要求があったときは、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使する。この場合直ちにその旨を区長に通知する。

4 避難誘導

住民が避難所等へ避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導態勢については、次のとおりとする。

機関名	内容
杉並区	<p>避難勧告等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、あらかじめ指定した避難所に避難者を誘導する。</p> <p>高齢者や障害者等の災害時要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>区は災害情報共有システム※を活用し、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。</p> <p>※災害情報をGIS（地理空間情報システム）を使用して速やかに把握し、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生を防止するシステム。</p>
警察署	<p>避難誘導について、区からの協力要請に基づき、区民の避難誘導の支援を行う。</p> <p>誘導経路（誘導距離は、概ね1km程度とする。）を、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置するなど事故防止に努める。</p> <p>また、夜間の場合には、照明器具を活用し、浸水場所等には、必要によりロープ等の資材を配置し、安全を期するものとする。</p>
消防署	<p>避難の準備、勧告または指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を、関係機関に通報する。</p> <p>上記の避難路等については、安全確保に努める。</p>

5 災害時要配慮者利用施設の対応

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、区から避難に関する情報が伝達された場合、避難確保計画に基づいて施設利用者等の安全を確保する。

第3節 避難所の設置・運営

災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対しては、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、避難所を開設し、受入・保護する必要がある。

本節では、風水害時における避難所の設置、運営等について、必要な事項を定める。

1 避難所開設

洪水やがけ崩れ等が発生し、又は発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めたときは、区長は、警察署長と協議して、避難勧告・指示を発令するとともに、避難所を開設する。また、都市型災害対策緊急部隊で対応する休日・夜間等の緊急時には、部隊招集と同時に事前に指定した避難所の開設にあたる。

避難所における救援活動態勢及び避難所を開設したときの都等への連絡は、震災救援所開設の場合に準じている。また、防火担当責任者等の指定を行い、避難所の防火安全対策を図る。消防署は避難所に対する火災予防を指導する。

(1) 開設場所

避難所には、区立全小・中学校及び区施設等を基本的にあてるが、現在の河川状況、杉並区水害ハザードマップからみて、まず浸水や土砂災害など災害状況に応じて被災地に近い区施設（荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校）に開設するものとする。また、地域集会施設等で避難生活を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。

(2) 受入基準

避難所の受入基準は、居室 3.3m² 当たり概ね 2 人とする。

(3) 開設時期及び期間

- ア 被災者、負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、開設を発令する。
- イ 区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- ウ 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認を受ける。

(4) 救援活動態勢

- ア 避難所には、区応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に属する職員を配置する。
- イ 避難所職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入態勢を整えるとともに、開設状況等を区本部に報告する。

ウ 避難所において関係機関と協力し、概ね次の救援活動を行う。

- (ア) 災害関連情報の収集、伝達および情報の入手
- (イ) 受入被災者の記録、尋ね人等への対応
- (ウ) 災害時要配慮者の安否確認、救援
- (エ) 受入被災者及び在宅被災者等に対する給食、給水、生活必需品の給・貸与
- (オ) 医師会医療救護班、接骨救護班等が行う医療救護活動の応援
- (カ) 高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な者の、第二次救援所への移送
- (キ) 被災者の防疫、衛生に関すること
- (ク) 死体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること
- (ケ) ボランティアの受入、配置

エ 避難所において、区は、避難者の救援に必要な資機材等の確保に努める。また、治安確保のための町会・安全パトロール隊等による巡回体制の整備を図る。

オ 区立小・中学校は、必要に応じて避難所の管理運営について連携して活動する。また、学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担について定めるものとする。

2 第二次救援所の開設

原則として、被災した区民の救援・救護は避難所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、避難所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。

(1) 開設場所

地域区民センター（7箇所）を開設予定場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料115】

(2) 開設時期等

ア 開設時期等

避難所を設置した後、区長が被災状況、避難状況、災害時要配慮者の発生状況、職員の参集状況等を考慮して、順次決定し、開設する。

イ 区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

(3) 救援活動態勢

ア 第二次救援所には、区水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に属する職員を配置する。また、必要に応じて震災時の態勢である救援部救援隊本隊の職員を動員する。

イ 第二次救援所職員は、災害時要配慮者の受入れ態勢を整え、開設し、開設状況等を区本部に報告する。

ウ 第二次救援所における、主な救援活動は次のとおりである。

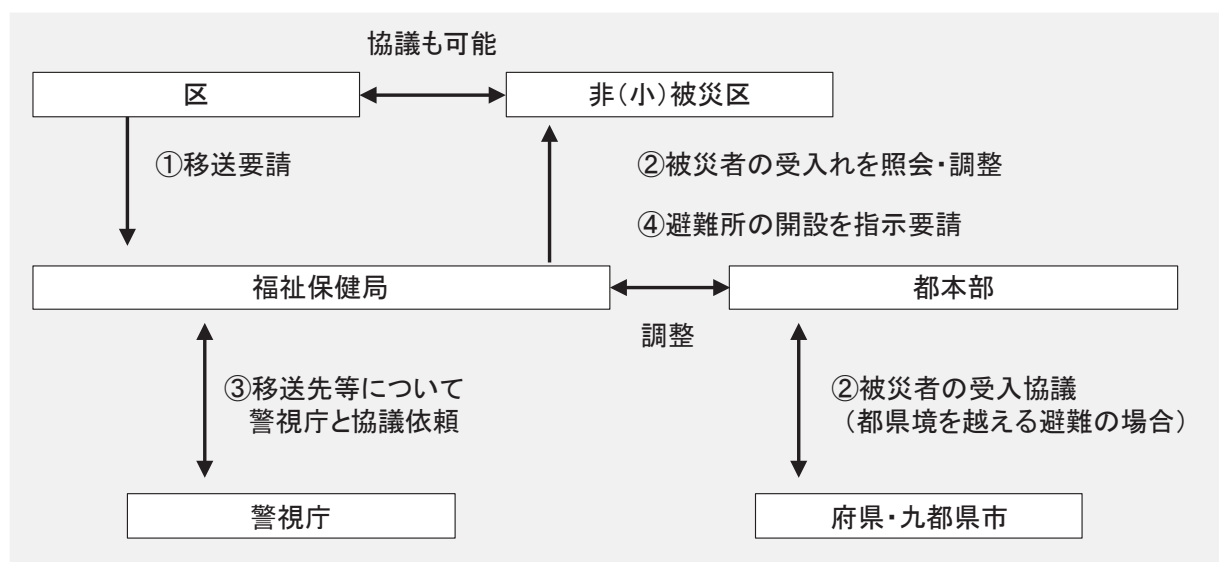
- (ア) 災害時要配慮者に対する、給食、給水、生活必需品の給・貸与
- (イ) 災害時要配慮者に対する、介護、保健、防疫、衛生に関すること
- (ウ) 災害時要配慮者の付添人の受入れ

(4) 管理・運営

ア 管理・運営にあたっては、施設長、施設管理者と相互に緊密な連絡を取り合っていく。

イ 運営は、付添人やボランティアの協力を得ながら行う。

3 被災者の他地区への移送



杉並区の定める被災者の他地区への移送方法は次のようになる。

区長は、区が設置する避難所に被災者を受入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについて協議した場合、その旨を都知事に報告する。

被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、移送先における避難所管理者を決定し、区水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に所属する職員を移送先区市町村へ派遣するよう努める。

移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施する。

被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定

め、都財務局が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。

都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに避難所等を開設し、受入態勢を整備する。

※ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所、指定避難所とは

従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなった(平成25年6月14日付内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」と指摘されている。このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。法で定められる指定緊急避難場所、指定避難所の定義は以下の通りである。

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

区は、災害時の避難場所、避難所について、災害の種類(「洪水」「内水氾濫」「土砂災害(崖崩れ)」「地震」「大規模火災)ごとに整理する。【別冊 追補資料37】

ただし、各避難場所、避難所の呼称については、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、従来どおり「震災救援所」「第二次救援所」「福祉救援所」「一時避難地(震災時)」「避難所(風水害時)とする。

※民間施設の福祉救援所の指定緊急避難場所、指定避難所の指定については、各施設と協議し、今後整理を行う。

第8章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食糧・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。
(震災編 第2部第10章に準じて対応する。)

第1節 飲料水の供給

1 給水

大規模な風水害が発生した場合（水道の供給が不可能となる、井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない場合等）に、避難者等に飲料水を給付する。

都及び区市町村は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。

給水量は、必要最小限として1日1人3ℓを確保するものとし、状況に応じて増量する。

2 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

風水害により応急給水の必要が生じた場合には、必要に応じて受水槽、浄水場(所)及び給水所のほか、応急給水槽についても施設の活用を図る。

また、災害時における安定供給を確保するため、給水所の新設、配水池容量の増強、送水管ルート複数化、配水管網の整備等を図る。

（1）受水槽の整備

区は、区立小中学校等に受水槽を設置している。また、緊急遮断弁、給水用の仮設水栓等の取り付けを行っている。震災救援所等の受水槽数及び水量は次のとおりである。

表：震災救援所等の受水槽数及び水量（平成30年12月現在）

区分	受水槽数	水量
小学校	41	約 479m ³
中学校	22	約 297m ³
計	63	約 776m ³

※小学校には、済美養護学校を含む

(2) 浄水場、給水所及び応急給水槽の整備

都・区間の役割分担のなかで、都水道局が設置・維持管理している災害時給水ステーション（給水拠点）は、次のとおりである。

表 都水道局所管の災害時給水ステーション（給水拠点）

施設名		所在地	確保水量 (m ³)
都水道局	杉並浄水所	善福寺 3-28-5	1,000
都水道局	上井草給水所	上井草 3-22-12	60,000
都水道局	和泉水圧調整所	和泉 2-5-23	16,600
応急給水槽	都立和田堀公園	大宮 2-27	1,500
	区立蚕糸の森公園	和田 3-55	1,500
	区立昭栄公園	高井戸西 1-12	1,500
	区立井草森公園	井草 4-12-1	1,500
小規模応急給水槽	区立馬橋公園	高円寺北 4-35-5	100
	都立善福寺川緑地 センター広場	成田西 3-14	100
合計			83,800

※杉並浄水所は、平成 28 年 12 月 28 日から運用を停止している。

3 給水資器材の整備

都・区間の役割分担によって区民への給水は区が行うことになっている。そこで、浄水場、応急給水槽等から避難所等に搬送して給水するために必要な資器材を整備する。資器材は、区立小中学校等（震災救護所）に配備されているものを活用する。

(平成 30 年 4 月現在)

区分	整備状況	整備計画
ポリタンク (20ℓ)	1,300 個	1 震災救護所あたり 20 個

4 災害時給水ステーション（給水拠点）での都と区の役割分担

給水活動は、都水道局の支所及び営業所並びに水道緊急隊が、区と協力して行う。また、状況により必要がある場合は全局的に対応するほか、警視庁及び自衛隊等への応援要請も行う。

機関名	各災害時給水ステーションにおける対策内容		
	給水拠点	車両輸送	避難所等
区、施設 管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水槽での資器材の設置 ○ 住民への給水活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、施設利用者への給水活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓、排水栓及び避難所応急給水栓への仮設給水栓の設置 ○ 住民への給水活動
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水拠点（浄水場（所）・給水所等）における資器材の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両への注水 ○ 水の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓及び排水栓への仮設給水栓の設置 ○ 住民への給水活動（区へ引き継ぐまで）

5 目標水量

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1日1人当たり3ℓとする。なお、目標とする応急水量は、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

6 区の給水態勢

- (1) 応急給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。
- (2) 応急給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。
- (3) 応急給水は前記給水拠点のほか、開設された避難所に給水拠点から飲料水を搬送し実施する。給水用資器材は備蓄倉庫から搬出し、搬送車両は区有車及び調達車両を使用する。
- (4) 被災状況等により、よりきめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援態勢等給水態勢の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることも検討する。
- (5) 応急給水は、水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部を中心に実施するが、災害規模の拡大等により人員に不足を生じる場合には、他の災対各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。
- (6) 道路障害物除去の遅れ等により、給水所等からの搬送が困難な場合は、区立小・中学校等の受水槽を利用する。
- (7) 給水状況により区立小・中学校等では、区が都水道局へ水道管の通水状況を確認したうえで、備蓄されているスタンドパイプを使用し、あらかじめ都水道局が指定した路上の消火栓及び校内の応急給水栓（設置箇所に限る）に接続し、応急給水の拠点を確保する。

第2節 生活用水の供給

被災者の衛生管理を図る上で、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要な生活用水の確保である。

避難所では、学校のプールの水、防災井戸及び河川水の生活用水を活用する。また、必要に応じて下記の井戸を活用する。

1 登録生活用水井戸

災害時に生活用水を確保するために、区民所有の井戸の登録制度を実施している。登録している井戸には、整備費の補助を行っており、今後も登録生活用水井戸の増加を促進していく。

現在登録している生活用水井戸【別冊・追補資料 42】

2 学校防災用井戸

震災救援所として指定する区立小・中学校等に防災用の井戸を設置し、被災者の避難生活が長期化した場合に備え、生活用水の安定確保に努める。

3 区有施設の防災用井戸

区の防災活動の拠点となる施設や、震災時に区民の生活用水確保のため必要となる施設に防災用の井戸を設置し、被災者の生活用水を確保する。【別冊・追補資料 41】

4 公衆浴場の深井戸の活用

区は、東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部と、生活用水の提供並びに被災者に対し応急的な入浴機会の提供を行うため、協定を結んでいる。【別冊・資料 74】

また、区内 6 箇所の公衆浴場に、深井戸の揚水ポンプ用の非常用発電機の設置助成を行い、被災後速やかに生活用水の提供及び入浴ができるよう整備している。【別冊・資料 129】

第3節 食糧・生活必需品等の供給

1 食糧の供給

大規模な風水害が発生した場合、食品流通機構は一時的に麻痺状態を来すことが予測されるので、被災者に対して速やかに食糧の配布ができるよう、平時から食糧の確保に努めるとともに、調達・搬送を含めた体制を整えておく必要がある。

本項では、食糧の備蓄及び配布について定める。

(1) 食糧の備蓄体制の整備

区は、災害時の避難生活者用として区立小中学校等（震災救援所）に備蓄されている食糧を、避難者等に給与する。そのため、区は、食糧のほか、生活必需品等の支援物資や給水用その他の資器材を備蓄するために、学校防災倉庫及び災害備蓄倉庫の整備を進める。

ア 食糧の備蓄

区は、区立小中学校等（震災救援所）に備蓄されている食糧を、避難者等に給与する。備蓄量は次のとおり。

表 区の食糧備蓄

対象	品目	必要量	合計	備蓄の状況 (平成31年3月現在)
0～6月児	粉乳	500人×5食×3日分 = 7,500食 (1食27g)	7,500食 (202kg)	粉乳 12,672食 1296g・264箱 (342kg) アレルギー対応 粉乳 2,133食 800g・72缶 (57.6kg)
7～11月児	おかゆ	400人×3食×3日分 = 3,600食 (1食30g)	3,600食 (108kg)	28,512食
災害時 要配慮者	おかゆ	障害者 4,000人×3食 = 12,000食 (1食90g)	27,000食 (2,430kg)	280g・9,504袋 (2,661kg) ※1袋3食換算
		高齢者(要介護認定者等)5,000人×3食 = 15,000食 (1食90g)		
1歳児	乾燥米	900人×3食×3日分 = 8,100食 (1食33g)	8,100食 (267kg)	193,200食
65歳以上	乾燥米	24,000人×3食=72,000食 (1食100g)	162,000食 (16,200kg)	5kg・3,864箱 (19,320kg) ※1食100g換算
2歳児以上	乾燥米	90,000人×1食=90,000食 (1食100g)		
65歳未満	クラッカー	90,000人×2食=180,000食 (1食88g)	216,000食 (19,008kg)	クラッカー 246,400食 (21,683kg) ライスクッキー 21,120食 (1,520kg)
帰宅困難者	クラッカー	18,000人×2食=36,000食 (1食88g)		
	乾燥米	18,000人×1食=18,000食 (1食100g)	18,000食 (1,800kg)	18,000食 5kg・360箱 (1,800kg) ※1食100g換算
合計			442,200食	522,037食

第3部 第8章
 物流・備蓄・輸送対策

イ 災害備蓄倉庫

災害備蓄倉庫の現況は以下のとおり。

表 災害対策用備蓄倉庫一覧

No.	施設名	構造・面積	所在地
1	杉並区高井戸災害備蓄倉庫	鉄筋 247.15 m ²	高井戸東1-18-5 南公園緑地事務所等と併設
2	〃 松ノ木 〃	〃 149.50	松ノ木2-33-6 松ノ木保育園・児童館と併設
3	〃 善福寺 〃	〃 30.00	善福寺2-26-18 善福寺保育園・敬老館と併設
4	〃 久我山 〃	〃 65.33	久我山5-18-7 久我山小学校隣接
5	〃 永福 〃	〃 42.52	永福2-6-12 永福南保育園・児童館隣接
6	〃 和田 〃	〃 40.00	和田2-31-18 和田小学校隣接
7	〃 成田西 〃	〃 90.00	成田西3-4-1 杉並第二小学校隣接
8	〃 上井草 〃	〃 30.00	上井草2-12-26 四宮小学校隣接
9	〃 下高井戸 〃	鉄骨 170.00	下高井戸2-28-23 下高井戸おおぞら公園内
10	〃 堀ノ内 〃	鉄筋 90.00	堀ノ内2-5-27 済美教育研究所隣接
11	〃 久我山第二 〃	〃 51.67	久我山5-36-17 希望の家（福祉施設）隣接
12	〃 浜田山 〃	〃 77.25	浜田山4-21-3 浜田山児童館と併設
13	〃 永福第二 〃	鉄骨 30.25	永福1-3-1 東京都水道局用地
14	〃 上井草第二 〃	鉄筋 401.82	上井草3-16-21 上瀬戸公園隣接
15	〃 松ノ木第二 〃	鉄骨 71.71	松ノ木1-3-11 和田堀公園隣接
16	〃 高井戸西 〃	鉄筋 108.35	高井戸西2-5-10 (旧)高井戸区民事務所・児童館と併設
17	〃 善福寺第二 〃	鉄骨 124.15	善福寺1-8-4 荻窪中学校隣接
18	〃 和泉第二 〃	鉄筋 150.00	和泉2-36-11 和泉児童館隣接
19	〃 桃井 〃	〃 70.98	桃井4-3-2 西荻地域区民センター地下
20	〃 高円寺北 〃	〃 156.00	高円寺北4-35-4 馬橋公園内
21	〃 和田第二 〃	〃 165.00	和田3-55-46 蚕糸の森公園内
22	〃 阿佐谷南 〃	〃 239.32	阿佐谷南1-15-1 区役所地下
23	〃 井草 〃	〃 299.89	井草4-13-1 井草森公園管理事務所地下
24	〃 梅里堀ノ内 〃	〃 100.19	堀ノ内3-37-4 梅里堀ノ内敬老会館と併設
25	〃 柏の宮公園 〃	〃 66.98	浜田山2-5-1 杉並区立柏の宮公園内
26	〃 天沼 〃	〃 68.40	天沼3-23-1 天沼弁天池公園内
27	〃 高円寺南 〃	〃 50.73	高円寺南4-44-11 ゆうゆう高円寺南館と併設
28	〃 桃井第二 〃	〃 156.00	桃井3-8-1 桃井原っぱ公園内
29	〃 南荻窪 〃	〃 61.09	南荻窪4-1-1 大宮前体育館
30	〃 高円寺南第二 〃	鉄骨 24.84	高円寺南 3-29-6 ゆうゆう馬橋館と併設
31	〃 ウェルファーム 〃	〃 60.00	天沼 3-19-6 複合施設と併設
	計	3534.12m ²	

ウ 学校防災倉庫

震災救援所として指定する区立小・中学校等 65 校に対し、地域における避難・救援拠点としての機能を強化するため、余裕教室等を活用して学校防災倉庫を設置し、毛布、救助用資器材等の備蓄を行っている。

(2) 食糧の調達

食糧品の給与の必要が生じたときは、状況により、調達を都福祉保健局に都無線又は電話等で要請する。都は、農林水産省と協議を行い、米穀を調達して区に提供する。また、必要に応じて、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体へ支援物資を要請する。(支援物資の搬送対策については、本章第4節参照)

また、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。

区は、杉並米穀小売商組合連合会、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、プラス(株) ジョインテックスカンパニー、大塚製薬(株)、(株) ファミリーマート、(株) セブンイレブン・ジャパン、(株) イトーヨーカ堂、区内に本社のあるスーパーマーケットと支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料 83、84、85 追補資料 6~9】

(3) 配布基準

被災者に対する食糧の配布基準は、原則として次のとおりとし、災害救助法の給与基準に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、別途、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定めるものとする。

ア 給与の限度額

食糧の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費であり、災害救助法の限度額内とする。

イ 給与の対象者

避難所に受入れた被災者を対象とするが、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等に避難する者に対しても給与するよう努める。

ウ 給与の期間

食糧を給与できる期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、一時縁故地等に避難する者に対しては、この期間内に3日分を給与できるよう努める。

(4) 食糧の配布

ア 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

イ 給食を必要とする自宅残留被災者、補助・代替施設収容者等についても、原則とし

て最寄りの避難所で配布する。

ウ 避難所における食糧の配布は、防災市民組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

エ 給食内容は、原則として、1日目の第1食及び第2食はクラッカーとし、第3食は乾燥米とするが炊き出しの準備が整い次第、米飯給食を実施する。

(ア) 炊き出しは、災害時協定に基づき、東京都麺類協同組合杉並支部・荻窪支部及び荻窪蕎麦商組合の協力により実施する。【別冊・資料 29、30、31】

(イ) 炊き出しに必要な炊飯器具は区が備蓄するものを使用し、燃料については、災害時協定に基づき、東京都 LP ガス協会山ノ手支部の協力により供給を受ける。

【別冊・資料 73】

オ 区は、被災者に対する炊き出しその他による食糧の給与が実施できないときは、炊き出し等について都に要請する。

カ 被災者に対する食糧の配布量については、次のとおり。

区分		乳児			2歳児以上	65歳以上
		0～6月児	7～11月児	1歳児	65歳未満	65歳以上
第1日	第1食	粉乳 1人1日 135g (※1)	おかゆ 1人1日 90g (※2)	乾燥米 1人1日 100g (※3)	クラッカー(1食 88g)	乾燥米 (100g)
	第2食				乾燥米(100g)	
	第3食				都の支援物資により配布	
第2日		都の支援物資により配布				
第3日						
第4日以降		都の支援物資により配布				

※1 「1食 27g1日 5食」で換算

※2 「1食 30g」で換算

※3 「1食 33g」で換算

キ 食糧の配布は、避難所内外で配給に不平等が生じないように、配給対象者・配給量に関する一般的な方針や、避難所以外の避難者に対する情報提供方法等を確立しておく。

2 生活必需品等の供給

被災者に対する生活必需品等については、都・区間の役割分担により、主に都が備蓄・調達により確保し、区が区民に配布することになっている。

しかし、発災当初の道路障害物除去の状況によっては、都からの供給が遅れることが予測されるので、区としても、抵抗力の弱い高齢者、乳幼児等のために、必要量を備蓄・調達により確保する。

(1) 生活必需品等の備蓄体制の整備

被災者のうち、特に抵抗力の弱い高齢者、乳幼児を対象に、毛布、カーペット等を備蓄するほか、避難所等における被災者の救援・救護に必要な資器材を備蓄又は調達

により確保する。

【区の備蓄一覧】

生活必需品	ストーブ・簡易トイレ（3種類）・タオル・トイレットペーパー・洗いおけ・石けん 等
災害時要配慮者及び女性など様々な避難者のニーズに対応した支援物資	毛布・カーペット（特に抵抗力の弱い高齢者、乳幼児用） 生理用品（女性用） ほ乳ビン（乳幼児用） 紙オムツ（乳幼児用、高齢者用） 等 ※備蓄品については、災害時要配慮者及び女性など様々な視点から配慮する必要がある、改めて避難所等の備蓄品目・備蓄量について検討する。
資器材	発電機・投光機・ランタン・炊飯器具・大型バーナー・リヤカー・テント・スコップ・ツルハシ・エンジンチェーンソー・油圧ジャッキ 等

(2) 生活必需品等の調達及び搬送

ア 災害時協定による調達

区は、備蓄分のほか、災害時協定により支援物資等を調達する。

現在区は、区内業者と寝具類の提供に関する協定を締結している。【別冊・資料 81】

現状の支援物資調達に係る災害時協定について、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を確保する等、協定先・協定内容について見直しを検討する。

イ 都福祉保健局への要請

区長は、災害救助法適用後において、生活必需品の給・貸与の必要が生じ、区において給・貸与の実施が困難なときは、都知事に応援を要請する。ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる支援物資については、区長の判断で現地調達するものとする。

ウ 他自治体への支援要請

必要に応じて、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体へ支援物資を要請する。
 (支援物資の搬送対策については、本章第4節参照)

(3) 配布基準

被災者に対する生活必需品等の配布基準は、原則として次のとおりとする。

ア 給・貸与の限度額

災害救助法の給・貸与基準に定めるところによる。【別冊・追補資料 46】

イ 給与品目

給与品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等とする。

(4) 生活必需品等の配布

生活必需品等の被災者への配布は、食糧配布の例により避難所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

- ア 毛布・その他の寝具類は、原則として、災害時要配慮者、11歳以下及び65歳以上の者を優先に配布する。
- イ 紙オムツ・ティッシュ・タオル等は、必要とする被災者に対し、確保した支援物資をできる限り公平に配布する。
- ウ 女性特有の支援物資（生理用品等）は、女性から手渡しする、女性用トイレに設置するといった配慮に努める。
- エ 区は、生活必需品等の給・貸与の実施が困難なときは、都に応援を要請するものとする。
- オ 都が区に事前措置している備蓄分（毛布、カーペット）は、都福祉保健局長の承認を受けてから給・貸与するものとする。

3 多様なニーズへの対応

被災地で求められる支援物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要配慮者及び女性など避難者の特性によって必要となる支援物資は異なる。災害時要配慮者及び女性など様々な避難者ニーズに対して、次の体制で対応していく。

- 水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部は、各避難所にて把握した避難者の支援物資ニーズ情報を収集する。
- 水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部は、協定締結先や自治体スクラム支援会議参加自治体等と連携して避難者ニーズに対応した支援物資を調達するとともに、必要に応じて都を通じて全国の自治体に支援物資供給を要請する。

都は広域の見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な支援物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の支援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

第4節 備蓄・支援物資の輸送

1 輸送拠点の整備

(1) 支援物資等受入拠点の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが予測される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送を考慮して、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定することとする。

なお、使用決定後、区は必要な支援物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関（警視庁・東京消防庁・自衛隊）に対して出動要請を行う。

また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。

また、受入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送される。

支援物資等受入拠点となりうる ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地	住所	着陸展開面 (m)	着陸可能 機種
井草森公園運動場	杉並区井草4-12-1	110×60	中型
和田堀公園陸上競技場	杉並区大宮2-26	100×80	〃
済美山運動場広場	杉並区堀ノ内1-15	100×50	〃
(仮称) 高井戸公園 (工事中)	杉並区久我山2-2-1		
桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	150×80	〃
下高井戸おおぞら公園	杉並区下高井戸2-28-23	—	—
○柏の宮公園 ³	杉並区浜田山2-5-1	—	—
○馬橋公園	杉並区高円寺北4-35-5	—	—
○杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1	—	—
○杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49	—	—
○高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11	—	—
○西宮中学校	杉並区宮前5-1-25	—	—
○桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25	—	—
○桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4	—	—
○松庵小学校	杉並区松庵2-23-24	—	—
○井草中学校	杉並区上井草3-20-11	—	—

³ 表中の「○」は東京消防庁との覚書によるヘリコプター緊急離着陸場を示す。区は、平成19年4月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」をとりかわし、新たにヘリコプター緊急離着陸場10箇所を指定した。また、平成21年度より、ヘリコプター緊急離着陸場に指定されている小、中学校及び公園、グランド事務所等の屋上にヘリサインの整備を行っている。

(2) 地域内輸送拠点の選定

災害時において、より効果的な緊急輸送を図るために、輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。輸送拠点は、区の地域における支援物資の受入れ拠点であり、支援物資を受入拠点から避難所等に配分・輸送する際の拠点でもある。

区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。

地域内輸送拠点	住所
永福体育館	杉並区永福 1-7-6
上井草スポーツセンター	杉並区上井草 3-34-1
高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31

なお、災害の規模によっては、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるため、区では岩崎通信機（株）と災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定を締結した。【別冊・追補資料 30】、今後も、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

2 輸送拠点の運営体制の整備

区は、支援物資等受入拠点及び地域内輸送拠点の運営に関して、支援物資の受入、荷捌き、在庫管理、出荷調整、需給双方のニーズの把握と関係者間の情報共有（需要：被災者、供給：支援物資提供側）等について、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）と事前協議や訓練等を行うことで、専門家のノウハウを取り入れた運営体制を構築する。

3 輸送体制の整備

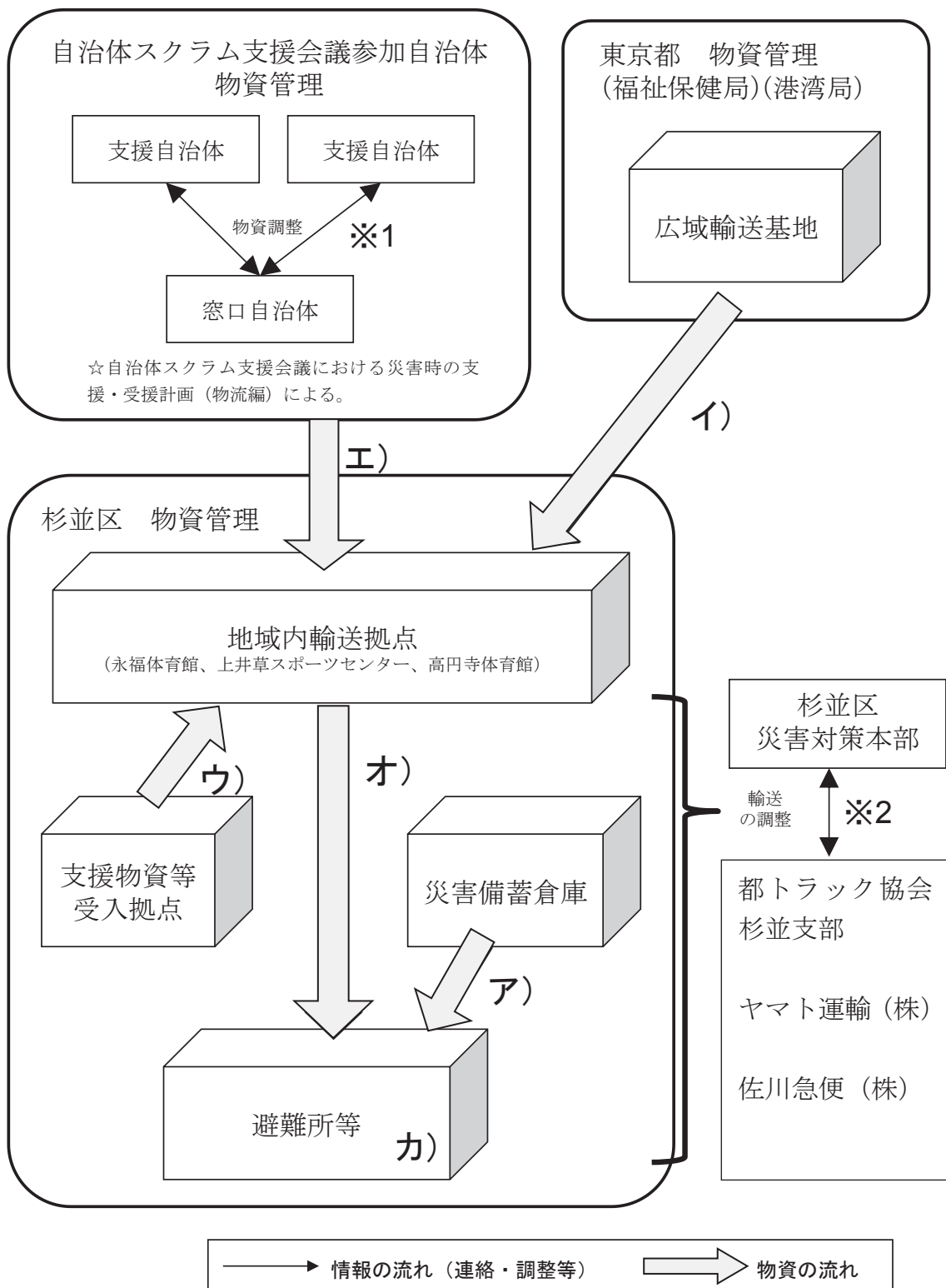
区は、支援物資等受入拠点及び地域内輸送拠点から避難所等への支援物資の輸送に関して、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）と事前協議や訓練等を行うことで、区内における支援物資の輸送体制を構築する。【別冊・追補資料 28・29・50】

4 支援物資の輸送

区災害対策本部救援部は、道路等の被害状況の情報を共有しながら、支援物資を輸送する。輸送経路図は次ページのとおり。

支援物資の仕分け、受入れ等は、区災害対策本部救援部が中心となり行うが、災害規模の拡大等により人員に不足が生じる場合には、他の災对各部の応援のほか、自治体スクラム支援会議参加自治体との連携対応や防災市民組織、ボランティア等の協力を求める。

図表：輸送経路図



第3部 第8章
 物流・備蓄・輸送対策

ア) 区、防災市民組織等は、ボランティアの協力のもと災害備蓄倉庫から避難所等に備蓄物資を搬送する。必要に応じて、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の協力のもと輸送を行う。

イ) 都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉保健局が地域内輸送拠点等まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。区災害対策本部救援部は、必要に応じてボランティア等の人員を確保する。

ウ) 区災害対策本部救援部は、ヘリコプター災害時緊急着陸場候補地のなかから指定される支援物資等受入拠点において支援物資を受け入れた場合は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の協力のもと地域内輸送拠点に支援物資を輸送する。

支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点において支援物資を受入れる際には、受取、配分作業に係る要員の確保が必要となる。区災害対策本部救援部は、必要に応じてボランティア等の人員を確保する。

エ) 自治体スクラム支援会議参加自治体からの支援物資については、原則、支援側の自治体が地域内輸送拠点及び避難所等に輸送を行う。

オ) 区災害対策本部救援部は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の協力のもと地域内輸送拠点から避難所等へ支援物資の輸送を行う。

避難所等にて支援物資を受入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。受入れは、区、防災市民組織等を中心に行い、必要に応じてボランティア等の人員を確保する。

カ) 災害時要配慮者の支援物資ニーズに対応するため、区、防災市民組織等は必要に応じてボランティアを活用して災害時要配慮者宅への支援物資を配送する。

※1 自治体スクラム支援会議参加自治体のなかで、窓口となる自治体が支援物資の調達調整を行い、情報の一元化を図る。（自治体スクラム支援会議における災害時の支援・受援計画（物流編）による。）

※2 杉並区災害対策本部は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）に支援物資輸送の要請を行う。東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸（株）、佐川急便（株）の事務局は、連絡調整を行い、配車車両を確保する。

第5節 輸送車両等の確保

区の災害応急対策にあたっては、区有車を優先して使用する。

区有車の現況は、【別冊・追補資料 38】のとおり。

また、必要に応じて東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）との協定に基づき調達する。【別冊・追補資料 28・29・50】

車両用燃料についても、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料 72】

1 配車方針

配車にあたっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	避難所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要配慮者の移送
第5順位	その他支援物資・備蓄物資の輸送等

2 配車手続き

区水害応急対策室又は災害対策本部の各隊において車両を必要とするときは、車種、t数、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、経理隊に請求する。また、避難所が開設されたときは、必要に応じて避難所に専用車両を配車し、避難所の職員がボランティア等と協力し、支援物資等を調達する。

区水害応急対策室又は災害対策本部の経理隊は、庁有車の活用を優先する。必要に応じて、都や協定先に応援又は配車のあっ旋を要請し、車両及び要員を確保する。

区有車の現況は、【別冊・追補資料 38】のとおり。

東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸（株）、佐川急便（株）との協定については、【別冊・追補資料 28・29・50】のとおり。

3 車両の表示

緊急輸送車両については、あらかじめ警察署長の確認を受け災害対策基本法施行規則等に定める標章及び確認証明書等の交付を受け、出動の際、携行するものとする。

4 燃料の確保

車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料 72】

第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、洪水等により、大量のごみやがれきの排出が予想される。このため、これらのごみ、し尿、がれき等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全を図る必要がある。

本章では、ごみ、し尿、がれき等の処理について、必要な事項を定める。

第1節 ごみ処理

1 基本原則

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。災害の規模によっては、震災時の態勢である災対清掃部にて処理を行う。

2 活動体制

杉並清掃事務所は、災害が発生した場合に排出されたごみを迅速に処理し、環境衛生の保全を図る。平成30年度の作業計画における職員数、収集運搬車数は下記のとおり。

(平成30年度作業計画)

車種		直営小型 プレス車	小型 特殊車	小型 プレス車	新大型 特殊車	軽小型 ダンプ車	計
種別		可燃	可燃	可燃	可燃	不燃	
杉並清掃 事務所	車両台数	6	6	14	0	8	34
	収集作業職員	12	12	22	0	8	54
杉並清掃 事務所 方南支所	車両台数	4	2	9	1	5	21
	収集作業職員	8	4	12	3	5	32
車両台数計		10	8	23	1	13	55
職員数計		20	16	34	3	13	86

※職員数については、収集作業に従事する職員数。

3 応急対策

災害時におけるごみの排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境衛生を保全するには、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定した上で応急対策を実施する必要がある。

ごみの収集運搬は、事務所間の相互応援体制を整備し、清掃協議会より配車される臨時車両と合わせ、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

- (1) 避難所等におけるごみを積み置きし、収集を行うほか、被災家屋等から排出されるごみの積み置き場などについて、速やかに選定する。
- (2) 処理施設への短期大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- (3) ごみの分別の徹底や、収集体制に関する広報に努めるとともに、臨時ごみ積み置き場の確保を行う。

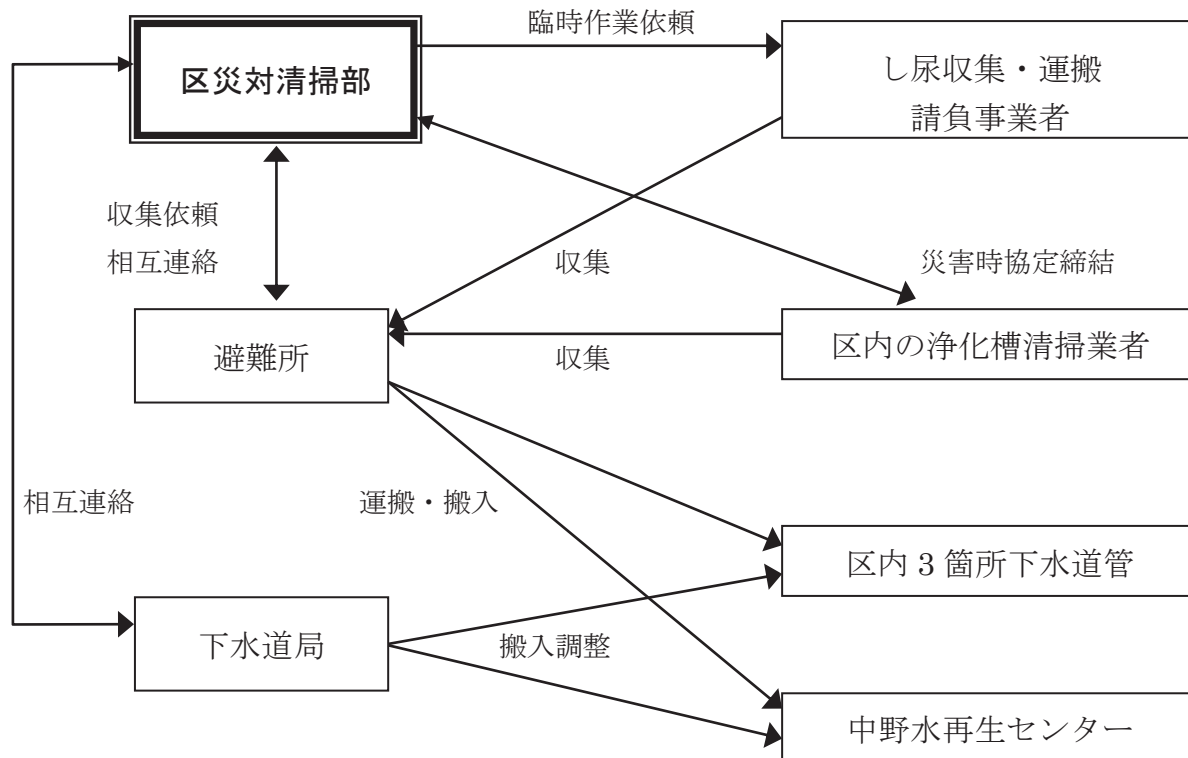
第2節 し尿処理

区は、し尿収集計画に基づき、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール）への搬入処理を実施する。災害の規模によっては、震災時の態勢である災対清掃部にて処理を行う。

1 し尿処理の基本的な考え方

- (1) 生活用水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効活用する。
- (2) 避難所となる学校のトイレについては、できる限り下水道機能を活用する。なお、断水時には、プールや学校防災用井戸等で確保した水を使用する。
- (3) 区は、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホールへの搬入・処理体制を実施する。【別冊・資料 79】
- (4) 下水道機能損傷の場合、仮設トイレ等を使用する。貯留したし尿は、都下水道局により指定された下水道幹線におけるし尿受入用マンホールから直接投入するか、又は中野水再生センターへ搬入する。
- (5) 既存の仮設トイレと合わせ、マンホールに設置可能なマンホール用仮設トイレの備蓄を計画的に進め、具体的な機種を選定にあつては、高齢者・障害者等に配慮する。
- (6) 在宅被災者への対応として、平常時から区民に対して風呂水のくみ置き等、水の確保を図るよう啓発活動を行う。また、災害時には、トイレ用水の節約や登録生活用水井戸の利用を呼びかけていく。
- (7) 車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。また、車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めていく。
- (8) 区内全域の公園便所・公衆便所等（平成30年4月1日トイレ設置箇所247棟）において、災害時に活用可能な体制を整備する。
- (9) 今後の新設・大規模改修に合わせて、貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等を行う。

2 活動体制



3 災害時し尿処理計画の整備

区は平成15年11月、「杉並区災害時し尿処理計画」を策定し、災害時に区民の健康と衛生的な環境を保持するために必要な設備の確保、円滑なし尿処理体制について定めた。この計画は、今後も継続的に検討を進め、整備・充実を図っていくものである。

第3節 がれき処理

区は、都や関係機関と調整を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の適正処理を図る。なお、がれき処理にあたっては、杉並区がれき処理マニュアルにしたがって処理する。

1 がれき処理

(1) がれき対策班の設置

災害の規模によっては、震災時の態勢である災対都市整備部、災対清掃部にて処理を行う。区は、災対都市整備部内に「がれき対策班」を設置し、災対清掃部と連携して都との連携活動態勢の確立を図る。

「がれき対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれきの発生量の推計を都に報告するとともに、区のがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定する。

(2) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を下記の一時的置き場に搬入し、分別処理場にて廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

仮置場	設置者	設置時期	目的	面積	搬入対象物
一時積み置き場	杉並区	第1段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・緊急道路のがれきの一時積み置き場	約300 m ² 以上	緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき
分別処理場	杉並区	第2段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・破碎・分別処理プラントの設置場所	最低 1ha	一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき
臨時集積場	杉並区	第3段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設	最低 1ha	分別済みがれき

(3) 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

分別処理場及び臨時集積所から分別して搬出された「がれき」は、破碎処理等の中間処理を行った後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令に基づいて、最大限、再利用及び再資源化を図る。

(4) 処理に必要な協力体制の整備

「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、平常時に民間業者との協力体制を構築し、効率的に実施する。【別冊・資料 67、68】

ア 倒壊建物の解体・「がれき」の撤去

- (ア) 倒壊建物の解体業務
- (イ) 発生「がれき」の撤去業務

イ 「がれき」仮置き場の設置

- (ア) 仮置き場の維持管理業務
- (イ) 仮置き場からの「がれき」の搬出

ウ 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

- (ア) 廃木材・コンクリートがら等破碎処理
- (イ) 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- (ウ) 再利用施設への搬入
- (エ) 再利用施設での優先的な処理

(オ) 最終処分場への「がれき」の搬入

2 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等障害物の除去は、該当する住家を早急に調査の上実施する。

(1) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となるもの。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの。(本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。)
- イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

(2) 実施機関等

ア 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として、区が実施する。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 災害救助法適用後

- (ア) 区は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、都と協力して実施する。
- (イ) 都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。使用資材等は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足の場合は、東京建設業協会から資器材、労力等の提供を求める。

3 河川障害物の除去

区は、災害時に管内河川、公共溝きょ(排水路)を巡視するとともに、特に橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を実施する。なお、区は、労力、機材等が不足する場合には、区内建設業者の協力を求めるものとする。

第10章 遺体の取扱

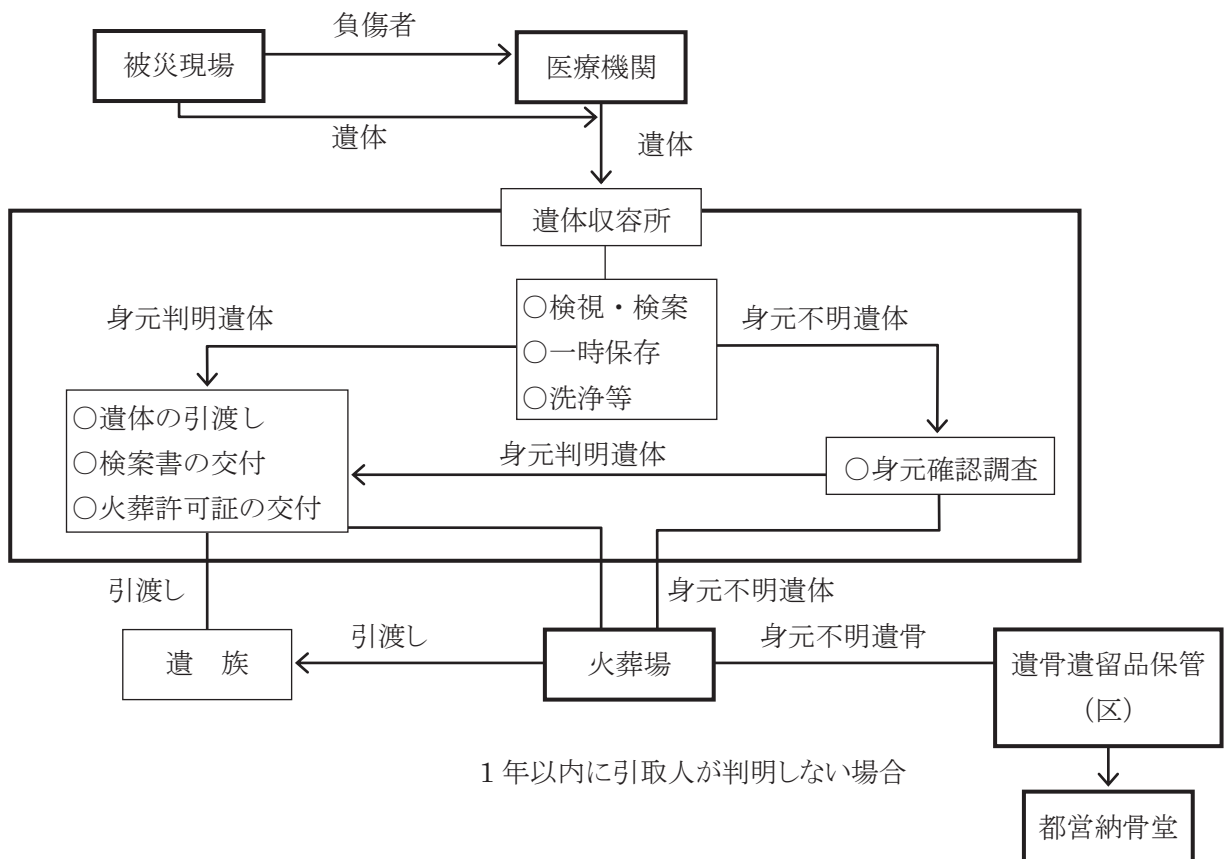
災害の発生により、行方不明者や死亡者が発生したときは、遺体の搜索、收容、火葬の各段階において、区及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に対応し、人心の安定を図ることが必要である。

災害救助法が適用された場合、区は都の補助機関として、防災関係機関の協力のもとに遺体の搜索、收容及び火葬を実施する。

本節では、遺体の搜索・火葬等について、必要な事項を定める。

第1節 遺体取扱の流れ

遺体取扱の流れを図式化すると、次のようになる。



第2節 遺体の搜索・収容

1 遺体の搜索

行方不明者のうち、すでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

各機関	内容
区	遺体及び行方不明者の搜索を都、警察署、自衛隊、関係機関等の協力のもとに、必要な場合には作業員の雇い上げ、資器材の借上げを行い実施する。
警察署	救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を、適切に取り扱うとともに、区が行う搜索・収容に協力し、次の活動を行う。 (1) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報入手に努め、調査を実施する。 (2) 身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存し身元の確認に努める。
陸上自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

2 必要帳票等の整備

区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 遺体の搜索状況記録簿
- (4) 遺体の搜索用関係支出証拠書類

3 遺体の搬送

区は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇い上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。搬送の際、遺体の写真を撮影し遺族の確認に使用する。死亡時の状況についてはできるだけ情報を収集し、正確な検視・検案を行えるよう整備する。また遺品については一定の範囲をあらかじめ設定しておき、喪失しないよう遺品管理を行う。

4 遺体の収容等

(1) 遺体の収容

- ・区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、都及び関係機関に応援を要請する。
- ・遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続きを行う。

- ・必要に応じて遺体の洗浄等（遺体の洗浄については検視・検案終了後、必要のある場合、医師の指示の下に行う。）を一括的に対応する。
- ・遺体収容所での、遺族への遺体の引渡しや一時的な保存方法、遺族と遺体の確認方法をあらかじめ設定しておく。

（2）遺体収容所の事前指定

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- ・屋内施設
- ・避難所や医療救護所等の用途と競合しない施設
- ・検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設
- ・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・搬送車両の駐車スペースを確保できる施設

なお、指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び警察署等と協議し、遺体を迅速に収容する体制を確立するため、遺体収容所の事前指定を行っている。

杉並警察署管内	荻窪警察署管内	高井戸警察署管内
荻窪体育館	妙正寺体育館	大宮前体育館
杉並区荻窪 3-47-2 電話：3220-3381	杉並区清水 3-20-12 電話：3399-4224	杉並区南荻窪 2-1-1 電話：3334-4618

※ 建て替え等による休館中のため使用できない施設があった場合は、災害時の区内施設の状況を鑑み、代替の遺体収容所となる施設を使用する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物が無い場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、現実的な遺体収容先について事前に確保する。

（3）必要帳票等の整備

区は、下記の帳票等を作成、整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

（4）棺等の調達

区は、遺体の安置・保管及び火葬に付する際に必要となる棺、ドライアイス等を災害時協定に基づき、全東京葬祭業連合会及び全日本冠婚葬祭互助協会に依頼して調達する。【別冊・資料 93、94】

（5）遺体の身元確認

- ア 遺体収容所において火葬許可証を発行する。

イ 「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成のうえ、納棺し氏名及び番号・収容時に撮影した写真を記載した「氏名札」を棺に貼付する。【別冊・資料130～132】

ウ 警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談を受けるとともに、身元引受人の発見に努める。

第3節 検視・検案

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、区及び警察署は、必要な体制を確立する。

1 検視・検案体制

機関名	活動内容
区	・都及び警察署に遺体収容所の開設状況を報告する。
都	・都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣する。 ・都福祉保健局長は、区長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
警察署	・警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 ・検視班は、検視規則に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
都医師会 東京都杉並区 歯科医師会	・都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

2 必要帳票等の整備

区は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 遺体の捜索状況記録簿
- (4) 遺体の捜索用関係支出証拠書類

3 区民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る必要な情報を区民に提供する必要がある。このため、区は都及び警察署等と連携し、区民に対し死亡者に関する的確な情報を提供する。

第4節 火葬

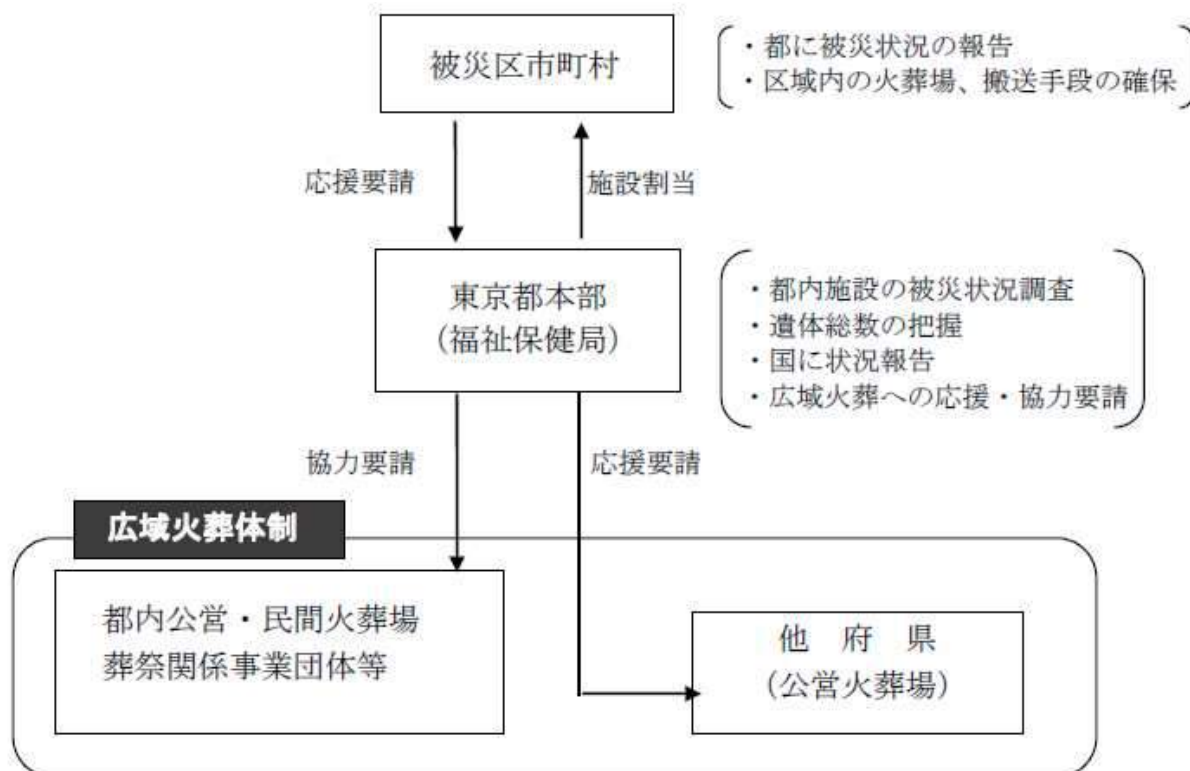
1 火葬体制

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 ・ 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行 ・ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ・ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ・ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報 ・ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ・ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ・ 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 ・ 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 ・ 身元不明の遺骨、遺留品の、一時保管
都(福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ・ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ・ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ・ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ・ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ・ 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請
都(建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する火葬場(瑞江葬儀所)や都納骨堂での受入れを実施 ・ 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

第3部 第10章 遺体の取扱

2 業務手続き



3 火葬手続き等

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、区は、遺体収容所等において、火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬する体制を確立する。また、必要に応じて火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行する。

災害発生時においては、速やかに区内の死者数を把握するとともに、近隣の火葬場の被災状況を把握のうえ火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。なお、都が広域火葬を必要であると判断し、「東京都広域火葬実施計画」(平成11年3月)に基づき、災害規模等に応じた広域火葬が実施された場合、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

(1) 火葬の要件

対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。

災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

区は、「災害遺体搬送票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬した後、遺骨等を遺族に引き渡す。【別冊・資料 133】

- ・遺留品及び遺骨に「遺留品処理票」・「遺骨処理票」を付し、一時保管する。【別冊・資料 131、134】
- ・家族その他から遺骨及び遺留品の引き取り希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(3) 身元不明遺骨の取扱

区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに一時保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(4) 必要な帳票等の整備

区は、次の書類・帳票等を整備し保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・火葬台帳
- ・火葬費支出関係証拠書類

図表：最寄りの火葬場一覧

区分	名称	所在地	電話
民営	堀ノ内斎場	杉並区梅里 1-2-27	3311-2324
〃	落合斎場	新宿区上落合 3-34-12	3361-4042
〃	代々幡斎場	渋谷区西原 2-42-1	3466-1006

第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設は、都市化の進展と共に益々高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。

災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻ひにつながり、区民生活への影響は極めて大きい。

このため、これらライフライン施設において、それぞれ活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急・復旧対策、危険防止のための広報活動等を実施しなければならない。

本章では、これらライフライン施設の応急・復旧対策について必要な事項を定める。

第1節 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、情報連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。

また、都災害対策本部と連携を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

本節においては、水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

1 災害時の活動態勢

(1) 活動方針

ア 対策本部の設置

災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

イ 情報連絡活動

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

ウ 復旧活動

- (ア) 首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- (イ) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。
- (ウ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- (エ) (ア)を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

＜西部支所管内における管路復旧優先施設＞

優先施設	
(1)	首都中枢機関、三次医療機関等への供給管路 都庁、防衛省、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、荻窪病院、立正佼成会 付属佼成病院、慶応義塾大学病院、東京医療生活協同組合中野総合病院、保健医 療公社大久保病院、国立国際医療研究センター、東京山手メディカルセンター、 東京警察病院、東京新宿メディカルセンター
(2)	国道20号線〔甲州街道〕
(3)	第一次重要路線 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
(4)	第二次重要路線・配水小管重要路線 配水本管及び小管の骨格となる路線
(5)	医療施設及び福祉施設への供給管路 救急病院医療機関となる病院及び腎人工透析医療機関、重症重度心身障害児施設 及び特別老人ホーム等の福祉施設に至る管路の復旧により応急給水の軽減を図 る。
(6)	その他、給水上、極めて重要な路線 支所管内の震災対策用応急給水施設、区役所（本庁）、避難所等に至る路線
(7)	復旧活動に支障になる箇所 鉄道、河川の横断箇所等で復旧活動に支障となる箇所、二次災害を起こすおそれ がある場所

エ 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

項目		
応急給水班 (本部)		1 応急給水計画の作成 2 支所、営業所及び本部関係各班との調整 3 飲料水の車両輸送に係る調整 4 応急給水用資器材の配備及び車両の調達 5 区、都各局、他都市及び自衛隊との連絡調整及び配置 6 一般ボランティアの協力要請に係る総務・広報班（総務担当）との調整 7 都民からの問合せ・通報対応（お客さまセンターのみ） 8 その他関係機関との調整
支所	庶務・ 調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報
	応急給水 担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置 5 区との連絡調整
	給水装置 復旧担当	1 仮設給水栓等の設置

オ 広報活動

東京都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

2 職員の活動態勢

職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。

第2節 下水道施設

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。本節においては、都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

1 災害時の活動体制

都災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

- (1) 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。
- (2) 災害時における現場での作業及び指導には、杉並出張所(下井草 2-6-13、電話 3394-9457～8、FAX:3394-9459)があたる。

2 応急復旧対策

下水管きよの被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。復旧順序については、主要施設である幹線管きよの復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます、取付管の復旧を行う。

3 災害時の広報

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、東京都災害対策本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

第3節 電気施設

非常災害の発生する恐れがある場合、東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

本節では、電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。

東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター東京第一	(電話) 0120-995-007
-----------------------------------	-------------------

1 災害時の活動態勢

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、本店本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本店本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。

(1) 非常態勢

非常態勢は、次表の定める区分に基づき発令するものとする。

ア 非常態勢の発令

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・「東海地震注意情報」が発せられた場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の何れかの地域で、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 	第3非常態勢

イ 社員の出勤基準

(ア) 非常態勢発令の伝達があった場合

要員は、所属する非常災害対策本（支）部（以下「対策本（支）部」という。）に出勤する。

(イ) 非常態勢の発令がなされたと判断される場合

発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する対策本（支）部に出勤する。

(2) 情報連絡

ア 災害に関する情報は、給電所及びマスコミ情報に注意し、風水害等の場合には天気図作成や各種情報集約を行い、社内関係箇所に連絡し徹底する。

イ 支社情報班は、区本部に対策委員を派遣するとともに、警察署、消防署等と管内の被害、復旧状況等についての情報交換を有線又は無線によって行う。

2 応急措置

(1) 人員の動員、連絡の徹底

ア 非常災害対策内規により、いつでも出勤できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。

イ 社外者の応援体制を確立しておく。

ウ 他支社、他支店との相互応援ができる体制をとっておく。

(2) 資材・輸送等

ア 工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。

イ 資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負業者から調達するため、業者の在庫状況も把握しておく。

ウ 資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、なお、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のため警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急復旧対策

(1) 復旧計画

支社は、被害状況を把握し、下記事項について復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法
- オ 復旧作業の日程
- カ 仮復旧の完了見込み
- キ 宿泊施設、食糧等の手配
- ク その他必要な対策

(2) 復旧順位

各設備の復旧準備は、原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

ア 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- (イ) 都心部に配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

イ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線。
- (イ) その他回線。

(3) 復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

(4) 復旧要員の編成

東京電力パワーグリッド(株)並びに指定請負業者の復旧要員の編成は、非常災害対策内規による。

4 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしない。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PR方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第4節 ガス施設

1 災害時の活動体勢

(1) 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	被害又は被害予想が軽微又は局部の場合	導管ネットワーク 本部長
第二次非常体制	被害又は被害予想が上記以外の場合	社長

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- エ ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- オ その他状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- ウ 災害発生直後に、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

3 復旧対策

- (1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- (2) 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第5節 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、情報の不足からパニック発生の恐れを生ずるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について応急対策を確立するものとする。

本節では、これら NTT 東日本による通信設備の確保について必要な事項を定める。

1 災害時の活動態勢

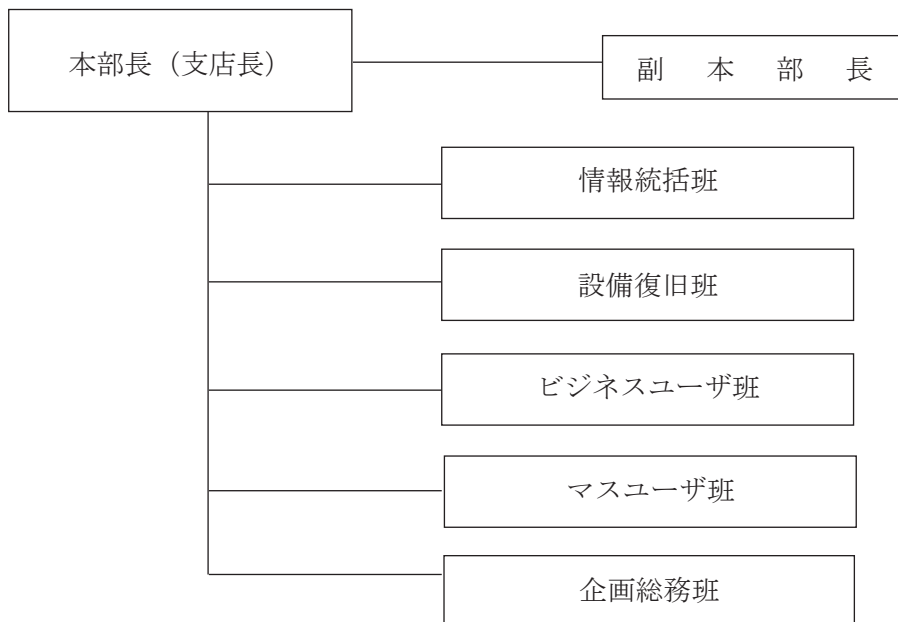
(1) 現地災害対策本部の設置

災害が発生し、あるいは災害が発生する恐れがある場合は、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況など情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、杉並区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

(2) 班の組織

現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。



(3) 情報連絡体制

風水害等による災害の発生又は発生する恐れのある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

また、本社から支店、関係グループ会社及び東京北現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

(4) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

ア 現地災害対策措置班員の非常招集

イ 社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

ウ 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

エ 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法等を定める。

2 初期措置

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講じる。

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- ウ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- エ 建築物の防災設備の点検
- オ 工事用車両、工具、保有資材等の点検
- カ 所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(2) 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

- ア 被害回線の復旧方法の決定
- イ 復旧順位の決定
- ウ 復旧作業の要員確保
- エ 工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- オ 移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定
- カ ヘリコプターの出動要請
- キ 部外防災関係機関との連絡及び協力

3 通信そ通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信のそ通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

- (1) 孤立防止用移動無線車の設置
- (2) 非常用移動交換機の設定
- (3) 臨時回線の作成
- (4) 通話方式の変更
- (5) 特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- (6) 加入電話等の他 NTT ビルへの収容

4 災害時の広報及び情報伝達

(1) 防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、公式ホームページ及び新聞掲載等の方法によって、次の事項を広報活動として行い利用者に周知する。

- ア 通信途絶及び利用制限の理由・内容

- イ 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ 災害用伝言ダイヤル“171”の開設
- オ 緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。

(2) 「NTT 東日本からのお願い」として周知

下記の周知を行う。

- ア 重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。
 防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。
- イ お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。
- ウ 停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。

(3) 輻輳緩和・安否確認策として、「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

5 応急復旧

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

(3) 復旧工事

下記により工事を実施する。

ア 応急復旧工事

- (ア) 電気通信設備等の応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ 本復旧工事

- (ア) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事
- (イ) 電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- (ウ) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

第12章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び区有施設等の公共公益施設が、災害により被災した場合には、救援救護活動等に重大な支障を及ぼす恐れがある。

このことから、これらの公共施設等が被災し、又は被災する恐れがあるときは、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動が実施できるよう努めなければならない。

第1節 道路・橋りょう

災害が発生した場合、都建設局第三建設事務所、区及び首都高速道路等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動態勢を確立し、安全対策及び応急並びに復旧措置を行うものとする。

本節においては、道路・橋りょうの応急措置について必要な事項を定める。

1 災害時の応急措置

(1) 都建設局第三建設事務所

都建設局の道路・橋りょうについては、東京都の応急対策業務協定業者などと連携して調査・点検を行い、被害状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を実施する。

都の障害物除去路線に指定されている区所管の道路・橋りょうについては、区からの道路・橋りょうに関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を選定し、区の指導・調整を行う。

また、状況によっては、所属職員を派遣し、必要な指示を与える。

(2) 区

道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物など並びに、道路冠水・落橋等による通行不能箇所について、区の「水防業務に関する協定」【別冊・追補資料 35】協力業者などと連携して調査を行い、速やかに応急措置を実施する。

(3) 東京国道事務所

国道20号の道路・橋りょうについては、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を実施する。

2 応急復旧対策

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ・道路の陥没又は断裂により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- ・道路の陥没又は断裂で、これを放置することにより二次被害を生じる恐れがあるもの

(1) 都建設局第三建設事務所

- ア 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき実施する。
- イ 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。
- ウ 平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて利用できる建設機械等の把握を行う。

(2) 区

- ア 被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早急に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
なお、作業は、区において選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行うものとし、その後逐次一般区道の復旧作業を行う。
 - (ア) 道路障害物除去作業の実施要領
道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、区内の建設関係事業者団体と締結している「水防業務に関する協定」【別冊・追補資料 35】協力業者などと連携して、がれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線(3m)とする。
 - (イ) 区道に生じた路面の亀裂や陥没等の応急復旧
道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗堀等により地山の崩壊等、二次的被害の恐れのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。
 - (ウ) その他の措置
下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占用者に連絡する。
- イ 落下、又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を表示する。

(3) 東京国道事務所

- ア 応急復旧作業は、道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき実施する。

第2節 河川

洪水等により河川及び排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽す。

1 応急措置

1-1 都建設局第三建設事務所

- (1) 災害が発生した場合、直ちに護岸等の河川管理施設及び工事箇所への被災の発見に努める。
- (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、区が行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。
- (3) 区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
- (4) 総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- (5) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- (6) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

1-2 区

管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所を都に報告するとともに、必要な措置を講じる。

可搬ポンプ・土のう等の水防資機材を使用し、河川の溢水防止及び浸水被害発生箇所の排水作業を行う。なお、能力不足のときは、区内建設業者のポンプや、労力を雇用、消防とも連携して応急排水を実施する。

2 復旧措置

河川管理者は、河川が風水害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 護岸の決壊で隣接する道路、家屋等に危険の恐れのあるもの。
- (2) 護岸、橋りょうの基底部の地盤沈下、洗くつで倒壊の恐れのあるもの。
- (3) 土砂等による河川の埋そくで、流水を阻害し水害の原因となるもの。
- (4) 護岸、床止等河川構造物の欠損で、これを放置することにより、新たな被害を生じる恐れのあるもの。

第3節 区有施設等

区は、災害により区有施設等が被災した場合、発災後、速やかに、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判定するものとする。

また、救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の応急復旧対策を講ずるものとする。

1 区有施設等の点検

区は、第一段階として、避難所等の救援・救護活動の拠点となる主要な施設について、発災後、概ね2日間で当該建築物の使用継続の可否を判定するものとする。第二段階として、その他区有施設について、当該施設の管理者と連絡を取りながら逐次点検を実施するものとする。

(1) 活動態勢

区有施設等の点検作業は、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部が実施するものとし、発災後、概ね2日間は、区有施設点検班を中心に活動するものとする。

(2) 対象施設

対象施設は、下記に掲げる施設とする。

ア 救護活動の拠点となる主要な施設（水害応急対策室救援本部・災害対策本部救援部の設置する施設）

避難所（22箇所）……………荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校

イ 必要に応じて、救援活動の拠点となる施設

地域区民センター（7箇所）	第二次救援所が設置される施設
杉並保健所（1箇所）	医療救護部が設置される施設
小・中学校等（65箇所）	震災救援所が設置される施設
災害拠点病院・災害拠点連携病院等（11箇所）	各地域において中心的に応急医療を行う医療機関
区立障害者通所施設（3所）、こども発達センター、済美養護学校及び協定を締結している入所施設等（福祉救援所）	災害時要配慮者等を対象とした救援所として設置される地域区民センター以外の施設
補助・代替施設（22箇所）	震災救援所が使用不可能な場合等に設置される施設
体育館等（6箇所）	遺体収容所及び食料、救援物資等の集積地等として設置される施設

ウ その他の区有施設

（3）点検作業

点検作業は、7つの地域区分に従い、被災の著しい地域から優先して実施するものとするが、被災に関する情報が不十分な場合は、情報収集を兼ねて本庁舎から遠方の地域から開始し、特定の地域に偏らないように実施する。

点検は、「区有施設等点検基準」に基づき実施するものとし、判定結果を当該施設の管理者、避難所長等に伝達するとともに、見やすい場所に判定シールを貼付する。

（4）施設の使用禁止等の申し入れ・緊急の措置

施設の被災が著しいため明らかに危険な場合は、点検実施者は、現地において当該施設の関係職員に対して、使用禁止等の措置を申し入れるとともに、協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

2 応急復旧対策

救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の点検を行い、飲料水の確保やトイレの機能等に支障を来たす場合、応急修理を行い、施設の使用に必要な最低限の機能を確保するよう努める。

なお、この作業は、区職員による他、建設業協会の協力を得て実施するものとする。

第4節 文化財施設

文化財は、重要な国民的財産であることに鑑み、施設管理者は、次のような応急措置を講ずるものとする。

- 1 文化財が被災し又はその恐れがある場合には、直ちに消防署に通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努めなければならない。
- 2 消防署等関係機関は、被災文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 3 文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあつては区教育委員会、都・国指定の文化財にあつては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。
- 4 所有者又は管理者は、定期的に消防署等関係機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検・整備を実施する。

第5節 交通施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生する恐れがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節においては、各交通機関が実施し得る応急措置について、必要な事項を定める。

1 災害時の活動態勢

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。

2 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図る。各交通機関の初動措置は次のとおり。

(1) 東日本旅客鉄道（株）

ア 運転規制

- (ア) 社内規程により、速やかに運転中止、又は徐行の手続きをとる。
- (イ) 列車の運転は、概ね「う回又は折返し運転」「臨時列車の特発」「バスの代行又は徒歩連絡」のいずれかの方法により、その都度決定する。

歩連絡」のいずれかの方法により、その都度決定する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第12章 公共施設等の応急・復旧対策
第5節 交通施設

イ 乗務員の対応

運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止させ、停止位置が橋りょう上、築堤等の場合には、安全な場所に列車を移動させる。

(2) 京王電鉄(株)

ア 運転規制

社内規程により運転中止または運転規制を実施する。

イ 乗務員の対応

列車の運転が危険と認められた場合または運輸指令所長の指示により直ちに列車を停止させ、列車が切り取り、橋梁上等の危険な箇所には列車を移動させる。

(3) 西武鉄道(株)

ア 風水害時の運転規制

運転司令長は、応急対策として次の処置を行う。

(ア) 天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を行う。

- ・風速が 20m/s を超えたと認められるか、豪雨の恐れがあるときには、暴風雨警報を指令する。なお、風速が 20m/s を超えたと認められるときには、25km/h 以下で注意運転するよう指令する。

- ・風速が 25m/s を超えたと認められるときには、列車運転の一時中止を指令する。

(イ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合は、次による。

- ・停止している列車の番号・位置を確認する。

- ・線路・電車線路・運転保安設備等の施設が列車運転に支障がないことを確認する。

- ・必要により保線・電力の各所長に巡回を要請する。

- ・列車運転に支障がないことが確認できたときには、電気司令長と打合せて送電区間を確認し、運転再開を指令する。

- ・災害状況が確認できないときには、次の駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転を指令する。この場合、駅長の状況報告に基づき、異常がなかったときには、平常運転を指令する。

イ 乗務員の対応

運転士は、災害発生時には次の処置を行う。

(ア) 災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合又は列車無線等で停止指令があった場合には、列車を停止させる。

(イ) 駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋りょう・ずい道・深い切り取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。

- (ウ) 駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指示があったときには、車掌と打合せのうえ次駅まで注意運転する。
- (エ) 運転を再開し、列車が駅に到着したときには、その区間の状況を駅長に報告する。

ウ 駅長の処置

駅長は、災害発生時には次の処置を行う。

- (ア) 災害が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。
- (イ) 運転再開の指令があった場合には、自駅に停止している列車に対して次駅又は先行列車が停止していた箇所まで注意運転する旨を通告した後、進路の安全を確かめたうえ出発を指示する。
- (ウ) 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開箇所及び自駅までの状況を確認、これを運転司令に報告するとともに後方駅長に通告する。
- (エ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令に報告する。

エ 駅長が行う、旅客の避難誘導

駅長は、災害時において旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。

- (ア) 直ちに駅で定めている臨時避難場所に誘導する。
- (イ) さらに避難させる必要が生じた場合は、行政機関指定の避難場所を伝達し、混乱を防止する。

オ 列車の乗務員の行う旅客誘導

列車の乗務員は、災害時において旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。

- (ア) 列車が、駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が、駅間の途中に停止している場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。
 - ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - ・特に弱者に注意し、他の旅客に協力を要請して、安全に降車させる。
 - ・隣接線路を歩行することは、危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 東京地下鉄(株)

ア 列車の措置

- (ア) 乗務員は、列車運転中、危険と認めた場合又は総合指令所からの緊急停止があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

イ 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

ウ 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。
また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

エ 停電時の措置

- (ア) 列車内停電の場合は自動的に列車積載の蓄電池に切替るので、照度2~5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。
- (イ) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、深見灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行う。各交通機関の措置は次のとおり。

(1) 東日本旅客鉄道(株)

各駅では、区本部長からの避難勧告・指示があった場合には、乗客を安全な場所に避難するよう案内する。

(2) 京王電鉄(株)

各駅では、乗客を避難させる必要が生じたときは、予め定めてある避難場所に誘導する。

(3) 西武鉄道(株)

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し、避難させる。
- (イ) さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。

イ 列車乗務員が行う避難誘導

- (ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。
 - ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。
 - ・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
 - ・隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 東京地下鉄（株）

正確な情勢判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、幼児など単独行動で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難不可能な旅客に対しては、構内の安全な箇所に一時退避させる。

ア 地下よりも地上が安全と認めるとき

行政機関指定の避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

イ 地上よりも地下が安全と認めるとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。

4 事故発生時の救護活動

災害により、旅客等に事故が発生した場合、概ね次の救護措置を行う。

- (1) 放送により情報を伝達する。
- (2) 負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。
- (3) 続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動、救援の要請を行う。
- (4) その他状況に応じた必要な措置を行う。

5 浸水事故発生時の措置

災害により地下路線に浸水事故が発生した場合、人命にかかわる事態につながる恐れがあるため、東京地下鉄（株）では、浸水防止等の応急措置を行うとともに、旅客の誘導を実施する。

(1) 応急措置

駅出入口には止水板を、通風口には自動浸水防止機を備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(2) 旅客の誘導

地上からの浸水を配慮し、地上へ避難するための有利な場所を選定し、その方向の出口へ誘導する。

6 応急復旧対策

災害時においては、各交通機関は、都・区が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資及び人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとする。このため、各交通機関はあらかじめ、応急復旧体制を確

立し、資器材等の整備を行っている。

なお、各交通機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、復旧計画を策定する。復旧作業は、計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

第6節 郵便施設

震災時における郵便施設の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信等の途絶を防止するため、各種通信施設の確保等についての応急対策の確立が必要である。

1 災害時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を日本郵便株式会社東京支社又は郵便局に設置し、災害に的確に対処する。

非常災害対策本部は迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。

- ・被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動
- ・郵便及び窓口業務運行の確保
- ・要員措置、被災社員の援護等
- ・応急用事業物品の調達、運送、災害応急対策等
- ・被災した社屋・設備等の復旧
- ・その他

(2) 社員の動員

各郵便局の長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位を定めておくものとする。

(3) 情報連絡

各郵便局の長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の公共機関との間並びに区との間において、緊密な連携の確保に努める。

2 災害時の応急対策

(1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、被害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配

便の開設等適時の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局のお客さまに対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第13章 応急生活対策

災害時には、多くの区民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また電気、ガスあるいは電話の途絶等により、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。これらの混乱を速やかにおさめ、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、区をはじめ防災関係機関は、連携、協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

本章では、被災者の生活確保、中小企業への融資、義援金品の配付等について、各施策を述べる。

第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等により被災者の生活確保を図る。

1 職業のあっ旋

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の設置又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。

区は、就労支援センターなどを拠点に被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 租税等の徴収猶予及び減免

被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

（1）特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- （ア）災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- （イ）その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税者等から申請があったときは、区長が期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 減免

被災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料及び一部負担金を減免する。

(3) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料及び一部負担金を減免する。

(4) 国民年金保険料の免除

被保険者（第1号被保険者）又はその被保険者が属する世帯の世帯員が災害によりその所有する住宅・家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難であるときは、申請に基づき日本年金機構が内容審査のうえ申請日の属する月の前月からその年度内の保険料の免除を承認する。

(5) 介護保険料及び利用者負担額の減免

第1号被保険者（利用者負担額の減免の場合は要介護・要支援認定被保険者）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅・家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、介護保険料については、申請日に属する年度の確定した保険料額の3か月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、6か月を限度とする。また、利用者負担額については、申請日の属する月から3か月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、さらに3か月延長する。

(6) 保育の実施等に係る保育料の減額

応急保育の実施に係る保育料及び災害に伴い保育園を閉鎖した場合の保育料等の取扱については、次のとおりとする。

ア 応急保育

応急保育期間の保育料は、これを無償とする。

イ 通常保育

保育園の閉鎖期間の属する月にかかる保育料は、無償とする。

なお、通常保育再開後の保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

ウ 緊急一時保育

緊急一時保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

3 災害援護資金等の貸付

(1) 資金の貸与

自然災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。そのほか被害を受け、困窮するものに対して応急小口資金（区の貸付）、生活福祉資金（杉並区社会福祉協議会が窓口）を貸付け、もって、その自立の助長に寄与する。

区及び都、国の貸付など各種の融資は、次のとおりである。

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度 (都福祉保健局・区)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金貸付利率の低い方(平成31年現在は、1.0%)なお、据置期間中及び保証人を立てた場合は無利子</p> <p>5 延滞利息 年5.0%</p>
災害援護資金・都制度 (都福祉保健局・区)	<p>国制度と同じ</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失もしくは流出 6 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 年1%(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第13章 応急生活対策

第1節 被災者の生活確保

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
応急小口資金(区)	災害により住宅又は家財に被害を受け、資金を必要とする場合で、杉並区応急小口資金貸付条例第2条に定める資格を有するもの	貸付限度額 1世帯 50万円以内 (単身世帯は 30万円)	①据置期間 6か月 ②償還期間 据置期間経過後貸付金額により、10か月、20か月又は30か月以内 ③償還方法 均等月賦償還 ④貸付利率 無利子
生活福祉資金(福祉資金)(都福祉保健局)	低所得世帯(生活保護基準額のおおむね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯等	1世帯 150万円	①据置期間 6か月以内(特別の場合2年以内) ②償還期間 据置期間経過後7年以内 ③貸付利率 連帯保証人がいれば無利子、いなければ年1.5%(据置期間中は無利子) ④連帯保証人 1人(原則) ⑤償還方法 月賦 ⑥申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会又は民生委員に申し込む。
生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉保健局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1世帯 10万円	①据置期間 2か月以内 ②償還期間 据置期間経過後8か月以内 ③貸付利率 無利子 ④連帯保証人 不要 ⑤償還方法 月賦 ⑥申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む

第3部 第13章 応急生活対策

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件						
災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	1. 建設 建設資金 1,650 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 440 万円 特例加算 510 万円 2. 購入（新築住宅） 購入資金 2,620 万円 特例加算 510 万円 ※購入資金は土地が所有権の場合 3. 購入（リ・ユース住宅（中古住宅）購入） 購入資金 2,320 万円 特例加算 510 万円 ※耐久性等の要件に適合する住宅の場合 購入資金 2,620 万円 特例加算 510 万円 4. 補修 補修資金 730 万円 (注) 〔 整地資金 440 万円 引方移転資金 440 万円 (注) 整地資金及び引方移転資金の両方を利用する場合、合計で440万円が限度となる。	1. 金利（平成27年1月23日）年0.91% ※特例加算は年1.81% 2. 返済期間 (1) 建設及び新築購入 ①耐火、準耐火構造又は木造（耐久性） 35年以内 ②木造（一般） 25年以内 (2) リ・ユース住宅（中古住宅）購入 ①耐久性等の要件に適合する住宅の場合 35年以内 ②上記以外の場合 25年以内 (3) 補修 20年以内 ※完済時年齢の上限は80歳 3. 元金据置期間 (1) 建設又は購入 3年間 (2) 補修 1年間 4. 返済方法 (1) 元利均等毎月払い (2) 元金均等毎月払い (3) 融資金額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いも可 5. 担保 (1) 建設・購入 建物と敷地に第1順位の抵当権を設定 (2) 補修 建物に抵当権を設定 6. 返済負担率 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担額）が以下の基準を満たす方 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> 7. 融資住宅の基準 1戸当たりの住宅部分の床面積 (1)建設 13m ² 以上175m ² 以下 (2)購入 50m ² （共同建ての場合は30m ² ）以上175m ² 以下 (3)補修 制限なし	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
		年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下							
1. 自然災害等により自らが住む住宅に被害が生じ、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた場合 (1) 建設・購入 住宅に「全壊」等の被害が生じた場合 (2) 補修 住宅に10万円以上の被害が生じた場合 2. 被災者の方に貸すための住宅で、「り災証明書」の発行を受けた場合 融資の内容は、1.と同じ 3. り災した親（満60歳以上の父母又は祖父母等）が「り災証明書」の発行を受け、その親が住むための住宅を建設又は補修する場合 融資の内容は、1.と同じ									

4 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

(1) 対象となる自然災害

(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの)

- ア 1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

ア 災害弔慰金

死亡者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲。いずれもが存しない場合は、兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。))

イ 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に掲げる程度の障害がある者

(3) 支給金額

ア 災害弔慰金

死亡者1人につき主たる生計者の場合500万円、それ以外の場合250万円

イ 災害障害見舞金

障害者1人につき主たる生計者の場合250万円、それ以外の場合125万円

(4) 支給の制限

当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合等、支給が制限される場合がある。

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の

程度は以下のとおり。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道府県から、その旨の公示がなされる。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- カ アもしくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

（2）対象世帯と支給額

（1）の自然災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（または100）万円

6 日赤東京都支部による災害救援物資の支給

(1) 対象となる災害

震災・風水害・火災等

(2) 支給対象者及び支給内容

種別	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	住宅の全半壊・全半焼	毛布、バスタオル	毛布、バスタオルは全員に各1とする。
	床上浸水	毛布、バスタオル	
	避難所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、 緊急セット、安眠セット、 安眠マット	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布、バスタオル、安眠セット、安眠マットは全員に各1とする。 ・緊急セットは世帯（4人）当たり各1とする。

7 生活相談

(1) 区は、区本庁舎内に被災者のための相談所を設置し、総務部区政相談課が中心となり関係課等の協力を得ながら、次の業務を実施する。

ア 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

イ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。

ウ 相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。

(2) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。

(3) 消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。また、都民からのメールによる問い合わせにも対応する。

(4) 区は、災害の規模に応じ、必要がある場合は区民事務所等に相談窓口を開設する。

8 郵便局の対応

災害が発生した場合、災害の態様及び地域の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便関係に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災地に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、はがき等の無償交付を行う。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を

実施する。

(3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(4) 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱を確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

災害が発生した場合、災害の態様及び地域の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第2節 中小企業への融資

災害により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。

区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行う。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあつ旋融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。

- ・被災状況の把握
- ・産業支援
- ・事業再開支援

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

都及び政府系金融機関が実施する中小企業への融資等については、次頁のとおりである。

1 中小企業関係融資

機関名	区分	内容		
東京都（産業労働局）	災害復旧資金融資	1	資金使途	運転資金、設備資金
		2	対象企業	都内に事業所（住居）を有し、事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。 東京信用保証協会の保証対象業種である中小企業者及び組合で「3対象災害」により、損失を受けていること。
		3	対象災害	次の(1)または(2)に該当するもののうち都知事が指定したもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に都知事が必要と認めたもの
		4	限度額	一災害につき 8,000 万円 (ただし、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある)
		5	利率	[固定金利]年 1.7% <責任共有制度の対象外になる場合>1.5% 利率は平成 25 年 4 月 1 日現在 責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助 (ただし、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある)
		6	期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む） (ただし、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある)
		7	保証人	要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事
		8	担保	保証合計残高が 8,000 万円以下は原則無担保
		9	信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10	信用保証料	協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。
		11	返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）

機関名	区分	内容	
杉並区	災害復旧特例資金融資	1	資金使途 設備資金、運転資金
		2	融資対象者の要件 区内に、主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営み、住民税・事業税の滞納がなく東京信用保証協会の保証対象業者である方
		3	限度額 300万円
		4	利率(本人負担) 年0.5% (小口0.45%)
		5	期間 3年6月以内 (うち据置期間6か月以内)
		6	担保・保証 東京信用保証協会の保証・保証人・担保のいずれか
		7	返済方法 据置期間経過後、元金均等月賦償還

- ※ 1 災害を受けた中小企業の既往の債務の返済について、期間延長の取扱が行われることがある。
- 2 利率等変更される場合がある。
- 3 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援がある。

2 農業関係者融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

(1) 日本政策金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から融資する。

第3節 義援金の配分

一般から拠出された義援金で区に寄託されたもの及び都、区市町村、日本赤十字社等からなる東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部、救援部にて処理を行う。

1 義援金の受付・募集

- (1) 義援金の受付窓口を開設し、災対総務部義援金班で直接義援金を受け付けるほか、銀

行等に災対総務部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

- (2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

なお、受領書の様式は、【別冊・資料136】のとおり。

- (3) 義援金の受付状況について随時委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

2 義援金の保管及び配分

(1) 義援金

ア 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

都委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に預金保管する。

イ 義援金は、都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。

ウ 被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都委員会に随時報告する。

3 義援物資の取り扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都、区は、義援物資の取扱について、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第4節 り災証明書の発行

地震、風水害等により被災した世帯の再建を支援するために、国、都及び区において住宅新築・補修にかかる資金の貸付等の各種公的融資や、租税、保険料等の減免・徴収猶予などを実施することがある。

その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要であるため、区においては被災世帯に対してり災証明書を、また、消防署長は申請者に対し焼損状況の調査等に基づきり災証明を交付する。

本節においては、このり災証明書の交付手続き等について明らかにする。

1 交付手続

区は、被災者の申請により、り災証明書を交付する。

ただし、消防署長が交付する火災によるり災証明については、消防署（所）、及び消防署と区が協議した場所において交付する。また、区民に対して、交付窓口の開設時期及び開設場所などについて、適切な方法により広報する。

交付機関は、次のとおり。

(1) 区に災害対策本部が設置された場合

区災害対策本部被害調査隊が交付する。（災害の規模によっては、震災時の態勢である救援部被害調査班にて処理を行う。）

ただし、災害が鎮静し、応急対策活動態勢が縮小された場合は、区民生活部地域課で交付する。

(2) 区に災害対策本部が設置されない場合

区民生活部地域課において交付する。

2 証明の範囲

り災証明書（消防署長が交付するり災証明書の交付を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。【別冊・追補資料44】

ただし、消防署長が交付する火災によるり災証明書の交付の様式は東京消防庁が定める。消防署が交付するり災証明（火災被害）と区が交付するり災証明書（火災以外）が重複・内容相違することがないように、消防署との合同調査を行う体制を整備し、合同による訓練に取り組む。

(1) 住家、住家以外の建造物の被害

ア 全壊（焼） イ 大規模半壊 ウ 半壊（焼）
エ 一部損壊 オ 流失 カ 床上浸水 キ 床下浸水（土間上浸水）

3 証明手数料

無料とする。

4 近隣自治体との調整

り災証明書の交付基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

5 被災者台帳の整備

災害対策基本法第90条の3により、り災証明書を交付するにあたり、被災者台帳を整備する。整備にあたっては、住家被害認定調査を基本に、各種台帳との整合性や都主税局の固定資産台帳データ、消防署の火災調査による台帳等との調整を図る。記載する主な内容は次のとおりとする。

ア 記載内容

氏名（世帯構成）、生年月日、性別、住所又は居所、個人番号、住家・非住家（事業所等）の区分、住家の被害その他区市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、災害時要配慮者であるときはその旨及び災害時要配慮者に該当する事由、その他内閣府令で定める事項

イ 個人情報保護

台帳の整備及び利用については、杉並区個人情報保護条例に留意するとともに、災害対策基本法等に基づく利用ができることとする。

第5節 応急仮設住宅等

災害時には、住家が倒壊、焼失又は破損することが予想される。その場合、自己の資力では、居住する住家を確保できない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置等を行う。

1 被災住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

イ 対象者の調査、選定

災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力その他の生活条件の調査を実施し、区が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・選定事務を行う。

なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは、区において調査し、選定する。

ウ 修理の方法

災害救助法適用の場合、都は一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成する。区はリストより業者を指定し、居室、炊事

場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

なお、同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料 88】

エ 経費

災害救助法の定めによる。【別冊・追補資料 46】

オ 工事の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から 1 か月以内に完了しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

2 応急仮設住宅の供給

ア 応急仮設住宅の供給

(ア) 公的住宅の活用

区は、都営及び区営住宅の空室情報について、災害時に迅速に収集する体制を整備する。また、公営住宅の空き家を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。

都は、公営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、東京都住宅供給公社・都市再生機構及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(イ) 民間賃貸住宅の供給

災害時に民間賃貸住宅を一時提供可能な体制とするため、事業者からの空室情報の提供やその他必要な措置について、区内の不動産組合等との協定締結を進める。

また、応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。

なお、都は借上げにより民間住宅を提供するように努め、区はこれに協力する。

(ウ) 帳票の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

イ 応急仮設住宅の建設・管理

(ア) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、区長が特に必要と認めた場合、区において設置する。

(イ) 建設予定地の選定

区は、建設予定地の選定に当たっては、区立公園等公共空地及び東京中央農業協同組合【別冊・資料 86】からあつ旋された生産緑地など、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。

- ・ 接道及び用地の整備状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 避難場所などの利用の有無

なお、区は常に最新の建設予定地の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。

被災地外の用地の活用に関しては、他自治体との協議を通じて整理しておく。

(ウ) 設置

災害救助法の適用後は、区長がその設置を必要と認めた時は都知事に要請し、都が対応する。適用がない場合において区が設置するときには、区内建設業者の協力を得て実施する。

(エ) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に要する資材について、災害救助法適用の場合は都が対応するが、同法が適用されない場合は、区が建設業者を通じて迅速に調達するものとする。仮設住宅の早期建設に向け、建設資材の確保等について検討を行う。

(オ) 着工の時期

災害救助法適用の場合の設置は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。(ただし、20日以内に着工できない場合には都は事前に期間延長について国に協議する。)

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

(カ) 設置基準・構造

- ・ 規模及び費用

1戸当たりの面積は災害救助法に基づき都が定める基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。【別冊・追補資料 46】

1戸当たりの設置費用については、災害救助法に基づき、国が定める基準による。

- ・ 型式

原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、災害の状況に応じてその都度定める。なお、必要に応じ、高齢者・障害者関係部署と連携し、居室内の段差の解消や手すりの設置、車いす使用の場合の必要面積など、災害時要配慮者に配慮した設備・構造の住宅とする。

また、入居後のケアについては、区保健福祉部が対処する。

(キ) 管理

災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、区はこれに協力する。また、都が借り上げにより確保する民間賃貸住宅及び、区営住宅等の公的住宅の管理は、それぞれの供給主体が行う。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、国が定める基準に従い、あらかじめ都が定める。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

(ク) その他

区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

ウ 入居者の選定

(ア) 入居資格

対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所限りとする。

- ・住家が全壊、全焼又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保することができない者
- ・都知事が必要と認める者

(イ) 入居者の募集・選定

- ・災害救助法が適用された場合

入居者の募集及び選定は都の依頼を受け、区が実施する。入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。

なお、区は高齢者、障害者、ひとり親家庭等の優先を原則とし、生活条件等を考慮するものとする。入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。

- ・災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

エ 自力再編への支援

区は、都、関係機関が実施する自力再建に係る支援制度などの情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を密にして一般住宅・マンション等の再建に対する支援活動を推進する。

第6節 応急教育

災害時における区立子供園、小・中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の園児、児童・生徒（以下本節において「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針（以下「基本方針」という。）、杉並区立学校標準マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針（以下「指針」という。）に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。

本節においては、これら応急教育について基本方針、マニュアル及び指針に基づき必要な事項を定める。

1 応急教育の実施

（1）事前の準備

ア 校長は、下記事項に留意し、状況に応じた学年・学級の臨時編制、学習指導の方法などの応急教育計画を作成するとともに、指導の方法についての確かな計画を立てておく。

- （ア）平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲における教育活動の維持、推進
- （イ）登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育
- （ウ）地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

- （ア）防災対策では組織を整備することが肝要である。そのため、校長を委員長とし、学校等職員で構成する常設の「学校防災委員会」を設置する。
- （イ）災害時の必要事項をまとめた「学校施設震災時利用計画」を作成する。
- （ウ）通信連絡網は発災時の職員の招集、児童・生徒等の安否確認、情報の収集・伝達等の手段として重要である。このため、児童・生徒等の連絡網、職員緊急連絡網、防災関係機関との連絡網を機能的に編成し、常時整備する。
- （エ）通学路を含め、施設・設備等の事前の安全対策と災害時に正常に機能させるための日常の点検が必要である。このため、安全点検責任者の指定や設備図面の整理、チェックリストの作成をする。
また、校門、体育館、学校防災倉庫等の鍵を適切に保管し、合鍵の保管場所について職員に明示する。なお、機械警備校では、鍵預託者との連絡を密にする。
- （オ）児童・生徒等の発達段階を考慮し、副読本やビデオ教材等を用いた防災教育を計画するとともに、多様な状況を想定し、身体の保護、二次災害の防止、組織的行動の習得を目的とした避難訓練を計画的に実施する。

- (カ) 校内研修・応急処置技能修得研修を含めた教職員の防災研修を実施するとともに、災害発生時の応急教育計画を樹立しておく。

(2) 災害時の態勢

- ア 校長は直ちに授業（保育）を打ち切り、各学校等で策定した対応計画・マニュアル（防災訓練時の取り決め・約束）等に従って、幼児・児童・生徒等及び教職員の安全確保を図るための、危険回避対応等を迅速かつ適切にとる。また、直ちに、校（園）長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始する。なお、日頃から、管理職不在時の代行者とその動き、連絡方法については、全教職員で共通理解を図っておく。
- イ 幼児・児童・生徒等の下校方法については、既に下校してしまっている児童・生徒等の把握、保護者、学童クラブとの連携に努めるとともに、幼児・児童・生徒等を帰宅させるに当たっては、集団下校等ではなく、保護者又は緊急引き取り者への「引き渡し」を原則とする。また、自宅に家族が不在の場合は、保護者に引き渡すまで、学校等（園）に預かり続けるとともに、繰り返し、勤務先や緊急連絡先等に電話等する。
- ウ 校長は児童・生徒等の安全確保を最優先に考え、併せて一般区民の避難所としての役割も考慮し、マニュアルに基づき各学校等の実態に即した対応計画により適切な指示を与える。
- エ 校長は、学校防災委員長として、学校防災委員会を円滑に運営し、地域の防災市民組織と協力して、避難所の業務を支援する。
- オ 教職員の避難所への支援は、概ね発災後 1 週間程度とし、避難所の活動が軌道に乗り教育活動の再開に向けて準備が整ったときは、教職員は、避難所従事職員等との連携により学校等再開の組織づくりを行い、早期の教育活動の再開を目指す。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 校長は、教育活動の再開に向けて準備ができる体制が整ったときは、下記により教育活動の再開を目指す。
- (ア) 児童・生徒等の状況を把握する。
- ・児童・生徒等の被災状況を把握する。
 - ・児童・生徒等の避難先を把握する。
 - ・教科書や学用品等の被害状況を把握する。
 - ・上記事項を教育委員会に報告し、教育活動の再開について協議する。
- (イ) 施設・設備の応急補修及び衛生点検を行う。
- (ウ) 教室等を確保する。
- (エ) 通学路の安全を確保する。
- (オ) 事前に作成した応急教育計画を被災状況により見直し、現状に適した臨時教育課程・

時間割り等を作成する。

(カ) 児童・生徒等の心のケアに十分配慮し、健康・安全教育、生活指導に重点を置いた教育内容とする。

イ 区教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、応急教育に関する情報及び指令の伝達について万全を期する。

ウ 校長は、区教育委員会と協議の上、学校等の実情に応じて授業再開時期を決定し、保護者に対し、掲示、ビラなどを通じて周知する。

2 教材、学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒等（私立学校等含む。）に対し、被害の実情に応じ教材及び学用品を支給する。なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定める。

(2) 支給の期間

災害発生の日から教科書等については1か月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が内閣総理大臣と協議する。

(3) 支給の方法

特別の場合を除き、区教育委員会が校長の協力を受け、調達から配分までを実施する。

(4) 費用の限度額

災害救助法の給与基準に定めるところによる。【別冊・追補資料46】

第7節 応急保育

災害の発生に伴い、未就学児童及び小学校在学児童等（以下「対象児童」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、避難所又は区立保育園等において、緊急かつ一時的な保育（以下「応急保育」という。）を実施する必要が生じた場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。

1 実施場所、対象児童及び保育従事者

応急保育の実施場所、対象となる児童及び保育従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	保育の対象となる児童	保育従事者
避難所	対象児童全部	教職員、区職員（保育園職員を含む）、避難住民、ボランティア等
区立保育園	区立保育園在園児童（他の未就学児童も必要があれば受入れる）	当該保育園の職員

また、区立保育園における応急保育は、態勢が整い次第、順次実施するものとする。

2 実施期間

避難所における応急保育の実施期間は、当該避難所の設置期間中のみとする。設置期間終了後（規模の縮小等により、応急保育を実施しなくなった場合を含む。）に引き続き応急保育が必要な対象児童（小学生を除く）については、近隣の区立保育園が継続して応急保育を実施するものとする。

3 事前準備

- (1) 保育園長は、保育園の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、保育の方法等についての的確な計画を立てておく。
- (2) 保育園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

- ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
- イ 警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。
- ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。
- エ 防災物資、備蓄食糧等については、保育園用「防災対策マニュアル」に沿って準備しておく。

4 災害時の態勢

- (1) 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。残留園児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、保育園職員が保護する。
- (2) 保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部保育課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等必要な措置を講ずる。
- (3) 保育園長は、災害の規模に応じて、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (4) 保育園長は、本部の指示に従い、保育園の復旧に努める。
- (5) 保育園長は、平常保育に戻るときは、その時期を速やかに保護者に連絡する。

5 応急保育終了後の保育

災害の復旧・復興に伴い、通常保育が開始された時点で、応急保育は終了するものとする。

なお、避難所又は各区立保育園における応急保育が終了した後、引き続き保育が必要な未就学児童のうち、区立保育園在園児以外の児童については、必要に応じて緊急一時保育等の既存事業で対応する。

また、緊急一時保育等の保育期間を超える保育が必要な場合は、保育園の入所申込を勧める。

この場合、定員の弾力化等の措置も考慮し、可能な限り保育園で受入れを行うものとする。

6 民間施設における応急保育

私立保育園（公設民営園も含む）、認証保育所又は保育室の在園児童の応急保育は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立保育園に準じて各施設で検討・計画するものとする。

なお、各施設が応急保育について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

第8節 災害遺児等の一時的保護

災害により保護者が死亡又は行方不明等となり、身寄りのなくなった乳幼児及び児童の身体の安全を確保するため、避難所で一時的な保護を行う。

1 災害遺児等の受入

- (1) 災害遺児等は避難所で受入れる。必要に応じて、震災時の態勢である救援部救援隊本隊を立ち上げ、第二次救援所を開設し保護する。
- (2) 第二次救援所への移送にあたっては、本人の意志等も十分尊重する。

2 保護の期間

災害遺児等を保護する期間は一時的なものとし、速やかに福祉事務所及び児童相談所等の連携により決定した受入れ先に引き継ぐものとする。

第9節 応急育成

災害時における児童館一般来館児童及び区立学童クラブ（以下本節において「クラブ」という。）児童（以下本節において「児童」という。）の生命及び身体の安全並びに育成の確保を図るため、児童館・クラブにおける災害予防、応急対策等について万全を期す必要がある。このため、子ども家庭部及び児童館・クラブは応急育成に関する計画を樹立しておくものとする。

1 事前準備

- (1) 児童館長は、クラブの立地条件等を考慮した上で、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、育成の方法についての的確な計画を立てておく。
- (2) 児童館長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 児童（一般来館児を含む。）の避難訓練、災害時の事前指導を徹底する。
 - イ 児童の保護者等との連絡方法を検討しておくとともに、その周知を図っておく。
 - ウ 警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。
 - エ 育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため帰宅できない児童の保護について対策を講じておく。

2 災害時の態勢

応急育成の実施場所、対象となる児童及び育成従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	育成の対象となる児童	育成従事者
避難所	対象児童全部	教職員、区職員（児童館職員を含む）、避難住民、ボランティア等
区立児童館 区立学童クラブ	・区立児童館一般来館児童 ・区立学童クラブ出席児童	当該児童館・学童クラブの職員

- (1) 児童館長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。
- (2) 残留クラブ児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、クラブ職員が保護する。また、一般来館児童についても、児童青少年課の指示により適切な措置を講じる。
- (3) 児童館長は、災害の規模、児童・職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部児童青少年課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）に報告しなければならない。
- (4) 児童館長は職員を指揮し防災対策を実施して児童館の管理等必要な措置を講じる。
- (5) 児童館長は、準備した応急育成計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況に即した措置を講ずる。

3 応急育成の態勢

- (1) 児童館長は、職員を掌握して児童館の整備を行い、児童の被害状況を調査し、子ども家庭部児童青少年課に報告するとともに、通常運営態勢の維持に努める。
- (2) 子ども家庭部児童青少年課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、児童館長はその指示事項の徹底を図る。
- (3) 児童館長は、応急育成計画に基づき、育成可能な児童は、クラブにおいて育成する。また、被災により通所できない児童については、クラブ毎に実情を把握する。
- (4) 児童館長は、本部の指示に従い、児童館・学童クラブの復旧に努める。
- (5) 児童館長は、災害の推移を把握し、子ども家庭部児童青少年課と緊密な連絡を取り合い、通常の育成ができるよう努め、その時期を速やかに保護者に連絡する。

4 委託施設における応急育成

委託学童クラブ児童の応急育成は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立学童クラブに準じて各施設で検討・計画・実施するものとする。

なお、各施設が応急育成について検討・計画・実施するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

第10節 労働者の確保

災害時においては、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める必要がある。災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部にて処理を行う。

本節では、労働者の確保について必要な事項を定める。

1 雇用対策

(1) 雇用対象者

災害時において必要とする労働者は、雑役土木類似の労働に耐え得る者であるので、雇上対象者は、公共職業安定所及び公益財団法人城北労働・福祉センターの日雇求職者とする。

(2) 雇用可能推定人員

都において雇用可能な労働者数は、紹介時で2,000人程度と見込んでいる。

(3) 賃金

都地域防災計画と同様に、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。

2 労働供給手続

(1) 労働供給の要請

ア 災対各部は労働供給を必要とするときは、次の事項を明示して災対総務部に要請する。

- (ア) 労働供給を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所
- (エ) 就労予定期間
- (オ) 所要人員
- (カ) 集合場所
- (キ) その他必要な事項

イ 災対総務部は災対各部より要請を受けたときは、所要人員等を取りまとめ、東京労働局に要請する。

また、作業内容に応じて防災関係機関又は民間協力団体等に協力の要請をする。

(2) 労働者の引渡し等

ア 災対総務部は、都から労働者を確保した旨の連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配車措置を講じ、労働者の待機する場所において公共職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。

イ 災対総務部は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関まで労働者の輸送を行うものとする。

(3) 賃金の支払い

賃金は、就労現場において作業終了後直ちに区が支払う。

第14章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助の実施

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食糧、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、事態が切迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法に基づく救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について、都知事の指示を受けるものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、杉並区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- (1) 区内の住家滅失世帯数が150以上になったとき。
- (2) 都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき。
- (3) 都内の住家滅失世帯数が12,000以上になった場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、区内の多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が半焼し又は半壊するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半焼・半壊するなど著しく損傷したもの

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、しゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

災害に際し、区における災害が、前記第2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

第2節 災害救助法に基づく報告

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、【別冊・追補資料46】による。

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

3 基金の活用

災害救助法に基づく応急救助等の実施に要する費用については、財政調整基金等を活用する。

第15章 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

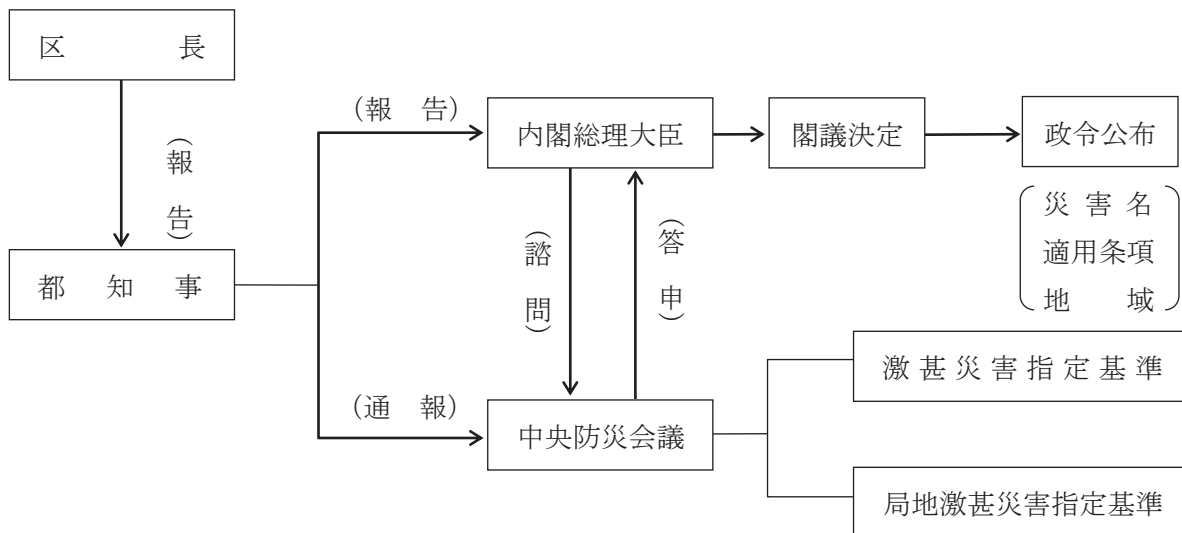
区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続について定める。

第1節 激甚災害指定の手続

区長は、災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して、翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第2節 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は日時
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に際しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第3節 激甚災害指定基準等

中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」は、次のとおりである。

激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.5%を超える災害 (B基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.2%を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える災害
法第12条、第13条、第15条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）の概ね0.2%を超える災害 (B基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることが

	ある。
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)及び19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上 一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 2 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
(公共施設災害関係) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置

額1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算	
---	--

第4節 特別財政援助等の申請手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局に提出する。激甚法に定める主な事業及び都関係局は【別冊・追補資料 47】のとおり。

第4部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

水害による甚大な被害を受けた後の復興には、長い期間を要するほか、大規模で広範な実務が必要になる。復興対策を円滑に実施するためには、復興に関する基本的な考え方や具体的な復興の進め方、復興体制等について、あらかじめ十分な準備をしておかなければならない。

なお、復興計画の作成に際しては、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2章 災害復興体制の整備

風水害による被害が発生後、まず応急・復旧対策を臨時的・機動的に実施するために杉並区災害対策本部を設置し、その後、杉並区災害復興本部を設置することになる。両本部は当分の間併存するが、復興施策を長期的視点に立って速やかにかつ計画的に実施するための組織体制である災害復興本部は、災害対策本部とはその目的と機能が異なっている。災害対策本部が所掌する応急的対策で、復興にも関係し、大きな影響を与えるものについては、両本部が連携しながら対応を図ることになる。

第1節 災害復興本部の設置

1 設置

区長は、区が地震、豪雨、大規模な火事等により重大な被害を受けた場合において被災地の復興及び区民生活の再建に関する施策を迅速に、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、杉並区防災対策条例第33条第2項及び杉並区災害復興本部に関する規則第2条の規定に基づき、災害復興本部を設置する。

2 構成

- ・復興本部長 : 区長
- ・復興副本部長 : 副区長
- ・復興本部員 : 教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長

3 復興本部会議

復興に係る重要事項を審議するため、「復興本部会議」を設置する。この会議は、復興本部長、復興副本部長及び復興本部員で構成する。

第2節 災害復興本部における分掌事務

名称	分掌事務
復興政策経営部	(1) 復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。 (2) 復興に係る調査及び企画に関すること。 (3) 復興に係る財政の計画に関すること。 (4) 復興に係る予算の総括に関すること。 (5) 復興基金の創設に関すること。 (6) 区有施設の復旧及び再建に関すること。 (7) その他政策経営部の所管に属すること。

風水害編 第4部 災害復興計画
 第2章 災害復興体制の整備
 第2節 災害復興本部における分掌事務

名称	分掌事務
復興総務部	(1) 復興施策に係る人事計画に関すること。 (2) 復興施策に係る職員の派遣の調整に関すること。 (3) 復興に係る広報及び被災者の相談体制の整備に関すること。 (4) その他総務部の所管に属すること。
復興区民生活部	(1) 復興に係るNPO、ボランティア等による市民活動に関すること。 (2) 復興に係る税制の調査研究に関すること。 (3) 復興に係る生活支援対策に関すること（区民生活部の所管に属するものに限る。）。 (4) 在住外国人等に対する復興に係る情報連絡等に関すること。 (5) 社会体育施設の再建に関すること。 (6) 商店街及び中小企業への支援に関すること。 (7) 雇用の確保に関すること。 (8) その他区民生活部の所管に属すること。
復興保健福祉部	(1) 区における福祉に対する需要の把握に関すること。 (2) 社会福祉施設の再建に関すること。 (3) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) 復興に係る生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く）。 (5) 入所施設及び福祉人材の確保に関すること。 (6) その他保健福祉部の所管に属すること。
復興杉並保健所	(1) 復興に係る地域医療体制の整備に関すること。 (2) 医療機関の再建に関すること。 (3) 復興に係る保健対策及び生活環境の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。 (4) その他杉並保健所の所管に属すること。
復興子ども家庭部	(1) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (2) 復興に係る生活支援対策に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。 (3) 児童福祉施設の再建に関すること。 (4) その他子ども家庭部の所管に属すること。
復興都市整備部	(1) 被災市街地の復興に関すること。 (2) 復興に係る応急的な住宅の整備に関すること。 (3) 住宅の再建支援に関すること。 (4) その他都市整備部の所管に属すること。

名称	分掌事務
復興環境部	(1) 復興施策の実施に係る環境対策に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。 (3) その他環境部の所管に属すること。
復興会計管理室	(1) 復興施策の実施に係る公金の歳入及び歳出に関すること。
復興教育委員会事務局	(1) 被災した児童及び生徒への支援に関すること。 (2) 教育施設の再建に関すること（他の部に属するものを除く。） (3) 文化財に関すること。 (4) その他教育委員会事務局の所管に属すること。
復興選挙管理委員会事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興監査委員事務局	(1) 特命事項に関すること。
復興区議会事務局	(1) 特命事項に関すること。

第3節 震災復興体制の整備に係わる留意点

1 被害状況、地域福祉需要等の把握

区は、他自治体の協力を得て、区内の区有施設や民間家屋の風水害による被害状況の調査を行う。この調査結果は復興事業の推進をしていく上で重要な基礎情報となる。

また、復興計画の策定、住宅整備や福祉対策充実のため、被災者の生活・住宅状況等を聞き取り、福祉ニーズの把握をはかる。この際、女性・障害者・高齢者等の災害弱者の視点からの情報収集に努める必要がある。

2 復興計画の策定

復興本部長（区長）は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的な取組を明らかにする杉並区復興基本方針を策定し、公表する。

災害復興本部は、杉並区復興基本方針に基づき、区単独、または都と共同で復興計画案を策定し、区民意向の聴取等の調整を経て、長期的展望にたった総合的な復興計画を復興本部会議で決定し、公表する。

3 復興にかかる財政対応

発災後の復旧・復興対策や区民の生活支援に機動的、弾力的に取り組むため、復興計画の前提となる財政需要を把握する。生活支援等については、莫大な財政需要とともに税込減が想定されるため、復興基金の創設等、復旧・復興事業に充当できる財源の確保対策を講じる。

また、国・東京都に対し、既存の制度の活用や、特例措置を講じる必要のあるものについて、提案・要求事項をとりまとめ、要請する。

4 人的資源の確保・調整

復興事業の実施に際しては、区の通常業務に加え、長期間にわたる膨大な事務が発生し、特定の部署や職種において人員が不足する場合は、集中的な職員配置など、機動的な職員体制を構築する。

また、区全体として職員が不足する場合は、相互援助協定を締結している他の自治体等への職員の派遣要請のほか、臨時職員の雇用も行う。

5 用地の確保・調整

災害復興本部は応急・復旧事業及び復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害状況の把握と、必要なオープンスペースの確保を図り、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、国有地・公有地等を含めた計画的な用地等の確保及び調整を行う。

6 広報・被災者相談体制の整備

復興に際し、情報の錯綜による混乱を招かないよう、区の基本的方針や具体的な事業、生活関連情報などを区民に正確に伝えるため、臨時広報紙・区公式ホームページ等、様々な媒体を活用して周知する。また、被災者が抱える生活上の不安や問題に対し、区民の不安解消・問題解決のため、総合的な相談窓口を開設する。法律問題等の専門的な問題に対しては、専門の相談員の派遣・協力体制の確立を図る。

第3章 復興計画の策定、区民生活の復興

風水害による区内の被害状況、被災者の状況等を踏まえ、震災編第3部第3章に準じて、復興計画の策定や被災者の生活再建及び生活復興のための施策を実施する。

索 引

A

AED.....18

D

DIS 88, 110, 111

DMAT.....141

P

PTSD.....141

い

遺体収容所..... 187, 188, 189, 190, 191, 210

一般ボランティア 14, 15, 51, 195

医薬品..... 138, 142

医療救護活動. 21, 120, 123, 138, 139, 140, 162

医療救護所..... 52, 139, 140, 141, 142, 188

医療救護班..... 20, 138, 139, 140, 141

医療ボランティア 15, 52, 141

お

応急仮設住宅 16, 232, 233, 234, 235

応急危険度判定 14, 16, 180

応急給水13, 14, 15, 17, 114, 165, 167, 180, 194,
195

応急給水槽..... 165, 166, 167

応急教育 13, 17, 134, 237, 238, 239

応急修理 16, 210, 232, 233, 234

応急保育 219, 220, 239, 240, 241

屋外広告物.....44

か

仮設トイレ17, 182

火葬 14, 186, 188, 190, 191, 192

火葬場..... 190, 191, 192

学校防災倉庫..... 169, 172, 237

がれき処理16, 183

神田川9, 11, 25, 26, 27, 75, 89, 93, 96, 101,
152, 153

神田川・環状七号線地下調節池.....3, 26, 75

神田川流域豪雨対策計画.....25

神田川流域浸水予想区域図3, 31, 32

き

義援金..... 14, 15, 20, 229, 230, 246

義援物資230

帰宅困難者 14, 15, 50, 126, 170

救援物資14, 15, 20, 51, 74, 112, 120, 130, 143,
210, 215

急傾斜地崩壊危険箇所29

急傾斜地崩壊危険区域29

救出活動 48, 53, 80, 137, 187

局地的大雨108

記録的短時間大雨情報90, 158

緊急医療救護所 ... 138, 139, 140, 141, 142, 143

緊急道路障害物除去路線.....42, 207

緊急輸送 .. 13, 17, 134, 165, 176, 177, 180, 211

緊急輸送車両.....180

く

区災害医療コーディネーター142

区防災会議 3, 7, 13, 14, 50

け

警戒配備態勢 67, 68, 71, 75
 激甚災害 248, 250, 251
 激甚法 248, 251
 血液製剤 20, 142
 ゲリラ豪雨 31, 32
 検視・検案 187, 188, 189, 190

こ

豪雨 27
 洪水浸水想定区域 32, 49, 160
 洪水ハザードマップ3, 31, 47, 54, 58, 151, 156,
 161
 洪水予報 31, 32, 96, 107, 109
 交通規制 18, 80, 85, 113, 116, 132, 133, 134
 ごみ処理 181

さ

災害遺児 15, 241
 災害援護資金 15, 220, 221
 災害救助法3, 16, 39, 110, 111, 119, 172, 174,
 175, 185, 186, 224, 225, 226, 228, 232, 233,
 234, 235, 239, 245, 246, 247
 災害拠点病院 60, 142, 143, 210
 災害拠点連携病院 142, 143, 210
 災害時給水ステーション56, 60, 114, 165, 166,
 167
 災害時情報共有システム 109, 112
 災害障害見舞金 15
 災害時要配慮者15, 18, 47, 112, 120, 140, 146,
 147, 160, 162, 163, 170, 174, 175, 179, 180,
 210, 232, 234
 災害時要配慮者利用施設31, 32, 49, 50, 109,
 160
 災害情報メール 108, 159
 災害対策基本法3, 7, 108, 110, 122, 146, 164,
 231, 232, 248, 249

災害弔慰金 15, 224
 災害復旧資金 228, 229, 251
 災害復興 13, 17
 災害復興本部 256, 258, 259
 災害ボランティアセンター 51
 災害薬事センター 140, 142

し

自衛消防隊 48, 49, 136, 137
 支援物資169, 172, 173, 174, 175, 176, 177,
 179, 180
 歯科医療救護所 138
 事業所防災 13, 17
 自主避難 30, 96
 指定緊急避難場所 164
 指定避難所 164
 し尿処理 16, 125, 182
 住家被害認定調査 126, 232
 集中豪雨 25, 28, 31, 90
 城南地区河川流域浸水予想区域図 3, 32
 情報連絡態勢 60, 67, 68, 71
 初動態勢 62, 65
 初動配備態勢 14
 浸水 3, 83, 153, 154, 160
 浸水対策 31, 38
 浸水被害 25, 27, 28, 31, 38, 65

す

水害時危険箇所 47
 水害対応タイムライン 31, 33
 水害応急対策室 30
 水防活動16, 62, 65, 71, 73, 75, 76, 79, 82, 83,
 87, 88, 113, 130
 水防出動配備態勢 67, 68, 71, 73
 水防法 3, 32, 49
 水防本部 30
 杉並区災害応急対策実施要綱 74
 杉並区災害受援計画 121

杉並区職員非常呼集要綱.....74
 杉並区都市型災害対策緊急部隊設置要綱.....74
 杉並区復興基本方針.....258

せ

赤十字ボランティア.....20
 善福寺川....9, 11, 25, 26, 27, 75, 101, 153, 154
 専門ボランティア.....52

そ

総合防災訓練.....60, 61

た

第二次救援所.15, 148, 162, 163, 164, 210, 241
 竜巻災害.....33

ち

地下街等.....160
 地下街等.....32, 49, 109
 地区防災計画.....50, 51
 調節池.....25, 26

て

デジタルサイネージ.....105
 電話通報サービス.....108

と

道路法.....44
 特設公衆電話.....39, 107
 特別警報.....87, 88, 90
 都市型災害対策緊急部隊.....67, 68, 73, 87, 161
 都市型水害.....28
 土砂災害危険箇所.....30, 47, 157, 158
 土砂災害警戒区域30, 31, 50, 108, 109, 157,
 158, 160

土砂災害警戒情報.....30, 76, 96, 157, 158
 土砂災害警戒判定メッシュ情報88, 96, 157,
 158
 土砂災害特別警戒区域.....30, 157
 土砂災害ハザードマップ.....30, 54, 58
 土砂災害防止法.....29, 30, 50
 トリアージ.....80, 136, 139

な

内水氾濫.....27, 76, 164

は

氾濫危険情報.....75, 96, 97, 98

ひ

被害想定.....3, 188
 被災者生活再建支援金.....15, 224
 被災者台帳.....14, 232
 備蓄倉庫.....167, 169, 171, 179
 避難確保計画.....31, 32, 49, 50, 160
 避難勧告30, 31, 32, 82, 96, 109, 150, 151, 152,
 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161,
 214
 避難訓練.....31, 32
 避難経路.....30
 避難行動要支援者.....18, 146
 避難行動要支援者名簿.....146
 避難指示（緊急）149, 150, 151, 153, 154, 156,
 158
 避難者19, 20, 70, 130, 132, 141, 160, 162, 164,
 165, 169, 173, 174, 175
 避難準備・高齢者等避難開始149, 150, 151,
 152, 153, 155, 157
 避難所14, 15, 16, 20, 28, 31, 47, 51, 67, 68, 70,
 108, 124, 140, 141, 143, 144, 145, 148, 150,
 151, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 166, 167,
 168, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 179, 180,

181, 182, 188, 194, 209, 210, 226, 238, 239,
240, 241, 242
避難道路 41, 104
避難誘導18, 57, 59, 79, 109, 112, 124, 133, 148,
159, 160, 211, 213, 214, 215
避難路27

ふ

福祉救護所..... 15, 126, 164, 210
負傷動物救護所 141, 144
復興計画 258, 259, 260

へ

ヘリコプター緊急離着陸場176

ほ

防疫..13, 16, 113, 134, 141, 143, 144, 162, 163
防災関係機関7, 17

防災教育 13, 17, 18, 54, 57, 58, 237
防災行政無線... 14, 87, 104, 105, 107, 112, 159
防災訓練17, 18
防災市民組織13, 18, 47, 48, 50, 51, 57, 62, 79,
107, 124, 136, 137, 146, 167, 173, 177, 179,
238
防災用井戸168, 182

み

身元不明者 15, 187, 188, 192
妙正寺川 9, 11, 25, 26, 27, 75, 155, 156

ゆ

行方不明者 18, 130, 131, 133, 186, 187, 189

り

り災証明書 14, 222, 223, 230, 231, 232

杉並区地域防災計画（令和元年修正）

登録印刷物番号

31-0018

風水害編

令和元年6月発行

頒価 1,100円

編集・発行： 杉並区防災会議

事務局： 杉並区総務部危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

杉並区地域防災計画

別冊・資料 追補版

(令和元年修正)

杉並区防災会議

別冊・資料目次

【協力協定、一覽等】	頁
追補資料1 防災市民組織一覽	1
追補資料2 防災関係機関連絡先一覽	4
追補資料3 MCA無線・地域防災無線	5
追補資料4 無線放送塔・電光表示局一覽	8
追補資料5 災害時における米穀類供給に関する協定（山手食糧販売協同組合）	13
追補資料6 災害時等における応急物資の優先供給等に関する協定書（プラス株式会社ジョインテックスカンパニー）	15
追補資料7 災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書（大塚製菓）	18
追補資料8 災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書（ファミリーマート）	21
追補資料9 災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書（セブンイレブン、イトーヨーカ堂）	23
追補資料10 災害時における理容サービスに関する協定（東京都理容生活衛生同業組合）	26
追補資料11 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（大起エンゼルヘルプ）	28
追補資料12 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（仁愛会）	31
追補資料13 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（済美会）	34
追補資料14 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（グループボエンデ）	37
追補資料15 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（いたるセンター）	40
追補資料16 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（ベネッセスタイルケア）	43
追補資料17 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（奉優会）	46
追補資料18 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（櫻灯会）	49
追補資料19 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（正吉福祉会）	52
追補資料20 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（健誠会）	55
追補資料21 福祉救済所の開設及び運営に関する協定（桐仁会）	58
追補資料22 大規模地震等の災害時における創価学会杉並文化会館施設の帰宅困難者一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書（創価学会）	60
追補資料23 災害時における帰宅困難者の受入に等に関する協定書（立正佼成会）	63
追補資料24 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（松本工業）	66
追補資料25 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（東京土建）	69
追補資料26 災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書（ネッツトヨタ）	72
追補資料27 災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定（東京都公園協会）	76
追補資料28 災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書（ヤマト運輸）	78

追補資料29	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書（佐川急便）	81
追補資料30	災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定書（岩崎通信機）	83
追補資料31	災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定（源産業）	85
追補資料32	災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定書（ピースウィンズ・ジャパン）	88
追補資料33	災害時における行政手続の支援活動に関する協定（東京都行政書士会）	90
追補資料34	災害時における住家被害認定調査等に関する協定（東京都不動産鑑定士協会）	93
追補資料35	水防業務に関する協定（杉並土木災害防止協力会）	96
追補資料36	震災救援所一覧	98
追補資料37	指定緊急避難場所、指定避難所	101
追補資料38	区車両等保有状況一覧	104
追補資料39	医療救護所・災害拠点病院等一覧	105
追補資料40	医療資機材・医薬品等備蓄一覧	106
追補資料41	区有施設の防災井戸一覧	107
追補資料42	生活用水井戸登録状況一覧	108
追補資料43	災害救助物資備蓄一覧	109
追補資料44	り災証明願・り災証明書	110
追補資料45	水害時における救援本部の実施要領	112
追補資料46	災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表	116
追補資料47	激甚法に定める主な事業及び都関係局	121
追補資料48	水防巡視点検表	123
追補資料49	洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等	124
追補資料50	災害時等における物流業務等の協力に関する協定書	133
追補資料51	杉並区災害復興本部に関する規則	139
追補資料52	杉並区災害対策本部組織の分掌事務一覧	143
追補資料53	杉並区水害ハザードマップ	160
追補資料54	区立大宮前公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定（東京消防庁荻窪消防署）	162
追補資料55	区立梅里中央公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定（東京消防庁杉並消防署）	164

防災市民組織一覧

平成30年4月1日現在

No	組 織 名	区 域	No	組 織 名	区 域
1	三谷防災会	上井草	39	南荻窪会防災会	荻窪
2	上井草防災会	上井草	40	久我山南防災会	宮前
3	馬橋南自治会防災会	高円寺北	41	高南一丁目東町会防災会	高円寺中央
4	本天沼東町会防災会	天沼	42	久我山東防災会	宮前
6	和田三丁目東町会防災会	和田	43	宮前三丁目会防災会	宮前
7	和田三丁目西町会防災会	和田	44	大宮二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
8	松庵町会防災会	宮前	45	南阿佐谷自治会防災会	阿佐谷
9	松ノ木防災会	堀ノ内松ノ木	46	荻窪東防災会	荻窪
10	堀ノ内南町会防災会	堀ノ内松ノ木	47	方南東自治会防災会	方南和泉
12	井荻三丁目防災会	上井草	48	高井戸中央町会防火防災部	高井戸
14	高円寺中通町会防災会	高円寺北	49	阿佐谷南一丁目東町会防災会	馬橋
15	阿佐三町会防災会	阿佐谷	50	新高円寺防災対策本部	馬橋
16	下高井戸中央町会防災会	下高永福	51	川端新興会防災会	阿佐谷
17	松庵東町会防災会	宮前	53	高南二丁目町会防災会	高円寺中央
18	下高井戸三丁目町会防災会	下高永福	54	阿佐谷一番街防災会	阿佐谷
19	阿佐谷元六丁目町会防災会	阿佐谷	55	浜田山町会防災会	下高永福
20	馬橋北自治会防災本部	高円寺北	56	高円寺南一丁目西防災会	高円寺中央
21	天沼一丁目町会防災会	天沼	57	方南西町会防災対策本部	方南和泉
22	下高井戸二・三丁目防災会	下高永福	58	中瀬防災会	下井草
24	天沼二丁目三よし会防災会	天沼	59	泉南町会防災会	方南和泉
25	馬橋三丁目東防災会	馬橋	60	ガーデン堀ノ内住宅防災会	堀ノ内松ノ木
26	神戸町会防災会	下井草	61	方南二丁目町会防災対策本部	方南和泉
27	上高井戸防災会	高井戸	62	下井草東部自治会防災部	下井草
28	宿町防災会	上井草	63	阿佐谷北一丁目町会防災会	阿佐谷
29	高円寺北二丁目町会防災会	高円寺北	64	梅里二丁目町会防災会	馬橋
30	天沼三丁目上荻一丁目一部あかるい町会防災会	天沼	65	下高井戸下町会防災会	下高永福
31	天神山町会防災会	下高永福	66	上町親交会防災対策本部	下高永福
32	荻窪五丁目町会防災会	荻窪	67	阿佐谷北五丁目町会防災会	阿佐谷
33	馬橋防災会	馬橋	68	成田地区連合成三町会防災会	成田
34	都営久我山アパート防災会	宮前	69	成田地区連合西田自治会防災会	成田
35	高南自治会防災会	高円寺中央	70	成田地区連合成二町会防災会	成田
37	阿佐谷スターロード商店会防災会	阿佐谷	71	成田地区連合成一防災会	成田
38	富士見丘防災会	高井戸	72	成田地区連合東二会防災会	成田

No	組 織 名	区 域	No	組 織 名	区 域
73	成田地区連合松溪自治会防災会	成田	110	本天沼西防災会	天沼
74	成田地区連合東一防災会	成田	112	天沼二丁目町会防災会	天沼
75	成田地区連合西田町会防災会	成田	113	西荻北町会防災会	上荻窪
76	高円寺北中央防災会	高円寺北	114	四宮防災会	下井草
77	荻窪川南町会防災会	荻窪	115	阿佐谷南三丁目新和会防災会	阿佐谷
78	和泉第一町会防災会	方南和泉	116	高井戸町会防災連合会	高井戸
79	成田地区連合シャレール荻窪自治会防災会	成田	117	堀ノ内町会防災会	堀ノ内松ノ木
80	緑ヶ丘町会防災会	馬橋	118	堀ノ内自治協力防災会	堀ノ内松ノ木
81	井草一・二丁目自治会防災会	下井草	119	上荻親和会防災会	上荻窪
82	高円寺北庚申文化会防災会	高円寺北	120	堀ノ内西防災会	堀ノ内松ノ木
83	荻窪中央町会防災会	荻窪	121	大宮一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
84	阿佐谷北三丁目町会防災会	阿佐谷	122	阿佐谷北二丁目町会防災会	阿佐谷
85	高井戸ハイホーム防災会	高井戸	123	西荻窪町会防災会	荻窪
86	阿佐谷南三丁目曙会防災会	阿佐谷	124	永福西町会防災会	下高永福
87	杉の子睦会町会防災会	馬橋	125	久我山西防災会	宮前
88	永福防災会	下高永福	126	仲よし町会防災会	上荻窪
89	柿木共栄会防災会	下井草	127	天沼尚和会防災会	天沼
90	和田自治協力防災会	和田	128	堀ノ内一・二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
91	さくら町会防災会	上井草	129	荻窪白山親和会防災会	上荻窪
92	都営高井戸団地防災会	高井戸	131	阿佐谷南一丁目中町会防災会	阿佐谷
93	阿佐谷南三丁目睦会防災会	阿佐谷	132	宮前四丁目防災会	宮前
94	阿佐谷南三丁目町会防災会	阿佐谷	133	向陽防災会	下高永福
95	下高井戸五丁目住宅自治会防災会	下高永福	134	馬橋二丁目北自治会防災会	馬橋
96	高円寺南中央町会防災会	高円寺中央	136	高円寺北一丁目防災会	高円寺北
97	高円寺バル商盛会防災会	高円寺中央	137	和泉西防災会	方南和泉
98	和田一丁目町会防災会	和田	138	和泉第二町会防災会	方南和泉
99	高円寺南五丁目町会防災会	高円寺中央	139	阿佐谷北松山通親交会防災会	阿佐谷
100	コーシャハイム杉並和田防災会	和田	140	明和会防災会	清查中通
101	高南2南町会防災会	高円寺中央	141	清和会防災会	清查中通
102	下高井戸仲町防災会	下高永福	143	和泉第三防災会	方南和泉
103	宮前五丁目南地区防災会	宮前	145	矢頭防災会	下井草
104	天沼三丁目西町会防災会	天沼	147	阿佐谷北温交会防災会	阿佐谷
105	翠親和会防災会	下高永福	148	阿佐谷商店街振興組合防災会	阿佐谷
106	善福寺町防災会	上井草	149	梅里一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
107	新町防災会	上井草	150	方和防災会	方南和泉
108	今川防災会	上井草	151	西荻南中央会防災会	宮前
109	井荻自治会防災会	上井草	152	杣掛防災会	清查中通

No	組 織 名	区 域
153	高井戸第2ハイホーム防災会	高井戸
154	住吉防災会	下井草
155	高円寺南二丁目東自治会防災会	高円寺中央
156	阿佐谷駅前通商店会防災会	阿佐谷
157	都営高井戸東一丁目アパート自治会防災会	高井戸
159	五月会防災会	方南和泉
161	阿佐谷南一丁目親睦会防災会	馬橋
163	高井戸東四丁目町会防災会	高井戸
164	都営井草三丁目第3アパート防災会	下井草
165	都営井草三丁目アパート防災会	下井草
166	井草すばる防災会	下井草
167	宮前一丁目防災会	宮前
168	高円寺南氷川町会防災会	高円寺中央
169	阿佐谷東一番街町会防災会	阿佐谷
170	高井戸パークハウス防災会	高井戸
171	ファミリーグラン高井戸デュプレックス防災会	高井戸
172	神明町文化会防災会	荻窪
173	インザパーク荻窪防災会	上井草
174	成田地区連合都営荻窪二丁目アパート防災会	成田
175	宮前5丁目北地区防災防犯会	宮前
176	グランドメゾン杉並シーズン管理組合防災会	下井草
177	高円寺北4丁目新生会防災会	高円寺北
178	さくら野町会防災会	下高永福
179	宮前2丁目防災会	宮前

No.5, 11, 13, 23, 36, 52, 111, 130, 135, 142, 144, 146, 158, 160, 162は欠番、164組織

追補資料 2

防災関係機関連絡先一覧

平成30年 7月 1日現在

機関名	代表電話	正連絡先		副連絡先		休日・夜間等連絡先
		職名等	連絡先	職名等	連絡先	
杉並区役所	3312-2111	危機管理部防災課長	内線 3601	危機管理室防災課	内線 3602～3605	内線 3607
東京都総合防災部	5388-2456	指令情報室	5320-7606	防災対策課 運用担当	5320-7606	
東京都建設局第三建設事務所	3387-5132	副所長	3387-5130	庶務担当	3387-5132	
東京都建設局 東部公園緑地事務所	3821-6141	副所長	3821-6199 内線 210	庶務課 事業推進課	3821-6142 内線 211 3821-7421 内線 510	
東京都交通局 小滝橋自動車営業所杉並支所	3311-2079	支所長	3311-4177	運行課	3311-2079	
東京都水道局西部支所 杉並営業所	5300-8261	営業所長	5300-8276	営業係	5300-8261	
東京都下水道局 西部第一下水道事務所	5343-6200	庶務課長	5343-6202	お客様サービス課 管路施設担当	5343-6211	5343-6200 5343-6205
東京都下水道局 第二基幹施設再構築事務所	5781-8201	所長	5781-8246	庶務担当 工事第二課工務係	5781-8201 3366-6948	
警視庁杉並警察署	3314-0110	警備課長	内線 4600	警備係	内線 4612	
警視庁高井戸警察署	3332-0110	警備課長	内線 4600	警備係	内線 4612	
警視庁荻窪警察署	3397-0110	警備課長	内線 4600	警備係	内線 4612	
東京消防庁杉並消防署	3393-0119	警防課長	内線 300	防災安全係長 地域防災係長	内線 310 内線 311	
東京消防庁荻窪消防署	3395-0119	警防課長	内線 300	防災安全係長 地域防災係長	内線 310 内線 311	
杉並郵便局	3313-2241	総務部長	3313-2241	総務部	3313-2241	
荻窪郵便局	3301-5513	総務部長	3301-5513	総務部	3301-5513	
杉並南郵便局	3315-4311	総務部長	3315-4311	総務部	3315-4311	
東京電力パワーグリッド株式会社 荻窪支社	6375-5379	業務総括グループ	6375-5379	業務総括グループ	6375-5379	宿直 6375-5379
東京ガス株式会社 西部支店	3396-2192	支店長	3396-2192	副支店長	3396-2192	
NTT東日本電信電話株式会社 東京北支店	3352-3262	設備部門	3352-3262	運営担当	3352-3262	
東京地下鉄株式会社	3392-3878	荻窪駅務区長	3392-3878	主席助役	3392-3878	
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社荻窪駅	3391-0985	駅長	3391-0985	助役	3391-0985	
首都高速道路株式会社 東京西局	3264-8201	総務経理課	3264-8201	総務担当課長	3264-8283	
中日本高速道路株式会社	042-691-1171	八王子支社	042-691-1171	八王子保全 サービスセンター	042-691-7121	
中野区役所	3389-1111	都市基盤部副参事 防災担当	3228-8931	中野区防災センター	3389-1142	
練馬区役所	3993-1111	防災計画課	5984-1327	危機管理課	5984-2762	
世田谷区役所	5432-1111	災害対策本部	5432-2262			
渋谷区役所	3463-1211	執務室	3498-9409			
武蔵野市	0422-51-5131	防災課	0422-60-1821			

追補資料 3

MCA無線・地域防災無線

平成30年4月1日現在

組織	設置場所	M C A 無線機		デジタル地域防災無線機					
		個別番号	個別名称	個別番号	グループ				
災対総務部	防災課 (指令情報班)	500-521		統制台 100 携帯 701-710 604, 605 606 655-673	F16				
	防災課								
	防災課 (車両)								
	広報課 (車両)								
	経理課 (車両)								
バイク隊									
救援部	防災課			736-742	F10				
荻窪救援隊	本隊	荻窪地域区民センター	100	荻窪本部	207	F03			
		荻窪地域活動係			208				
	震災救援所	杉並第九小学校	101	杉並九小	431				
		天沼小学校	102	天沼小	402				
		桃井第二小学校	103	桃井二小	405				
		天沼中学校	104	天沼中	409				
		神明中	105	神明中	411				
保青室若杉	106	保青室若杉	355						
高井戸救援隊	本隊	高井戸地域区民センター	150	高井戸本部	211	F04			
		高井戸地域活動係			212				
	福祉 救済所	こども発達センター		こども発達センター	711(携帯型)				
		なのはな生活園		なのはな生活園	712(携帯型)				
	震災救援所	荻窪小学校	151	荻窪小	406				
		高井戸小学校	152	高井戸小	413				
		高井戸第二小学校	153	高井戸二小	414				
		高井戸第四小学校	154	高井戸四小	425				
		松庵小学校	155	松庵小	426				
		富士見丘小学校	156	富士見丘小	416				
		高井戸東小学校	157	高井戸東小	417				
		久我山小学校	158	久我山小	418				
		宮前中学校	159	宮前中	412				
		富士見丘中学校	160	富士見丘中	419				
		高井戸中学校	161	高井戸中	420				
		西宮中学校	162	西宮中	421				
		西荻救援隊	本隊	※西荻地域区民センター	200		西荻本部	213	F05
				西荻地域活動係				214	
			震災救援所	桃井第三小学校	201		桃井三小	422	
				桃井第四小学校	202		桃井四小	423	
井荻小学校	203			井荻小	424				
三谷小学校	204			三谷小	466				
井草中学校	205			井草中	468				
荻窪中学校	206	荻窪中	427						
阿佐谷救援隊	本隊	阿佐谷地域区民センター	250	阿佐谷本部	201	F06			
		阿佐谷地域活動係			202				
	震災救援所	杉並第一小学校	251	杉並一小	428				
		杉並第二小学校	252	杉並二小	429				
		杉並第四小学校	253	杉並四小	441				
		杉並第七小学校	254	杉並七小	430				
		西田小学校	255	西田小	403				
		東田小学校	256	東田小	432				
		馬橋小学校	257	馬橋小	445				
		高円寺中学校	258	高円寺中	448				
		杉森中学校	259	杉森中	435				
		阿佐ヶ谷中学校	260	阿佐ヶ谷中	436				
		東田中学校	261	東田中	437				
		松溪中学校	262	松溪中	408				

※工事期間中、令和元年6月～令和2年10月までは、上井草スポーツセンターに移転

組 織	設 置 場 所	M C A 無 線 機		
		個別番号	個 別 名 称	
高円寺救援隊	本隊	高円寺地域区民センター 高円寺地域活動係	300	高円寺本部
	福祉 救援所	こすもす生活園 済美養護学校	361	こすもす生活園 済美養護
		震災 救援所	杉並第三小学校	301
	杉並第六小学校		302	杉並六小
	杉並第八小学校		303	杉並八小
	杉並第十小学校		304	杉並十小
	大宮小学校		305	大宮小
	堀之内小学校		306	堀之内小
	和田小学校		307	和田小
	済美小学校		308	済美小
	松ノ木小学校		309	松ノ木小
	高南中学校		310	高南中
	松ノ木中学校		311	松ノ木中
	大宮中学校		312	大宮中
	和田中学校		313	和田中
永福和泉救援隊	本隊	永福和泉地域区民センター 永福和泉地域活動係	350	永福本部
	震災 救援所	高井戸第三小学校	351	高井戸三小
		浜田山小学校	352	浜田山小
		旧新泉小学校	353	旧新泉小
		方南小学校	354	方南小
		永福小学校	355	永福小
		杉並和泉学園	356	杉並和泉学園
		向陽中学校	358	向陽中
		泉南中学校	359	泉南中
井草救援隊	本隊	井草地域区民センター 井草地域活動係	400	井草本部
	福祉 救援所	すぎのき生活園		すぎのき生活園
	震災 救援所	桃井第一小学校	401	桃井一小
		桃井第五小学校	402	桃井五小
		四宮小学校	403	四宮小
		杓掛小学校	404	杓掛小
		八成小学校	405	八成小
		東原中学校	406	東原中
		中瀬中学校	407	中瀬中
		井荻中学校	408	井荻中
医療 救護部	杉並保健所	700-701	杉並保健所	
	荻窪保健センター	702	荻窪保健	
	高井戸保健センター	703	高井戸保健	
	高円寺保健センター	704	高円寺保健	
	上井草保健センター	705	上井草保健	
	和泉保健センター	706	和泉保健	
	杉並保健所（車両）			
	医療救護所担当携帯			
災対都市整備部	土木計画課	600	土木計画課	
	杉並土木事務所	601-602	杉並土木1・2	
	杉並土木事務所（車両）			
	土木担当携帯			
	南公園緑地事務所	603	南公園緑地	
	南公園緑地事務所（車両）			
	北公園緑地事務所	604	北公園緑地	
	北公園緑地事務所（車両）			
	北公園緑地事務所控室			
建築担当 建設担当携帯				

デジタル地域防災無線機	
個別番号	グループ*
209	F07
210	
658（携帯型）	
462	
440	
442	
443	
444	
451	
446	
447	
455	
434	
449	
439	
459	
450	
205	F08
206	
415	
433	
452	
453	
454	
456	
458	
460	
203	F09
204	
654（携帯型）	
404	
463	
464	
407	
465	
438	
467	
410	
251	F11
252	
253	
254	
255	
256	
601-602	
743-757	
301	F18
607-610	
713-723	
304	
611	
303	
612	
305	
724-729	F19

組 織	設 置 場 所	M C A 無 線 機	
		個別番号	個 別 名 称
災 対 清 掃 部	環境課	800	環境課
	杉並清掃事務所	810-811	本所・本所携帯
	杉並清掃事務所（車両）	812-822	本所1～本所11
	杉並清掃事務所方南支所	830-831	支所・支所携帯
	方南支所（車両）	832-834	支所1～支所13
	高円寺車庫清掃事業所	850-851	車庫・車庫携帯
	高円寺車庫清掃事業所（車両）	852-875	車庫1～車庫24

デジタル地域防災無線機	
個別番号	グループ
158	F13
351	
353	
354	

防 災 関 係 機 関	杉並警察署	
	高井戸警察署	
	荻窪警察署	
	杉並消防署	
	荻窪消防署	
	日本郵便(株)杉並支店	
	日本郵便(株)荻窪支店	
	日本郵便(株)杉並南支店	
	東京電力パワーグリッド(株) 荻窪支社	
	東京ガス(株) 西部支店	
	NTT東日本-東京	
	杉並区医師会	
	荻窪病院	
	浜田山病院	
	河北総合病院	
	救世軍ブース記念病院	
	城西病院	
	清川病院	
	浴風会病院	
	東京衛生病院	
	山中病院	
	寺田病院	
	倭成病院	
	ニューハート渡辺国際病院	
	杉並区歯科医師会	
	杉並区薬剤師会	
	東京都柔道接骨師会杉並支部	
	東京都獣医師会 杉並支部	
	杉並土木災害防止協会	
	杉並建設業協会	
	東京都トラック協会 杉並支部	
	東日本旅客鉄道(株) 荻窪駅	
	東京地下鉄(株) 荻窪駅	
	京王電鉄(株) 永福町駅	
	西武鉄道(株) 井荻駅	
	杉並区社会福祉協議会	
	その他	防災会議室（ゆうゆう高円寺南館内）

501	F14	
503		
502		
504		
505		
506		
507		
508		
509		
510		
511		
512		
517		
518		
519		
520		
521		
522		
523		
524		
302		
352		
457		
215		
513		
514		
515		
516		
525		
526		
527		
528		
529		
530		
531		
532		
401		

追補資料 4

無線放送塔・電光表示局一覧

平成30年4月1日 現在

	設置場所	所在地		設置場所	所在地
東 部 地 区 27 カ 所	杉並区役所	阿佐谷南1丁目15番1号	西 部 地 区 31 カ 所	高井戸小学校	高井戸西2丁目2番1号
	杉並第一小学校	阿佐谷北1丁目5番27号		高井戸第二小学校	久我山4丁目49番1号
	杉並第二小学校	成田西3丁目4番1号		高井戸第四小学校	西荻南1丁目8番16号
	杉並第三小学校	高円寺南1丁目15番13号		高井戸東小学校	高井戸東1丁目12番1号
	杉並第四小学校	高円寺北2丁目14番13号		久我山小学校	久我山5丁目18番7号
	杉並第六小学校	阿佐谷南1丁目24番21号		松庵小学校	松庵2丁目23番24号
	杉並第七小学校	阿佐谷南3丁目19番2号		桃井第二小学校	荻窪5丁目10番25号
	杉並第八小学校	高円寺南2丁目40番24号		富士見丘小学校	上高井戸2丁目16番13号
	東田小学校	成田東1丁目21番1号		高井戸中学校	高井戸東1丁目28番1号
	西田小学校	荻窪1丁目38番15号		高井戸会議室	高井戸西2丁目5番10号
	馬橋小学校	高円寺北4丁目28番5号		高井戸公園	久我山2丁目19番1号
	善福寺川緑地	成田西4丁目2番		旧大宮前体育館	宮前2丁目11番11号
	天王橋	成田西4丁目15番		久我山児童遊園	久我山4丁目36番1号
	シャレール荻窪	荻窪3丁目7番		都立西高等学校	宮前4丁目21番32号
	杉並児童交通公園	成田西1丁目22番13号		高井戸西公園	高井戸西3丁目6番18号
	高円寺北公園	高円寺北3丁目20番15号		上高井戸第二児童遊園	上高井戸3丁目11番17号
	子供の遊び場	天沼1丁目37番地先		宮前保育園	宮前2丁目24番38号
	梅里中央公園	梅里2丁目34番20号		荻窪公園	荻窪2丁目27番8号
	大宮保育園	大宮2丁目16番16号		松庵東公園	松庵2丁目10番9号
	荻窪南保育園	荻窪1丁目1番6号		西高井戸児童遊園	松庵3丁目28番1号
	荻窪体育館	荻窪3丁目47番2号		上高井戸宿公園	上高井戸1丁目24番5号
	阿佐谷北第二児童遊園	阿佐谷北6丁目7番8号		高井戸保健センター	高井戸東3丁目20番3号
	阿佐谷中央公園	阿佐谷北1丁目39番24号		久我山会館	久我山3丁目23番20号
	高円寺中央公園	高円寺南4丁目31番7号		神明中学校	南荻窪2丁目37番28号
	高円寺東公園	高円寺南5丁目11番7号		西荻南児童館	西荻南3丁目5番23号
	高円寺中学校	高円寺北1丁目4番16号		柏の宮公園	浜田山2丁目5番57号
	都立豊多摩高校	成田西2丁目6番18号		つくだ公園	高井戸東2丁目13番16号
		都営久我山アパート	久我山1丁目8番		
		大宮前体育館	南荻窪2丁目1番1号		
		都営宮前三丁目アパート	宮前3丁目8番18号		
		与謝野公園	南荻窪4丁目3番22号		

追補資料 4

	設置場所	所在地		設置場所	所在地
南 部 地 区 36 カ 所	大宮小学校	堀ノ内1丁目12番16号	北 部 地 区 36 カ 所	桃井第一小学校	桃井2丁目6番1号
	永福小学校	永福2丁目16番33号		桃井第三小学校	西荻北2丁目10番7号
	杉並和泉学園	和泉2丁目17番14号		桃井第四小学校	善福寺3丁目3番5号
	旧新泉小学校	和泉1丁目44番26号		桃井第五小学校	下井草4丁目22番4号
	方南小学校	方南1丁目52番14号		天沼小学校	天沼2丁目46番3号
	済美小学校	堀ノ内1丁目17番24号		杉並第九小学校	本天沼1丁目2番19号
	松ノ木小学校	松ノ木1丁目2番26号		保育室若杉	天沼3丁目15番20号
	堀之内小学校	堀ノ内3丁目24番11号		香掛小学校	清水3丁目1番9号
	和田小学校	和田2丁目30番21号		八成小学校	井草2丁目25番4号
	浜田山小学校	浜田山4丁目23番1号		四宮小学校	上井草2丁目12番26号
	杉並第十小学校	和田3丁目55番49号		三谷小学校	上井草3丁目14番12号
	高井戸第三小学校	下高井戸4丁目16番24号		井荻小学校	善福寺1丁目10番19号
	永福体育館	永福1丁目7番6号		東京女子大学	善福寺2丁目6番1号
	佼成学園中・高等学校	和田2丁目6番29号		上井草スポーツセンター	上井草3丁目27番1号
	明治大学和泉校舎グラウンド	永福1丁目9番1号		清查中通会議室	清水2丁目17番11号
	松ノ木運動場	松ノ木1丁目3番22号		荻窪北第三自転車駐車場	天沼3丁目30番40号
	和田堀公園済美山運動場	堀ノ内1丁目16番		関根文化公園	上荻4丁目2番10号
	永福図書館	永福4丁目25番7号		上荻窪児童遊園	上荻2丁目21番6号
	浜田山会館	浜田山1丁目36番3号		観音寺児童遊園	今川2丁目6番12号
	和泉サナホーム	和泉4丁目16番10号		善福寺公園	善福寺3丁目17番
	下高井戸公園	下高井戸2丁目27番5号		私立ちどり幼稚園	下井草2丁目30番9号
	西永福公園	永福3丁目40番6号		井荻公園	西荻北4丁目38番17号
	下高井戸西公園	下高井戸5丁目9番24号		今川一丁目公園	今川1丁目19番8号
	京王電鉄永福町営業所	永福2丁目60番10号		矢頭公園	井草4丁目3番5号
	都営和田一丁目アパート	和田1丁目33番		すぎのき生活園	井草3丁目18番14号
	泉南中学校	堀ノ内1丁目3番1号		都営本天沼二丁目アパート	本天沼2丁目38番
	浜田山南公園	浜田山1丁目17番10号		今川図書館	今川4丁目12番10号
	都立中央ろう学校	下高井戸2丁目22番10号		勤労福祉会館	桃井4丁目3番2号
	東京都交通局小滝橋自動車営業所杉並支所	梅里1丁目14番22号		井草さくら公園	井草1丁目17番16号
	べんてん橋公園	和泉4丁目17番29号		妙正寺体育館	清水3丁目20番12号
	杉並清掃事務所方南支所	方南1丁目3番4号		井草森公園	井草4丁目12番1号
	桜上水北自転車駐車場	下高井戸1丁目24番15号		おぎ緑地	西荻北1丁目12番11号
	和泉給水所駐車場	和泉2丁目5番		上井草四丁目自転車集積所	上井草4丁目25番22号
	堀ノ内東公園	堀ノ内3丁目49番11号		東原中学校	下井草1丁目28番5号
	※下高井戸おおぞら公園	下高井戸2丁目28番23号		※桃井原っぱ公園	桃井3丁目8番1号
	シティテラス杉並方南町	方南2丁目10番		※荻窪駅前北口	上荻1丁目6番から8番先

※は電光表示局（デジタルサイネージ）

<協定締結民間団体等との協定等一覧>

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
米穀類の提供	杉並米穀小売商組合連合会	H8.3.1	資料28
	東京都山手食糧販売協同組合	H29.1.13	追補資料5
炊き出し労務の提供	東京都麺類協同組合杉並支部	H8.3.1	資料29
	東京都麺類協同組合荻窪支部	H8.3.1	資料30
	荻窪蕎麦商組合	H8.3.1	資料31
炊き出し用燃料の提供	東京都LPガス協会山ノ手支部	H23.3.23	資料73
寝具類の提供	(有) 安田商会	H8.3.1	資料81
基準価格による 畳替え等	東京畳工業協同組合杉並支部	H8.3.1	資料82
水防活動に関する業務	杉並土木災害防止協力会	H22.10.12	資料66 (廃止)
		H31.3.7	追補資料35
道路障害物の除去作業	杉並建設業協会	H17.4.1	資料67
	杉並土木災害防止協力会	H17.4.1	資料67
	杉並造園環境改善災害防止協会	H18.12.11	資料68
輸送・物流	東京都トラック協会杉並支部	H8.3.1	追補資料50
	ヤマト運輸 (株)	H29.3.21	追補資料28
	佐川急便 (株)	H29.3.21	追補資料29
	岩崎通信機 (株)	H29.10.31	追補資料30
緊急車両用燃料等の 供給	東京都石油商業組合杉並中野支部	H23.3.23	資料72
仮設住宅用地の あっ旋等	東京中央農業協同組合	H12.2.1	資料86
入浴機会の提供等	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	H8.5.1	資料74
葬祭用品の供給等	全東京葬祭業連合会	H13.11.12	資料93
	東武葬祭業協同組合		
	東都聖典協同組合		
	山手葬祭協同組合		
	全日本冠婚葬祭互助協会	H13.11.12	資料94
災害時の優先放送	(株) ジェイコム東京	H18.6.28	資料92
被災住宅の応急修繕等	杉並区小規模建設事業団体連絡会	H23.12.29	資料88
し尿処理	(株) 西原環境	H17.12.6	資料75
	吉川商事 (株)	H17.12.6	資料76
	環衛 (株)	H17.12.6	資料77
	宗村昭三郎	H17.12.6	資料78
応急物資の優先供給等	サミット (株)	H20.2.1	資料83
	杉並区商店会連合会	H21.2.12	資料84

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
	杉並区商店街振興組合連合会	H21.2.12	資料85
	プラス (株) ジョインテックスカンパニー	H29.3.21	追補資料6
	大塚製薬 (株)	H29.7.10	追補資料7
	(株) ファミリーマート	H30.4.13	追補資料8
応急物資の優先供給等	(株) セブン-イレブン・ジャパン	H29.5.19	追補資料9
	(株) イトーヨーカ堂		
震災救援所の応急点検等	杉並建設防災協議会	H21.10.29	資料69
理容サービス	東京都理容生活衛生同業組合杉並支部	H28.9.6	追補資料10
震災救援所の運営協力	杉並建物総合管理事業協同組合	H23.3.29	資料70
福祉救援所の開設等	(福) 浴風会	H18.3.30	資料58
	(福) サンフレンズ	H20.3.28	資料59
	(福) 東京都知的障害者育成会	H20.3.28	資料60
	(福) 杉樹会	H21.3.19	資料61
	医療法人財団河北総合病院	H22.1.21	資料62
	(福) 鶴足津福祉会	H22.2.1	資料63
	(福) 救世軍社会事業団	H23.2.1	資料64
	医療法人社団松永会	H23.2.1	資料65
	(株) 大起エンゼルヘルプ	H27.3.19	追補資料11
	(福) 仁愛会	H27.3.19	追補資料12
	(福) 済美会	H28.3.15	追補資料13
	(有) グループボエンデ	H28.3.15	追補資料14
	(福) いたるセンター	H29.2.15	追補資料15
	(株) ベネッセスタイルケア	H29.2.15	追補資料16
	(福) 奉優会	H29.2.15	追補資料17
	(福) 櫻灯会	H30.3.1	追補資料18
	(福) 正吉福祉会	H30.3.1	追補資料19
	(福) 健誠会	H30.10.15	追補資料20
(福) 桐仁会	H30.12.19	追補資料21	
帰宅困難者の受入	創価学会杉並文化会館事務所	H27.2.5	追補資料22
	立正佼成会	H27.11.4	追補資料23
	松本工業 (株)	H27.12.4	追補資料24
	東京土建一般労働組合杉並支部	H28.12.14	追補資料25
	ネットヨタ東京 (株)	H30.1.29	追補資料26
避難者支援	(公財) 東京都公園協会	H28.3.30	追補資料27
応急資機材	(株) 源産業	H29.3.21	追補資料31
	(特非) ピースウィンズ・ジャパン	H29.3.21	追補資料32
行政手続きの支援	東京都行政書士会杉並支部	H29.9.7	追補資料33
住家被害認定調査の支援	東京都不動産鑑定士協会	H30.2.1	追補資料34

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
深井戸の管理	東京消防庁荻窪消防署	H28.3.23	追補資料54
	東京消防庁杉並消防署	H29.6.1	追補資料55

災害時における米穀類供給に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害時に際し、杉並区が、東京山手食糧販売協同組合に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 杉並区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し、杉並区のみでは応急対策を実施することが困難な場合、東京山手食糧販売協同組合理事長（以下「乙」という。）に対して、業務の協力を要請することができる。

(米穀類の提供)

第3条 乙は、甲から要請があったときは、乙の保有する米穀、その他の食料の類（以下「米穀類」という。）を提供するものとする。

(業務内容)

第4条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、日時、場所を指定して、米穀類の提供を受けるものとする。

(費用負担)

第5条 乙が米穀類の提供に要した費用は、甲が負担する。

(報告及び請求)

第6条 乙は、業務終了後、甲に報告し、業務に要した通常の実費用額を、甲に請求するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成29年1月13日から10年間とし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに10年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月13日

甲 東京都杉並区長 田 中 良

乙 東京山手食糧販売協同組合理事長
石 井 忠 裕

災害時における米穀類供給に関する協定実施細目

杉並区長（以下「甲」という。）と東京山手食糧販売協同組合理事長（以下「乙」という。）は、平成29年1月13日付で締結した「災害時における米穀類供給に関する協定」の実施に関して、次のとおり細目を協定する。

（協力の要請方法）

第1条 甲は、乙に対し、協力を要請するときは、日時、場所、品目及び数量を指定して、口頭又は電話等により行うものとする。

（輸送方法）

第2条 乙は、甲の要請により、米穀類を提供する場合は、乙の車両によるものとする。ただし、それにより難い事情がある場合は、甲の配置する車両によるものとする。

（費用額の基準）

第3条 乙が、業務終了後、甲に請求する費用額は、災害発生の直前の価格又は訓練当日の価格を基準とする。

（損害補償）

第4条 甲は、乙に属する業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。

（現状報告）

第5条 乙は、毎年3月31日現在で、区内の加盟組合員、乙の保有する米穀類等の品目及びその概算数量を、甲に速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この実施細目の有効期間は、平成29年1月13日から10年間とし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、さらに10年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この実施細目に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月13日

甲 東京都杉並区長 田 中 良

乙 東京山手食糧販売協同組合理事長
石 井 忠 裕

災害時等における応急物資の優先供給等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急物資の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、震災救援所等に応急食料品及び生活必需品等（以下「応急物資」という。）の優先供給及び配送等を行うことにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）震災救援所等に対するの応急物資の調達業務（原則として運搬を含む。以下同じ。）
- （2）甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点等から震災救援所等への救援物資の配送
- （3）救援物資の一時保管のための倉庫設備の貸与
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 協力要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の受領場所は、甲が指定するものとし、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を応急物資供給報告書（第2号様式）により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

- （1） 協力活動により供給した応急物資の品目及び数量
- （2） 従事者名簿
- （3） 従事日及び走行距離
- （4） 協力活動に使用した車両、資機材等
- （5） 協力活動により貸与した倉庫等

- (6) 協力活動に要した経費
- (7) その他甲が必要と認めた事項

(経費の負担)

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給等に要した費用を負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び救援物資の一時保管のための倉庫設備、運搬に要した費用 当該災害時直前における適正な提供価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (2) その他前項によりがたい費用 甲及び乙で協議して決定するものとする

(経費の請求等)

第7条 乙は、前条第2項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものとする。甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第8条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第9条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、第8条第2項に規定する防災訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中 良

乙 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
プラス株式会社ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント 浅野 紀美夫

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書

杉並区（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙との間で締結した平成29年4月12日付「杉並区と大塚製薬株式会社との連携と協働に関する包括協定」（以下「原協定」という。）第2条第1項第4号及び第3条に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に定める地震・風水害その他災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時等における物資の調達並びに災害時等及び平常時における健康指導などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（1）必要な物資の供給

（2）震災救援所等での巡回健康指導の実施

2 前項の規定による要請は、「物資供給要請書」（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資の調達の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を甲に連絡するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

2 乙が甲に対し、前項の規定に基づき物資を提供可能である旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により物資の提供ができなかった場合には、乙は、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所において、職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が第2条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金)

第7条 物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な市場価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な市場価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から受領した物資及び第5条に基づく運搬に係る費用を負担するものとし、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

(平常時における啓発活動)

第9条 甲は、平常時において、乙に対し、震災救援所運営連絡会等における健康啓発活動への協力を要請することができるものとし、乙は当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第2号様式）を作成し、相互に報告するものとする。

2 前項の報告は、覚書締結の日以降60日以内に行い、年度中途において異動等による変更があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 この覚書について疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による覚書解除の申し出がない限り、期間満了から1年間延長されるものとし、以降においても同様とする。

2 前項にかかわらず、原協定が終了したときは、この覚書も終了するものとする。

- 3 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの覚書を終了させることができる。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月10日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田 中 良

乙 東京都千代田区神田司町二丁目9番

大塚製薬株式会社

東京支店 支店長 渡 壁 勝 巳

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、杉並区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号において定義される災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し、次の要請をすることができるものとする。

- （1）必要な物資の供給
- （2）区内店舗における早期の営業再開
- 2 前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が保有、調達又は製造可能な物資とする。ただし、甲からの要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店及び直営店（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙は物資供給の可否、物資の種類及び個数を決定し、その内容を甲に連絡するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の供給に関する引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所において、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、受領するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が第2条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金)

第7条 物資の供給に伴う当該物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、受領した物資の代金及び第5条に基づく運搬に係る費用は、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲乙で協議するものとする。

(情報共有)

第9条 甲及び乙は、区内の被災状況や、店舗の被災・営業情報等について、情報を相互に交換し、共有するものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第2号様式）を作成し、相互に報告するものとする。

2 前項の報告は、協定締結の日以降60日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、この協定は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月13日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田中 良

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 澤田 貴司

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する覚書

杉並区（以下「甲」という。）、株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙との間で締結した平成29年5月19日付「杉並区と株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号において定義される災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙及び丙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、杉並区内（以下「区内」という。）に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙及び丙に対し、次の要請をすることができるものとする。

（1）必要な物資の供給

（2）区内店舗（乙にあっては乙及び乙のフランチャイジーが区内で運営する店舗（以下「加盟店」という。）を、丙にあっては丙が区内で運営する店舗をいう。）における早期の営業再開

2 前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して要請書によることができない場合は、口頭、電信又は電話によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請書を乙及び丙に提出するものとする。

（協力）

第3条 乙及び丙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。なお、前条第1項第2号に定める要請に関し、区内店舗のうち乙の加盟店については、乙と別途独立した経営主体であるフランチャイジーが経営しており、当該要請への協力について、乙は当該フランチャイジーと協議するものの、一律の対応は困難であることを、甲は十分に理解するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙及び丙が保有する物資又は調達若しくは製造可能な物資とする。ただし、甲から乙及び丙が要請を受けた時点で、

物流ラインの断絶、乙の加盟店及び直営店並びに丙の店舗（いずれも区内店舗に限らない。）への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙及び丙にて物資の調達の可否、日時、種類及び個数を決定し、その内容を甲へ連絡するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所において、職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙及び丙が第2条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、当該運搬及び供給に要する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金)

第7条 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲と当該物資を供給した乙又は丙とが協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、引き取った物資及び第5条に基づく運搬に係る費用は、当該物資を供給及び運搬した乙又は丙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に当該乙又は丙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、甲は、当該乙又は丙と協議するものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲、乙及び丙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した事務担当者名簿（別紙第2号様式）を作成し、相互に報告するものとする。

2 前項の報告は、覚書締結の日以降60日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

(協議)

第10条 この覚書について疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、覚書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも、他の全ての当事者に対して書面によるこの覚書を更新しない旨の申し出がない限り、この覚書は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの覚書を終了させることができる。

3 前二項にかかわらず、原協定が終了したときは、この覚書も終了するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年5月19日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中良

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋一樹

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝富博

災害時における理容サービスに関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合杉並支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容サービス（以下「業務」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、杉並区内に災害が発生し、甲が開設した震災救援所における区民の避難生活が長期化した場合、必要に応じ、震災救援所において業務を実施することにより、区民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続するおそれがある場合をいう。

（業務の内容）

第3条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- （1）災害時における理容サービスの実施に関すること。
- （2）理容サービスに必要な資器材及び消耗品の提供に関すること。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（対象者）

第5条 業務の提供を受けることのできる者は、震災救援所に避難している区民のうち、避難生活が長期化し、負傷、疾病その他の理由により、理容室へ出向くことが困難なものとする。

（業務要請）

第6条 甲は、乙に対し業務の要請を行うときは、活動協力要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるとし、後日速やかに文書を提出することとする。

（業務実績報告）

第7条 乙は、震災救援所における業務の完了後、その実績について、活動実績報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が提供した業務において、技術料である理容費は無料とし、使用した資器材及び消耗品については、甲が負担するものとする。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、業務に従事する者が、当該業務の実施中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年杉並区条例第26号)に基づき、これを補償するものとする。

(現状報告)

第10条 乙は、協定業務の円滑な実施を図るため、加盟組合員名簿を毎年4月1日現在で、甲に速やかに提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年9月6日から5年間とし、期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙のいずれからも申出がないときは、更に5年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 杉並区長 田中 良

乙 東京都理容生活衛生同業組合
杉並支部長 加藤 浩和

追補資料11

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している方南二丁目複合施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入れ人数）

第3条 避難者（要配慮者）の受け入れ可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2この場合、受入れ可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の開設）

第4条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の開設を要請する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 杉並区長

田 中 良

乙 株式会社大起エンゼルヘルプ代表取締役社長

小 林 由 憲

追補資料12

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人仁愛会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホーム和泉サナホームのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入れ人数）

第3条 避難者（要配慮者）の受け入れ可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入れ可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の開設）

第4条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の開設を要請する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救援所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施(福祉救援所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救援所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救援所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 杉並区長

田 中 良

乙 社会福祉法人仁愛会 理事長

中 村 稔

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人済美会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているひまわり作業所のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 要配慮者の受入は、事業所の利用者対応を優先しその妨げにならない範囲で行う。受入人数は、発災後帰宅困難となって事業所に待機する利用者と合わせて、26人（要配慮者の付添者を含む）の受け入れを上限とする。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

- 第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。
- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
 - イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
 - ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
 - エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)
- 2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
 - イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
 - ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
 - エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
 - オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

- 第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。
- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
 - イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
 - ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
 - エ 搬送用車両運行経路の確保
 - オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(発災時における対応)

- 第9条 乙は、災害が発生した場合、ひまわり作業所業務継続計画に基づき以下のとおり対応を行う。
- ア 職員の精神的・身体的負担への配慮、遅くとも発災後7日以内の通常業務再開を目指すことから、福祉救済所の開設・運営による要配慮者への対応は、発災から3泊4日(9食提供)を限度とする。
 - イ より早期に業務が再開できる場合は、要配慮者の受け入れよりも業務再開を優先する。
 - ウ 事業所や職員の特性から、受け入れる要配慮者は、知的障害者であること、家族等の付き添いがあり当事者の介助に当たることを条件とする。
 - エ 休日・夜間に発災の場合、要配慮者の受け入れについては、館内及び外周の安全の確認ができた場合、かつ職員が5名以上参集した場合に限る。

(通常業務の再開への努力)

- 第10条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が発災後7日以内を目途に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第12条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年3月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人済美会理事長 久 保 井 龍 司

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と有限会社グループボエンデ（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している認知症高齢者グループホーム上井草グループボエンデのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年3月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 有限会社グループポエンデ代表取締役 入 倉 哲 郎

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人いたるセンター（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているあけぼの作業所のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人いたるセンター 理事長 谷山 哲浩

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社ベネッセスタイルケア（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。乙は、当該要請を受け、本協定に定める活動を実行するよう努力する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているベネッセケアハウス今川のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、一部屋につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 震災救援所への移送に関する連絡調整
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 関係機関との連絡調整

- エ 福祉救済所運営実績の区への報告
- オ その他必要な事項で甲乙協議のうえ取り決める事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品保管庫の購入・設置及び備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ 避難者の他施設への搬送又は手配
- カ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 株式会社ベネッセスタイルケア 代表取締役社長 滝 山 真 也

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホーム沓掛ホームのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人奉優会 理事長 香取 眞恵子

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人櫻灯会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している特別養護老人ホームおぎくぼ紫苑のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救済所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救済所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施(福祉救済所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救済所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人櫻灯会 理事長 櫻井 真里

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している地域福祉サービスセンターすぎなみ正吉苑のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救援所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施(福祉救援所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救援所用備蓄品の購入
- カ 備蓄品収納用の倉庫の購入・設置及び維持管理に係る法的な諸調整

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救援所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるように配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間

満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人正吉福社会 理事長 櫻井 千馨

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人健誠会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営している永福南社会福祉ガーデンのうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救護部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配

- オ 福祉救援所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

(平常時の取組み)

第7条 乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者(要配慮者)受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保
- イ 福祉救援所運営に必要な備蓄品の保管(購入は甲が行う)
- ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
- エ 発災を想定した福祉救援所開設・運営の訓練実施(福祉救援所運営マニュアルの整備を含む)

2 甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。

- ア 地域防災計画における福祉救援所の位置づけの明確化及び計画的整備
- イ 福祉救援所の場所・利用方法等に関する区民への周知
- ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
- エ 福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
- オ 福祉救援所用備蓄品の購入

(発災時における協議)

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救援所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救援所運営に必要な事項

(通常業務の再開への努力)

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救援所の解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、福祉救援所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第11条 福祉救援所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、

以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年10月15日

甲 杉並区長 田 中 良

乙 社会福祉法人 健誠会 理事長 市原万里子

追補資料 21

福祉救援所の開設及び運営に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桐仁会（以下「乙」という。）は、杉並区の災害時における要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行う福祉救援所の開設・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙の施設内に杉並区地域防災計画に基づく要配慮者の安全確保及び避難生活支援を行うために福祉救援所を開設・運営することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉救援所設置）

第2条 甲は、大災害の発生により、専門的な配慮が必要となった要配慮者の避難が必要となったときは、乙に対して福祉救援所の設置を要請する。

（対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設は、乙が設置・運営しているかえで園のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

（受入人数）

第4条 避難者（要配慮者）の受入可能な人数は、前条に定める施設において対応可能な人数とし、状況に応じて増減できるものとする。

2 この場合、受入可能人数は、床面積3.3㎡につき2人を基準として算出する。

（福祉救援所の設置及び役割）

第5条 乙は、福祉救援所の設置・運営にあたり以下の役割を担う。

- ア 避難者（要配慮者）の安全確保
- イ 避難者（要配慮者）の心身状態の観察及び専門的支援
- ウ 避難者への水・食糧・生活物資等の提供
- エ 他の施設（震災救援所・医療機関等）への移送に関する連絡調整及び搬送
- オ 災害対策本部（救援部）との連絡・協議

（発災時の避難者支援の活動）

第6条 乙は、発災時に甲の要請に基づき福祉救援所を設置したときには、以下の活動を行う。

- ア 福祉救援所の看板の掲示
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 医療機関の受診または施設入所等の要否判断、関係機関との連絡調整
- エ 避難者の他施設等への搬送又は手配
- オ 福祉救援所運営実績の区への報告
- カ その他必要な事項

（平常時の取組み）

第7条 乙は、発災時の福祉救援所の円滑な運営に向け、平常時から以下の項目に取り組む。

- ア 避難者（要配慮者）受入れスペースの確保並びに避難者支援のための態勢の確保

- イ 福祉救済所運営に必要な備蓄品の保管（購入は甲が行う）
 - ウ 避難者の支援に必要な医療・福祉関係者等との連携・協力体制の整備
 - エ 発災を想定した福祉救済所開設・運営の訓練実施（福祉救済所運営マニュアルの整備を含む）
- 2 甲は、福祉救済所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う。
- ア 地域防災計画における福祉救済所の位置づけの明確化及び計画的整備
 - イ 福祉救済所の場所・利用方法等に関する区民への周知
 - ウ 要配慮者への避難訓練への参加の勧奨
 - エ 福祉救済所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定
 - オ 福祉救済所用備蓄品の購入

（発災時における協議）

第8条 甲は、発災時に乙に対し以下の事項について協議を行う。

- ア 福祉救済所の開設要請及び閉鎖にかかる事項
- イ 災害情報、被災状況等必要な情報の提供
- ウ 災害医療、施設入所等に関する連絡調整
- エ 搬送用車両運行経路の確保
- オ その他福祉救済所運営に必要な事項

（通常業務の再開への努力）

第9条 甲は、被災状況の鎮静化を見ながら、乙が可能な限り早い時期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、早期の福祉救済所の解消に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 甲は、福祉救済所の管理運営にかかる経費を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第11条 福祉救済所の開設・運営に必要な事項のほか、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が適宜協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙から何らかの意思表示が無い場合はさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月19日

甲 杉並区長 田中 良

乙 社会福祉法人桐仁会 理事長 杉崎 海陽

追補資料22

大規模地震等の災害時における創価学会杉並文化会館施設の帰宅困難者一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

杉並区（甲）と創価学会杉並文化会館事務所（乙）は、大規模地震等の災害時における、帰宅困難者の安全を確保するため、乙が杉並文化会館（以下、「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合は、申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、「大規模地震等災害発生時に公共交通機関が機能を停止するなどの理由により、帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設」で、甲が指定する施設をいう。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、甲より乙に対し施設提供の要請があった場合、乙は、帰宅困難者を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、甲に連絡するものとする。なお、乙は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、甲は、施設を無許可で使用しない。

（施設提供の期間）

甲が帰宅困難者一時滞在施設として施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、期間を延長する場合は、再度要請するものとする。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲、及び収容人数を予め以下のとおり定める。

杉並文化会館 2階ロビー 100名 合計100名

（施設の運営）

施設の運営は、乙が指揮権限を持つ。乙は、甲と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（乙が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

乙の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、乙及び甲は、帰宅困難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

公共交通機関等が運行を再開するなど、一時滞在施設として利用する緊急性を必要としなくなった場合、又は、災害発生後3日以内を目途に、甲乙競技の上、施設提供の終了を判断する。なお、施設提供が終了した場合、乙は、受け入れた帰宅困難者の帰宅を開始させる。

(施設の原状回復)

甲は、乙の許可なく、乙の施設の造作・模様替等を行わない。また、甲は、乙の施設または備品を甲の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、又は、乙に無断で施設の現状を変更したときは、甲は、施設退去後すみやかに、甲の負担により原状回復しなければならない。

(費用負担)

甲と乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営に要した経費の負担について、別途協議する。

(災害時の情報共有)

甲及び乙は、一時滞在施設開設期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

乙は、一時滞在施設開設期間中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(申し合わせ事項確認期間)

この申し合わせ事項確認の期間は、確認締結の日から平成36年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(双方の協議)

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

(協議)

この確認書の運用や解釈について疑義が生じたとき又は、この確認書に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月5日

- (甲) 所在地 杉並区阿佐谷南1-15-1
名称 杉並区
代表者 区長 田中 良
- (乙) 所在地 杉並区阿佐谷南3-51-3
名称 創価学会 杉並文化会館事務所
代表者 事務長 永村 達生

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

- （1）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- （2）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。
- （3）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- （4）前各号に関して必要な人数を提供すること。
- （5）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で3日間とし、受入可能人数は1日当たり最大で500人とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 立正佼成会 大聖堂4階ホール
所在地 杉並区和田二丁目11番1号
- （2） 名 称 立正佼成会 第二団参会館2階ロビー
所在地 杉並区方南二丁目29番25号

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第2条第1項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(受入れの解除)

第6条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき。
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。
- (4) その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

(費用負担)

第7条 乙は、第2条第1項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(退去の実現)

第8条 乙が第6条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

(損害)

第9条 乙が第5条第1項の受託をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第10条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(支援体制の確立)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場

合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第14条 乙が、第3条で規定する対象施設の用途変更などにより、第2条第1項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月4日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙 東京都杉並区和田二丁目11番1号

立正佼成会

代表役員

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と松本工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

- （1）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- （2）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。
- （3）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- （4）前各号に関して必要な人数を提供すること。
- （5）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で3日間とし、受入可能人数は1日当たり最大で50人とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 宮前1丁目ビル

所在地 杉並区宮前一丁目20番32号

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第2条第1項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。こ

の場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(受入れの解除)

第6条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (4) その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第7条 乙は、第2条第1項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(退去の実現)

第8条 乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

(損害)

第9条 乙が第5条第1項の受託をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第10条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(支援体制の確立)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第14条 乙が、第3条で規定する対象施設の用途変更などにより、第2条第1項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月4日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長

乙 東京都杉並区宮前一丁目20番32号
松本工業株式会社
代表取締役

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合杉並支部（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

- (1) 乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- (2) 乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 前各号に関して必要な人数を提供すること。
- (5) その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で3日間とし、受入可能人数は1日当たり最大で100人とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 東京土建一般労働組合杉並支部
所在地 杉並区高円寺南三丁目6番2号

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第2条第1項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（帰宅困難者の受入れ）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(受入れの解除)

第6条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (4) その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第7条 乙は、第2条第1項の基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(退去の実現)

第8条 乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

(損害)

第9条 乙が第5条第1項の受託をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第10条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(支援体制の確立)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第14条 乙が、第3条で規定する対象施設の用途変更などにより、第2条第1項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年12月14日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長

乙 東京都杉並区高円寺南三丁目6番2号
東京土建一般労働組合杉並支部
執行委員長

災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とネットヨタ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により、来店、若しくは来所する者などで徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の受入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について協力を要請することができる。

- （1）乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- （2）乙が備蓄する飲料水、食糧等を帰宅困難者に対して提供すること。
- （3）トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- （4）前各号に関して必要な人数を提供すること。
- （5）その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受入期間は最長で3日間とし、受入可能人数は、別表1のとおりとする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、別表1のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の対象施設を帰宅困難者が一時滞在施設として使用する必要が生じたときは、乙に対して、第2条第1項各号に掲げる事項の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（協定に関する連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理室長とし、乙にあつてはネットヨタ東京株式会社総務部長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、この協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者及び前項の連絡先を指定したときは、別表2に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

(帰宅困難者の受入れ)

第6条 乙は、第4条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、第4条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、第4条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

(受入れの解除)

第7条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき
- (4) その他、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第8条 乙は、第2条第1項に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(退去の実現)

第9条 乙が前条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は、速やかに、その責任において退去を実現するものとする。

(損害)

第10条 乙が第6条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受入れた帰宅困難者に損害が発生したときは、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

(災害時の情報共有)

第11条 甲及び乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(営業活動)

第13条 乙は、受入した帰宅困難者に対して、勧誘や物品販売などの営業活動をしてはならない。

(支援体制の確立)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の期間は、平成30年3月29日から平成34年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第16条 乙が、第3条で規定する対象施設の用途変更などにより、第2条第1項の要請に応じられなくなる場合は、甲へ通知し本協定は解除できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年1月29日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
ネットヨタ東京株式会社
代表取締役

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

一時滞在施設

施設名	住所	受入人数
高井戸店	杉並区下高井戸一丁目 1 7 番 1 5 号	1 0 0 人

災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、杉並区内に大規模災害が発生した場合に、避難場所等における避難者（区民、在勤在学者、帰宅困難者等）の安全確保及び支援等を迅速かつ的確に行うため、両者の連携・協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都立和田堀公園・善福寺川緑地において、災害時に「大規模救出救助活動拠点」及び「避難場所」の迅速かつ的確な運営等を図るため、甲及び乙の連携・協力体制に関し必要な事項を定める。

（「大規模救出救助活動拠点」の確保等に係る連携・協力）

第2条 発災時の「大規模救出救助活動拠点」確保について、甲及び乙は東京都と連携・協力して行うものとする。

（「避難場所」に係る連携・協力）

第3条 乙は甲と連携・協力し、可能な範囲で以下の避難者対応等を行う。

（1）避難者（災害時要配慮者を含む）の支援

- ①災害情報・避難所情報等の提供
- ②けが人、急病人などの応急救護等

（2）防災施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（3）公園内への飲料水等の運搬が必要となった場合の協力

2 乙は、避難者（災害時要配慮者を含む）及び避難場所の状況等を甲に防災無線等で連絡するものとし、甲は可能な限り支援するものとする。

（平常時の連携）

第4条 発災時に迅速かつ的確な対応を確保するため、甲と乙は平常時から以下の協力を行なう。

（1）都立和田堀公園・善福寺川緑地の発災時の対応等について協議する。

（2）災害時における甲と乙の連絡手段を確保するため、甲の防災無線等を善福寺川緑地に設置するよう努める。

（3）甲と乙は協力し、公園の近隣住民等との下記の連携・協力の推進に努める。

- ①大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災施設等の住民等への周知
- ②地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施
- ③避難場所における住民による自助・共助推進の普及

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成28年3月30日からとし、甲乙いずれからも指定解除又は変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田 中 良

乙 新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
公益財団法人 東京都公園協会
理事長 飯 尾 豊

災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1） 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
- （2） 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
- （3） 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与
- （4） 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

- （1） 従事者名簿
- （2） 従事日及び走行距離
- （3） 協力活動に使用した車両、資機材等
- （4） 協力活動に要した経費
- （5） その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）

第4条 乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 ただし、乙が協力活動を行った時点での物価が、災害時等の直前における適正な価格等に比べて著しく上昇した場合は、これを考慮の上、甲が負担する経費を決定するものとする。

(経費の請求等)

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、前条第2項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものとする。甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第7条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)に基づき、これを補償するものとする。ただし、第6条第2項に規定する防災訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉 並 区 長

乙 埼玉県新座市馬場一丁目12番4号
ヤマト運輸株式会社
埼京主管支店長

災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1） 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送

（2） 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営

（3） 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与

（4） 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供

（5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

（1） 従事者名簿

（2） 従事日及び走行距離

（3） 協力活動に使用した車両、資機材等

（4） 協力活動に要した経費

（5） その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）

第4条 乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 ただし、乙が協力活動を行った時点での物価が、災害時等の直前における適正な価格等に比べて著しく上昇した場合は、これを考慮の上、甲が負担する経費を決定するものとする。

(経費の請求等)

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、前条第2項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものとする。甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第7条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)に基づき、これを補償するものとする。ただし、第6条第2項に規定する防災訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中良

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号
佐川急便株式会社
関東支店長 白田康典

災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と岩崎通信機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な業務を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、救援物資の保管等を行うことにより、円滑な物資の受入れ及び震災救援所への配送に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1） 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸与
- （2） 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- （3） 物資集配拠点の運営支援
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請できるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙の施設及び従業員等の被災状況を考慮のうえ、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うよう努めるものとする。

4 第1項第1号の規定により乙から貸与された倉庫施設は、救援物資の一時保管を行うほか、物資集配拠点として活用するものとし、甲の職員及び乙の従業員等が当該物資集配拠点の運営を行うものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

- （1） 協力活動に使用した倉庫施設、資機材等
- （2） 協力活動に要した経費
- （3） その他甲が必要と認めた事項

（経費の負担）

第4条 乙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の請求等）

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、前条第2項の規定により、経費を算出し、甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の規定の基づき乙から請求があったときは、請求日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

(防災訓練)

第7条 甲は、自ら主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から防災訓練への参加要請があったときは、当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第8条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員等が協力活動（第7条に規定する防災訓練に係るものを除く。）により死亡若しくは負傷し、疾病にかかり、又は心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中良

乙 東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 西戸徹

追補資料31

災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社源産業（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急用資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲が乙に対し、緊急用資機材等の提供（原則として貸与、運搬、設営及び撤収を含む。以下同じ。）及び協力を求めるときの手続き等を定めることにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）物資集配拠点等の防災拠点の運営に必要な資機材（テント等）の提供
- （2）震災救援所の運営に必要な資機材（テント、調理用具、暖房器具等）の提供
- （3）救援物資の一時保管のための倉庫設備の貸与
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 協力要請は、緊急用資機材提供等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（引き渡し及び引き取り）

第4条 乙は、前条により実施する協力活動について、資機材等の引き渡しについて、第1号様式により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

- 2 乙は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。
- 3 乙は、甲から受けた協力要請に対応できない場合、甲乙協議のうえ乙の実施する協力活動の内容について決定するものとする。

（原状回復）

第5条 第4条第2項による資機材等の返却に際し、著しい汚れ又は破損により以降の使用に耐えない場合は、甲は乙に対し、同一品または同等品を弁済又は費用相当分の支払いを行うものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を緊急用資機材等提供報告書(第2号様式)により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

- (1) 協力活動により提供した資機材等
- (2) 協力活動により貸与した倉庫等
- (3) その他甲が必要と認めた事項

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が行った協力活動に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 緊急用資機材及び救援物資の一時保管のための倉庫設備 当該災害時直前における適正な提供価格等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (2) その他前項によりがたい費用 甲及び乙で協議して決定するものとする

(請求及び支払い)

第8条 乙は、前条の費用について経費を算出し、緊急用資機材提供等費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(連絡調整等)

第9条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第10条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従業員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)に基づき、これを補償するものとする。ただし、第9条第2項に規定する防災訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1

年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中良

乙 東京都杉並区天沼三丁目5番1号
株式会社 源産業
代表取締役 本橋源司

災害時等における緊急用資機材等の提供に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害時等における緊急用資機材の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）及び甲のみでは十分な応急対策を実施することができない場合において、甲が乙に対し、緊急用資機材等の提供（原則として運搬、設営及び撤収を含む。以下同じ。）及び協力を求めるときの手続き等を定めることにより、防災拠点及び震災救援所等の円滑な運営に寄与し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に定める事項の協力について支援要請（以下「協力支援要請」という。）することができる。

- （1）乙が所有または使用するヘリコプターによる甲の支援のための資機材・人員等の搬送
- （2）物資集配拠点等の防災拠点の運営に必要な資機材（バルーンシェルター等）の提供
- （3）震災救援所の運営支援に必要な資機材（キャンピングカー、ペット用シェルター等）の提供
- （4）災害救助レスキューチーム及び災害救助犬の派遣と救助活動への協力
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 協力支援要請は、緊急用資機材提供等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭（電話等を含む。）により要請し、後日文書にて処理できるものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力支援要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該協力支援要請に基づく活動（以下「協力支援活動」という。）について積極的に協力するよう努めるものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動内容を緊急用資機材等提供報告書（第2号様式）により、次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するよう努めるものとする。

- （1）協力活動により提供した資機材等
- （2）その他甲が必要と認めた事項

（連絡調整等）

第5条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、自己が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極

的に参加するよう努めるものとする。

(準用)

第6条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(損害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員が協力活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)に基づき、これを補償するものとする。ただし、第5条第2項に規定する防災訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、期間満了から1年間、本協定の効力を有するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中良

乙 広島県神石高原町近田1161番2 2階
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
代表理事 大西健丞

災害時における行政手続の支援活動に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会杉並支部（以下「乙」という。）は、災害時における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者支援に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したときをいう。

2 本協定において「災害時における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時において被災者の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において支援活動が必要であると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、協力要請書（別紙第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態の急迫等要請書によることができない事情がある場合は、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

5 実施本部は、東京都行政書士会杉並支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第6条に定める支援活動を実施する。

（支援活動の根拠等）

第4条 実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務の範囲とする。ただし、第6条第1項第5号に定める場合については、この限りでない。

2 実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、他地域の行政書士会又はその支部並びに他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

（当事者間の連絡及び調整）

第5条 支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあつては区政相談課長、乙にあつては支部長とする。

2 前項に定める者に事故又は支障が生じた場合は、甲及び乙においてあらかじめ事務担当者名簿（別紙第2号様式。以下「担当者名簿」という。）で定める順位に従い、他の担当者がその職務を代行する。

3 乙は、個別の支援活動について甲と協議する事項が生じた場合は、当該事項の担当課（当該事項を担

当するものとして甲において担当者名簿で定める課をいう。)に連絡するものとする。

- 4 甲及び乙は、本協定締結の日から60日以内に、最初の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。
- 5 甲及び乙は、変更等があった場合は、遅滞なく、変更後の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

(支援活動の内容)

第6条 実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

- (1) 被災証明書の申請その他災害時における申請全般に関すること。
 - (2) 官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。
 - (3) 権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。
 - (4) 前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。
 - (5) 第1号の申請について甲が行う被災者支援業務に関すること。
- 2 前項の支援活動は、杉並区役所本庁舎、地域区民センター、震災救済所その他の甲と協議して定める場所において実施するものとする。

(支援活動の広報)

第7条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、支援活動の実施場所及び支援活動の内容について広報に努めるものとする。

(支援活動の対価)

第8条 実施本部は、支援活動の実施について、被災者から一切の対価を受けない。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙からの支援活動の報告を受け、乙が当該活動に要した実費相当の経費について負担するものとする。

- 2 甲は、前項の費用を、杉並区災害応急対策実施要綱(昭和57年4月26日杉環防発第31号)を準用し、通常の契約手続に従い負担するものとする。ただし、事態の急迫等の事情がある場合は、当該手続によらないことができる。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも、相手方に対し書面による本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月7日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中 良

乙 東京都杉並区永福四丁目26番24号
東京都行政書士会杉並支部
支部長 小原 幹晶

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

杉並区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務
- （2）り災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助
- （3）その他甲が合理的に必要と認める業務

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して災害復旧協力要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、住家被害認定調査等業務の協力について要請する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（住家被害認定調査員）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から住家被害認定調査等業務の協力要請を受けた場合は、速やかに当該要請に応えるものとし、住家被害認定調査等業務のために住家被害認定調査員を派遣する。

2 前項に規定する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （1）乙に所属する不動産鑑定士であること。
- （2）住家被害認定調査に関する研修を受講していること。

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき住家被害認定調査等業務を実施したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が住家被害認定調査等業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- （1）住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
- （2）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第8条 乙は、前条に規定する費用が発生したときは、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員は、住家被害認定調査等業務の遂行に当たり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいし、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の住家被害認定調査等業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年杉並区条例第26号)によるものとする。

(その他)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成30年2月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ本協定を解除できるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年2月1日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙 東京都港区虎ノ門三丁目12番1号
ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

会長

災害時における住家被害認定調査等の費用負担に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、平成30年2月1日に締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定第7条に規定する費用負担に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意義は、別段の定めがない限り、協定で使用する用語の例によるものとする。

（費用）

第1条 協定第7条第2号に定める「その他特に必要と認める費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。

- （1）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用
- （2）災害応急業務に従事する者の日額に相当する額
- （3）その他乙が住家被害認定調査等の実施に要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 甲及び乙は、前項第2号に定める額について、東京都の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年東京都条例第56条）別表一（第2条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（適用関係）

第2条 本細目の規定と協定の規定の間にそごが生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議条項）

第3条 本細目に定めのない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。本細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成30年2月1日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙 東京都港区虎ノ門三丁目12番1号
ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会 長

水防業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、杉並区（以下「甲」という。）が、杉並土木災害防止協力会（以下「乙」という。）に対し、水防業務（以下「業務」という。）に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(業務従事者)

第2条 この業務に従事する者は、乙に属する法人（以下「会員」という。）をいう。

(業務実施区域)

第3条 会員の業務実施区域は、杉並区内とする。

(協力の要請)

第4条 甲は、杉並区内に風水害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、業務の協力（訓練の実施を含む）を要請することができる。

(業務の指示)

第5条 甲は、風水害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な限り早急に会員が保有する建設資機材等について会員をもって調達させるものとする。

(業務の実施)

第7条 乙は、第3条に基づく甲の要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指示する参集場所（以下「参集場所」という。）へ出動させるものとする。

2 協力要請を受けた会員は、直ちに参集場所へ出動し、甲が行う業務の指示を受け、遅延なく業務を実施するものとする。

3 会員は、参集場所に出動後、直ちに責任者の氏名及び連絡先、建設資機材等の数量を、甲に報告するものとする。

(業務完了の報告)

第8条 会員は、業務が完了したときは、当該業務に要した実費用を甲に報告するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条による報告があったときは、内容を精査・確認のうえ、甲が指定する書類を会員から徴し、速やかに当該費用を支払うものとする。

(建設資機材等の報告)

第10条 乙は、毎年4月1日現在で、会員が保有する稼働可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合又は甲の要求があった場合は、前項の規定にかかわらず、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の損害補償)

第12条 甲は、会員の業務従事者が、業務実施中において負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、会員の責に帰すべき場合を除き、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月杉並区条例第26号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものを除く。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間とし、期間満了の3箇月前までに、甲乙からなんらの申し出がないときは、5年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月7日

甲 杉 並 区 長 田 中 良

乙 杉並土木災害防止協力会
会 長 河 本 智 幸

追補資料36

震災救援所一覧

収容可能人員は、各震災救援所の普通教室、特別教室（4割を利用可能と想定）及び屋内運動場に収容するものとし、3.3㎡当たり2人として算出

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能人員(人)	補助・代替施設
阿佐谷救援隊本隊	杉一小震災救援所	阿佐谷北1-5-27	(3338)8367	1042	都立豊多摩高校 (成田西2-6-18) 都立杉並高校 (成田西4-15-15) (私)高千穂大学・大学院 (大宮2-19-1)
	杉二小震災救援所	成田西3-4-1	(3313)0564	1497	
	杉四小震災救援所	高円寺北2-14-13	(3339)5241	1161	
	杉七小震災救援所	阿佐谷南3-19-2	(3392)6328	1188	
	西田小震災救援所	荻窪1-38-15	(3392)6828	1600	
	東田小震災救援所	成田東1-21-1	(3313)1464	1204	
	馬橋小震災救援所	高円寺北4-28-5	(3330)3411	1409	
	高円寺中震災救援所	高円寺北1-4-11	(3389)1581	1226	
	杉森中震災救援所	阿佐谷北5-45-24	(3330)3431	1337	
	阿佐ヶ谷中震災救援所	阿佐谷南1-17-3	(3314)2261	1497	
	東田中震災救援所	成田東3-19-17	(3313)1461	1446	
	松溪中震災救援所	荻窪2-3-1	(3392)7328	1723	
井草救援隊本隊	桃一小震災救援所	桃井2-6-1	(3390)3178	1611	都立杉並工業高校 (上井草4-13-31)
	桃五小震災救援所	下井草4-22-4	(3390)3188	1620	
	四宮小震災救援所	上井草2-12-26	(3390)3147	1691	
	沓掛小震災救援所	清水3-1-9	(3390)4158	1412	
	八成小震災救援所	井草2-25-4	(3399)3138	1525	
	東原中震災救援所	下井草1-28-5	(3390)0148	1450	
	中瀬中震災救援所	下井草4-3-29	(3399)2196	1516	
井荻中震災救援所	今川2-13-24	(3399)0148	1808		
永福和泉救援隊本隊	高三小震災救援所	下高井戸4-16-24	(3302)0181	1345	(私)佼成学園 (和田2-6-29) (私)日本大学鶴ヶ丘高校 (和泉2-26-12) (私)専修大学附属高校 (和泉4-4-1) (私)明治大学(和泉校舎) (永福1-9-1)
	浜田山小震災救援所	浜田山4-23-1	(3313)1564	1715	
	旧新泉小震災救援所	和泉1-44-26	(3322)4251	623	
	方南小震災救援所	方南1-52-14	(3322)7661	1615	
	永福小震災救援所	永福2-16-33	(3322)7391	1522	
	向陽中震災救援所	下高井戸3-24-1	(3302)2989	1473	
	泉南中震災救援所	堀ノ内1-3-1	(3313)2361	1293	
	杉並和泉学園震災救援所	和泉2-17-14	(3322)4251	2767	

追補資料36

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能人員(人)	補助・代替施設
荻窪救援隊本隊	杉九小震災救援所	本天沼1-2-19	(3390)0167	1424	都立荻窪高校 (荻 窪5-7-20) (私) 日本大学第二高校 (天 沼1-45-33) (私) 文化学園大学杉並高校 (阿佐谷南3-48-16) (私) 中央大学杉並高校 (今 川2-7-1)
	桃二小震災救援所	荻窪5-10-25	(3392)6728	1267	
	天沼小震災救援所	天沼2-46-3	(3392)6428	1630	
	天沼中震災救援所	本天沼3-10-20	(3390)0161	1332	
	保育室若杉震災救援所	天沼3-15-20	(3391)6533	821	
	神明中震災救援所	南荻窪2-37-28	(3333)7428	1195	
高円寺救援隊本隊	杉三小震災救援所	高円寺南1-15-13	(3314)1564	1121	(私) 東京立正高校 (堀ノ内2-41-15) (私) 杉並学院 (阿佐谷南2-30-17) (私) 光塩女子学院 (高円寺南2-33-28) (私) 女子美術短大 (和 田1-49-8)
	杉六小震災救援所	阿佐谷南1-24-21	(3314)2164	1166	
	杉八小震災救援所	高円寺南2-40-24	(3314)2264	989	
	杉十小震災救援所	和田3-55-49	(3313)1364	1480	
	大宮小震災救援所	堀ノ内1-12-16	(3313)2164	1209	
	堀之内小震災救援所	堀ノ内3-24-11	(3313)2264	1471	
	和田小震災救援所	和田2-30-21	(3383)2425	1339	
	済美小震災救援所	堀ノ内1-17-24	(3313)2364	1300	
	松ノ木小震災救援所	松ノ木1-2-26	(3313)2464	1026	
	高南中震災救援所	和田3-40-10	(3313)1361	1280	
	松ノ木中震災救援所	松ノ木1-4-1	(3313)1561	1260	
	大宮中震災救援所	堀ノ内1-16-38	(3313)2161	1569	
	和田中震災救援所	和田2-21-8	(3383)2428	1361	
高井戸救援隊本隊	荻窪小震災救援所	宮前2-13-18	(3333)6628	1859	都立西高校 (宮 前4-21-32) 都立杉並総合高校 (下高井戸5-17-1) (私) 国学院大学久我山高校 (久 我 山1-9-1) (私) 立教女学院 (久我山4-29-23)
	高井戸小震災救援所	高井戸西2-2-1	(3333)7628	1962	
	高二小震災救援所	久我山4-49-1	(3333)7728	1991	
	高四小震災救援所	西荻南1-8-16	(3333)7828	1139	
	松庵小震災救援所	松庵2-23-24	(3333)7928	1250	
	富士見丘小震災救援所	上高井戸2-16-13	(3333)7028	1306	
	高井戸東小震災救援所	高井戸東1-12-1	(3304)5711	1454	
	久我山小震災救援所	久我山5-18-7	(3331)3631	1504	
	宮前中震災救援所	宮前2-12-1	(3333)8728	1651	
	富士見丘中震災救援所	久我山2-20-1	(3333)8928	1349	
	高井戸中震災救援所	高井戸東1-28-1	(3302)1762	1669	
	西宮中震災救援所	宮前5-1-25	(3333)8828	1359	

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能 人員(人)	補助・代替施設
西荻 救援 隊本 隊	桃三小震災救援所	西荻北2-10-7	(3399)3135	1389	都立農芸高校 (今 川3-25-1) (私)東京女子大学 (善福寺2-6-1)
	桃四小震災救援所	善福寺3-3-5	(3390)3185	1402	
	井荻小震災救援所	善福寺1-10-19	(3390)3141	1179	
	三谷小震災救援所	上井草3-14-12	(3390)0164	1363	
	井草中震災救援所	上井草3-20-11	(3390)3144	2038	
	荻窪中震災救援所	善福寺1-8-3	(3399)0196	1305	
計 65カ所				92,725	

(平成30年4月現在)

指定緊急避難場所、指定避難所

○指定緊急避難場所、指定避難所の整理

[震災時]

避難場所、救援所等 【杉並区地域防災計画（平成25年修正）時の指定状況】	指定緊急避難場所、指定避難所の指定 【杉並区地域防災計画（平成27年修正）にて指定】
震災救援所（小中学校等）	「地震」「大規模火災」時の指定緊急避難場所、指定避難所に指定。
第二次救援所（地域区民センター）	「地震」「大規模火災」時の指定避難所に指定。
区立施設の福祉救援所（生活園、こども発達センター、済美養護学校）	「地震」「大規模火災」時の指定避難所に指定。
民間施設の福祉救援所 （特別養護老人ホーム等）	※各施設と協議し、今後整理を行う。
一時避難地（馬橋公園、塚山公園、下高井戸おおぞら公園）	「地震」「大規模火災」時の指定緊急避難場所に指定。
広域避難場所（桃井原っぱ公園一帯等）	※都の広域避難場所の指定にあわせて整理を行う。

[風水害時]

避難所 【杉並区地域防災計画（平成30年修正）時の指定状況】	指定緊急避難場所、指定避難所の指定 【杉並区地域防災計画（平成27年修正）にて指定】
避難所（杉並会館、荻窪地域区民センター、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、方南小学校、高井戸東小学校、久我山会館、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校）	「洪水」「内水氾濫」「土砂災害」時の指定緊急避難場所、指定避難所に指定。

施設別指定緊急避難場所、指定避難所一覧

施設名	避難場所、避難所					指定緊急避難場所、指定避難所									
	震災時				風水害時 避難所	洪水		内水氾濫		土砂災害		地震		大規模火災	
	震災救援所	第二次救援所	福祉救援所	一時避難地		指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
					○		○		○		○		○		○
杉並第一小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
杉並第二小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
杉並第四小学校	○											○	○	○	
杉並第七小学校	○											○	○	○	
西田小学校	○											○	○	○	
東田小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
馬橋小学校	○											○	○	○	
高円寺中学校	○											○	○	○	
杉森中学校	○											○	○	○	
阿佐ヶ谷中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東田中学校	○											○	○	○	
松溪中学校	○											○	○	○	
桃井第一小学校	○											○	○	○	
桃井第五小学校	○											○	○	○	
四宮小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
杵掛小学校	○											○	○	○	
八成小学校	○											○	○	○	
東原中学校	○											○	○	○	
中瀬中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
井荻中学校	○											○	○	○	
高井戸第三小学校	○											○	○	○	
浜田山小学校	○											○	○	○	
方南小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
永福小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
向陽中学校	○											○	○	○	
泉南中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
杉並第九小学校	○											○	○	○	
桃井第二小学校	○											○	○	○	
天沼小学校	○											○	○	○	
天沼中学校	○											○	○	○	
保育室若杉	○											○	○	○	
神明中学校	○											○	○	○	
杉並第三小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
杉並第六小学校	○											○	○	○	
杉並第八小学校	○											○	○	○	
杉並第十小学校	○											○	○	○	
大宮小学校	○											○	○	○	
堀之内小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和田小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
済美小学校	○											○	○	○	
松ノ木小学校	○											○	○	○	
高南中学校	○											○	○	○	
松ノ木中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大宮中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

施設名	避難場所、避難所				指定緊急避難場所、指定避難所										
	震災時				風水害時										
	震災救援所	第二次救援所	福祉救援所	一時避難地	避難所	洪水		内水氾濫		土砂災害		地震		大規模火災	
						指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
和田中学校	○											○	○	○	○
荻窪小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高井戸小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高井戸第二小学校	○											○	○	○	○
高井戸第四小学校	○											○	○	○	○
松庵小学校	○											○	○	○	○
富士見丘小学校	○											○	○	○	○
高井戸東小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久我山小学校	○											○	○	○	○
宮前中学校	○											○	○	○	○
富士見丘中学校	○											○	○	○	○
高井戸中学校	○											○	○	○	○
西宮中学校	○											○	○	○	○
桃井第三小学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桃井第四小学校	○											○	○	○	○
井荻小学校	○											○	○	○	○
三谷小学校	○											○	○	○	○
井草中学校	○											○	○	○	○
荻窪中学校	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並和泉学園	○											○	○	○	○
永福和泉地域区民センター		○											○		○
高円寺地域区民センター		○											○		○
阿佐谷地域区民センター		○											○		○
荻窪地域区民センター		○			○	○	○	○	○	○	○		○		○
西荻地域区民センター		○											○		○
井草地域区民センター		○											○		○
高井戸地域区民センター		○											○		○
杉並会館					○	○	○	○	○	○	○				
久我山会館					○	○	○	○	○	○	○				
すぎのき生活園			○										○		○
こすもす生活園			○										○		○
なのはな生活園			○										○		○
こども発達センター			○										○		○
済美養護学校			○										○		○
馬橋公園				○								○		○	
塚山公園				○								○		○	

追補資料38

区車両等保有状況一覧

平成30年4月1日現在

所属	保有車両種別 ナンバー種別	普通乗用	小型乗用	普通貨物	小型貨物	軽乗用	軽貨物	特種	乗合	原付	計
政策経営部		3	5・7	1	4	5	4	8	2		
営繕課								1			1
総務部											
経理課		10	16		6	7	10	1	3	14	67
危機管理室											
危機管理対策課			1			4		1		1	7
防災課								3		2	5
区民生活部											
産業振興センター			1								1
保健福祉部											
管理課地域福祉係								1			1
障害者生活支援課											
すぎのき生活園							1				1
こすもす生活園							1				1
杉並福祉事務所											
荻窪事務所			1								1
高円寺事務所			1								1
高井戸事務所			1							1	2
杉並保健所											
健康推進課			1		1						2
生活衛生課					1	1	1				3
和泉保健センター							1				1
上井草保健センター							1				1
子ども家庭部											
児童青少年課※					1		1			1	3
都市整備部											
土木管理課							4				4
土木計画課			1			1					2
狭あい道路整備課							1				1
みどり公園課							1				1
南公園緑地事務所				1			2			2	5
北公園緑地事務所				1			2			2	5
杉並土木事務所			1	1	1		7	4		3	17
環境部											
環境課		1									1
杉並清掃事務所		1	1		4		11				17
高円寺車庫						1	1	16			18
方南支所			1		3		12				16
教育委員会											
社会教育センター							1				1
郷土博物館							1				1
済美教育センター			2		1		4				7
中央図書館					2						2
合 計		12	28	3	20	14	63	27	3	26	196

※区は、平成31年度の組織改正によって、子育て支援課、保育課及び児童青少年課の所属する部局を保健福祉部から子ども家庭部に変更した。

医療救護所・災害拠点病院等一覧

災害拠点病院・災害拠点連携病院等			
	名 称	所 在 地	電話番号
◎	荻 窪 病 院	今 川 3 - 1 - 24	3399-1101
○	城 西 病 院	上 荻 2 - 42 - 11	3390-4166
○	浜 田 山 病 院	浜 田 山 4 - 1 - 8	3311-1195
△	救 世 軍 ブ ー ス 記 念 病 院	和 田 1 - 40 - 5	3381-7236
○	浴 風 会 病 院	高 井 戸 西 1 - 12 - 1	3332-6511
○	河 北 総 合 病 院	阿 佐 谷 北 1 - 7 - 3	3339-2121
○	東京衛生病院	天 沼 3 - 17 - 3	3392-6151
○	清川病院	阿 佐 谷 南 2 - 3 1 - 1 2	3312-0151
○	山中病院	西 荻 南 2 - 2 5 - 1 7	3335-5611
◎	佼成病院	和 田 2 - 2 5 - 1	3383-1281
○	ニューハート・ワタナベ国際病院	浜 田 山 3 - 1 9 - 1 1	3311-1119

追補資料40

医療資器材・医薬品等備蓄一覧

品名	内容	数量	備考
災害用接骨セット	骨折固定用具、包帯材料用品等	65セット	震災救援所用

追補資料41

区有施設の防災井戸一覧

平成30年12月現在

施設名	所在地	備考
児童青少年センター	荻 窪1-56-3	
杉並保健所	荻 窪5-20-1	電動ポンプ
こども発達センター	高井戸東1-18-5	
阿佐谷こぶし緑地	阿佐谷北3-36	
井草森公園	井 草4-12-1	
八成区民集会所	井 草1-3-2	
上井草特別養護老人ホーム	上 井 草3-33-10	
梅里堀ノ内敬老会館	堀ノ内3-37-4	雨水利用
上高井戸敬老会館	高井戸東2-6-17	
梅里公園	梅 里1-1-55	2基あり
下高井戸公園	下高井戸2-27-5	
おぎ緑地	西荻北1-12-11	打ち込み
阿佐谷ことり公園	阿佐谷南3-4-16	
なのはな生活園	宮 前2-22-4	
桃井児童館	桃 井2-10-9	
高井戸福祉事務所	高井戸東3-26-10	
和田三丁目まちづくり用地	和 田3-27-5	
松庵わかくさ公園	松 庵3-24-8	
荻窪みどりの里	荻 窪1-11-7	
神田川高井戸橋右岸	高井戸東2-30先	
下井草いど公園	下 井 草2-9-1	
宮前ふれあいの家	南荻窪2-25-17	
職員防災住宅	成 田 東4-14-34	
高井戸保育園	高井戸西1-31-3	
柏の宮公園	浜 田 山2-5-1	
天沼児童館	天 沼1-6-25	
あんさんぶる荻窪	荻 窪5-15-13	
天沼もえぎ公園	天 沼3-31-5	
三井の森公園	高井戸東1-28-2	
旧永福南小学校	永福1-7-6	
Aさんの庭	阿佐谷北5-45-13	
与謝野公園	南荻窪4-3-22	
保育室若杉	天 沼3-15-20	

上記の他、区立小・中学校等全て（65校）及び済美養護学校に各1基設置。

生活用水井戸登録状況一覧

平成30年12月現在

町丁目	登録基数	町丁目	登録基数	町丁目	登録基数	町丁目	登録基数
井 草		本天沼		松ノ木		成田東	
1	2	1	1	1	—	1	5
2	2	2	—	2	4	2	3
3	—	3	7	3	4	3	6
4	—	天 沼		大 宮		4	6
5	2	1	3	1	—	5	6
上井草		2	5	2	—	成田西	
1	1	3	7	梅 里		1	1
2	2	阿佐谷北		1	7	2	5
3	2	1	1	2	9	3	3
4	1	2	6	久我山		4	—
下井草		3	5	1	2	荻 窪	
1	—	4	3	2	1	1	4
2	1	5	9	3	4	2	4
3	—	6	8	4	—	3	6
4	2	阿佐谷南		5	1	4	5
5	2	1	14	高井戸西		5	2
善福寺		2	3	1	1	南荻窪	
1	5	3	8	2	1	1	2
2	—	高円寺北		3	—	2	—
3	1	1	5	上高井戸		3	—
4	—	2	3	1	9	4	2
今 川		3	4	2	4	西荻南	
1	1	4	2	3	1	1	2
2	3	高円寺南		永 福		2	2
3	2	1	2	1	—	3	—
4	1	2	5	2	—	4	—
桃 井		3	8	3	1	松 庵	
1	5	4	—	4	3	1	—
2	1	5	4	浜田山		2	1
3	—	和 田		1	3	3	1
4	2	1	3	2	—	宮 前	
西荻北		2	2	3	6	1	—
1	2	3	8	4	2	2	1
2	—	方 南		下高井戸		3	3
3	—	1	6	1	2	4	2
4	—	2	—	2	—	5	—
5	—	和 泉		3	—		
上 荻		1	5	4	7		
1	4	2	9	5	1		
2	1	3	2	高井戸東			
3	3	4	1	1	—		
4	1	堀ノ内		2	—		
清 水		1	1	3	—		
1	5	2	1	4	2		
2	5	3	4				
3	2					合 計	363

り災証明願・り災証明書

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

杉並区長宛

り災証明願

申請者	住所	電話 ()
	氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の家族 <input type="checkbox"/> その他 () ※委任状
証明書必要数	() 通	

下記によりり災したので証明願います。

記

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住所	電話
り災被害の 構成員 (り災した日時を記載)	氏名	住所
り災年月日	年 月 日	
り災原因	<input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()	
り災家屋等の所在地 (申請者と同じ場合は記載不要)	杉並区 丁目 番 号 <input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 事業所	

※り災者本人又は同居の家族以外の方が申請する場合は、次の委任状に御記入ください。

委任状

年 月 日

杉並区長宛

上記代理申請者_____に、り災証明書の請求・受領について委任します。

委任者 氏名 _____ 印
住所 _____

本人確認	<input type="checkbox"/> 現住 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()	決	裁	課長	係長	係員

り災証明書				杉並り災第 号
				年 月 日
世帯主住所				
世帯主氏名		世帯人員	人	
り 災 状 況	災害の原因			
	り災者住所			
	り災者			
	り災者区分			
	り災場所			
	り災物件種別			
世帯構成				
氏 名 続柄 年齢 氏 名 続柄 年齢				
り 災 程 度	区 分		浸水区分	
	参 考			
	そ の 他			
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 杉並区長 印 </div>				

水害時における救援本部実施要領

昭和58年4月23日

杉環防発第20号

改正	昭和59年5月9日杉環防発第43号	昭和61年3月27日杉環防発第455号
	平成2年7月18日杉環防発第106号	平成3年7月26日杉環防発第126号
	平成5年5月10日杉環防発第39号	平成5年10月1日杉環防発第206号
	平成6年5月13日杉環防発第34号	平成10年3月2日杉環防発第394号
	平成11年3月19日杉環防発第355号	平成12年3月31日杉地防発第432号
	平成13年6月7日杉地防発第53号	平成15年7月1日杉並第914号
	平成20年3月13日杉並第81608号	平成23年3月23日杉並第67307号
	平成24年3月21日杉並第64730号	平成31年4月1日杉並第12374号

(目的)

第1条 この要領は、杉並区災害応急対策実施要綱（昭和57年57杉環防発第31号）第6条第2項の規定に基づき、水害時における救援本部の編成及び分掌事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織編成と役割)

第2条 救援本部の組織編成と役割は別表のとおりとする。ただし、総務部危機管理室長は、災害の程度、状況等に応じて、避難所隊の派遣及び編成等を適宜変更することができる。

(改正)

第3条 総務部危機管理室長がこの要領を改正しようとするときは、防災対策推進会議幹事会の意見を聞かなければならない。

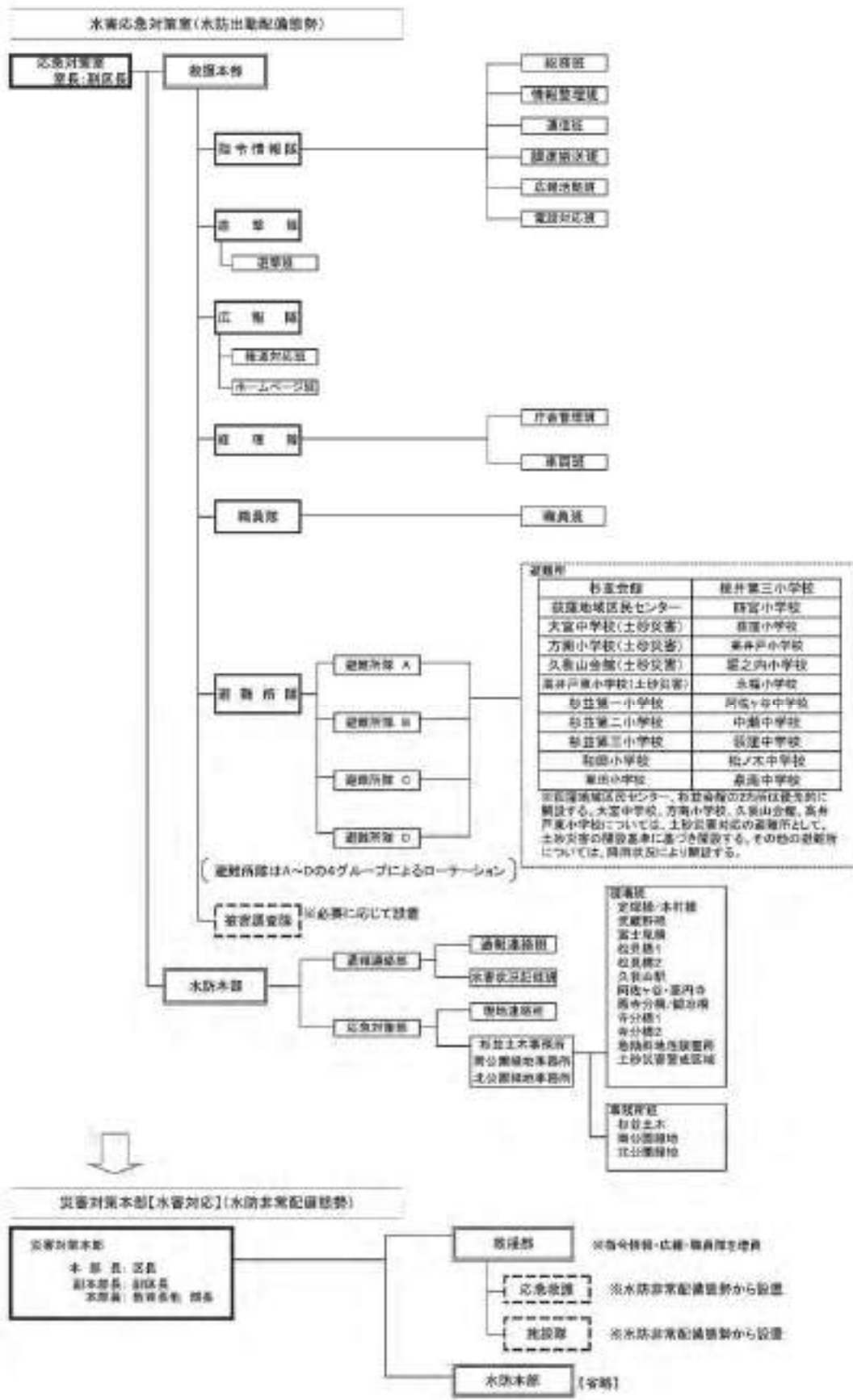
附 則

この要領は、昭和58年4月25日から施行する。

附 則（平成24年3月21日杉並第64730号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）



追補資料 45

救援部組織	役 割
救 援 本 部	<p>水害応急対策室全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。</p> <p>(1)本部の配備の確立に関すること。 (2)重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3)緊急対応組織全体に関する意思決定に関すること。 (4)各組織への指揮に関すること。 (5)避難の勧告又は指示に関すること。 (6)避難所開設の決定に関すること。 (7)各報道機関との連絡調整に関すること。 (8)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。</p>
救援部組織	役 割
指 令 情 報 隊	<p>(1)本部から各隊への指令伝達に関すること。 (2)各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関すること。 (3)災害情報、活動状況の本部への報告に関すること。 (4)本部の補佐に関すること。 (5)各部隊への指揮及び連絡調整に関すること。 (6)区議会との連絡調整に関すること。 (7)都との連絡調整に関すること。 (8)防災無線の統制に関すること。 (9)資機材の調達・搬送に関すること。 (10)広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関すること。 (11)河川・道路等の状況把握に関すること。 (12)区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関すること。 (13)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。</p>
遊 撃 隊	<p>(1)各隊との連絡調整に関すること。 (2)指令情報隊及び各隊に属さない業務に関すること。 (3)警察・消防等関係機関との連絡調整に関すること。</p>
広 報 隊	<p>(1)災害広報に関すること。 (2)ホームページに関すること。 (3)ケーブルテレビへの放送の依頼に関すること。 (4)各報道機関との連絡調整に関すること。</p>
経 理 隊	<p>(1)庁舎管理に関すること。(会議室・空調・電話等) (2)警備員室、中央管理室との連絡調整に関すること。 (3)車両調達、配車及び運行管理に関すること。</p>
職 員 隊	<p>(1)職員の勤務状況の把握に関すること。 (2)職員の給食・宿泊に関すること。</p>

救援部組織	役割
避難所隊	<p>(1) 避難所の開設業務に関すること。 避難所として指定する施設は以下の22箇所を基本とする。 杉並会館及び荻窪地域区民センターの2箇所を優先的に開設し、降雨状況や土砂災害の危険性に応じて他の施設を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 荻窪地域区民センター ② 杉並会館 ③ 杉並第二小学校 ④ 和田小学校 ⑤ 大宮中学校（土砂災害） ⑥ 久我山会館（土砂災害） ⑦ 高井戸東小学校（土砂災害） ⑧ 方南小学校（土砂災害） ⑨ 杉並第一小学校 ⑩ 杉並第三小学校 ⑪ 東田小学校 ⑫ 桃井第三小学校 ⑬ 四宮小学校 ⑭ 荻窪小学校 ⑮ 高井戸小学校 ⑯ 堀之内小学校 ⑰ 永福小学校 ⑱ 阿佐ヶ谷中学校 ⑲ 中瀬中学校 ⑳ 荻窪中学校 ㉑ 松ノ木中学校 ㉒ 泉南中学校 <p>※必要に応じて震災救援所に準じた場所に避難所を増設</p> <p>(2) 避難者の受入れ業務（避難者支援及び物資・食糧等の提供）に関すること。 (3) 避難所管理者との連絡調整に関すること。 (4) 指令情報隊への連絡・報告に関すること。</p>
応急救護隊	<p>(1) 負傷者の救護に関すること。</p>
被害調査隊	<p>(1) 被災情報を収集し、調査区域の設定に関すること。 (2) 被災現場の調査に関すること。 (3) 被災証明の発行に関すること。 (4) 見舞金配布対象者の抽出、配布準備に関すること。</p>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表

1 救助の程度、方法及び期間

平成30年3月28日時点

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	1. 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 320円 2. 高齢者等で特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費加算可能	災害発生の日から7日以内 (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	1. 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1. 1戸当り 5,516,000円以内 平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 解体撤去原状回復の費用 当該地域の実費 ○借上型仮設住宅 1. 1戸当り 地域の実情に応じた額	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内 着工 (ただし、 内閣総理大臣の承認により 着工期間 延長あり) ○借上型仮設住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上	1. 区市町村相互間の対象数の融通が可能 2. 供与期間2年以内 3. 都外からの輸送費は別枠とする。 4. 高齢者等で、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を「応急仮設住宅」として設置できることとする。この場合の「応急仮設住宅」の設置戸数は、被災者に提供される「福祉仮設住宅」の部屋数とする。
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け炊事ができない者 3. 災害により現に炊事のできない者	1. 1人1日当り 1,130円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等へ一時避難する場合3日以内支給可能	災害発生の日から7日以内 (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	食品供与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水、又は炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他、生活必需品の供与、又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 別記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額						
				2. 現物給付に限ること						
				1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す毎 に加算	
				全壊夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
				全壊冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
				半壊夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
半壊冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500				
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班……使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院、又は診療所……国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	患者等の移送費は別途計上						
助 産	災害発生の日以前、又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	妊婦等の移送費は別途計上						

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1か月以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住宅の全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により学用品を喪失、又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、高等学校等生徒	1. 教科書代 ・小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材の実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,400円 中学校生徒 1人当たり 4,700円 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円	災害発生の日から1か月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人 210,200円以内 小人 168,100円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	輸送費、人件費は別途
死体の処理	災害の際死亡した者	1. 洗浄縫合消毒等1体当たり3,400円以内 2. 一時保存 ・既存建物…通常実費 ・既存建物以外…1体当たり5,300円以内 ・ドライアイス…通常実費 3. 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1. 自らの資力では除去できない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれて一時的に居住できない場合	1 世帯当たり平均135,100円以内	災害発生の日から10日以内 〔ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	1. 実情に応じ…区市町村相互間において対象数の融通ができる。 2. ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

2 従事命令を受けた者の実費弁償

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師 21,200円以内 歯科医師 20,400円以内 薬剤師 17,600円以内 保健師、助産師、看護師 16,500円以内 准看護師 13,100円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 14,400円以内 歯科衛生士 14,000円以内 救急救命士 16,800円以内 土木技術・建築技術者 15,900円以内 大工 24,300円以内 左官 26,200円以内 とび職 25,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途東京都災害救助法施行細則で定める額

追補資料47

激甚法に定める主な事業及び都関係局

激甚法に定める事業及び関係局は次のとおりである。

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公共学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更正施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁業 上記の施設の区域外
		下水道局	
		港湾局	
		産業労働局	
		都市整備局	
総務局			
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局	
		下水道局	
		港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧自教に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地

水防巡視点検表

水防管理団体・ 建設事務所名				平成 年 月 日 時 分現在
担当部署連絡先	部	課	Tel	報告者
			Fax	
水防巡視箇所	左 川 岸 地先 右			
地名・住所	区市 町村			
河川の状況	推移（天端下がり）約 . m		上昇中 現在、水位は、変化なし 下降中	
	支障物 あり・なし			
護岸等の状況	変化 あり・なし			
	支障物 あり・なし			
水防活動状況				
その他				
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測 推移（天端下がり）約 . m			

追補資料49

洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等

1 地下街等

	名称	所在地
1	東京メトロ 荻窪駅	荻窪 5 丁目 31-7
2	東京メトロ 南阿佐ヶ谷駅	阿佐谷南 1 丁目 15-7
3	東京メトロ 新高円寺駅	高円寺南 2 丁目 20-1
4	東京メトロ 東高円寺駅	和田 3 丁目 55-42
5	東京メトロ 方南町駅	堀ノ内 1 丁目 1-1
6	荻窪東地下自転車駐車場	上荻 1 丁目 2-1
7	井荻南地下自転車駐車場	上井草 1 丁目 24-16
8	井荻北地下自転車駐車場	井草 3 丁目 3-10

2 医療機関

	名称	所在地
1	一般社団法人衛生文化協会 城西病院	上荻 2 丁目 42-11
2	医療法人社団静山会 清川病院	阿佐谷南 2 丁目 31-12
3	河北リハビリテーション病院	堀ノ内 1 丁目 9-27
4	医療法人社団山斗会 山中病院	西荻南 2 丁目 25-17
5	医療法人社団君真光 寺田病院	宮前 5 丁目 18-16
6	河北総合病院	阿佐谷北 1 丁目 7-3

3 高齢者施設

	名称	所在地
1	ふれあいの家 しみず正吉苑	清水 3 丁目 22-4
2	デイサービス あすなろの家	成田東 5 丁目 36-11
3	優つくりデイサービス沓掛	本天沼 3 丁目 34-28
4	デイサービス 凜	阿佐谷北 1 丁目 17-3
5	デイホーム フレイア	井草 1 丁目 23-4
6	SOMPOケア 堀之内デイサービス	堀ノ内 2 丁目 19-26
7	もえぎ西荻北	西荻北 1 丁目 19-17
8	上井草グループポエンデ	上井草 4 丁目 3-22

	名称	所在地
9	杉並区グループホーム なごみ高井戸	高井戸西 2 丁目 5-1
10	グループホーム豊生	高円寺南 3 丁目 43-11
11	マザアスホームだんらん 杉並・松庵	松庵 1 丁目 13-21
12	グループボエンデ井荻	下井草 5 丁目 22-4
13	グループホームなごみ松ノ木	松ノ木 1 丁目 12-50
14	セントケアホーム上井草	上井草 2 丁目 26-10
15	フォービスライフ松庵 英	松庵 1 丁目 2-8
16	グループホームふくろう宮前	宮前 2 丁目 11-11
17	グループホームきらら荻窪	清水 1 丁目 28-1
18	SOMPOケア そんぽの家 GH 堀ノ内	堀ノ内 2 丁目 19-26
19	ライフコミュニケーション杉並松庵	松庵 2 丁目 22-28
20	有料老人ホーム ルフラン荻窪	天沼 2 丁目 3-16
21	グランダ新高円寺	堀ノ内 3 丁目 10-11
22	介護付有料老人ホーム白寿園 ヴィラフォーレ荻窪	本天沼 3 丁目 34-20
23	ツクイ・サンシャイン杉並	下井草 4 丁目 31-2
24	くらら上井草	上井草 4 丁目 15-26
25	フローレンスケア荻窪	荻窪 2 丁目 4-29
26	トラストガーデン杉並宮前	宮前 2 丁目 11-10
27	ライフステージ阿佐ヶ谷	阿佐谷北 1 丁目 9-5
28	ゆめふる天沼店	本天沼 3 丁目 44-12
29	デイサービス太陽	西荻南 2 丁目 25-7
30	高齢者在宅サービスセンター 和泉ふれあいの家	和泉 4 丁目 40-31
31	(株) ケアサービス デイサービスセンター下井草	下井草 4 丁目 4-4
32	NPO法人デイサービスセンター 夢の飛行船	高円寺南 3 丁目 48-5
33	高齢者在宅サービスセンター 方南ふれあいの家	方南 1 丁目 52-14
34	エンジョイ音楽デイサービスひばり高円寺	高円寺南 1 丁目 22-20
35	デイサービスまごころ高円寺	高円寺南 5 丁目 20-3
36	デイサービスセンターなごやか方南町	方南 2 丁目 3-5
37	デイサービスセンターなごやか杉並	高円寺南 5 丁目 6-4
38	スマイルデイサービス 西荻窪店	西荻北 5 丁目 2-13

	名称	所在地
39	スマイルデイサービス 荻窪店	荻窪 5 丁目 10-25
40	スマイルデイサービス 本天沼店	本天沼 3 丁目 44-2
41	デイサービスあすなろ	久我山 2 丁目 1-22
42	魔法のつえ	成田西 3 丁目 3-25
43	デイサービス太陽スポーツ館 成田東	成田東 3 丁目 13-6
44	リハビリデイサービス n a g o m i 荻窪店	荻窪 3 丁目 13-8
45	デイサービス 孫の家	井草 3 丁目 26-14
46	デイサービス太陽スポーツ館 西荻南	西荻南 2 丁目 18-8
47	スリーベルデイ阿佐ヶ谷	阿佐谷北 5 丁目 12-24
48	デイサービス せせらぎ	下井草 3 丁目 33-12
49	短時間リハビリデイサービス 柿ノ木	南荻窪 3 丁目 30-15
50	ローズ療養通所介護	高円寺南 4 丁目 29-2
51	こすもすりハビリデイサービス井草	井草 4 丁目 2-14
52	だんらんの家 デイサービス永福	永福 1 丁目 30-2
53	ナイス杉並なでしこ倶楽部	阿佐谷北 1 丁目 3-5
54	デイサービスほっとらいふ ふじみ橋	和田 1 丁目 18-3
55	りはびり空間 プレミア・ケア 阿佐ヶ谷店	阿佐谷南 2 丁目 32-9
56	りはびり空間 プレミア・ケア 西荻窪店	上荻 3 丁目 5-4
57	リゾートデイサービス プルメリア	西荻南 2 丁目 18-17
58	健康ぷらす 高円寺	高円寺南 3 丁目 50-15
59	R e h a L a b o 和田	和田 1 丁目 55-10
60	團ライフ	荻窪 2 丁目 34-3
61	リハラボ高円寺	高円寺北 3 丁目 17-3
62	リハビリデイ・すまいるウォーク高円寺	高円寺南 3 丁目 39-17
63	ツクイ杉並下井草	下井草 4 丁目 31-7
64	(株) ケアサービスデイサービスセンター西荻窪	西荻南 4 丁目 27-8
65	せらび荻窪	今川 4 丁目 8-8
66	高齢者ショートステイマイルドハート西荻	西荻北 1 丁目 19-9
67	S O M P O ケア 堀ノ内 ショートステイ	堀ノ内 2 丁目 19-26
68	セントケア看護小規模荻窪	宮前 2 丁目 21-19
69	さんじゅ久我山	久我山 3 丁目 47-16
70	さんじゅ阿佐谷	阿佐谷北 1 丁目 2-1
71	すぎなみ正吉苑	清水 2 丁目 15-24

	名称	所在地
72	特別養護老人ホーム愛敬苑	和田 1 丁目 3-7
73	特別養護老人ホーム沓掛ホーム	本天沼 3 丁目 34-28
74	特別養護老人ホームおぎくぼ紫苑	荻窪 3 丁目 7-30
75	特別養護老人ホーム 和泉サナホーム	和泉 4 丁目 16-10
76	寺田シェアハウス	宮前 5 丁目 18-13
77	ゆうゆう上荻窪館	上荻 3-16-6
78	ゆうゆう西田館	荻窪 1 丁目 57-4
79	ゆうゆう方南館	方南 1 丁目 51-7
80	ゆうゆう荻窪館	南荻窪 2 丁目 25-17
81	ゆうゆう桃井館	桃井 1 丁目 35-2
82	ゆうゆう梅里堀ノ内館	堀ノ内 3 丁目 37-4
83	ゆうゆう和泉館	和泉 4-16-22
84	ミモザ久我山	宮前 4-30-3

4 教育施設

	名称	所在地
1	杉並第四小学校	高円寺北 2 丁目 14-13
2	杉並第八小学校	高円寺南 2 丁目 40-24
3	杉並第九小学校	本天沼 1 丁目 2-19
4	桃井第二小学校	荻窪 5 丁目 10-25
5	井荻小学校	善福寺 1 丁目 10-19
6	杉並第七小学校	阿佐谷南 3 丁目 19-2
7	高井戸第四小学校	西荻南 1 丁目 8-16
8	松庵小学校	松庵 2 丁目 23-24
9	方南小学校	方南 1 丁目 52-14
10	済美小学校	堀ノ内 1 丁目 17-24
11	松ノ木小学校	松ノ木 1 丁目 2-26
12	東田中学校	成田東 3 丁目 19-17
13	東原中学校	下井草 1 丁目 28-5
14	向陽中学校	下高井戸 3 丁目 24-1
15	和田中学校	和田 2 丁目 21-8
16	宮前中学校	宮前 2 丁目 12-1
17	高井戸中学校	高井戸東 1 丁目 28-1

	名称	所在地
18	杉並和泉学園	和泉 2 丁目 17-14
19	済美養護学校	堀ノ内 1 丁目 19-25
20	永福図書館	永福 4 丁目 25-7
21	南荻窪図書館	南荻窪 1 丁目 10-2
22	高井戸図書館	高井戸東 1 丁目 28-1
23	堀ノ内子供園	堀ノ内 1 丁目 9-26
24	高円寺北子供園	高円寺北 2 丁目 14-13
25	西荻北子供園	西荻北 1 丁目 19-22
26	光塩女子学院幼稚園	高円寺南 5 丁目 11-35
27	杉並教会幼稚園	和田 3 丁目 48-8
28	たから幼稚園	西荻南 1 丁目 12-12
29	角笛幼稚園	高井戸西 1 丁目 27-18
30	日本大学幼稚園	天沼 1 丁目 31-14
31	富士幼稚園	南荻窪 4 丁目 5-7
32	阿佐谷幼稚園	阿佐谷北 5 丁目 13-2
33	佼成学園中学校	和田 2 丁目 6-29
34	東京朝鮮第 9 初級学校	阿佐谷北 1 丁目 39-3
35	中央ろう学校	成田西 4 丁目-15-15

5 児童福祉施設

	名称	所在地
1	高円寺北児童館	高円寺北 2 丁目 2-18
2	荻窪児童館	荻窪 2 丁目 40-1
3	堀ノ内南児童館	堀ノ内 1 丁目 9-26
4	永福南児童館	永福 2 丁目 6-12
5	高円寺南児童館	高円寺南 3 丁目 24-15
6	今川児童館	今川 3 丁目 3-18
7	善福寺北児童館	善福寺 3 丁目 13-10
8	四宮森児童館	上井草 2 丁目 41-11
9	高円寺中央児童館	高円寺南 2 丁目 52-2
10	和田中央児童館	和田 1 丁目 38-18
11	方南児童館	方南 1 丁目 51-7
12	児童青少年センター	荻窪 1 丁目 56-3

	名称	所在地
13	高井戸児童館	高井戸西 2 丁目 5-10
14	プレミア・ケア・ジュニア西荻窪店	上荻 3 丁目 5-4
15	よりみちくらぶ ヤギのサンダル	宮前 2 丁目 10-42
16	よりみちくらぶ ネコのトランク	成田東 4 丁目 1-26
17	プレミア・ケア・ジュニア阿佐ヶ谷店	阿佐谷南 2 丁目 32-9
18	発達支援ルーム にこっと	高円寺北 3 丁目 40-13
19	カノン	高円寺南 3 丁目 16-20
20	ハッピーテラス荻窪教室	阿佐谷南 3 丁目 12-4
21	LITALICO ジュニア高円寺教室	高円寺南 2 丁目 7-1
22	心理・発達相談室 こぐま	高円寺南 3 丁目 31-18
23	第 2 ドルフィンキッズ	上荻 1 丁目 4-5
24	障害児保育園ヘレン	天沼 3 丁目 12-12
25	八成れいんぼう	清水 2 丁目 16-20
26	子どもの家エラン	南荻窪 1 丁目 34-21
27	小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園	松庵 3 丁目 35-15
28	ピノキオ幼児舎新高円寺園	梅里 1 丁目 13-12
29	荻窪コスモ保育園	荻窪 5 丁目 6-5
30	梅里保育園	梅里 1 丁目 2-15
31	ビーフェア中野富士見町保育園	和田 1 丁目 17-12
32	きらら保育園杉並松庵	松庵 3 丁目 18-17
33	こどもヶ丘保育園阿佐谷南園	阿佐谷南 1 丁目 13-16
34	杉並保育園ソラグミ	西荻南 2 丁目 18-20
35	ふたばクラブ西永福保育園	永福 4 丁目 19-17
36	マグハウス西荻第 2	松庵 3 丁目 41-1
37	マグハウス西荻	西荻南 2 丁目 8-16
38	西永福らる小規模保育園	永福 3 丁目 33-10
39	ハーモニー・キッズ	高井戸東 2 丁目 29-13
40	保育室善福寺	善福寺 1 丁目 11-11
41	保育室和泉北（平成 31 年末廃止）	和泉 4 丁目 44-6
42	保育室下井草北	下井草 4 丁目 30-2
43	保育室高井戸北	高井戸西 2 丁目 5-10
44	ピヨピヨおうちえん	上荻 2 丁目 7-9
45	doors 新高円寺	梅里 1 丁目 8-10
46	かわきたおひさま保育所	阿佐谷北 1 丁目 3-10

	名称	所在地
47	桃井グループ保育室	桃井 1 丁目 35-2
48	ぴーかーぶう	和泉 4 丁目 42-5
49	あい・あい保育園荻窪園	荻窪 5 丁目 15-21
50	アウル宮前保育園	宮前 2 丁目 11-11
51	和泉ここわ保育園	和泉 2 丁目 17-5
52	ういず阿佐ヶ谷駅前保育園	阿佐谷北 1 丁目 15-3
53	ういず成田東保育園	成田東 3 丁目 17-32
54	荻窪りとるぱんぷきんず	荻窪 3 丁目 7-29
55	グローバルキッズ松庵園	松庵 2 丁目 23-6
56	高円寺りとるぱんぷきんず	高円寺北 1 丁目 27-3
57	佼成育子園	和田 1 丁目 16-7
58	小学館アカデミー にしおぎ南保育園	西荻南 4 丁目 14-4
59	上水保育園 清水分園	清水 3 丁目 22-11
60	上水保育園 西荻分園	西荻北 3 丁目 5-5
61	杉並さゆり保育園	高円寺北 4 丁目 34-22
62	杉並ゆりかご保育園	成田東 1 丁目 18-8
63	成田コスモ保育園	成田西 3 丁目 8-12
64	ピノキオ幼児舎和田保育園	和田 2 丁目 21-8
65	マミー高円寺保育園	高円寺南 2 丁目 40-45
66	むさしの保育園	和田 1 丁目 8-20
67	ゆめの樹保育園たかいどにし	高井戸西 1 丁目 1-32
68	和田ここわ保育園	和田 1 丁目 5-7
69	高井戸保育園	高井戸西 1 丁目 31-3
70	和泉保育園	和泉 4 丁目 16-22
71	今川保育園	今川 3 丁目 3-18
72	永福南保育園	永福 2 丁目 6-12
73	大宮前保育園	宮前 5 丁目 19-8
74	荻窪保育園	南荻窪 2 丁目 25-17
75	高円寺東保育園	高円寺南 1 丁目 28-4
76	中瀬保育園	下井草 4 丁目 25-10
77	西田保育園（平成 31 年度末廃止）	荻窪 1 丁目 57-4
78	グローバルキッズ荻窪	阿佐谷南 3 丁目 13-12
79	大空と大地のなーさりい高円寺南園	高円寺南 4 丁目 37-23
80	定期利用保育施設下井草	下井草 4 丁目 21-9

	名称	所在地
81	サポートセンター中瀬	下井草 4 丁目 25-10
82	サポートセンター今川	今川 3 丁目 3-18
83	浜田山英語保育ナーサリー	浜田山 3 丁目 34-3 ハンズガーデン 301
84	はっぴーほーむ	和田 1 丁目 17-11
85	保育ルーム Felice 高円寺園	高円寺北 3 丁目 12-1 石田ビル
86	まことのぶどうの木 Nursery	松庵 3 丁目 38-4
87	ハーモニー・キッズ高井戸	高井戸東 2 丁目 26-3 1F
88	ひととき保育馬橋	高円寺南 3 丁目 31-3
89	ひととき保育宮前	宮前 5 丁目-24-18 ビルッチ宮前 1F
90	保育所中野富士見町きらきら園	和田 1 丁目 28-3 ニューハウス BAN101

6 障害者施設

	名称	所在地
1	エンジョイ	下井草 4 丁目 30-1
2	堀ノ内ハイム	堀ノ内 3 丁目 16-31
3	宮前ホーム	宮前 1 丁目 2-4
4	ワルツ	上荻 2 丁目 7-9
5	笑がおの里杉並	下井草 1 丁目 24-6
6	グループホーム ゲンキ永福	永福 2 丁目 4-13
7	杉並区下井草カラフルホーム	下井草 4 丁目 30-1
8	フォレス	成田西 4 丁目 8-5
9	パルテ	上荻 1 丁目 13-10
10	杉並いずみ第一	和泉 4 丁目 44-4
11	けやき亭	成田東 3 丁目 1-3
12	アゲイン	永福 1 丁目 27-31
13	かいとー	浜田山 3 丁目 1-9
14	工房ラルゴ	上荻 4 丁目 26-11
15	杉並いずみ第一	堀ノ内 3 丁目 9-11
16	杉並いずみ第二	方南 1 丁目 52-20
17	済美職業実習所	堀ノ内 1 丁目 26-6
18	どんまい福祉工房	本天沼 1 丁目 24-9
19	パソコン工房ゆずりは	荻窪 1 丁目 20-15
20	ゆい企画	成田東 5 丁目 15-23

	名称	所在地
21	ワークショップ・かたつむり	和田1丁目5-18
22	グループホーム なごみ松ノ木	松ノ木1丁目12-50

合計 245施設

災害時等における物流業務等の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会杉並支部（以下「乙」という。）とは、災害時等における物流業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲のみでは十分な物流業務等を実施することができない場合において、甲及び乙が相互に協力し、物流業務等を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害時等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。

（2）物資等

救援物資、資機材をいう。

（3）地域内輸送拠点等

杉並区地域防災計画及び杉並区災害受援計画（物流編）に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設をいう。

（4）物流業務等

次に掲げる業務をいう。

ア 地域内輸送拠点等から甲が指定する避難所等への物資等の輸送

イ 甲が指定する地域内輸送拠点等の運営（物資等の受入れ、荷役、仕分け等）

ウ 災害時供給車両、荷役機械又は資機材等の提供

エ アからウまでに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

（5）災害時供給車両

乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して物流業務等の協力を要請するものとする。

2 協力要請は、原則として文書により行うものとするが、甲が文書により協力を要請することができない緊急を要する場合は、口頭（電話等を含む。）により要請ができるものとする。この場合において、甲はその後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲で、当該協力要請に基づく物流業務等を行うように努めるものとする。

(要請内容)

第4条 甲が乙に要請する内容については、物流業務等及び次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保及び調整その他輸送に関する助言及び調整
- (2) 物資等の保管に関する助言及び調整
- (3) 地域内輸送拠点等の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整
- (4) 物資等の配分計画の立案及び在庫管理に関する助言及び調整
- (5) 前各号のほか、物流業務等全般に関する助言及び調整

(実施期間)

第5条 物流業務等の実施期間は、第3条の規定による要請の日から原則7日以内とする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じてその期間を変更することができる。

(報告等)

第6条 乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 物流業務等に従事した事業者名及び人員数
- (2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量
- (4) 物資業務等に使用した車両数及び車種、資機材等
- (5) 物資業務等に要した経費（車両の運賃及び料金、有料道路の通行料金等）
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提供するものとする。

(費用負担等)

第7条 第3条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用については、別に実施細目において定める。

(経費の請求等)

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、直ちに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両を確保す

る等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

- 3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した乙に所属する者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に著しい障害を生じた場合は、災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年杉並区条例第26号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 甲又は乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、損害を与えた各々が、その賠償の責任を負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第11条 乙は、平常時において、災害時供給車両を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うものとする。
- 3 甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。
- 4 前3項によらない場合、乙は、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を公安委員会に行うことができるものとする。また、緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、その写しを甲に提出するものとする。

(燃料の確保)

第12条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第13条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先、災害時に供給可能な車両等について協定事務担当者（連絡先）名簿・保有車両等報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）を作成し、当該情報については毎年度当初に相互に通知するものとする。ただし、情報に変更がないときは、報告書の作成及び通知を省略することができる。

- 2 この協定に関して、甲及び乙の連絡体制及び車両等の情報に著しい変更があった場合は、その都度、変更した情報を記した報告書により速やかに相互に報告するものとする。
- 3 乙は、災害対策に協力する会員の名簿を甲に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第14条 甲は、自らが主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第15条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ決定するものとする。

(準用)

第17条 この協定は、甲が策定する「杉並区国民保護計画」においても準用する。

(期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了する日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、有効期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(旧協定の取扱い)

第19条 この協定の締結に伴い、平成8年3月1日に締結した「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書」については、廃止する。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田中 良

乙 東京都杉並区下井草五丁目11番11号
一般社団法人東京都トラック協会杉並支部

支部長 飯田 勇一

災害時等における物流業務等の協力に 関する費用負担等に関する実施細目

杉並区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会杉並支部（以下「乙」という。）と、平成31年3月20日に締結した「災害時等における物流業務等の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条に規定する費用負担等に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用用語の意義は、別段の定めがない限り、協定書で使用用語の例によるものとする。

（運賃等）

第1条 協定書第7条第1項に定める物流業務等に要した費用とは、次にかかげるものをいう。

- （1） 災害時供給車両に係る費用
 - （2） 前号以外の費用
- 2 前項第1号に定める災害時供給車両に係る費用とは、「平成11年3月26日自貨39号通達に基づき公示された認可運賃」に基づき公示された運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率表の運賃に10%に相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は、8時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取扱いとする。
- 3 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃とし、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 第1項第2号の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等及び災害時等の直前における適正な価格等を踏まえ、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（車庫待ち料金等）

第2条 災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金については、次の各号に掲げる費用とする。

（1） 車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額（4時間制を特約した場合は4時間制の基礎額、その他の場合は8時間制の基礎額）に7割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額（8時間制の場合に限る。）、深夜早朝割増又は休日割増（以下「加算額」という。）に該当する場合は、上記基礎額に加算額等を加えた額に7割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

(2) 車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

(3) 荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況において出庫した場合は、時間制運賃率表の基準運賃（運賃割増率を含む。）の3割を最高限度とした金額を加算する。

2 車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

3 車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼働とする。

(適用関係)

第3条 本細目の規定と協定の規定の間にそごが生じた場合は、本細目の規定を優先する。

(協議条項)

第4条 本細目に定めのない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。本細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成31年3月20日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 田中 良

乙 東京都杉並区下井草五丁目11番11号
一般社団法人東京都トラック協会杉並支部

支部長 飯田 勇一

杉並区災害復興本部に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区防災対策条例（平成14年杉並区条例第9号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定に基づき、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、杉並区災害復興本部（以下「本部」という。）の組織及びその分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 区長は、区が地震、豪雨、大規模な火事等により重大な被害を受けた場合において被災地の復興及び区民生活の再建に関する施策（以下「復興施策」という。）を迅速に、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、本部を設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 復興施策の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める事務

(本部会議)

第4条 本部に、復興に係る重要事項を審議するため、復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 復興本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 復興副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 復興本部員（以下「本部員」という。）

(本部長)

第5条 本部長は、区長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、副区長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、区長の職務代理の順序による。

(本部員)

第7条 本部員は、教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長、杉並保健所長、都市整備部まちづくり担当部長、都市整備部土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長及び区議会事務局長をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所掌する復興施策に係る企画及び立案を行うこと。
 - (2) 所掌する復興施策を実施すること。
 - (3) 所掌する復興施策の実施状況について、本部長又は本部会議に報告すること。
 - (4) その他本部長の特命に関すること。
- 4 前項各号に掲げる事務を処理するに当たり、本部員は、所属職員を指揮監督する。
(部)

第8条 本部に部を置く。

- 2 部に属すべき本部の職員及び部の編成は、区長が別に定める。
- 3 本部に置く部の名称及び分掌事務の概要は、次のとおりとする。

復興政策経営部

- (1) 復興に係る基本方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 復興に係る調査及び企画に関すること。
- (3) 復興に係る財政の計画に関すること。
- (4) 復興に係る予算の総括に関すること。
- (5) 復興基金の創設に関すること。
- (6) 区有施設の復旧及び再建に関すること。
- (7) その他政策経営部の所管に属すること。

復興総務部

- (1) 復興施策に係る人事計画に関すること。
- (2) 復興施策に係る職員の派遣の調整に関すること。
- (3) 復興に係る広報及び被災者の相談体制の整備に関すること。
- (4) その他総務部の所管に属すること。

復興区民生活部

- (1) 復興に係るNPO、ボランティア等による市民活動に関すること。
- (2) 復興に係る税制の調査研究に関すること。
- (3) 復興に係る生活支援対策に関すること（区民生活部の所管に属するものに限る。）。
- (4) 在住外国人等に対する復興に係る情報連絡等に関すること。
- (5) 社会体育施設の再建に関すること。
- (6) 商店街及び中小企業への支援に関すること。
- (7) 雇用の確保に関すること。
- (8) その他区民生活部の所管に属すること。

復興保健福祉部

- (1) 区における福祉に対する需要の把握に関すること。
- (2) 社会福祉施設の再建に関すること。
- (3) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。
- (4) 復興に係る生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く）。
- (5) 入所施設及び福祉人材の確保に関すること。
- (6) その他保健福祉部の所管に属すること。

復興杉並保健所

- (1) 復興に係る地域医療体制の整備に関すること。

- (2) 医療機関の再建に関すること。
- (3) 復興に係る保健対策及び生活環境の整備に関すること（他の部に属するものを除く）。
- (4) その他杉並保健所の所管に属すること。

復興子ども家庭部

- (1) 復興に係る地域福祉体制の整備に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。
- (2) 復興に係る生活支援対策に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）。
- (3) 児童福祉施設の再建に関すること。
- (4) その他子ども家庭部の所管に属すること。

復興都市整備部

- (1) 被災市街地の復興に関すること。
- (2) 復興に係る応急的な住宅の整備に関すること。
- (3) 住宅の再建支援に関すること。
- (4) その他都市整備部の所管に属すること。

復興環境部

- (1) 復興施策の実施に係る環境対策に関すること。
- (2) 災害廃棄物の処理に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他環境部の所管に属すること。

復興会計管理室

- (1) 復興施策の実施に係る公金の歳入及び歳出に関すること。

復興教育委員会事務局

- (1) 被災した児童及び生徒への支援に関すること。
- (2) 教育施設の再建に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- (3) 文化財に関すること。
- (4) その他教育委員会事務局の所管に属すること。

復興選挙管理委員会事務局

- (1) 特命事項に関すること。

復興監査委員事務局

- (1) 特命事項に関すること。

復興区議会事務局

- (1) 特命事項に関すること。

- 4 前項の規定にかかわらず、本部長が、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

（事務局）

第9条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部の庶務及び部の調整に関すること。
- (2) 東京都及び防災関係機関（条例第2条第3号に規定する防災関係機関をいう。）との調整に関する
こと。
- (3) 復興施策の進行管理及び総合調整に関すること。

(4) 用地の確保及び調整に関すること。

(5) 地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び区長その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。）の推進及び調整に関すること。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長は、政策経営部長をもって充てる。

5 事務局員は、政策経営部企画課、危機管理室危機管理対策課、危機管理室防災課及び都市整備部管理課の職員、その他の職員を本部長が指名する。

（委任）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日に施行する。

杉並区災害対策本部組織の分掌事務一覧

令和元年度

本 部 長 室

本部長：区 長
 副本部長：副 区 長
 “：副 区 長
 本部長：教 育 長
 “：代 表 監 査 委 員
 “：政 策 経 営 部 長
 “：総 務 部 長
 “：区 民 生 活 部 長
 “：保 健 福 祉 部 長
 “：子 ども 家 庭 部 長
 “：都 市 整 備 部 長
 “：環 境 部 長
 “：危 機 管 理 室 長
 “：杉 並 保 健 所 長
 “：ま ち づ くり 担 当 部 長
 “：土 木 担 当 部 長
 “：会 計 管 理 室 長
 “：教 育 委 員 会 事 務 局 次 長
 “：区 議 会 事 務 局 長

<分 掌 事 務>

- 1 本部の非常配備態勢の確立に関する事。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 3 本部の設置及び廃止に関する事。
- 4 避難の勧告又は指示に関する事。
- 5 警戒区域の設定に関する事。
- 6 応急公用負担等に関する事。
- 7 他の区市町村との相互応援に関する事。
- 8 東京都知事に対する応援又は応急措置の要請に関する事。
- 9 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- 10 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関する事。
- 11 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- 12 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

※ 以下、分掌事務は主な事務のみ掲げる。

災 対 総 務 部

部長：危機管理室長
 部長補佐：施設再編・整備担当部長
 //：政策経営部参事（特命事項担当）
 //：総務部長
 //：会計管理室長
 //：教育委員会事務局次長
 //：学校整備担当部長
 //：教育企画担当部長（応急教育班 班長補佐と兼務）
 //：区議会事務局長

※政策経営部長は、災対各部には所属せず、震災復興本部の設置準備等にあたる。

総 務 班

班 長：防災課長
 班長補佐：総務課長
 //：秘書課長
 //：区議会事務局次長
 //：コンプライアンス推進担当課長
 //：政策法務担当課長
 班 員：総務課職員（震災救援所担当除く）
 //：秘書課職員
 //：危機管理対策課職員（地域安全担当除く）
 //：防災課職員【5名程度】
 （指令情報班、受援班除く）
 //：区議会事務局職員（震災救援所担当除く）

<分掌事務>

1. 本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関する事
2. 本部活動の把握及び総括統制に関する事
3. 東京都災害対策本部及び防災関係機関との調整に関する事
4. 部内の職員の参集状況の集約に関する事
5. 部所管施設における被害状況等の集約に関する事
6. 災害情報等の報告に関する事
7. 部内の災害対策本部業務実施状況の集約及び報告に関する事
8. 部内各班の連絡調整に関する事
9. 部内の受援ニーズの把握に関する事
10. 部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事
11. 他の部、班に属さないこと。

指 令 情 報 班

班 長：地域安全担当課長
 班長補佐：情報政策課長
 //：情報システム担当課長
 班 員：情報政策課職員（震災救援所担当除く）
 //：防災課職員【8名程度】
 （総務班、受援班除く）
 //：庶務課職員【7名程度】
 （震災救援所担当、応急教育班除く）
 //：教育人事企画課職員【5名程度】
 （震災救援所担当、応急教育班除く）
 //：学務課職員【4名程度】
 （震災救援所担当、応急教育班除く）
 //：成田防災住宅居住職員

<分掌事務>

1. 本部指令の伝達及び各部からの情報収集に関する事
2. 問合せに対する回答及び情報収集に関する事
3. 災害情報の収集及び整理・伝達に関する事
4. 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事
5. 防災行政無線の統制に関する事
6. コンピュータ等の保全に関する事
7. 防犯対策に関する情報発信に関する事

広 報 班

班 長：広報課長
 班長補佐：広報課報道係長
 班 員：広報課職員

<分掌事務>

1. 災害広報に関する事
2. 広報車の運行に関する事
3. ホームページに関する事
4. 報道機関との連絡に関する事

職 員 班

班 長：人事課長
 班長補佐：職員厚生担当課長
 班 員：人事課職員【10名程度】
 （震災救援所担当、受援班除く）

<分掌事務>

1. 本部職員の動員及び服務に関する事
2. 本部職員の健康管理に関する事
3. 職員の参集状況のとりまとめに関する事

庁舎・車両管理班

班 長：経理課長
 班 員：経理課職員（震災救援所担当除く）
 //：区民課職員（区民事務所含む）【12名程度】
 （震災救援所担当、救援部庶務班、物資班除く）

<分掌事務>

1. 区役所本庁舎の保全に関する事
2. 区役所本庁舎及び周辺地域における区民への対応及び誘導に関する事
3. 車両の調達及び配車に関する事
4. 車両及び燃料の調達に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関する事

<p>区有施設点検班 班長： 営繕課長 班長補佐： 施設整備担当課長 班員： 営繕課職員 //： 都市整備部管理課職員（※） //： 市街地整備課職員（※）</p>	<p>（※）建築・電気・ 機械技術職</p>	<p><分掌事務> 1. 区有施設等の点検及び応急危険度判定に関する事 と。 2. 区有施設等の被災度区分判定の実施に関する事 3. 区有施設等の応急補修に関する事。 4. 災対都市整備部本部庶務班との連絡調整に関する 事。 5. 区有施設点検班の庶務に関する事。 6. 仮設住宅の建設及び撤去に関する事。</p>
<p>義援金班 班長： 会計課長 班長補佐： 会計課出納係長 班員： 会計課職員（震災救援所担当除く）</p>	<p><分掌事務> 1. 義援金品の出納及び保管に関する事。 2. 義援金の受付に関する事。</p>	
<p>応急教育班 班長： 庶務課長 班長補佐： 教育人事企画課長 //： 学務課長 //： 済美教育センター所長 //： 教育相談担当課長 班員： 庶務課職員【8名程度】 （震災救援所担当、指令情報班除く） //： 教育人事企画課職員【2名程度】 （震災救援所担当、指令情報班除く） //： 学務課職員【6名程度】 （震災救援所担当、指令情報班除く） //： 済美教育センター職員</p>	<p><分掌事務> 1. 応急教育に関する事。 2. 社会教育施設における被害状況の収集に関する事 と。 3. 文化財における被害状況の収集に関する事。 4. 私立学校における被害状況の収集に関する事。</p>	
<p>復興計画班 班長： 企画課長 班長補佐： 財政課長 //： 行政管理担当課長 //： 施設再編・整備担当課長 班員： 企画課職員（震災救援所担当除く） //： 財政課職員（震災救援所担当除く）</p>	<p><分掌事務> 1. 災害対策予算に関する事。 2. 用地の確保及び調整に関する事。 3. 震災復興準備室の設置に関する事。</p>	
<p>被災者相談班 班長： 区政相談課長 班員： 区政相談課職員</p>	<p><分掌事務> 1. 相談ニーズの把握に関する事。 2. 臨時相談窓口の設置準備及び運営の調整に関する 事。 3. 被災者総合相談窓口の設置準備及び運営の調整に 関する事。</p>	
<p>受援班 班長： 危機管理対策課長 班長補佐： 文化・交流課長 班員： 防災課職員【2名程度】 （総務班、指令情報班除く） //： 危機管理対策課職員（地域安全担当） //： 人事課職員【10名程度】 （震災救援所担当、職員班除く）</p>	<p><分掌事務> 1. 受援本部の設置に関する事。 2. 応援職員の派遣要請に関する事。 3. 災害対策本部全体の受援ニーズの把握に関する事 と。 4. 応援職員の受入れ調整に関する事。 5. 労働者に供給に関する事。</p>	

医療救護部

部長：杉並保健所長
部長補佐：健康推進課長（情報・庶務班長と兼務）
地域保健・医療連携担当課長（情報・庶務班長補佐と兼務）

情報・庶務班

班長：健康推進課長
班長補佐：地域保健・医療連携担当課長
班員：健康推進課職員
〃：保健予防課職員（一部）
〃：保健サービス課職員（一部）

<分掌事務>

1. 医療救護部全体の連絡調整に関する事。
2. 国、都その他の防災関係機関及び区内医療機関に関する情報収集、連絡調整に関する事。
3. 区災害医療コーディネーターと連携した医療救護活動の統括に関する事。
4. 医師会等に対する医療救護活動の要請に関する事。
5. DMAT等や医療救護に係るボランティアの受入れに関する事。
6. 災害医療活動拠点支所の設置に関する事。
7. 仮設診療所の設置準備に関する事。
8. 医療チームの派遣要請に関する事。
9. 精神医療業務拠点の設置に関する事。
10. 部内の職員の参集状況の集約に関する事。
11. 部所管施設における被害状況等の集約に関する事。
12. 災害情報等の報告に関する事。
13. 部内の災害対策本業務実施状況の集約及び報告に関する事。
14. 部内各班の連絡調整に関する事。
15. 部内の受援ニーズの把握に関する事。
16. 部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事。

衛生班

班長：生活衛生課長
班長補佐：保健予防課長
班員：生活衛生課職員
〃：保健予防課職員
〃：環境課職員（生活環境担当）

<分掌事務>

1. 震災救援所等における衛生管理に関する事。
2. 感染症対策に関する事。
3. 獣医師会等との連絡調整及び負傷動物救護所に関する事。
4. 各種検査に関する事。
5. 防疫活動に関する事。
6. 震災救援所等における動物の適正飼養の指導に関する事。
7. 動物の一時保護及び飼い主の捜索に関する事。

荻窪保健活動班

班長：保健サービス課長
班長補佐：保健サービス課 上井草業務係長
班員：保健サービス課 管理係職員
〃：保健サービス課 上井草業務係職員

<分掌事務>

1. （緊急）医療救護所の設置運営に関する事。
2. 医薬品・医療資材の調達供給に関する事。
3. 災害拠点病院等への搬送体制の確保に関する事。
4. 各種健康相談に関する事。
5. 巡回診療に関する事。

高井戸保健活動班

班長：高井戸・和泉保健センター担当課長
班長補佐：保健サービス課 高井戸業務係長
班員：保健サービス課 高井戸業務係職員
〃：生活衛生課衛生試験所職員（一部）
〃：保健予防課職員（一部）
〃：健康推進課職員（一部）

<分掌事務>

荻窪保健活動班に同じ。

高円寺保健活動班

班長：高円寺・上井草保健センター担当課長
班長補佐：保健サービス課 和泉業務係長
班員：保健サービス課 高円寺業務係職員
〃：保健サービス課 和泉業務係職員
〃：健康推進課職員（一部）

<分掌事務>

荻窪保健活動班に同じ。

<p>教 授 部</p> <p>科 長：保健福祉部長 科長補佐：区民生活部長 ＊：地域活性化担当部長 ＊：健康増進センター所長 ＊：高齢福祉部長 ＊：子ども保健部長 ＊：生涯学習担当部長（図書課長と兼任） ＊：監査委員事務部長</p>	
<p>庶務課</p> <p>課 長：保健福祉部管理課長 課長補佐：区民生活部管理課長 ＊：区民生活部副参事（ふるさと納税担当） ＊：区民課長 ＊：地域活性化担当課長 ＊：地域活性化推進担当課長 ＊：オリンピック・パラリンピック連携推進課長 ＊：福祉・交流課副参事（SSS担当） 課 員：区民生活部管理課職員（区民生活部担当を除く） ＊：健康福祉部管理課職員（区民生活部担当を除く） ＊：文化・交流課職員【ふるさと課】 ＊：保健課（本庁）職員【ふるさと課】 ＊：区民課職員（区民生活部担当を除く） ＊：区民課職員（区民生活部担当を含む）【ふるさと課】 ＊：区民課職員（区民生活部担当を除く）</p>	<p><分掌事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託業務等に対する連絡・調整に関する事。 2. 委託業務者の支援に関する事。 3. 災害時要援護者に関する事。 4. 適性就業等に関する事。 5. まなびの森等の施設及び運営に関する事。 6. 一般ボランティア及び障害ボランティアの導入に関する事。 7. 民間福祉施設（運営している社会福祉法人等）の統括及び福祉施設関係者の関係に関する事。 8. 避難者の移住支援に関する事。 9. 福祉・高齢福祉の定規に関する事。 10. 遺族及び行方不明者の捜索及び死亡時の状況記録の取りまとめに関する事。 11. 遺族の支援に関する事。 12. 女性に関する特別許可証の発行に関する事。 13. 避難者支援に向けた指定避難所等への関係に関する事。 14. 災害時要援護者等の届け、災害時要援護者の支援に関する事。 15. 被災者会等の作成及び情報提供に関する事。 16. 義援金の配分に関する事。 17. 区立福祉施設の統括等に関する事。 18. 外国人への支援に関する事。 19. 高齢者福祉等の実施に関する事。 20. 高齢者の入居者募集及び退居に関する事。 21. 自治の発展の推進及び関係に関する事。 22. 自治管理課における関係業務の業務に関する事。 23. 災害情報等の提供に関する事。 24. 区内の災害対策本部事務局被災者の集約及び検査に関する事。 25. 区内の防災訓練実施に関する事。 26. 区内のニーズの把握に関する事。 27. 区内の被災者に対する応援職員の導入に関する事。
<p>生活課</p> <p>課 長：福祉部担当委員事務部長 課長補佐：監査委員事務部長 ＊：生活広場・生活支援センター所長 ＊：地域ささきとあい生活支援課長 課 員：福祉部担当委員事務職員（区民生活部担当を除く） ＊：監査委員事務職員（区民生活部担当を除く） ＊：区民課職員（区民生活部担当を含む）【ふるさと課】 ＊：文化・交流課職員【ふるさと課】 ＊：区民課職員（区民生活部担当を除く） ＊：生活広場・生活支援センター職員 ＊：区民課職員（区民生活部担当を除く）</p>	<p><分掌事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活広場の運営、導入・転送等に係る民間協力団体に対する応対業務等の業務に関する事。 2. 生活広場の運営計画に関する事。 3. 物資広場の運営に関する事。 4. 生活広場の転送に関する事。 5. 生活広場に関する事。 6. 生活広場転送後の管理、運営に関する事。 7. 委員の派遣調整に関する事。 8. 船、生活広場プログラム運営委員会自治体、福祉施設関係者に対する物資の調達業務に関する事。 9. 生活広場の導入に関する事。
<p>災害対策課</p> <p>課 長：地域課長 課 員：地域課（本庁）職員</p>	<p><分掌事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居被害認定制度に関する事。（家屋被害状況調査を統一化） 2. 防災対策の交付にむけた情報整理に関する事。 3. 防災対策の交付申請の整理に関する事。 4. 被災対策の交付にむけた情報整理に関する事。
<p>児童課</p> <p>課 長：保健課長 課長補佐：保健福祉部管理課長 ＊：保健福祉推進担当課長 ＊：児童青少年課長 ＊：子どもの居場所づくり推進課長 ＊：児童クラブ推進担当課長 課 員：保健課（本庁）職員【ふるさと課】 ＊：区民課職員（区民生活部担当を除く） ＊：児童青少年課職員（児童福祉担当を除く）</p>	<p><分掌事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童会等（児童クラブ含む）に関する事。 2. 児童育成に関する事。 3. 児童育成等の一体的取組に関する事。
<p>福祉課</p> <p>課 長：福祉課長 課長補佐：福祉課長補佐 ＊：区民生活部副参事（非牟利担当） 課 員：区民課長兼区民課職員（区民生活部担当を除く） ＊：地域課長兼地域課職員 ＊：健康課職員（区民生活部担当を除く） ＊：福祉課長兼福祉課職員（子どものこころ、こどもすくすく、高齢者生活支援課職員及び区民生活部担当を除く） ＊：福祉課職員（区民生活部担当を除く）</p>	<p><分掌事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉課全体の設置、管理が運営に関する事。 2. 福祉課、第二次福祉所、区立福祉の福祉推進所の統括に関する事。 3. 区民課及び福祉課、第二次福祉所、区立福祉の福祉推進所、民間の福祉推進所（社会福祉法人等の協賛を含む）、介護老人保健施設（シブ・ウォーク、福祉ホーム、ベネッセケアハウス等）、ささきあひろ石）との連絡・調整に関する事。 4. 福祉推進所の開設が運営に関する事。 5. 区民生活部等の関係状況の把握に関する事。 6. 福祉推進所の管理に関する事。

<p>併 第 二 次 救 援 所 所 長：障害者生活支援課長 所 員：（隊長が指名した職員）</p>	<p>7. 救援物資等についての連絡調整に関する事。 8. 広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致に関する事。 9. 被災証明及び被災証明の交付に関する事。 10. 帰宅困難者の支援に関する事。 11. 帰宅困難者一時滞在施設の設定、管理及び運営に関する事。 12. 相談窓口の設置に関する事。 13. 遺品の管理に関する事。 14. 遺体の搬送に関する事。 15. 遺体の安置、保管及び火葬と使用する物資の調達に関する事。 16. 避難誘導に関する事。 17. 避難者ニーズの収集に関する事。 18. 応急給水活動に関する事。 19. 所管地域における被害情報の収集に関する事。</p>
<p>す ぎ の き 生 活 圏 福 祉 救 援 所 所 長：すぎのき生活圏長 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：すぎのき生活圏職員</p>	<p><分掌事務> 1. 第二次救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する事。 2. 第二次救援所の開設、管理及び運営に関する事。 3. 災害時要配慮者の保護に関する事。 4. 生活相談に関する事。</p>
<p>一 小 震 災 救 援 所 所 長：課長課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：課長課長級職員（3名） 〃：核弁第一小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：核弁第一小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：核弁児童館職員 〃：今川児童館職員</p>	<p><分掌事務> 1. 福祉救援所の設置準備及び救援物資等搬送に関する事。 2. 福祉救援所の開設、管理及び運営に関する事。 3. 災害時要配慮者の保護に関する事。 4. 生活相談に関する事。</p>
<p>二 小 震 災 救 援 所 所 長：課長課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：課長課長級職員（3名） 〃：核弁第二小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：核弁第二小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：核弁児童館職員 〃：今川児童館職員</p>	<p><分掌事務> 1. 震災救援所の設置、管理及び運営に関する事。 2. 救助活動の支援及び被害状況の把握に関する事。 3. 被災者の受入れ及び応急処置に関する事。 4. 被災者に対する給食及び生活必需品の支給等に関する事。 5. 救援物資その他の資器材の運搬、管理に関する事。 6. 遺体の収容及び引き渡しに関する事。 7. 避難動物の受入れに関する事。 8. 避難者相談窓口の設置に関する事。 9. 負傷者等の搬送に関する事。 10. 遺体の搬送に関する事。 11. 避難誘導に関する事。 12. 災害時要配慮者の保護に関する事。</p>
<p>三 小 震 災 救 援 所 所 長：文化・交流課課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：文化・交流課職員（1名） 〃：課長課長級職員（2名） 〃：核弁第三小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：核弁第三小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：中瀬保育園職員</p>	<p><分掌事務> 核一小震災救援所に同じ。</p>
<p>四 宮 小 震 災 救 援 所 所 長：中央図書館係長級職員（地域図書館含む） 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：中央図書館職員（地域図書館含む）（2名） 〃：課長課長級職員（1名） 〃：四宮小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：四宮小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：四宮保育園職員 〃：四宮森児童館職員</p>	<p><分掌事務> 核一小震災救援所に同じ。</p>
<p>宮 掛 小 震 災 救 援 所 所 長：課長課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：課長課長級職員（3名） 〃：宮掛小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：宮掛小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：本天沼保育園職員</p>	<p><分掌事務> 核一小震災救援所に同じ。</p>
<p>八 成 小 震 災 救 援 所 所 長：課長課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：課長課長級職員（3名） 〃：八成小学校職員（庶務負担職員除く） 支援所員：八成小学校教職員（区費負担職員含む） 〃：井草保育園職員 〃：井草児童館職員</p>	<p><分掌事務> 核一小震災救援所に同じ。</p>
<p>東 原 中 震 災 救 援 所 所 長：区民生活部管理課課長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所 員：区民生活部管理課職員（3名） 〃：東原中学校職員（庶務負担職員除く）</p>	<p><分掌事務> 核一小震災救援所に同じ。</p>

<p>支援所員：東原中学校教職員 ※：東原児童館職員</p>	
<p>中野中地区支援所 所長：障害者生活支援課(中野)所長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：障害者生活支援課(中野)職員(3名) ※：国保年金課職員(1名) ※：中野中学校職員(高専食糧職員除く) 支援所員：中野中学校教職員 ※：下木東原児童館職員 ※：下木東原児童館職員</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>井原中地区支援所 所長：保健課長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：保健課職員(3名) ※：本原中学校職員 支援所員：本原中学校教職員 ※：今川児童館職員</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>西京校通訳センター 所長：学校支援課長 所員補佐：区衛生学課助事(西京校校務員) ※：杉並福祉事務所 ※：学校整備課長 ※：学校整備担当課長 所員：区立通訳センター職員(区立保健所担当除く) ※：地域通訳センター職員(区立保健所担当除く) ※：杉並福祉事務所職員(区立保健所担当除く) ※：学校支援課職員(区立保健所担当除く) ※：学校整備課職員(区立保健所担当除く) ※：西京区通訳職員(区立保健所担当除く)</p>	<p><分掌事項> 1. 教員研修の企画、管理及び運営に関すること。 2. 区立保健所、第二次校務所の統括に関すること。 3. 疾病予防及び感染予防、第二次校務所、児童の福祉課(上井原區、オレンヂング推進、上井原グループホーム、あけびの作業所)との連絡・調整に関すること。 4. 広域連携推進の連絡状況の把握に関すること。 5. 広域連携推進の管理に関すること。 6. 校務推進等についての連絡調整に関すること。 7. 広域連携推進と区立保健所における連携者の導入・退任に関すること。 8. 互換性及び相互関係の維持に関すること。 9. 福祉団体の定章に関すること。 10. 福祉団体の一斉調査等の企画、管理及び運営に関すること。 11. 福祉団体の設置に関すること。 12. 福祉団体の閉鎖に関すること。 13. 福祉団体の合併に関すること。 14. 地域の福祉関係の支援に関すること。 15. 応急対応活動に関すること。 16. 所管地域における障害情報の収集に関すること。</p>
<p>西京区二次校務所 所長：杉並福祉事務所長 所員：(所長が指名した職員)</p>	<p><分掌事項> 1. 第二次校務所の設置準備及び校務推進等推進に関すること。 2. 第二次校務所の開設、管理及び運営に関すること。 3. 児童指導員等の確保に関すること。 4. 生活指導に関すること。</p>
<p>特三小地区支援所 所長：中央区福祉課長補職員(地域福祉課長) 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：中央区職員(地域福祉課長) (3名) ※：特三小第二小学校職員(高専食糧職員除く) 支援所員：特三小第二小学校教職員(区立食糧職員除く) ※：西原北児童館職員 ※：西原北児童館職員 ※：西原北児童館職員</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>特四小地区支援所 所長：杉並福祉事務所所長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：杉並福祉事務所職員(3名) ※：特三小第二小学校職員(高専食糧職員除く) 支援所員：特三小第二小学校教職員(区立食糧職員除く) ※：香樟寺児童館職員 ※：香樟寺児童館職員</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>井原小地区支援所 所長：原宿課(中野)所長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：原宿課職員(3名) ※：中央区職員(地域福祉課長) (1名) ※：本原小学校職員(高専食糧職員除く) 支援所員：本原小学校教職員(区立食糧職員除く) ※：本原児童館職員 ※：香樟寺児童館職員</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>三谷中地区支援所 所長：杉並福祉事務所所長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：杉並福祉事務所職員(3名) ※：三谷小学校職員(高専食糧職員除く) 支援所員：三谷小学校教職員(区立食糧職員除く)</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>
<p>井原中地区支援所 所長：保健課長補職員 所員補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：保健課職員(3名) ※：本原中学校職員(高専食糧職員除く)</p>	<p><分掌事項> 特一小區又は選所に同じ。</p>

四 佐 谷 校 運 送 本 隊

- 所 長：国保年金課長
 所長補佐：区民生活課副参事（阿佐谷地区担当）
 ※：高齢者在宅支援課長
 ※：地域包括ケア推進担当課長
 隊 員：地域課阿佐谷地区活動係職員
 ※：国保年金課職員（震災救援所担当）
 ※：高齢者在宅支援課職員（震災救援所担当）

- <分掌事項>
 1. 救援隊本隊の設置、管理及び運営に関する事。
 2. 震災救援所、第二次救援所の統括に関する事。
 3. 田沼町及び震災救援所、第二次救援所、民間の福祉救援所（さんしゅ阿佐ヶ谷、マイルドハート高円寺”ほのぼの”、マイルドハート高円寺”なでしこ”、おまぐり効果）との連絡・調整に関する事。
 4. 広域避難場所の避難状況の把握に関する事。
 5. 広域避難場所の管理に関する事。
 6. 救援物資等についての連絡調整に関する事。
 7. 広域避難場所と震災救援所における避難者の受入・送致に関する事。
 8. 防災器材及び防災器材の交付に関する事。
 9. 帰宅困難者一時滞在施設の設置、管理及び運営に関する事。
 10. 帰宅困難者の支援に関する事。
 11. 相談窓口の設置に関する事。
 12. 避難訓練に関する事。
 13. 避難者ニーズの収集に関する事。
 14. 応急給水装置に関する事。
 15. 所管地域における被害情報の収集に関する事。

阿 佐 谷 第 二 次 救 援 所

- 所 長：高齢者在宅支援課長
 所 員：〈隊長が指名した職員〉

- <分掌事項>
 阿佐谷第二次救援所に同じ。

杉 一 小 童 災 救 援 所

- 所 長：保育課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：保育課職員〈3名〉
 ※：杉並第一小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：杉並第一小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：阿佐谷児童館職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

杉 二 小 童 災 救 援 所

- 所 長：企画課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：財政課職員〈1名〉
 ※：総務課職員〈2名〉
 ※：杉並第二小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：杉並第二小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：西田保育園職員
 ※：成田西児童館職員
 ※：子ども・子育てプラザ成田西職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

杉 四 小 童 災 救 援 所

- 所 長：保育課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：保育課職員〈3名〉
 ※：杉並第四小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：杉並第四小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：西口赤十字保育園職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

杉 七 小 童 災 救 援 所

- 所 長：高齢者在宅支援課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：高齢者在宅支援課職員〈1名〉
 ※：健康課職員〈1名〉
 ※：学習課職員〈1名〉
 ※：杉並第七小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：杉並第七小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：阿佐谷南保育園職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

西 田 小 童 災 救 援 所

- 所 長：児童養育課係長級職員（児童館担当）
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：児童養育課職員〈3名〉
 〈児童館特〉
 ※：西田小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：西田小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：茶室南保育園職員
 ※：成田西児童館職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

東 日 小 童 災 救 援 所

- 所 長：国保年金課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：国保年金課職員〈3名〉
 ※：東日小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：東日小学校教職員（区食糧職員含む）

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

馬 橋 小 童 災 救 援 所

- 所 長：国保年金課係長級職員
 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉
 所 員：国保年金課職員〈3名〉
 ※：馬橋小学校職員（児童食糧職員除く）
 支援所員：馬橋小学校教職員（区食糧職員含む）
 ※：馬橋児童館職員

- <分掌事項>
 杉一小童災救援所に同じ。

<p>高田寺中道次校 講師 所 長：人事課長(専任職員) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：人事課職員(3名) ●：高田寺中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：高田寺中道次校職員 ●：高田寺北児童館職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>
<p>松森中道次校 講師 所 長：国保年金課長(専任職員) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：国保年金課職員(3名) ●：松森中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：松森中道次校職員 ●：阿佐谷北保育園職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>
<p>阿佐谷中道次校 講師 所 長：高齢者福祉支援課長(専任職員) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：高齢者福祉支援課職員(3名) ●：阿佐谷中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：阿佐谷中道次校職員 ●：阿佐谷南児童館職員 ●：保健室阿佐谷職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>
<p>東田中道次校 講師 所 長：保育課(本庁)施設職員 (本庁子園加算含む) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：保育課(本庁)職員(3名) (本庁子園加算含む) ●：東田中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：東田中道次校職員 ●：成田保育園職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>
<p>坂本中道次校 講師 所 長：高齢者福祉支援課長(専任職員) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：高齢者福祉支援課職員(3名) ●：坂本中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：坂本中道次校職員 ●：牧達保育園職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>
<p>高田寺校 講師 主任 所 長：生涯学習課課長 所長補佐：区民生涯学習委員(高田寺地区担当) ●：社会福祉事務所高田寺事務支援課長 ●：スポーツ推進課長 ●：納税課長 所 員：区民課高田寺地区担当職員(課外研修所担当除く) ●：地域課高田寺地区担当職員 ●：納税課職員(課外研修所担当除く) ●：生涯学習推進課職員 (社会教育センター及び地区学習センター、公民館等担当除く) ●：社会福祉事務所高田寺事務支援課職員 (課外研修所担当除く) ●：スポーツ推進課職員(課外研修所担当除く) ●：高田寺回遊型職員(課外研修所担当除く)</p>	<p><分掌事項> 1. 生涯学習課の設置、管見及び運営に関すること。 2. 高田寺校、第二校校務所、区立施設の高田寺校務所の統括に関すること。 3. 生涯学習が最大の強み、第二校校務所、区立施設の福祉施設、民間の福祉施設(フリースポーツ等)と連携(レイズ)との連携・調整に関すること。 4. 生涯学習課内の組織状況の把握に関すること。 5. 生涯学習課内の管理に関すること。 6. 生涯学習課に関する予算の承認に関すること。 7. 生涯学習課と高田寺校務所における関係者の交代・正数に関すること。 8. 生涯学習課の財政状況の把握に関すること。 9. 課外研修所一時滞在施設の設置、管見及び運営に関すること。 10. 課外研修所の支度に関すること。 11. 指定窓口の設置に関すること。 12. 課外研修所に関すること。 13. 課外研修所に関すること。 14. 地域活動推進係の正数に関すること。 15. 広域給水活動に関すること。 16. 所管施設における災害復旧の収集に関すること。</p>
<p>高田寺第二校 講師 所 長：社会福祉事務所高田寺事務支援課長 所 員：(所員が指名した職員)</p>	<p><分掌事項> 高田寺第二校校務所に同じ。</p>
<p>こささき生涯学習センター 講師 所 長：こささき生涯課長 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：こささき生涯課職員</p>	<p><分掌事項> こささき生涯課福祉施設課に同じ。</p>
<p>浅草生涯学習センター 講師 所 長：特別支援課課長 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：特別支援課職員(課外研修所担当除く) ●：浅草生涯学習職員(専任職員除く) ●：浅草生涯学習職員(区民担当職員含む)</p>	<p><分掌事項> こささき生涯学習福祉施設課に同じ。</p>
<p>区立三小 道次校 講師 所 長：中央図書館(区立図書館)課長(専任職員) 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所 員：中央図書館(区立図書館)職員(3名) ●：区立三小中道次校職員(専任職員除く) 支援助員：区立三小中道次校職員(区民担当職員含む) ●：高田寺南保育園職員</p>	<p><分掌事項> 第一小區次校講師に同じ。</p>

坂六小 審判部

所長： 本道学習指導課(出先施設含む)部長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 本道学習指導課(出先施設含む)職員(3名)
 *： 坂道第六小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 坂道第六小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保護課職員
 *： 阿倍区民保健課職員
 *： 定規特別児童相談所阿倍区庁舎第二職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

坂八小 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内職員(3名)
 *： 坂道第八小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 坂道第八小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区庁舎内保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

坂十小 審判部

所長： 本道学習指導課(出先施設含む)部長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 本道学習指導課(出先施設含む)職員(3名)
 *： 坂道第十小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 坂道第十小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

大宮小 審判部

所長： 阿倍区特別児童相談所所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区特別児童相談所職員(3名)
 *： 大宮小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 大宮小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員
 *： 阿倍区庁舎内保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

堤之内小 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内職員(3名)
 *： 堤之内小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 堤之内小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員
 *： 阿倍区庁舎内保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

御園小 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局職員(3名)
 *： 御園小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 御園小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

清原小 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局職員(1名)
 *： 阿倍区福祉保健局職員(2名)
 *： 清原小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 清原小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

船ノ木小 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局職員(3名)
 *： 船ノ木小学校職員(専任職員除く)
 支援職員： 船ノ木小学校職員(区員制職員含む)
 *： 阿倍区民保健課職員
 *： 阿倍区庁舎内保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

阿倍中 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局職員(3名)
 *： 阿倍中学校職員
 支援職員： 阿倍中学校職員
 *： 阿倍区民保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

船ノ木中 審判部

所長： 阿倍区福祉保健局阿倍区庁舎内所長級職員(他府道庁職員含む)
 所長補佐： (所員の中から所長が指名した職員)
 所員： 阿倍区福祉保健局職員(1名)
 *： 阿倍区福祉保健局職員(2名)
 支援職員： 船ノ木中学校職員
 *： 阿倍区民保健課職員

<分掌事項>
 統一小審判部課所に同じ。

<p>大宮中央児童館</p> <p>所長：人事課長補佐 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：人事課員（2名） ＊：保健課員（2名） ＊：大宮中央幼稚園（連携施設職員付） 文庫所員：大宮中央幼稚園 ＊：区／内館児童館職員</p>	<p><分掌事項> 統一小児保健課に同じ。</p>
<p>和田中央児童館</p> <p>所長：保健課長補佐 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：保健課員（3名） ＊：和田中央幼稚園（連携施設職員付） 文庫所員：和田中央幼稚園 ＊：和田中央児童館職員 ＊：保健室／内館職員</p>	<p><分掌事項> 統一小児保健課に同じ。</p>
<p>高井戸幼稚園本部</p> <p>所長：子育て支援課長 所長補佐：広域北平地区事務（高井戸地区担当） ＊：障害児支援課長 ＊：子ども家庭支援課副課長 所員：区西側南平区民館職員（園児保健指導員付） ＊：地域課高井戸地区活動指導員 ＊：障害児支援課（主幹）職員 ＊：園児保健指導員付 ＊：子育て支援課職員（園児保健指導員付）</p>	<p><分掌事項> 1. 幼稚園本部の設置、管理及び運営に関すること。 2. 園児保健、第二次保健所、区立施設の福祉保健所の維持に関すること。 3. 障害児及び園児保健所、第二次保健所、区立施設の福祉保健所、民間の福祉施設（保健所、第二次保健所、第二保健館、治療館、作業園、ケアハウス、福祉、余暇センター、認知症介護センター、身体障害センター、さくら山、ひまわり作業所、方法で園）との連絡、調整に関すること。 4. 園児保健所の開設及び運営に関すること。 5. 区立施設等の維持状況の把握に関すること。 6. 区立施設等の管理に関すること。 7. 幼稚園本部についての連絡調整に関すること。 8. 区立施設等と連携施設等における関係者の出入、地域に関すること。 9. 相互訪問及び状況把握の交付に関すること。 10. 障害児等一人称在施設等の設置、管理及び運営に関すること。 11. 障害児等への対応に関すること。 12. 施設入口の設置に関すること。 13. 遊具の管理に関すること。 14. 遊具の修繕に関すること。 15. 遊具の企画、保管及び火災で使用される物資の保護に関すること。 16. 遊具の管理に関すること。 17. 遊具等ニーズの把握に関すること。 18. 遊具等ニーズの把握に関すること。 19. 遊具等ニーズの把握に関すること。 20. 遊具等ニーズの把握に関すること。 21. 遊具等ニーズの把握に関すること。 22. 遊具等ニーズの把握に関すること。 23. 遊具等ニーズの把握に関すること。 24. 遊具等ニーズの把握に関すること。 25. 遊具等ニーズの把握に関すること。 26. 遊具等ニーズの把握に関すること。 27. 遊具等ニーズの把握に関すること。 28. 遊具等ニーズの把握に関すること。 29. 遊具等ニーズの把握に関すること。 30. 遊具等ニーズの把握に関すること。 31. 遊具等ニーズの把握に関すること。 32. 遊具等ニーズの把握に関すること。 33. 遊具等ニーズの把握に関すること。 34. 遊具等ニーズの把握に関すること。 35. 遊具等ニーズの把握に関すること。 36. 遊具等ニーズの把握に関すること。 37. 遊具等ニーズの把握に関すること。 38. 遊具等ニーズの把握に関すること。 39. 遊具等ニーズの把握に関すること。 40. 遊具等ニーズの把握に関すること。 41. 遊具等ニーズの把握に関すること。 42. 遊具等ニーズの把握に関すること。 43. 遊具等ニーズの把握に関すること。 44. 遊具等ニーズの把握に関すること。 45. 遊具等ニーズの把握に関すること。 46. 遊具等ニーズの把握に関すること。 47. 遊具等ニーズの把握に関すること。 48. 遊具等ニーズの把握に関すること。 49. 遊具等ニーズの把握に関すること。 50. 遊具等ニーズの把握に関すること。</p>
<p>高井戸第二児童館</p> <p>所長：障害児支援課長 所員：〈所長が指名した職員〉</p>	<p><分掌事項> 1. 高井戸第二児童館に同じ。</p>
<p>子ども発達センター 南平南地区</p> <p>所長：子ども発達センター所長 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：子ども発達センター職員</p>	<p><分掌事項> 子ども発達センターに同じ。</p>
<p>友のぼろ児童館福祉課</p> <p>所長：友のぼろ児童館長 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：友のぼろ児童館職員</p>	<p><分掌事項> 友のぼろ児童館福祉課に同じ。</p>
<p>西塚小児保健所</p> <p>所長：保健課長補佐 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：保健課員（3名） ＊：西塚小児保健所（連携施設職員付） 文庫所員：西塚小児保健所（連携施設職員付） ＊：宮前七尾児童館職員</p>	<p><分掌事項> 統一小児保健課に同じ。</p>
<p>高井戸小児保健所</p> <p>所長：保健課長補佐 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：保健課員（3名） ＊：高井戸小児保健所（連携施設職員付） 文庫所員：高井戸小児保健所（連携施設職員付） ＊：高井戸児童館職員</p>	<p><分掌事項> 統一小児保健課に同じ。</p>
<p>高井戸第二小児保健所</p> <p>所長：子育て支援課長補佐 所長補佐：〈所員の中から所長が指名した職員〉 所員：子育て支援課員（3名） ＊：高井戸第二小児保健所（連携施設職員付） 文庫所員：高井戸第二小児保健所 ＊：久慈山児童館職員</p>	<p><分掌事項> 統一小児保健課に同じ。</p>

<p>新田小 教員数表</p> <p>校長：子爵てんてん課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：子爵てんてん職員(3名) ※：新田戸部小学校教員(専任教員除く) 支援教員：新田戸部小学校教員(区員退職員含む) ※：区立児童館職員 ※：新田戸部児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>松尾小 教員数表</p> <p>校長：子爵てんてん課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：子爵てんてん職員(1名) ※：松尾小学校職員(専任教員除く) 支援教員：松尾小学校教員(区員退職員含む) ※：松尾児童館職員 ※：松尾児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>富士見丘小 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(1名) ※：伊達福祉部職員(1名) ※：子爵てんてん職員(1名) ※：富士見丘小学校教員(専任教員除く) 支援教員：富士見丘小学校教員(区員退職員含む)</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>新井戸小 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(3名) ※：新井戸小学校教員(専任教員除く) 支援教員：新井戸小学校教員(区員退職員含む)</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>久保山小 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(1名) ※：伊達福祉部職員(2名) ※：久保山小学校教員(専任教員除く) 支援教員：久保山小学校教員(区員退職員含む) ※：久保山児童館職員 ※：新井戸西子児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>宮前中 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(1名) ※：伊達福祉部職員(2名) ※：宮前中学校教員(専任教員除く) 支援教員：宮前中学校教員 ※：宮前児童館職員 ※：伊達福祉部事業所宮前北職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>富士見丘中 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(3名) ※：富士見丘中学校教員(専任教員除く) 支援教員：富士見丘中学校教員 ※：新井戸西子児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>新井戸中 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長(主任)職員級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(1名) ※：伊達福祉部職員(1名)(児童館除く) ※：伊達福祉部職員(専任教員除く) 支援教員：新井戸中学校教員 ※：伊達福祉部職員 ※：新井戸西子児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>
<p>宮前中 教員数表</p> <p>校長：伊達福祉部課長級職員 教員補佐：(所員の中から所長が指定した職員) 教員：伊達福祉部職員(2名) ※：伊達福祉部職員(1名) ※：宮前中学校教員(専任教員除く) 支援教員：宮前中学校教員 ※：宮前児童館職員</p>	<p><分室事務> 統一小室の教員に同じ。</p>

<p>本庁和泉市環境水保</p> <p>所長：企画課長 課長補佐：区民生活課長事務（企画課長補佐兼務） ※：環境課長補佐 ※：環境課長補佐兼務 課長：区民課長兼和泉区民課長（区民課長兼務） ※：地産課長兼和泉地産課長 ※：環境課長兼和泉環境課長（区民課長兼務） ※：企画課長兼和泉企画課長 ※：生涯学習課長兼和泉生涯学習課長</p>	<p><分掌事項> 1. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 2. 第一分署、第二分署、第三分署の設置及び運営に関すること。 3. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 4. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 5. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 6. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 7. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 8. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 9. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 10. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 11. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 12. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 13. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 14. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 15. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。 16. 和泉市本部の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>本庁和泉市二次分署</p> <p>所長：環境課長 課長補佐：（課長が指名した職員）</p>	<p><分掌事項> 1. 和泉市二次分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第一分署</p> <p>所長：区民課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：区民課長（3名） ※：和泉市第一分署長（和泉市第一分署長兼務） 支庁長：和泉市第一分署長（区民課長兼務） ※：下高井戸分署長 ※：下高井戸分署長</p>	<p><分掌事項> 第一分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第二分署</p> <p>所長：区民課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：区民課長（3名） ※：和泉市第二分署長（和泉市第二分署長兼務） 支庁長：和泉市第二分署長（区民課長兼務） ※：和泉市第二分署長</p>	<p><分掌事項> 第二分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第三分署</p> <p>所長：企画課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：企画課長（3名）</p>	<p><分掌事項> 第三分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第四分署</p> <p>所長：区民課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：区民課長（3名） ※：和泉市第四分署長（和泉市第四分署長兼務） 支庁長：和泉市第四分署長（区民課長兼務） ※：和泉市第四分署長</p>	<p><分掌事項> 第四分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第五分署</p> <p>所長：企画課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：企画課長（3名） ※：和泉市第五分署長（和泉市第五分署長兼務） 支庁長：和泉市第五分署長（企画課長兼務） ※：和泉市第五分署長</p>	<p><分掌事項> 第五分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第六分署</p> <p>所長：企画課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：企画課長（3名） ※：和泉市第六分署長（和泉市第六分署長兼務） 支庁長：和泉市第六分署長（企画課長兼務）</p>	<p><分掌事項> 第六分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市第七分署</p> <p>所長：企画課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：企画課長（3名） ※：和泉市第七分署長（和泉市第七分署長兼務） 支庁長：和泉市第七分署長（企画課長兼務）</p>	<p><分掌事項> 第七分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>
<p>和泉市八分署</p> <p>所長：環境課長 課長補佐：（所長の中から所長が指名した職員） 課長：環境課長（3名） ※：和泉市八分署長（和泉市八分署長兼務） 支庁長：和泉市八分署長（環境課長兼務） ※：和泉市八分署長</p>	<p><分掌事項> 第八分署の設置、管轄及び運営に関すること。</p>

災対都市整備部

部長：都市整備部長（震災復興本部と兼務）
部長補佐：まちづくり担当部長（ " " ）
" : 土木担当部長（ " " ）

本部庶務班

班長：都市整備部管理課長
（復興まちづくり班と兼務）
班長補佐：都市整備部副参事（特命事項担当）
" : 都市整備部管理課庶務係長
班員：都市整備部管理課職員
" : 土木管理課職員
" : 建築課職員（事務職）

- <分掌事務>
1. 災対本部との連絡・調整に関する事。
 2. 被害3報の収集・連絡に関する事。
 3. 住宅、マンション等の再建支援に関する事。
 4. 部内の職員の参集状況の集約に関する事。
 5. 部内所管施設における被害状況等の集約に関する事。
 6. 災害情報等の報告に関する事。
 7. 部内の災害対策本部業務実施状況の集約に関する事。
 8. 部内各班の連絡調整に関する事。
 9. 部内の受援ニーズの把握に関する事。
 10. 部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事。

土木班

班長：土木管理課長
班長補佐：土木計画課長
" : 都市整備部副参事（用地調整担当）
" : 鉄道立体担当課長
班員：土木管理課職員
" : 土木計画課職員

- <分掌事務>
1. 土木関係各班の指揮命令に関する事。
 2. 本部庶務班との連絡・調整に関する事。

土木情報班

班長：みどり公園課長
班員：土木管理課職員
" : 土木計画課職員
" : みどり公園課職員

- <分掌事務>
1. 公共土木施設情報の収集・整理に関する事。

土木施設応急対策班

班長：杉並土木事務所長
班長補佐：みどりの施策担当課長
班員：土木管理課職員
" : 土木計画課職員
" : みどり公園課職員
" : 杉並土木事務所職員

- <分掌事務>
1. 公共土木施設の被害状況の把握に関する事。
 2. 公共土木施設の応急措置に関する事。
 3. 公共土木施設の応急復旧に関する事。
 4. 公共土木施設の復旧に関する事。
 5. 協定業者への出動要請及び指示に関する事。
 6. 緊急道路障害物除去路線等の障害物除去に関する事。

南部第一支隊

支隊長：南土木維持係長
支隊員：みどり公園課職員
" : 南土木維持係職員

南部第二支隊

支隊長：南公園緑地事務所長
支隊員：みどり公園課職員
" : 南公園緑地事務所職員

北部第一支隊

支隊長：北土木維持係長
支隊員：みどり公園課職員
" : 北土木維持係職員

北部第二支隊

支隊長：北公園緑地事務所長
支隊員：土木計画課職員
" : みどり公園課職員
" : 北公園緑地事務所職員

<p>がれき対策班 班 長：都市企画担当課長 班長補佐：都市整備部管理課都市施設担当係長 班 員：都市整備部管理課職員 〃：市街地整備職員 〃：土木管理課職員 〃：狭あい道路整備課職員 〃：ごみ減量対策課職員（8名）</p>	<p><分掌事務> 1. 本部庶務班との連絡・調整に関する事。2. がれき等の発生量予測に関する事。3. がれき処理計画の策定に関する事。4. 緊急道路障害物除去路線及び被災住宅から排出されるがれきの処理に関する事。5. がれきの処理に必要な車両の調達に関する事。6. がれきの処理に関する都等との連絡・調整に関する事。7. 一時積み置場等の運営に関する事。8. 有害物等の適正処理に関する事。9. 住家に入流した障害物の除去に関する事。</p>
<p>応急危険度判定班 班 長：建築課長 班長補佐：狭あい道路整備課長 〃：耐震・不燃化担当課長 班 員：都市整備部管理課職員 〃：建築課職員 〃：市街地整備課職員 〃：土木管理課職員 〃：狭あい道路整備課職員 〃：みどり公園課職員</p>	<p><分掌事務> 1. 本部庶務班との連絡・調整に関する事。2. 応急危険度判定班の庶務に関する事。3. 建築物に係る被害情報の把握に関する事。4. 判定地区の決定と現地確認に関する事。5. 判定建築棟数及び必要判定員数の把握に関する事。6. 判定員に対する受け入れ、判定指導、人員調整、宿泊及び食事の支援に関する事。7. 応急危険度判定の実施に関する事。8. 宅地危険度判定の実施に関する事。9. 判定結果データの取りまとめ及び処理に関する事。10. 判定活動に係る相談に関する事。11. 判定士の派遣要請に関する事。</p>
<p>応急住宅班 班 長：住宅課長 班長補佐：住宅課管理係長 班 員：住宅課職員 〃：市街地整備課職員</p>	<p><分掌事務> 1. 本部庶務班との連絡・調整に関する事。2. 応急住宅班の庶務に関する事。3. 被災住宅の応急修理に関する事。4. 仮設住宅建用地に関する事。5. 空き住戸等の確保に関する事。6. 仮設住宅入居者の募集、入居者の選定、入居管理に関する事。7. 仮設住宅の維持・修繕に関する事。8. 区営住宅の応急補修に関する事。</p>
<p>復興まちづくり班 班 長：都市整備部管理課長（本部庶務班と兼務） 班長補佐：市街地整備課長 〃：拠点整備担当課長 班 員：都市整備部管理課職員（※） 〃：市街地整備課職員（※） 〃：拠点整備担当課職員 ※電気・機械技術職除く</p>	<p><分掌事務> 1. 本部庶務班との連絡・調整に関する事。2. 復興まちづくり班の庶務に関する事。3. 都市復興の計画に関する事。4. 震災復興本部の設置に関する事。5. 家屋被害概況調査及び家屋被害状況調査に関する事。（家屋被害状況調査については、住家被害認定調査と統一化）</p>

復興まちづくり班の班員は、発災から概ね1週間後に班が災対都市整備部から震災復興本部に移行した後は、電気・機械技術職を含む都市整備部管理課職員及び市街地整備課職員とする。また、発災から概ね2週間後には、応急危険度判定班と土木班に所属していた職員の一部を復興まちづくり班に配置転換する。

災 対 清 掃 部

部 長：環境部長
部長補佐：環境課長

清 掃 庶 務 班

班 長：ごみ減量対策課長
班長補佐：環境課庶務係長
班 員：環境課職員（生活環境担当除く）
〃：ごみ減量対策課職員（がれき対策班除く）

<分掌事務>

1. 災対本部との連絡調整に関する事。
2. 一部事務組合等との連絡調整に関する事。
3. ごみ・し尿処理対策に関する事。
4. 放射性物質対策に関する事。
5. ごみに関する車両の調達に関する事。
6. 部内の職員の参集状況の集約に関する事。
7. 部所管施設における被害状況等の集約に関する事。
8. 災害情報等の報告に関する事。
9. 部内の災害対策本部業務実施状況の集約および報告に関する事。
10. 部内各班の連絡調整に関する事。
11. 部内の受援ニーズの把握に関する事。
12. 部内所管業務に対する応援職員の受入れに関する事。

杉 並 清 掃 班

班 長：杉並清掃事務所長
班長補佐：杉並清掃事務所管理係長
〃：杉並清掃事務所作業係長
〃：杉並清掃事務所作業係統括技能長
〃：杉並清掃事務所高円寺車庫統括技能長
班 員：杉並清掃事務所職員

<分掌事務>

1. ごみ・し尿処理に関する事。
2. 一般ごみの収集に関する事。
3. 災害発生直後の救助活動支援及び被害状況の把握に関する事。
4. 直営車両の管理及び運用に関する事。

方 南 支 所 班

班 長：方南支所担当課長
班長補佐：管理担当係長
〃：方南作業係長
〃：方南作業係統括技能長
班 員：方南支所担当職員

<分掌事務>

1. ごみ・し尿処理に関する事。
2. 一般ごみの収集に関する事。
3. 災害発生直後の救助活動支援及び被害状況の把握に関する事。

注1 配置先の特例

建築技術・機械技術・電気技術の職員の配置については、この組織配置を基準とするが、状況に応じて配置先が変更になる場合がある。

注2 支援所員

①「杉並区立学校の震災対策に関する要綱」に基づき、区立小・中・養護学校の教職員（区費負担教員含む）は、所属校に震災救護所が開設された場合、概ね一週間を目途として災害対策本部の職員として震災救護所業務の支援を行う。

②保育園、児童館等の通所施設に勤務する職員については、通所者の安全確保が図られた段階で各配置場所に参集し災害対策業務に従事するものとし、各配置場所の「支援所員」に設定する。

注3 被害調査班

各部に割り振っている水害時における被害調査班を、震災時にも適用し、必要に応じて全庁的な被害調査班を編成する。

杉並区水害ハザードマップ

私の行動計画

まず、はじめに...

自宅から避難所までのルートを地図に書き込みましょう!

どこに避難する?

- 小学校
- 自宅2階
- 友人宅 etc.

気にかける人、家族の居るところは?
(地図に☆印を書いておこう!)

- 子供 (○○保育園, ○○学校 (電話番号))
- おひいちゃん、おばあちゃん
- 隣のおばあちゃん etc.

持ち出すものは?

-
-
-
-
-
-
-
-

避難行動開始はどんな合図から?

- 機が危険水位を越えたら
- により、花から注意喚起の情報が来たら etc.

追補資料 53

避難所

以下の22箇所の施設は、避難所として指定されています。(※)のある杉並会館及び狭間地域センターの2箇所をはじめに開設し、降雨状況の危険性に応じてA～Cの順に、浸水警報指定の避難所を開設します。また、土砂災害の危険性に応じて、土砂災害指定の避難所を開設します。

浸水警報指定の避難所

名称	住所	索引
(※) 杉並会館	上飯3-29-5	C-3
(※) 狭間地域センター	狭間2-34-20	D-4
大宮中学校	堀ノ内1-16-38	F-7
杉並第二小学校	成田西3-4-1	E-5
和田小学校	和田2-30-21	E-7
杉並第一小学校	阿佐谷北1-5-27	D-6
杉並第三小学校	高円寺南1-15-13	D-7
栗田小学校	成出来1-21-1	E-6
横井第三小学校	西荻北2-10-7	D-2
四宮小学校	上井草2-12-26	B-3
狭間小学校	宮前2-13-18	E-3
高井戸小学校	高井戸西2-2-1	F-3
堀之内小学校	堀ノ内3-24-11	E-7
永福小学校	永福2-16-33	H-6

名称	住所	索引
阿佐ヶ谷中学校	阿佐谷南1-17-3	D-5
中瀬中学校	下井草4-3-29	B-4
狭間中学校	善福寺1-8-3	C-2
松ノ木中学校	松ノ木1-4-1	F-6
東南中学校	堀ノ内1-3-1	F-7

土砂災害指定の避難所

名称	住所	索引
久我山会館	久我山3-23-20	F-2
高井戸東小学校	高井戸東1-12-1	G-4
方南小学校	方南1-52-14	G-8
大宮中学校	堀ノ内1-16-38	F-7

避難所へ避難する際は、区のホームページで、避難所開設状況の確認をお願いします。
被害の拡大が予想される場合、または降雨状況によって、他の区立避難所も開設します。

杉並区水害ハザードマップについて

この地図は、大雨によって河川などが増水し洪水になった場合に予想される浸水区域とその深さ及び避難所などを示したものです。区域の皆さんは、浸水の可能性を知っていただき、水害に対する日頃からの備えや避難行動などに役立てていただきたいと思います。

<注意点>

- 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形状及び河川、下水道の整備状況などにより変化します。
- 高い斜線で囲まれた範囲は過去に浸水したことがある箇所です。降雨時には十分注意してください。
- <浸水予想に用いた条件>
- 対象とした降雨:想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm)が、杉並区全域に降った場合です。
- 対象とした地域の河川及び下水道の整備状況:平成28年時点までの整備状況です。

以上の条件を考慮して、東京都がシミュレーションを行い、予想される浸水状況を示したものです。

(神田川流域 作成:平成30年3月30日 都市型水害対策連絡会 ※1)

(城南地区河川流域 作成:平成30年12月20日 都市型水害対策連絡会 ※1)

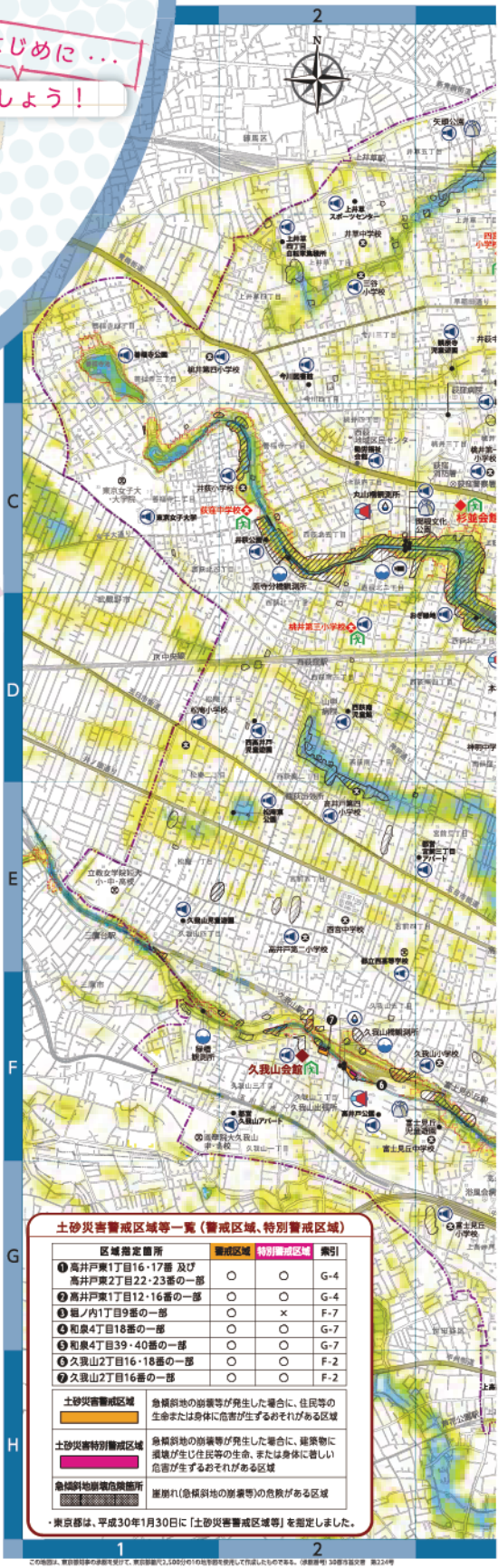
※1 都市型水害対策連絡会は、東京都・各区域の区市等により構成され、浸水予想区域の作成・公表を行っています。



防災関係機関

名称	住所	電話	索引
杉並区役所	阿佐谷南1-15-1	3312-2111	D-5

警備	住所	電話	索引
杉並警備署	成田東4-38-16	3314-0110	D-5
狭間警備署	横井3-1-3	3397-0110	C-3
高井戸警備署	宮前1-16-1	3332-0110	E-3
消防	住所	電話	索引
杉並消防署	阿佐谷南3-4-3	3393-0119	D-5
狭間消防署	横井3-4-1	3395-0119	C-3



土砂災害警戒区域等一覽(警戒区域、特別警戒区域)

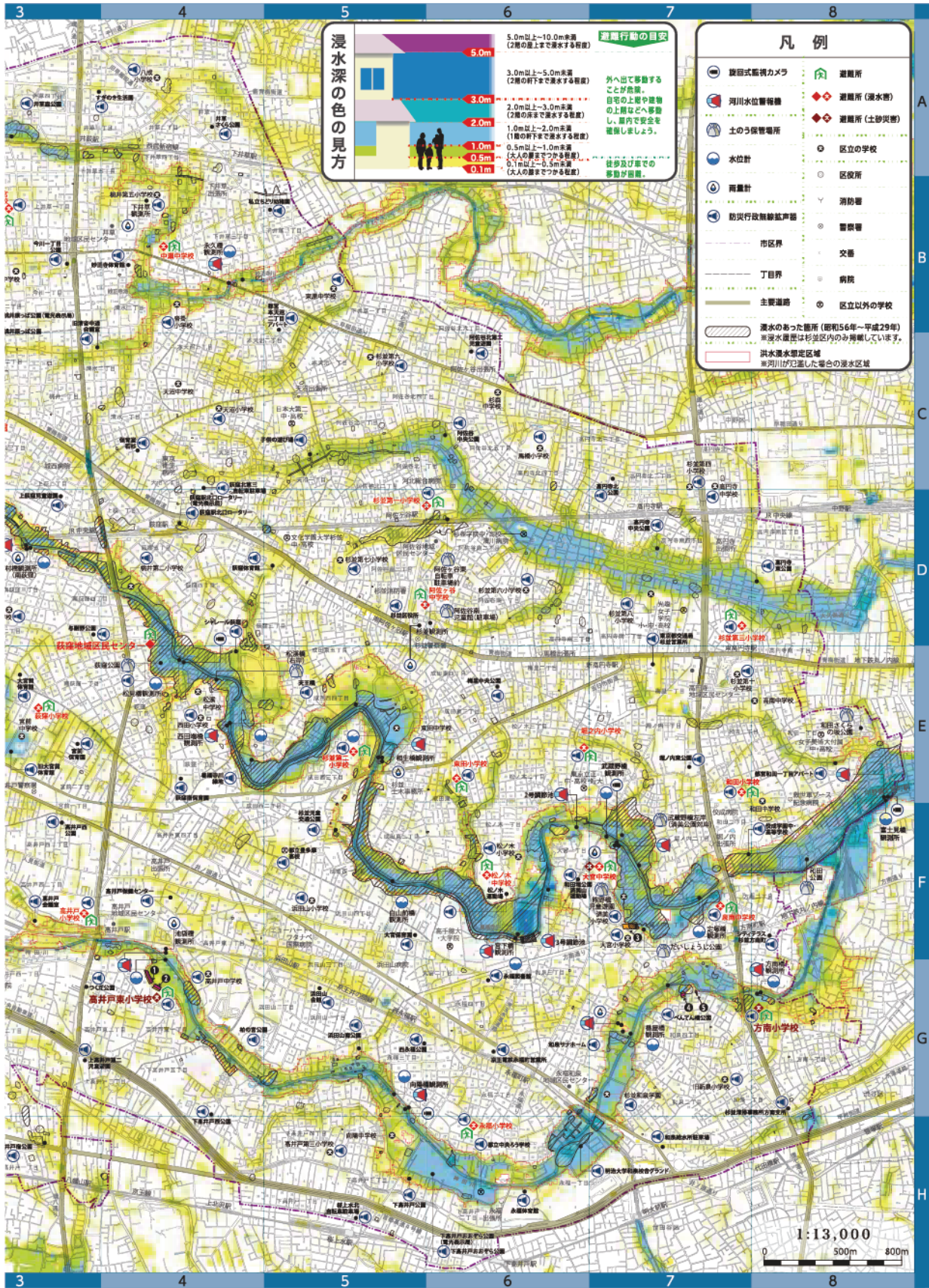
区域指定箇所	警戒区域	特別警戒区域	索引
① 高井戸東1丁目16・17番及び高井戸東2丁目22・23番の一部	○	○	G-4
② 高井戸東1丁目12・16番の一部	○	○	G-4
③ 堀ノ内1丁目9番の一部	○	×	F-7
④ 和泉4丁目18番の一部	○	○	G-7
⑤ 和泉4丁目39・40番の一部	○	○	G-7
⑥ 久我山2丁目16・18番の一部	○	○	F-2
⑦ 久我山2丁目16番の一部	○	○	F-2

土砂災害警戒区域: 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域: 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に被害が生じ住民等の生命、または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

急傾斜地崩壊危険箇所: 崖崩れ(急傾斜地の崩壊等)の危険がある区域

・東京都は、平成30年1月30日に「土砂災害警戒区域等」を指定しました。



浸水深の色の見方

5.0m以上~10.0m未満 (2階の上まで浸水する程度)	避難行動の目安
3.0m以上~5.0m未満 (2階の軒下まで浸水する程度)	外へ出て移動することが必要。 自宅の上層や建物の上層などへ移動し、室内で安全を確保しましょう。
2.0m以上~3.0m未満 (2階の床まで浸水する程度)	
1.0m以上~2.0m未満 (1階の軒下まで浸水する程度)	
0.5m以上~1.0m未満 (大人の膝までつかる程度)	
0.1m以上~0.5m未満 (大人の腰までつかる程度)	徒歩及び車での移動が困難。
0.1m	

凡例

● 遠隔監視カメラ	🏠 避難所
🌊 河川水位警報機	🔴 避難所(浸水部)
📡 土のう保管場所	🔴 避難所(土砂災害)
📊 水位計	🏫 区立の学校
🌧️ 雨量計	🏠 区役所
📢 防災行政無線拡声器	🚒 消防署
🏞️ 市界区	🏠 警察署
📏 丁目界	🚗 交通
🛣️ 主要道路	🏠 病院
	🏫 区立以外の学校

浸水のあった箇所(昭和56年~平成29年)
 ※浸水履歴は杉並区内のみ掲載しています。
 洪水浸水想定区域
 ※河川が氾濫した場合の浸水区域

1:13,000
0 500m 800m

追補資料54

区立大宮前公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁荻窪消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区宮前三丁目15番10号 杉並区立大宮前公園に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために、消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水及び消火用水以外についての事項を定める。

（深井戸の構成）

第2条 深井戸とは、東京消防庁が設置した、井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第3条 甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第4条 震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第5条 甲が震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、甲と協議し、乙は深井戸を活用することができる。

2 乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員立会いのもと深井戸の活用を認めるものとする。

（消火用水以外の活用の制限及び責務）

第6条 乙が深井戸を活用中に、新たな災害が発生する等、深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

2 乙が深井戸を活用する場合の給水及び配水については、乙の責務において行うものとする。

（費用負担）

第7条 深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る経費は甲が負担するものとする。

2 第5条第1項における経費は乙が負担するものとする。

(協議による決定)

第8条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(適用期間等)

第9条 本協定は、平成28年3月23日から3年間適用し、期間満了3カ月前までに甲乙何れからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各1通を保有する。

平成28年3月23日

甲 東京都杉並区桃井三丁目4番1号
東京消防庁
荻窪消防署長 小林 一広

乙 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中 良

追補資料55

区立梅里中央公園における震災時多機能型深層無限水利の管理及び活用に係る協定

東京消防庁杉並消防署（以下「甲」という。）と杉並区（以下「乙」という。）は、東京都杉並区梅里二丁目34番20号 杉並区梅里中央公園に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理及び活用について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京消防庁が震災時の火災等に対処するために、消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水及び消火用水以外についての事項を定める。

（深井戸の構成）

第2条 深井戸とは、東京消防庁が設置した、井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第3条 甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第4条 震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

（消火用水以外の活用）

第5条 甲が震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、甲と協議し、乙は深井戸を活用することができる。

2 乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、甲の職員立会いのもと深井戸の活用を認めるものとする。

（消火用水以外の活用の制限及び責務）

第6条 乙が深井戸を活用中に、新たな災害が発生する等、深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸の活用を制限することができる。

2 乙が深井戸を活用する場合の給水及び配水については、乙の責務において行うものとする。

（費用負担）

第7条 深井戸の整備及び管理に係る経費並びに災害活動及び防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る経費は甲が負担するものとする。

2 第5条第1項における経費は乙が負担するものとする。

(協議による決定)

第8条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(適用期間等)

第9条 本協定は、平成29年6月1日から3年間適用し、期間満了3カ月前までに甲乙何れからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新されるものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、押印のうえ甲乙それぞれ各1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 東京都杉並区阿佐谷南三丁目4番3号
東京消防庁
杉並消防署長 本多 博

乙 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長 田中 良

杉並区地域防災計画（令和元年追補）

別冊・資料 追補版

令和元年6月発行

登録印刷物番号

31-0019

頒価800円

編集・発行： 杉並区防災会議

事務局： 杉並区総務部危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

